

令和元年
11月

宮崎県定例県議会会議録

令和元年11月25日開会

令和元年12月11日閉会

令和元年十一月宮崎県定例県議会会議録

令和元年11月宮崎県定例県議会会議録 目 次

11月25日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 議長挨拶 -----	4
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
外山 衛議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第31号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自11月26日（火曜日）	
至11月27日（水曜日） 休 会	
11月28日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	11
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	11
1. 一般質問 -----	12
坂口博美議員質問 -----	12
・知事の政治姿勢について	
・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について	
・カーフェリー建造について	
岩切達哉議員質問 -----	25
・国と地方の関係について	
・地域医療対策について	
・福祉施設における入所者の安全について	
・発達障がい者支援について	
・精神障がい者支援について	
・虐待対応について	
・森林資源の整備と観光活用について	
・県関係職員の労働条件について	
・交通政策について	
・美しい宮崎づくりについて	

重松幸次郎議員質問 -----	40
・福祉行政について	
・令和2年度当初予算編成について	
・令和2年度の重点事業について	
野崎幸士議員質問 -----	54
・知事の政治姿勢について	
・災害への備えについて	
・農政問題について	
・公共事業における不調・不落問題について	
11月29日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	69
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	69
1. 一般質問 -----	70
山下 寿議員質問 -----	70
・宮崎カーフェリー（株）の新船建造計画について	
・鳥インフルエンザの防疫体制について	
・国土強靱化、防災・減災対策について	
・和牛甲子園について	
・日米貿易協定について	
・県内老年人口について	
・人口減少を可能性に変える地方創生について	
・太陽光発電所、風力発電所について	
・宮崎県の医師確保について	
田口雄二議員質問 -----	79
・知事の政治姿勢について	
・人材確保について	
・医療福祉行政について	
・竜巻被害支援について	
・県土整備行政について	
・県体育館の進捗について	
・職員の服務規程等について	
有岡浩一議員質問 -----	93
・知事の政治姿勢について	
・津波避難施設整備について	
・新船建造について	

- ・産業廃棄物について
- ・森林盗伐について
- ・C L Tの活用について
- ・ビッグイベントへの取り組みについて
- ・電子投票について
- ・人材カードの活用について
- ・障がい者スポーツの推進について

前屋敷恵美議員質問 ----- 106

- ・知事の政治姿勢について
- ・延岡・竜巻被災者支援について
- ・J R日豊本線美々津鉄橋の騒音対策について
- ・赤江浜侵食対策とサーファーの赤江浜利用について
- ・日米貿易協定問題について
- ・教職員への「変形労働制」導入について

自11月30日（土曜日）
 至12月1日（日曜日）
 12月2日（月曜日）
 休 会

1. 出席議員 -----	121
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	121
1. 一般質問 -----	122
脇谷のりこ議員質問 -----	122

- ・知事の政治姿勢について
- ・観光行政について
- ・市街化調整区域について
- ・全ての子供たちの施策について
- ・ネット犯罪の防止について
- ・豪雨などによる災害防止について

高橋 透議員質問 ----- 136

- ・知事の政治姿勢について
- ・地域医療対策について
- ・観光振興対策について
- ・水産業振興について
- ・食農教育について
- ・教育問題について

濱砂 守議員質問	150
・知事の政治姿勢について	
・一ツ瀬川の濁水対策について	
・森林環境譲与税の配分額について	
・ふるさと納税について	
・ひとり親家庭支援について	
・ラウンドアバウト（環状交差点）の設置について	
武田浩一議員質問	162
・知事の政治姿勢について	
・地方創生とSDGsについて	
・カンショの病害について	
・教育行政について	
・公立病院再編について	
・UIJターンについて	
・県内での経済循環について	
・国道448号について	
・灯台を活用した観光について	
・水難事故について	
12月3日（火曜日）	
1. 出席議員	179
1. 地方自治法第121条による出席者	179
1. 一般質問	180
太田清海議員質問	180
・地方自治問題について	
・自転車保険について	
・災害対策（大規模停電）について	
・はり師等の施術について	
・介護職員の処遇改善について	
・県道の除草について	
・太陽光発電について	
・学校事務について	
日高陽一議員質問	191
・スポーツランド推進について	
・農政問題について	
・沿道景観について	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道10号住吉道路について ・ 建設業関係について ・ 介護の労働力不足について ・ 在住外国人への支援について ・ 災害対策について 	
西村 賢議員質問	205
<ul style="list-style-type: none"> ・ カーフェリー建造支援について ・ 介護予防について ・ 山林の誤伐、盗伐対策について ・ 海の安全対策について ・ 農道整備について ・ 建設分野における人材確保と働き方改革について ・ 教師のいじめ問題について ・ 大人のひきこもり問題について 	
内田理佐議員質問	217
<ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻災害について ・ 県立学校の学生寮について ・ 競技力強化指定校について ・ 薬物乱用について ・ 里親制度について ・ 宮崎県特別支援学校PTA連絡協議会について ・ 県立病院について ・ 東九州自動車道について ・ 第35回国文祭・芸文祭について 	
12月4日（水曜日）	
1. 出席議員	235
1. 地方自治法第121条による出席者	235
1. 一般質問	236
井上紀代子議員質問	236
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少問題について ・ 林業担い手問題について ・ 農政水産問題について ・ 危機管理問題について ・ 教育問題について 	

河野哲也議員質問 -----	250
・知事の政治姿勢について	
・福祉行政について	
・農業行政について	
・林業政策について	
・学校のICT化について	
・警察行政について	
横田照夫議員質問 -----	259
・災害対応について	
・県のICT化について	
・農業政策について	
・教員採用について	
・河川パートナーシップ事業について	
・水素社会に向けて	
・都道府県幸福度ランキングについて	
1. 議案第29号から第31号まで採決 -----	270
1. 議案第1号から第28号まで委員会付託 -----	271
自12月5日（木曜日）	
常任委員会	
至12月6日（金曜日）	
12月7日（土曜日）	休 会
12月8日（日曜日）	常任委員会
12月9日（月曜日）	常任委員会・特別委員会
12月10日（火曜日）	休 会
12月11日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	275
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	275
1. 常任委員長審査結果報告 -----	276
日高陽一総務政策常任委員長 -----	276
岩切達哉厚生常任委員長 -----	277
日高博之商工建設常任委員長 -----	278
野崎幸士環境農林水産常任委員長 -----	280
渡辺 創文教警察企業常任委員長 -----	281
1. 議案第1号から第28号まで採決 -----	283
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	283
1. 議員発議案送付の通知 -----	283

1. 議員発議案第1号から第5号まで追加上程	284
1. 討 論	284
来住一人議員	284
1. 議員発議案第1号採決	285
1. 議員発議案第2号から第4号まで採決	285
1. 議員発議案第5号提案理由説明	286
日高博之議員	286
1. 討 論	286
満行潤一議員	286
1. 議員発議案第5号採決	287
1. 議員派遣の件	287
1. 知事発言	288
1. 閉 会	288
<hr/>	
1. 資 料	289
令和元年11月定例県議会日程	291
議案送付文書	292
一般質問時間割	293
議案委員会審査結果表	295
閉会中の継続審査・調査申出一覧	296
1. 議案議決件名一覧表	297
1. 議員発議案等	301
国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書	303
被災者生活再建支援法の改正を求める意見書	304
太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書	305
水産業の体質強化を求める意見書	306
宮崎カーフェリー株式会社への貸付に係る附帯決議	307
議員派遣（令和元年度九州各県議会議員交流セミナー）	308
1. 議事経過	309

11月25日（月）

令和元年11月25日（月曜日）

午前10時0分開会

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
公安委員長	藤田紀子
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安彦
議事課長	齊藤高子
政策調査課長	日高真治
議事課長補佐	鬼川真三
議事担当主幹	山口修隆
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 議長挨拶

○丸山裕次郎議長 開会前に一言申し上げます。

本日は、執行部、関係団体の御協力をいただき、古代衣装を着用し、本会議を開催いたします。

この取り組みは、平成24年度から記紀編さん1300年記念事業の一環として実施しておりまして、県議会といたしましても、「神話のふるさと みやざき」のブランドイメージの一層の浸透が図られることを期待するものであります。

◎ 開 会

○丸山裕次郎議長 これより令和元年11月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○丸山裕次郎議長 会議録署名議員に、脇谷のりこ議員、満行潤一議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る11月18日の閉会中の議会運営委員会におきまして、本日招集されました令和元年11月定例県議会の会期日程等につきまして協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計31件、その内訳は、補正予算3件、条例17件、予算・条例以外11件であります。このほか2件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会におきまして審査した結果、会期は、本日から12月11日までの17日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、11月28日から5日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

12月5日から2日間の日程で各常任委員会を開催し、11日の本会議で、付託されました議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会につきましては、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○丸山裕次郎議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月11日までの17日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第31号まで上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第31号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。令和元年11月定例県議会の開会に当たりまして、まず、お見舞いを申し上げます。

10月の台風19号等により、関東や東北地方を初め全国各地で大きな被害が発生しました。お亡くなりになった方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

本県といたしましては、国や全国知事会と連携して、被災県からの応援要請に迅速に対応できる体制を整えるとともに、県内の災害対策にも万全を期してまいります。

次に、一言お礼を申し上げます

本日は、県議会の御発案により、記紀編さん1300年記念事業関連の取り組みとして、古代衣装を身にまとったの本会議となりました。記紀編さん記念事業の集大成として、来年、本県で開催いたします国文祭・芸文祭を成功させるとともに、「神話の源流 みやざき」を県内外へ発信していく上で、このような大変貴重な機

会を設けていただいたことに対しまして、丸山議長を初め県議会の皆様に厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、1点御報告をさせていただきます。

高速道路の整備についてであります。

10月14日に日南市におきまして、東九州自動車道日南・志布志道路の日南区間の着工式を、また、一昨日、23日には日南市及び串間市におきまして、同じく、油津・夏井道路の日南区間及び串間区間の本格的な測量作業の着手に当たり、中心くい打ち式を開催し、丸山議長を初め県議会の皆様にも御出席をいただきました。

御支援をいただいております県議会の皆様を初め、御尽力いただきました国土交通省や関係者の皆様に、心から御礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、全力で取り組んでまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計が8億3,743万2,000円の増額、公営企業会計が2,893万3,000円の減額であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,131億2,605万4,000円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金1億5,746万5,000円、繰入金2億246万7,000円、県債4億7,750万円でありませぬ。

一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「東京2020オリンピック聖火リレー等実施事業」につきましましては、令和2年4月に本県で実施されますオリンピック聖火リレーに向

け、県内の機運醸成を図るための関連事業を実施するものであります。

次に、「防災拠点庁舎建設事業」につきましては、防災拠点庁舎建設工事のインフレスライド対応や設計内容の変更、工期延長に伴う経費を措置するものであります。

次に、「外国人患者受入れ環境整備推進事業」につきましては、外国人患者受け入れ体制整備のためのセミナー等を開催するとともに、医療機関が外国人患者に関する相談を行うワンストップ窓口を整備するものであります。

次に、「サツマイモ基腐病緊急対策推進事業」につきましては、カンショ産地で発生したサツマイモ基腐病の被害拡大を防止するため、健全な苗や種芋への更新等を支援するものであります。

次に、債務負担行為の設定について御説明いたします。

「東京2020オリンピック聖火リレー等実施事業」につきましては、来年度実施される聖火リレー等の実施に向け、資機材などの準備に今年度から取りかかる必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計の「高度化資金貸付金」につきましては、令和4年度に予定しております、フェリー運航会社に対する新船建造資金の貸し付けに当たり、運航会社や金融機関等と融資の内容や返済方法を定めた協定を締結するため、債務負担行為を設定するものであります。

長距離フェリー航路は、農畜産物を初めとする県産品の消費地への輸送手段及び観光客の移動手段として重要な役割を担う「本県経済の生命線」であることを踏まえ、金融機関等と調整の上、中小企業基盤整備機構の制度資金を活

用して40億円を貸し付けるものであります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第4号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が改正されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例」及び議案第6号「国営川南原土地改良事業負担金徴収条例」は、土地改良法の規定により、市や町及び受益者から徴収する負担金に関して必要な事項を定めるものであります。

議案第7号「国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例」は、市及び受益者からの負担金の徴収が完了したことから、条例を廃止するものであります。

議案第8号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、関係する手数料の改定等を行うものであります。

議案第9号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第10号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、人事委員会勧告等を踏まえ、職員の給料等を改定するものであります。

議案第11号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」は、地方公務員法の改正等により、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されること等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第12号「特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例」は、特定大規模災害等に対処するため

の地方警察職員の特殊勤務手当の特例を定める条例を制定するものであります。

議案第13号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の権限に属する事務のうち、火薬類取締法等に基づく事務の一部について、取り扱いを希望する市や町に対し権限を移譲するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第14号「宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例」、議案第15号「宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例」及び議案第17号「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、欠格条項等を見直す改正を行うものであります。

議案第16号「卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例」は、卸売市場法の改正により、条例で定める地方卸売市場の許可制度が廃止されること等に伴い、関係条例を廃止等するものであります。

議案第18号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法施行令の改正により、特定避難時間倒壊等防止建築物の定義が変更されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第19号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、民法の改正等に伴い、連帯保証人に係る債務の極度額を定めるなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第20号「職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例」は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が改

正されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第21号は、社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区（仮称）波帰之瀬橋橋梁下部工工事の請負契約の締結について、議案第22号及び議案第23号は、防災・安全社会資本整備交付金事業国道219号岩下工区（仮称）岩下橋上部工工事及び国道327号尾平工区（仮称）尾平トンネル工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第24号は、県有自動車による交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第25号及び議案第26号は、宮崎県建設技術センターなど4施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第27号は、令和2年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第28号は、宮崎県住宅供給公社を解散することについて、地方住宅供給公社法第36条第2項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第29号及び議案第30号は、収用委員会委員2名が令和元年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち議案第29号は、大迫敏輝氏の後任委

員として同じく大迫敏輝氏を、議案第30号は、宮永博美氏の後任委員として岩本愛氏をそれぞれ任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第31号は、現在、収用委員会予備委員1名が欠員となっておりますので、予備委員として坂本義広氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要等について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす26日から27日までは、議案調査のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、28日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時17分散会

11月28日（木）

令和元年11月28日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉日限俊郎
教育長	阿部文彦
警察本部長	阿緒方文彦
代表監査委員	阿緒方文彦
人事委員会事務局長	吉村久人

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自民党の坂口でございます。今から一般質問を行います。

一昨日、つまり、この26日、この日は本県が輩出した偉人、小村寿太郎の命日でありました。

小村寿太郎につきましては、本議会でも県民連合宮崎の高橋透議員が何度か取り上げてもいる郷土の偉人であり、平成17年には県総合文化公園に、県により銅像も建立されました。

実は、私はその除幕式に出席し、小村幸子様ほか小村寿太郎の親族に当たられる方々と一緒に、小村の偉業をたたえ、綱を引き、そして銅像の幕を開きました。

小村侯は外交官のかがみと称されるべく、まさに我が国が誇る歴代最もすぐれた外務大臣であると思っている私には、まことにありがたい機会でありました。

小村寿太郎は、1905年(明治38年)、本来なら元老である伊藤博文が担うべきであった、日露戦争の和睦交渉である講和条約締結の全権となりました。

ところで、この日露戦争では、東郷平八郎率いる日本海軍が、世界に冠たるロシアのバル

チック艦隊を撃破したことから、日本国内は、この戦は勝利に終わるとの雰囲気にも包まれていたが、実際は、もはや我が国には、戦争を続けるだけの余力はなかったと言われております。

このとき、戦費は既に当時の国家予算の6倍を超す17億円にも上っておりました。国は、これを国民への増税と借金とで賄っており、それ以上の軍事費の負担増は極めて厳しい状況に陥っていたというのが実情だったようであります。

しかしながら、そのような中にあるにもかかわらず、当時の大手新聞社等のマスコミが、「ロシアからの賠償金50億円を獲得」とか、「遼東半島の権利と旅順・ハルピン間の鉄道権利の譲渡、樺太全土の譲渡」などと、交渉結果の朗報なるを期さすような予測記事を相次ぎ報じたため、国民の期待はいよいよ高まり、さらに加えて、一部政治家の中には、「イルクーツク地方以東のロシア帝国の領土が我が国に割譲される」とまで言い放ち、国民を扇動する者までいたようであります。

その一方で、交渉自体は、戦争に負けるなどとは毛頭思ってもいない大国ロシアが相手であっただけに、日本国民の期待とは大きくかけ離れた極めて厳しいものとなり、決裂の危機を何度も迎えながらも、ポーツマス条約、いわゆる講和条約の調印に何とかこぎつけ、交渉は大成功を見ました。

しかし、賠償金を得られなかったこと等に対し、国民の不満が募り、追い打ちをかけるようにマスコミ各社も、「講和会議は主客転倒」「桂太郎内閣に国民や軍隊は売られた」「小村許しがたし」などと酷評したため、国内は戦勝気分から一転して不穏な空気に包まれ、日比谷焼き討ち事件にまで至ったのであります。

そんな空気の中、疲労こんぱい帰国してきた小村を新橋駅で迎えた首相の桂太郎と海軍大臣の山本権兵衛は、もし暴動により爆弾などを投げられたら小村とともに死ぬとの覚悟を固め、小村の両脇を挟んで歩いたと言われております。

このような厳しい試練を乗り越え、1908年(明治41年)には、2度目の外務大臣に就任し、今度は、日本国の平和維持と経済発展に向け、幕末に諸外国と結んだ不平等条約の改正に乗り出します。

そして小村は、関税自主権の回復と治外法権の撤廃を求めて、米・英・独・仏との条約改正に臨み、ここでも見事な外交手腕を見せ、役目をしっかりと果たします。

このような苦労の中、当時の日本の最大外交課題と言われたこれらの難題を解決できたことで、1911年(明治44年)、日本は事実上初めての独立国家として世界に認知されるようになったのであります。

しかしながら、このとき小村自身は、持病を抱えながらこの交渉を重ねていたため、これらの条約改正を終えた後に外務大臣を辞し、その数月後には他界するのであります。享年56歳でありました。

今、本県に、小村みみたいな地元出身のリーダーがあるなら、恐らくは、国を相手に身命を賭しての折衝を図り、本県の積年の課題の少なくとも何がしかは既に片づき、本県の発展にもさらなるものがあつたのではないかと思わなくもないのであります。

ところで知事は、今議会に、宮崎カーフェリーへの貸付金40億円の議案を上げられました。

これについては、新船建造に向け、宮崎カー

フェリー株式会社から、県と宮崎市へ総額50億円の貸し付け要請があつての県の対応だと承知をしております。

しかしながら、これに答えるとして上程された議案の概要では、県と宮崎市との貸付額が、それぞれ40億円と5億円の合計45億円とされており、なぜそうなつたのか全く腑に落ちないところであります。

今回、知事は議会の意思に応え、直接、宮崎市長との折衝に当たられたと信じますが、その確認とあわせ、折衝の経緯や考え方につきお伺いし、以下は自席からの質問といたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

新船建造に係る支援要請の際、宮崎カーフェリーからは、資金計画として180億円が必要であり、このうち、金融機関からの借入れが120億円、自己資金と国庫補助金を合わせて10億円の見込みであるため、50億円の資金不足が見込まれるとの説明でありました。

この資金計画は、確実に新船建造を進めるため、高度化資金借入れで積算された投資額171.5億円に織り込まれていない、着工後の追加工事等による資金需要に対応できるよう、資金を調達するためのものであります。

この要請に対し、県としては、180億円の資金計画全体を取りまとめるため、金融機関との調整も踏まえ、主要金融機関2行と同程度の規模となる40億円を貸し付けることとし、その上で、会社から要請のあつた残り10億円について宮崎市長と二度にわたって、私自身が直接、協議をしたところであります。

宮崎市としては、今後の財政需要や中期財政計画との整合の面から、全額を貸し付けること

は難しいとのことであり、貸付額は5億円、残り5億円につきましては、市が責任を持って、主要金融機関と調整し、融資枠を確保することになりました。

その一方で、会社の自己資金の積み増しがあったことから、最終的には、金融機関の融資枠を123.5億円に拡大することで、180億円の資金が調達できることとなったものであります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 今の答弁には、幾つか再度尋ねたいことがあるんですけども、これは後に回しまして、その前に、地方財政等について伺ってまいります。

8月30日に総務省は、令和2年度当初予算概算要求の提出に伴って、「令和2年度の地方財政の課題」という資料を公表しております。

その中には、「令和2年度地方財政収支の仮試算」も示されておりまして、歳入で見ますと、地方交付税については、出口ベースで16兆8,207億円、6,398億円増となっており、地方税等を含めると、交付団体ベースでは一般財源で1兆円の増額を見込んでおります。

そこで、これを本県に置き直しますと、仮に人口比の1%といたしましても、100億円となります。この半分が県への交付分とすれば、50億円もの一般財源の増となりますが、知事はこれをどう推計されたのか、令和2年度の本県予算確保の見通しについてお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今、御指摘がありました、8月に総務省が公表しました「令和2年度地方財政収支の仮試算」における一般財源総額は、地方消費税引き上げ等による地方税の増加と、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえた地方交付税総額の確保によりまして、議員御指摘のとおり、交付団体ベースで対前年度比1

兆円、1.7%の増となっております。

これを踏まえ、本県の令和2年度の一般財源につきまして、平成30年度の地方財政計画額に対する本県の決算額の割合をもとに試算いたしますと、58億円程度の増加となります。

しかしながら、総務省の仮試算は、概算要求に伴う地方全体の見込みでありまして、今後の税制改正、また地方財政対策の動き等を十分見きわめていく必要があると考えております。

○坂口博美議員 そしてまた一方、この仮試算の歳出側でありますけれども、全体では2兆円の増額、2.2%の伸びを確保するとの推計になっております。したがって、本県においても、2.2%以上の伸びを反映した予算を編成してもよいんじゃないか、すべきじゃないかと考えます。

自民党県連、そして県議会自民党としても、来年度予算の編成に際して積極型の予算を要望したばかりでありまして、それを受け取ってくださった知事も、この資料の公表元であります総務省の御出身であればなおさらのこと、至極当然だとして検討いただけるものと大きく期待をしております。

今回の、いわゆる骨太の方針を踏まえての、総務省における交付税要求の考え方は、本県の長期に及ぶ財政改革への取り組みなどにより大きくおこなっている社会資本整備や医療・福祉、そして、この後に質問します2巡目国民スポーツ大会に向けての対策などに、責任を持って対応ができる好機の到来だと言えようかと思えます。

今まさに知事の姿勢が問われるところであると思えます。令和2年度本県歳出予算についてのお考えを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 令和2年度当初予算の

編成に当たりましては、本県が抱えるさまざまな課題の解決や重点施策に積極的に取り組むために、予算要求限度額につきましては、今回初めてマイナスシーリングを全て廃止しますとともに、高速道路整備や国土強靱化対策を加速化させるために、その財源を十分に確保することとしております。

また、国の概算要求におきまして、本県の歳入の3割以上を占める地方交付税の増額も要求されておりますので、今後の地財折衝や国の予算編成状況を留意の上、歳入の見込みをしっかりと立てた上で、議員から御指摘のありました防災・減災、国土強靱化対策、地域医療や福祉の充実、そして国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会などに、計画的にかつ責任を持って積極的に対応してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 マイナスシーリングを外されたというのは、ちょっと期待できるのかなと思いますけど、やっぱり査定が控えておりますので、こここのところのさじかげんが一つあるのかなと思います。

では次に、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に関して、その財源問題について伺ってまいります。

今後、いよいよ、その開催に向け施設整備費用など大きな歳出が間断なく続くこととなります。

そこで、これら経費について数点尋ねたいと思います。

まず初めに、陸上競技場、体育館、プール、この3施設については、どの程度の予算を見込んでおられるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 主要3施設の整備に係る費用につきましては、それぞれの基

本計画におきまして、他県の例を参考に試算を行いました建設費の概算では、陸上競技場は約200億円、体育館は約85億円、また、プールにつきましては、全て屋内の場合で約98億円を見込んでおります。

そのほかに、測量や地質などの各種調査、基本設計や実施設計に係る費用として約25億円、また、競技用の備品購入費用として約15億円を見込んでおきまして、総額といたしましては、約423億円を見込んでいるところであります。

○坂口博美議員 かなり腹筋をぎゅっと絞めて聞かんと、えっと思えるような数字が出てきたんですけれども。では、今のこの3施設以外で必要となる施設としてはどういうものがあるのか。そしてまた、その費用についてはどうなっているのかを伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会の競技施設につきましては、基本的に既存の施設を活用することとなりますが、県有施設につきましては、県総合運動公園庭球場のコート面ですとか、自転車競技場の路面の改修等が必要でありまして、他県の同規模類似施設等を参考に、約15億円を見込んでいるところであります。

また、市町村施設につきましては、先催県の例によりますと、大会運営上支障がある場合などの施設改修等について、県が一定の支援を行っているところでありまして、先催県の実績等をもとに、約20億円を見込んでおります。県有主要3施設以外の競技会場の整備につきましては、最大で約35億円を見込んでいるところであります。

○坂口博美議員 それから、知事は過ぐる議会で、この大会で天皇杯の獲得を目指すということを明言されました。それには、当然そこに届

くための競技力の向上というのが欠かせないわけでありませう。

しかしながら、今年度の茨城大会での第41位という結果を見ますと、今後の競技力の向上のための経費については、相当な覚悟が要すると思っておりますが、どのように見込んでおられるのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたように、国民体育大会における本県の天皇杯順位につきましては、近年40位前後で推移しておりますが、7年後の国民スポーツ大会で天皇杯を獲得するためには、相当な覚悟と熱意をもって取り組む必要があると考えております。

天皇杯獲得に向けましては、社会人有望選手の確保、そして少年・女性選手の育成とともに、十分な練習施設等がない競技の環境整備など課題も山積しております。

これらの課題解決に集中的に取り組む、全ての競技の底上げを図る必要があり、また未来のスポーツ振興につながる財産づくりのためにも重要でありますことから、今後の競技力向上に必要な経費につきましては、最大で約110億円と、相当額の経費が必要であると考えております。

○坂口博美議員 結構かかるものだなという感じなんですけど、そのほかにもまだ、この国民スポーツ大会の大会運営に要する経費などがあるわけですが、その内訳と見込みはどうなっているのか。

また、施設整備や大会運営、競技力向上などを合わせた経費はどのくらいになるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国民スポーツ大会の大会運営につきましては、総合開会式・閉会式や競技全体の運営、選手・役員等の宿泊・輸送な

どの費用が必要になると考えております。

この他、先催県の例によりますと、会場地となる市町村が負担する競技会の運営に要する経費につきまして、県が一定の支援を行っているところでありまして、これらを合わせた大会運営に必要な費用の総額といたしましては、最大で約90億円を見込んでおります。

以上申し上げました、国民スポーツ大会に関する施設整備や大会運営、競技力向上などに要する経費を合計いたしますと、最大で約658億円を見込んでおります。

○坂口博美議員 今お答えいただいた内容を踏まえまして、今後の財政見通しと財政運営について伺いたいと思います。

本県の今の財政状況と照らし合わせますときに、施設の整備費については、その大方を県債に頼るしかないと思われそうですが、総額でどの程度になると見込んでおられるのか、また、そのことにより、後年度の公債費負担についてはどうなっていくのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（武田宗仁君） 先ほど総合政策部長から答弁がありましたとおり、施設整備に係る費用の合計を約458億円とした場合、このうち75%に当たる約344億円を県債の発行により、残り25%を一般財源で負担することとなります。

また、現時点での施設スケジュールに沿って、約344億円の県債を仮に金利1%で発行し、20年間で償還する場合、平成30年度決算額で約820億円の公債費が、最大で年間24億円程度増加するものと試算されます。

○坂口博美議員 ちょっと昔の4%、5%の金利時代だったら、これはちょっとできなかったかもわかりませんね。

そしてまた、起債の対象にできない競技力向上のための経費でありますとか大会開催の費用など、いわゆるソフト事業経費なんですけれども、これはやっぱり起債が組めないわけですけど、どう確保されようとしているのか、これについては知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 競技力向上や大会開催経費などのいわゆるソフト事業に係る費用を約230億円とした場合、これらの費用には、議員御指摘のとおり、県債を財源とすることができないため、基本的には一般財源で対応していく必要があります。

ただし、この230億円もの一般財源を単年度で措置することは困難でありますので、各年度発生する剰余金等をもとに基金を設置するなど、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に係る財源を確保していく必要があると考えております。

○坂口博美議員 今言われました障害者スポーツ大会なんですけれども、今、国民スポーツ大会と一緒にこのスポーツ大会、国民スポーツ大会を例示しながら伺ってきたんですけど、この障害者スポーツ大会についてはどう考えておられるのか。目指そうとされている本県ならではの大会の姿、これは順位を争うということが主目的じゃないですから、宮崎ならではの、「ああ、なるほど宮崎だ」というような大会、その姿というのをまず目指すべきだと思いますが、予定されている費用とかその内訳などについて、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） この全国障害者スポーツ大会は、国内最大の障がい者のスポーツ大会として、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが社会の一員としてともに暮らせる宮崎県づくりにつながる貴重な機会だと考えております。

私としましては、選手が全力で競技に打ち込み、大会にかかわる方々がいきいきとサポート・参画することで、夢や感動、達成感などを共有できる、そういう大会にしたいと考えております。その姿が、「日本のひなた宮崎県」の魅力とあわせて、全国に発信される機会にもなるかと考えるところであります。

大会経費につきましては、この大会は、基本的に国民スポーツ大会の会場を使用することになるわけですが、先催県の例により、開会式や競技大会などの大会運営に係る経費として、最大約30億円を見込んでおります。

加えて、競技力の向上に要する経費も必要となりますが、この点につきましては、今後、県準備委員会の専門委員会や関係団体等の御意見を伺いながら、選手の育成やチームづくりなど、本県に即した取り組みをしっかりと検討してまいります。

○坂口博美議員 やっぱりかかるものだな、今後の財政需要、相当なものだなという印象ですけれども。

それで今度は、これからの財政の見通しについて尋ねたいと思いますが、あえて言うなら、財政改革という名の大義のもとで、県民の皆さんの我慢を伴いながら保ってこられた本県の健全な財政状況と言えます。

今、一連の答弁のように、今後、相当規模の財政負担が続いていくことになるわけです。しかしながら、国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会の成功というのは、全国との約束事であり、また同時に、県財政の健全性の維持というのは、県民に対しての義務であります。責任であります。

そして、当然ながら私たち議会は、その両立をしっかりと県の行政に担保させる責任という

のを負っております。

あえてそういったことを申し上げて、今後の財政見直しについて、知事に説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君） こうした国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催に伴う新たな施設整備等によりまして、県債発行額と公債費の大幅な増額が見込まれますとともに、競技力向上や大会開催のために、多額の一般財源を今後確保する必要があります。

こうした投資というものは、スポーツランドみやざきを掲げる本県にとりまして、将来につながる大変重要な投資であろうと考えております。このため、大会開催に係る県の負担額全体がある程度積算できた段階で、できるだけ早く財政見直しを策定し、県政の諸課題にも的確に対応しつつ、将来にわたり財政の健全性が維持できることを、財政関係2基金の残高や健全化判断比率の推移等によりお示ししたいと考えております。

○坂口博美議員 そういう状況の中ということですが、先ほど言いましたように、長年にわたって県民に強いてきた辛抱我慢というものがありません。今こそ積極財政に方向転換すべきだと思います。先ほどの令和2年の財政見直し等も含めまして。

例えば、そういった中であらゆる財源を確保しなきゃいけないんですけれども、住宅供給公社の解散の議案も上がってきておりますが、そうなりますと、決算書などを見ますと、最終的には、詰めていっても60億くらいの財源というのは、結果的に一般会計へと歳入されることになるのかなと思っております。

それからまた、少々言いつらいんですけれども、企業局も毎年度順調な決算を続けております。

ひょっとすれば、ここには二匹目のドジョウがいるかもしれないなと思っています。塩漬けの金などについても再度見直して、有効に活用されるような心構えで、積極的な予算というものをお考えいただくようお願い申し上げまして、これからは、フェリー問題について伺ってまいります。

資金ショートの可能性、先ほどの壇上の知事の答弁で、50億円不足しているということでありました。そして、それを会社がどうしても必要だとしている180億円という金額であります。事業費用として中小機構に提出した171億5,000万のほかにも、さらに8億5,000万が必要だということを意味しているのかと思いません。

この8億5,000万の追加支援というものが無いと、資金ショートの可能性があると何を意味しているのか、確認のために知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 投資額として積算をされました171.5億円につきましては、造船会社からの見積もり額や同業他社からの聞き取りなどをもとに積み上げられたものであります。新船着工後に排ガス規制の見直しがあつて、処理装置の変更やこれに伴う設計変更などがあつた場合には、当初の投資予定額に織り込まれていない数億円規模の追加費用が生じる可能性があります。この場合、171.5億円では足りず、資金ショートする可能性があると考えております。

○坂口博美議員 県は、この180億の調達目標の中で、既に金融機関との調整を行ったということと、それから40億円、これは主要銀行と同程度ということでありました。これを貸すことになっているという答弁でありましたが、まず、この調整というのは何をされたのかというこ

と、何だったのかということ。それから、この40億円決定の合理的な理由というのはどこにあるのかということ、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県経済は、農産品や製造品を大消費地に輸送することで外貨を獲得しております。

また、トラック運転手の労働時間規制の強化により、陸送からフェリーへのモーダルシフトが求められておまして、フェリー航路の維持は本県経済の生命線であります。

このようなことから、県としましては、当該航路の維持に大きな役割を果たしていく必要があると考えておまして、今回、会社から求められた50億円の公的資金を検討するに当たりましては、県としてできる限りの対応が必要であると判断したところであります。

また、具体的な貸付額につきまして、金融団の宮崎銀行及び日本政策投資銀行と調整する中で、新会社は運航実績も短く、自己資金も少ないことから、その信用を補完するために、最大限の後押しとして、県に、これら2行と同程度の40億円の貸し付けとしてもらいたいとの声もあったところであります。

このようなことから、県といたしましては、資金計画全体を取りまとめていくという考えから、40億円の貸付額としたところであります。

○坂口博美議員 それは事業者側、行政側からの合理性・合理的な理由になるのかな。

まず、宮崎の生命線というぐらいの大事な位置づけだったら、通常だと、それは経済が必要とするから、ひとり歩きができるはずですね、通常だと。まあ、いろんな事情があるんでしょう。

ただ、県民サイドからの40億というものは、

果たしてメインバンクと同じだけのものを県が貸す必要があるのかというのは、合理的な理由というのは県民はなかなか見つけづらいんじゃないかなということをおし上げておきます。

それからまた答弁で、宮崎市は、知事の申し入れ拒否の理由として、今後の財政上の問題を挙げたという説明でもありました。では、宮崎市と本県との、例えば財政の硬直でありますとか弾力性を比較するとどうなっておりますか。これも知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 直近の公表されている数値であります、平成29年度決算に基づく2つの財政指標を比較いたしますと、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は、宮崎市が89.9%、県が92.7%、また、財政規模に対する公債費の負担割合を示す実質公債費比率は、宮崎市が7.9%、県が12.9%となっております、市も県も財政の健全化は保たれていると考えておりますが、財政の硬直度という視点からは、県のほうが高い状況にあります。

○坂口博美議員 そんな中で40対5ですか、8倍ですよ。

宮崎市長は、知事からの直接貸してくれという依頼を断るかわりに、「市の責任で金融機関から5億円を融資させる」と約束したということでもありました。

どの金融機関にどのような条件で市長が話をつけたのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎市におかれましては、この事業について金融機関を取りまとめます宮崎銀行及び日本政策投資銀行に対し、5億円の融資枠の確保を依頼したとお聞きしております。

これにより180億円の資金が調達できる見込みとなったわけではありますが、一方、会社におい

では、自己資金を1.5億円積み増すこととなりましたことから、結果として、金融機関の融資枠が120億円から123.5億円となりまして、3.5億円の枠が追加的に確保されたことになっております。

なお、金利、担保等の条件につきましては、従来から調整をしている120億円の融資枠と同じ内容と聞いているところであります。

○坂口博美議員 1.5億円は、これまた話が別で、別次元の問題だと思うんですけど。まず、知事が宮崎市長と約束をしたというのは、これは5億円ということでありまして。結果として、金融団の融資額総額を125億円にするという約束をしているわけですが、これから見ると、1億5,000万足りないということになります。

今の時代にフェリー会社を第三セクターとして立ち上げたこと自体、変に感じるんですけども、この会社への出資額を見ると、県が1億円、市が5,000万円となっております。つまり2対1となっているんです。

この比率は、例えば権利主張、あるいは責任を負う、どちらもこの2対1が基本になります。50億円の調達であれば、30億円と20億円、これがスタートラインにないといけないと思うんですけど、それを知事は40対5でスタートされて、そのままで寄り切られた。これは全く話にならないと思います。

もう一度仕切り直しをされる気はないか、知事に念のためにお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今回、会社から求められました50億円の公的資金を検討するに当たりましては、県としてできる限りの対応が必要であると判断をして、金融団及び宮崎市との調整を行ったところであります。

その中で、会社の自己資金の状況や金融機関からの要請、さらには資金計画全体を取りまとめていくという考えから、県の貸付額を40億円とし、残りの10億円について、宮崎市に応分の負担を求めたものであります。

宮崎市とは2回にわたって協議を行い、県からの要請は真摯に受けとめていただいた上で判断されたものと考えており、県からの貸付金は40億円としたいと考えております。

○坂口博美議員 真摯というのはどういうことをもって真摯と言うのかはちょっとわかりませんが、では、新たに借りることになるこの資金、当然金利がつくわけですが、何%の金利を誰が払うことになるのか、再度お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 実際の金利につきましては、金融機関と会社との個別取引情報でありますので、お答えをしかねるところであります。高度化資金の収支計画におきましては、2.5%で試算しているところであります。また、その利息は会社が支払うこととなります。

○坂口博美議員 まず、県は株主ですよ、大株主。副知事は責任者、経営陣の主として入ってるんですよ。僕は、銀行のそういった守秘義務を聞いているんじゃないんですね。経営そのものですから。だから、どうなっているんだというのを答えないというのはちょっとどうかなと思いますけど、時間もあるし、先に進みます。

そこで、40億円もの信用補完融資を県がやれば貸しますよということ、これは言いかえると、まだこの会社の将来について、我々は信用というものは、まだ判こを押せない。だからその安全のために、まず県が姿勢を示してくれ。それで、この信用を補完していきましょう

ということなんですよね。ですから、運営の不
振、あるいは破綻へのリスクというのが全く消
えているという状況下にはないと思いますけれ
ども、今度は金利がそういったところであって
スタートをして、まだスタートを切れないと。
金が足りないという状況の中で、新たな金利が
またそこに、これから何十年続くわけですよ
ね。これは完全なる重荷になると思います。そ
して、ややもすると、破綻へのリスクの増大に
なると思うんですよね、余計な金が要るわけだ
から。これ、知事はどういうぐあいに思われま
すか。

○知事(河野俊嗣君) 今後の新船就航後も含
めて、会社がしっかりと黒字経営を行って適切
に返済をしていくことは、大変重要なことであ
ろうかと思っております、しっかりとその取
り組みを支援していくことは大変重要であらう
かと考えております。

○坂口博美議員 県が40億出せばこの事業を何
とか進めようという、平たく言うと、我々だけ
じゃ責任持てないですよ、先は怖いということ
なんですよね。一緒に歩いてくださいと。そこ
で、金利でも1円でも減らしていくというの
が、やっぱり安全弁じゃないかなと思うんです
けど、宮崎市長は、市の責任で銀行に5億の融
資増をやらせると言ったんですから、必ず5億
円を確保させることと、市が責任を持ってと
言ったんですから、この責任に何が含まれるの
かと。やっぱりリスクが出てきちゃ、これは責
任が持てないことになるから、そこもしっかり
頭に置いてやっていただきたいと思います。

総合政策部長に伺いますが、仮にこの新造船
2隻180億円が就航するとなると、宮崎市にはど
れぐらいの固定資産税が納付されることになる
のか。

また、これまでに幾らほどのフェリーの固定
資産税が既に市に収納されているのか、お伺い
をいたします。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 固定資産税に
つきましては、県の試算によりますと、新しい
船の建造によりまして20年間で3.5億円、現船に
よりますこれまでのものが、20年間で2.3億円と
なっております。

○坂口博美議員 市が仮に5億をふるさと融資
を借りて貸したって、最終的に清算されると、
本当に微々たる金ですよ、5億以上の金に比べ
れば。桁がうんと違いますよ。そこらも市に
は、ちゃんと理解をしてもらって、今後とも交
渉を続けていくべきだなと思っております。

次は、この1億5,000万の会社の積み増しにつ
いてですけれども、穂永社長は、この自己資金
は補助金と合わせて10億円しか準備できないと
言っていたんですが、これが11億5,000万になっ
た。それはいつなったのかと、その金はどこか
ら持ってきたのかということ、これは知事にお
伺いをしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 来年1月1日から、燃
料油に含まれる硫黄分を制限します、いわゆる
「SO_x規制」が適用されることとなっております。
現在運航している船舶につきましては、
規制内容に適した燃料油を使用する必要があります。

この適合油は、従来なかったものであること
から、その価格水準が不透明でありまして、現
在使用しておりますC重油との価格差が、1
万5,000円の場合は、自己資金等11.5億円、1
万7,000円の場合は、自己資金等が9.5億円と見
込まれましたことから、この段階では、自己資
金等を10億円程度と設定していたところであり
ます。

このような中、10月末に、この価格水準が判明し、その燃料油コストが明らかになりましたことから、建造費に充てられる自己資金等1.5億円の積み増しが可能と判断をしたものであります。

○坂口博美議員 今の差額で、例えば1,000円なり1,500円なりの差があったから、これはまだ前倒しで使えるよという話かなと思うんですけども、この約束期間、この水準価格で行きましようという、その石油の納入業者なり、重油の、そこの見直しというのは、どのぐらいの期間置きにやっっていかれることになりますか。

○総合政策部長（渡邊浩司君） そういった適合油の価格につきましては、主要な販売業者と船会社との交渉を行うことによって決定しておりますけれども、これが3カ月ごとに改定をされるということになっております。

○坂口博美議員 今言いましたように、1,500円の価格安ということでやれるといっても、1億5,000万捻出するには3年かかりますよ。3カ月ごとにこの乱高下がひどい、投機家だって丸裸になる人、たくさんいるんですよ。そんなところに3年近い期間を通算、やれるんですか。価格、そんなに安定しますか、3年も。これ、怖い話ですよ。

だから、そんな無謀をやらしちゃいかん。1億5,000万円、しっかりと運営のためにためさせて、戸敷市長が5億つくると言ったんなら、それをつくらせるべきです。できたと言ったんだから、そんなもの、ちゃんと「おまえの身を守れ」とやるべきだと、僕は思うんですよ。

これは、総合政策部長かな、知事かな。さっき言った金利の負担がふえてリスクが高まりますよというのと、今の石油の見通しというのは本当に難しいですよという、これについての所

見を、どちらかにお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） さまざまリスクがございますけれども、燃油価格につきましては、これに連動した調整金、いわゆるサーチャージがございます。そのサーチャージを適切に運賃に転嫁するというので、自己資金への影響を緩和していきたいと考えております。

○坂口博美議員 そういうと、ああそうかと思いやすいんですが、サーチャージというのは、やっぱりこれは別なものですよ。上げ幅についての共済掛金みたいなものですね、保険みたいな。

下がるときには、じゃ、どうなるのかということ、それは荷物に対しての運賃ですから。だから、満杯満杯満杯で行って、それでも98%ぐらいしか補填されないと思うんですよ、満載していても。空になるときだってあるじゃないですか。サーチャージといたって、元の価格が乱高下すれば、その差のことですから、サーチャージがあるから価格が一定するなどというのは、子供でも信じないですよ。

これも時間がなくなってきてて、通読していなかったから、あとどれぐらい要るかわからないんですけど、それは答弁にならないと僕は思うんですよ。安定しないんですから。乱高下の「高」になったときの補填策ですから。

次に、171億5,000万という数字が出てきました、急にこれで混乱したんですけど、180億円を要するとしていた今度の事業に対して、先ほど申し上げた数字が出てまいりました。これが、それしか調達めどがついていないという時点で、県は高度化資金申し入れの申請をされております。もし180億円に満たないときには、船はつくれないか、つくってもその所有権を移転してもらえないということになると思うんです

が、これで問題はないのかということ、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) この171.5億円という数字のところでありますが、県の40億円の貸し付けにつきましては、高度化資金を活用するため、中小企業基盤整備機構と手続を進めているところであります。今回の新船建造のように工期が長期間に及び、貸付決定の前に事業に着手する場合には、中小機構から事業認定を受ける必要があるところでありまして、県は、11月1日付で、事業認定申請書を中小機構に提出したところでありまして、現時点で、見積書等により明確な積算根拠が示された171億5,000万円の事業計画を提出したものであります。

なお、最終的には、新船建造後の令和4年度に、実際に要した事業費を精査し、貸付決定の手続を行うことになりましたので、事業認定申請を171億5,000万円として提出したことについては、問題ないものと考えております。

○坂口博美議員 ということは、この船をつくるのに必要なお金が何ぼだというものがある。それが調達できようができませんが、問題はないという理解でよろしいんですか、171.5億申請するというところで。

○知事(河野俊嗣君) 今の中小機構への事業認定申請につきましては、明確な根拠を持った数字でなければ提出できないということであり、現時点で、見積書等により明確な根拠が示された費用の積み上げである171億5,000万円の計画として提出したものでありまして、そういう意味において問題ないと答弁をしたところであります。

○坂口博美議員 そうしたら、さっきの油代の1億5,000万がもしなかったら、170億と書いても、やっぱり県は40億調達できる、32億貸して

もらえる、その金を借りるための数字としてここに入ると。もっと言ったら、140億ぐらいでも条件に合うかもわからないですね、40億つくるのに。そういう数字だということになるという理解しかできないと思うんですが、そうなりますと、これは造船のための事業費ではなくて、県がお金を借りるための、いわば貸借事業費ということになると思うんですけれども、その理解でいいですか。お金を借りるための数字が171.5億だったんだということ。

○知事(河野俊嗣君) この171億5,000万円は、中小機構から県が高度化資金の貸し付けを受けるために、現時点で、見積書等により明確な根拠が示された費用を積み上げた数字でありまして、いわば「造船事業費」とは異なるものであります。

○坂口博美議員 随分、我々は混乱しているんですよ。県民の方も、171億5,000万という事業費というのが公表された、報道もなされた、しかしながら、180億円必要だとも言っている、これは一体どういうことかと。僕らもわからないんですわと、説明のしようがないんです。

でも簡単ですよ、今のは。だから、県が金を借りるために171.5億というのをあそこへ入れたけど、ここには140億と入れていても、200億と入れていてもいい。そうですよ、8割以下を貸すわけですから。事業費と県が必要な金との両方。だから、いいですよ、160億、あとはまた商工観光労働部長、計算したら160億でも32億には行き着きますよ。そういうことなんですよ。

そういう数字だから、便宜上の数字ですよ。これは金を借るための便宜上の数字。変わっていく数字ですよ、そのときの状況で。全く造船費用とは関係ない。

そのことを今、明らかにここで県民に説明す

べきだと思います。随分混乱しているんですよ。報道の方たちも、わからなかった方が多分いるんじゃないかなとか、わかった方がいないんじゃないかなと思うぐらい、これは混乱したんですよ。

どうですか、知事、このことをどう思われますか。ここで撤回すべきですよ。これは事業費じゃないんだと。県がお金を借りるための、便宜上ここに——便宜というところ、それ以上にいい言葉が見つからないんですけど、これはこういう客観的な数字ではないんだと。たまたまそこで出てくる数字がここに入るんだということを、しっかりと説明されたらどうですか。

○知事（河野俊嗣君） さまざまな数字があってわかりにくくなっているところを、真摯に受けとめたいと考えております。

この171億5,000万、改めてであります、中小機構から高度化資金の貸し付けを受けるために、見積書等により明確な根拠が示された費用を積み上げた、そのための数字ということでありまして、ぜひ、今後とも丁寧にそういうことを説明してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 だから、これは造船の建造費用という中からは、完全にここで消えていくんだということ。内部資料としての数字だということになると思うんですね。そして、我々が、そこに何という数字が書いてあるんだとただしたときに、171.5億と書いてあると。

やっぱり今、ここまでしっかりと明言されておかないと、2つの数字が歩いていきますよ。数字は1つしかないんですから。いろんな状況説明とかは幾つもありますよ。価値観も幾つもあります。でも、数字は1つしかないんですよ、正しいのは。それが2つがずっと歩いていったということ。これは、ちょっとくどく

言っておきます。

今回の代船建造計画ですけれども、これは県が将来にわたって経営は健全であり、計画は妥当だと分析していると。その一方で、金融機関側では、融資をするには、県の直接融資が条件であると。しかも、その額は横並びだと。

言いかえれば、県の貸付額以上は出し切らないよと金融側では分析されているほどの、この事業の信用度の低さと。だから、2つに大きな違いがあるということが、やっぱり心配事の一つです。加えまして、5億円の上積み融資に係る幾つかの問題点が出てきました。約束が違うとか、リスクが高まるとか、融資比率の問題。持ち株の割合とすると、大きく外れている。それから、県の貸し付け40億円についての県民サイドから見たときの合理性の説明。これは、なかなかこの30分では解決しづらいとか、できなかったことがたくさんあります。

そしてまた、この議案というのは、県の命運をかけたプロジェクトとして、これまでずっと私たち総務政策常任委員会において、報告をされたり、協議をされたり、あるいは現地に行って視察をしたりしてまいりました。しかしながら、まだ最終的な調査を終えるところ、報告を全部いただくところまでは今、行っておりません。

ところが今回、さっき言いましたように、40億円の高度化資金を貸し付けますという金貸し事業として議案が上がってきているわけですね、今のところ。今後、商工建設常任委員会への付託になると。これは議会のやり方となっていくんですけれども。そうなりますと、議員の誰ひとりとして、このプロジェクト、この事業全体の説明というのを全体受ける人は、この中にいないんですよ。（2回目ブザー）

だから、今後の成り行き次第で、私は、この議案については総務政策、あるいは商工建設両委員会の合同審査でありますとか、先ほどのように、何か宮崎市の言うことと県の言うことが一緒なのかなとか、わからない部分がありますから、場合によっては、参考人も外部から呼ぶ必要が出てくる、そういうことも考えられる。これは議会内部の問題でありまして、議会もそれなりのルールというのを持っておりますから、今後、両委員長、商工それから総務の委員長を中心に、委員の皆さんとかでいろいろ考えていくところでしょうし、これから何日間か続く一般質問の中でも、数名の方が質問の通告をされておりますから、そこの流れに沿っていくことになると思いますけれども。

先ほど私は、小村寿太郎の先見の識や交渉力のぬきんでた優秀さについて申し上げました。それをもって、しかも命をかけて小村がかち取った数々の国益に触れました。

それは、知事に、交渉というものがいかに大切なものかを知っていただきたい、その一心でありました。

例えば、運動公園の盛り土高台、この件では、地権者との交渉に失敗をして、その途端に10億円ですよ、一晩で。かかる経費が10億円の増。聞くところでは、知事が地権者に直接理解を求める姿を見たという人は誰もいない。

一ツ葉有料道路だって、これは私の主観というか、緊急時の重要な支援道路として県は位置づけているんですということです。ですから、ひょっとすれば、補助公共事業でやれたかもしれない。しかしながら、これを有料として利用者負担ということで、これから100億近い金を集めなきゃならないということになりました。

これとて、国と身命をかけて交渉されたとの

話というのは聞いていない……

○丸山裕次郎議長 坂口議員に申し上げます。時間が参っております。

○坂口博美議員 (続)ただ、ここではそのかわり、住吉バイパスが動き始めたとの話は聞くも、果たして、その真なるか、あるいは偽なるかを知るすべというのは持ちませんが、仮に本当であれば、宮崎市の長年の願いでありますから、これは実現に向かうこととなる。ならば、宮崎市に喜びの意を表したいなと思っております。

そして、今回の先ほどずっと議論してきました、宮崎市長と金融機関との交渉でありますけど、県ができなかった銀行説得を、いとも簡単に市がやってのけた。しかも、実質的な負担、利息というのは全て宮崎市は避けてしまった。これはやっぱり一方的な宮崎市長の勝利だと、僕は思います。

県民の圧倒的な支持をお持ちの河野知事でありますから、本気を出して交渉に当たられるなら、相当なる成果を出されると、そういう知事だと僕は思っております。市ができることが県にやれないことはないと思っております。そういった熱い思いで、ぜひとも宮崎のために実力を常に発揮していただきたいと心から願って、質問を終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、社民党の岩切達哉であります。大変、大所高所に立った質問の後ではございますけれども、しっかりと自分の立場を踏まえてやってまいりたいと思っております。

まずは、傍聴にお見えの皆さんに、足元が悪い中ではありますけれどもお越しいただきましたことに、お礼を申し上げたいと思っております。

さて、先日、とある調査で、都道府県「幸福度」ランキング2019というものがあり、宮崎県が1位と発表されていました。

調査の詳細はわかりませんが、ありがたい評価だと思います。

「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指す河野知事の成果かと思えます。

それでも、きょうも、ミルクがない、おむつがないという声に、そんな困窮を支える実践者が走り回っている現状がございます。そんな貧困の実態や虐待、DV、社会の課題はなお多くあるところであります。

この宮崎県が、本当に日本一の評価に見合うような社会になっていく、そのための政策が展開されることを願いながら、質問させていただきますので、前向きな答弁をお願いしたいと存じます。

最初に、国と地方の関係について何点か伺います。

知事に伺います。都市と地方の問題であります。

大学入試共通テストの改革の中で、予定されていた英語民間試験に関連して、住む場所や家庭の経済状況によって不公平が生じないかという質問に、萩生田文部科学大臣が、生徒の境遇により差が出るのを認めた上で、「身の丈に合わせて、勝負して頑張ってもらえば」と述べたというのが、身の丈発言問題として取り上げられました。

これは、生活をする場、生活をする家庭の経済力で教育格差があることを、現役の文部科学大臣が認めた発言でした。

1回の受験料が2万円を越すことや、民間試験ゆえに受験会場が限られるのではないかとということで、地方の学生と都市の学生に教育機会

の差が生じる課題があるとの指摘だったのですが、この格差を容認する発言、「身の丈に応じた」という発言は、私たちを含む、地方に生活する人々への侮辱であったのではないかと私は思うのであります。このことに対する知事の所見をお聞かせいただきたいと思えます。

続いて、都市と地方の所得格差についてであります。

最低賃金制度であります。平成16年時点で、東京は710円、宮崎は606円、その差は104円ということで、率にすれば宮崎県は東京の85%の水準でございました。

これが、ことし、東京は1,013円、宮崎790円と、その差は223円となり、宮崎県は東京の79%の水準ということで、格差は拡大している。

また、ことしの人事委員会勧告は、都市と地方の格差を一部是認したような内容になりました。残念なものだと理解しております。

県人勧は、県職員に対する影響以上に広範な勤労者に影響を及ぼすことを考えますと、人口の社会減を抑制するために県内就職の促進、そのためにも県内勤労者の給与所得の改善という政策を進めておられることと矛盾すると考えるのですが、このような都市と地方の所得格差について、知事の所見をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、地方交付税について。これは、国が地方にかわって徴収する地方税である地方の固有財源と考えますが、トップランナー方式ということで、国が求める業務の外部委託を推奨するような内容としていたり、介護保険の保険者機能強化推進交付金では、都道府県の取り組みを査定して交付額を決めるなど、国が地方を査定する、いわば金で釣るものが目立つようになったと考えます。

このような国と地方の関係について、総務部長はどのような認識を持たれるのでしょうか、伺いたいと思います。

壇上から最後に、地域医療対策についてであります。

地域医療構想に関連して、再編・統合の議論が必要な病院として、424の公的病院名を国が発表いたしました。宮崎県内の7つの病院の名前が含まれていました。

それぞれの病院、それぞれの地元で、不安や反発の声がありますが、これは極めて強引な国のやり方だと考えます。

地方の実態を無視してのベッド削減は、高齢者がふえる中で、その地域に入院する施設がなくなるなど、医療難民をつくるほか、地方で生活する皆さんの不安をあおると考えます。

丁寧な議論が必要であって、議論が保障されるべきものと考えますが、福祉保健部長の認識を伺いたいと思います。

以上、壇上の質問とし、後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、萩生田文部科学大臣の発言についてであります。

今回の大学入試制度改革をめぐる大臣の発言に対し、都市と地方における教育環境の格差等を容認するものではないかといった批判があることは、承知しております。

教育を受ける権利は、憲法に定められた基本的な原則でありまして、住んでいる地域や経済的な状況の違いにかかわらず、全ての国民はひとしく教育を受ける権利を有してありまして、入試制度の設計に当たりましては、それらが十分考慮されなければならないものと考えております。

御指摘の発言につきましては、その後、大臣から、「それぞれが置かれた環境のもとで全力で頑張ってもらいたいとの激励の趣旨であった」との説明がなされたところであります。

いずれにいたしましても、教育のあり方は、一人一人の生き方や幸せに直結し、社会発展の基礎をつくる大変重要な問題でありますので、地方の学生にデメリットが生じることがないように、制度設計を行っていただく必要があると考えております。

次に、所得格差についてであります。

県民生活を安定させる上で、所得は大切な要素の一つであります。本県は、都市部に比べ、最低賃金を初め、その他の給与等に関する指標においても低い水準にとどまっておりますことから、その向上を図っていくことは、大変重要な課題であると考えております。

このため、成長産業の振興や地域経済を牽引する中核企業の育成、輸出促進などを通じて、企業や産業の収益力向上を図るとともに、地域経済循環によりまして、これを県内全域に波及させていく取り組みを強化することとしているところであります。

また、労働者への配分を高めていくことも重要でありますので、私自身もさまざまな機会を捉えて、産業界の方々に給与等の処遇改善を働きかけているところでありまして、今後ともこれらの取り組みを通じて、さらなる県民の所得向上につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長(武田宗仁君)〔登壇〕 お答えいたします。国と地方との関係についてであります。

議員御指摘のとおり、地方固有の財源である地方交付税や施策推進のための交付金の算定に

当たり、実績や成果を一律に加味することは、地方創生等に向けた地方の自主的・自立的な取り組みを妨げるとともに、自治体間の財政格差の拡大にもつながると考えております。

地方創生や地方分権の実現のためには、それぞれの地方が抱える現状と課題を踏まえ、地域の実情に応じた施策を展開することが重要でありますことから、地方税財源の確保・充実や地方が求める権限の移譲等が必要であると考えております。〔降壇〕

○福祉保健部長（渡辺善敬君）〔登壇〕 お答えをいたします。国の公立・公的病院名の公表についてであります。

本年9月、厚生労働省が、診療実績を分析し、手術件数が少ない等の項目に該当する公立・公的医療機関名を公表し、2025年に向けた将来方針の再検証を要請するとしたものであります。

今回の発表につきましては、一部の診療実績をもとにした分析手法であること、病院名の公表が急であったことなどに課題があり、国においては、地域の実情を踏まえた、より丁寧な対応が求められていると認識しております。

本県で対象となった7病院につきましては、いずれも機能的・地域的に重要な役割を果たしていると考えておまして、住民の方々などが不安を抱かないように周知に努めますとともに、地域の意向を十分に尊重しながら、必要な支援、協力を行っていくことが重要であると考えております。〔降壇〕

○岩切達哉議員 まず、萩生田文部科学大臣の発言に関しましては、政府のほうにも修正をする力があつたというふうに理解をして、これから先、知事もおっしゃっていただいた、地方にデメリットのない方法に、しっかりと検討いた

だきたいと思えます。

そしてまた、労働者への配分を高めていく、所得向上に尽力いただく答弁がございました。しっかり受けとめさせていただきたいと存じます。

総務部長から、国と地方の関係ということで答弁をいただきましたけれども、地方は地方なりの自負があり、国と地方は対等ということについては常々口にしていけないと、やはり以前のような主従関係とまでは言いませんけれども、国がコントロールするという感覚が、国のほうにどうしても生まれてくる、揺り戻しのような動きがありますので、引き続き努力をいただきたいと思います。

福祉保健部長に再度質問をさせていただきます。

国と地方の関係、象徴的なものとして、地域医療構想に係る厚生労働省の病院名発表ということだったと思えます。全国知事会は即座に反応し、「地域の命と健康を守る最後の砦である自治体病院が機械的に再編統合されるという住民の不安を招きかねず、地域の個別事情を無視するもので、公平な視点とは言い難い。」との声明を発表されました。その後も市長会・町村会の連名で意見提出など活動されています。国に対して言うべきははっきり言う。

厚生労働省はそれを受けて、「強制するものではない」という認識を示しておりますけれども、地域での病院の縮小や再編は、医療過疎の深刻化、さらには地域の存廃にもかかわる問題であります。

県行政側にある一部の方が、医療機関同士の合併などを求める発言をしたなどで、地域の議論を混乱させているという話も聞こえているところであります。

地域住民、医療現場、しっかり参加して、地域の事情を踏まえた議論が行われる必要がございます。

丁寧な態度で進める、強制的に進めるものではないということで確認してよろしいか、重ねて伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今回の発表につきましては、県としても、公立病院の再編・統合を強制的に進めるものではないと考えております。

再検証の協議に当たりましては、再編・統合ありきではなく、公立病院が機能的・地域的に重要な役割を果たしていることなど、地域の実情等も踏まえまして、各対象病院や地域の意向が十分に尊重されるよう、丁寧な議論を促進してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では次に、福祉保健部長に、ちょっと質問数が多いんですけども、よろしくお願ひしたいと思いますのですが、福祉施設入所者が起こされた事件について伺いたいと思います。

去る11月8日の宮日新聞に、7月20日、児湯郡内の福祉施設に入所していた高齢の夫婦が、施設から行方不明になり、翌日に発見されたものの、女性は死亡していたという内容の記事、事件報道がありました。

報道によれば捜査中ということでございますので、詳細を語ることは難しいかもしれませんが、この報道があるまで、私自身は出来事を知る由はなかったのですけれども、県当局としては、情報をしっかり把握しておったのでしょうか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、当該

福祉施設の入所者が亡くなられた事案につきまして、発生翌日に、施設より、施設職員による捜索や、タクシー会社への利用状況の確認、警察への届け出など、事案の経過や対応状況について報告を受けまして、状況の把握に努めたところであります。

○岩切達哉議員 いわゆる無断で施設を出たという内容のようですけれども、そのような高齢者が入所する施設としては、それなりにセキュリティというものが必要だと思います。それが十分なものだったと言えるのか、施設の対応に問題はなかったのか、把握しておられるでしょうか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、当該施設に対しまして、毎年度、職員の配置状況や、施設の安全管理指針の策定を含みます入所者の安全・健康管理などについて監査を行いまして、運営が適切に行われていることの確認を行っております。

また、今回の事案の発生による対応状況を確認しましたところ、1時間ごとの居室確認を行っていたことや、当直職員など5名により、施設内や施設周辺などの捜索、警察への連絡などが不在確認後、直ちに行われていたことなど、今回の事案につきましては、施設の安全管理指針に基づき、対応が行われていたものと承知をしております。

○岩切達哉議員 時間的には、この間、4カ月ほどたっているわけなんですけれども、なぜ起きたのか、どのようにすれば防げたのか、また、認知症の疑いがあるという記事でございましたけれども、そのような見守りが必要な入所者を支援する施設共有の課題だと思いますけれども、これを教訓とすることができるよう、出来事の検証と再発防止をしっかりとやっていただき

たいと強く求めたいと思います。

当該施設のその後の施設利用者への処遇は十分なものとなっているか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県としましては、今回の事案の発生を受けまして、施設に対して、施設利用者の健康状態・特性を確認した上で、その見守りや、職員間の意思疎通を徹底することなどによる、再発の防止について指導を行ったところであります。

今後とも、監査などを通じまして、このような事案が再度発生することがないように、施設利用者への適切な処遇について指導を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 指導していただいたということなんですけれども、4カ月間、公表がなかった。新聞報道があったというレベルでございまして、公表というふうになるかわかりませんが、同様の方が入所されている施設においては、こういう状況をしっかり承知して、対策を強化するというか、見守りをさらに強めるとか——同じようなことがこの4カ月間に起きたとしたら、4カ月前の7月の児湯郡の事件の公表がなかったことが、結果的に同じような出来事を起こしたというふうに、批判されても仕方がなかっただろうと思うわけでありまして。

やっぱりいろんな背景があって4カ月間、記事が出るまで、また記事が出て以降も具体的なものはないんですけれども、施設といういろんな処遇をお願いしている場で起きた問題というのは、そういうことを前提に県としての対応を検討いただきたい。しっかりそのあたりも含めて検証いただくように求めておきたいと思っております。

次に、発達障がい者支援について伺いたいと

思います。

発達障がい者支援計画を見ますと、基本方針に、「年齢や生活環境の移り変わりに対応した切れ目のない支援体制の構築」とあるところでもあります。

実は、支援の入り口である早期発見、とりわけ幼児期のそれには、体制が十分整っていないという問題意識を私は持っております。まずは、適切な判定を受け、発達支援事業所にきちんとつながって、そこで専門的な支援が行われるべきなのですが、早期発見体制の充実にどう取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 発達障がいの早期発見につきましては、医療機関の絶対数が少ないなど、さまざまな課題があると認識しております。

こうした中、昨年度策定した宮崎県発達障がい者支援計画では、県の発達障害者支援センターによる心理判定結果を診断につなげるといった取り組みなどを行いまして、医師の負担軽減や診断の効率化、診断に新規参入しやすい環境整備に努めることとしております。

また、医療機関や関係団体等から構成される宮崎県発達障がい者支援地域協議会において、支援体制の整備に向け、必要な協議を行っております。

宮崎県医師会からも、小児科医や児童精神科医の育成に係る協力依頼をいただいておりますので、医師会や医療機関とも連携を図りながら、早期発見の取り組みに努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 幼児健診などで発見されることがあります。その傾向があることを把握したとしても、実は、様子を見ましようかというよ

うな結論になることがよくあります。

そうなってしまうのは、今申し上げました専門の判定を受けること——専門の診断を受けるには医療機関の不足だとかいうことで、初診の機会が限られる実態があることも背景にあるというふうに認識をしています。

幼児期の発達というのは、非常に目覚ましいものがありまして、様子を見ましようとした間に、適切な療育が行われれば、相当に変化に違いがあると理解しています。

早期発見体制が十分でないという問題を取り上げましたけれども、現実には、その早期療育の体制について、これも量の確保と同時に、一定以上の質が確保される必要がありますし、さらに適切な療育方針を確立して行われていくものというふうに理解しておりますが、そのような療育体制の整備にどのように取り組んでおられるか、お聞かせいただきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 放課後等デイサービスなどの療育支援を行う事業所は年々増加しておりますが、一定水準のサービスの質を確保することは、大変重要だと考えております。

このため、県の発達障害者支援センターでは、事業所の支援員を対象としたスキルアップ研修ですとか、自閉症セミナーなどに毎年取り組みまして、昨年度は、これらの研修を述べ30回開催し、参加者も延べ700名に及んでおります。

また、関係団体主催の発達障がいに係る意見交換のほか、年1回、県内の全事業所を集め、サービス提供の留意事項などを周知する集団指導も実施しております。

今後も各種の取り組みを行いながら、事業所の質の平準化に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 放課後デイのような就学児童の支援体制というのは充実してきていると思いますし、教育委員会のほうでも特別支援教育、特別支援学校等での充実が図られています。幼児期の支援が今、どうにも足りない、そういう認識を持っています。

私は、この秋に熊本県のこども総合療育センター、そして鹿児島県立こども総合療育センターを訪問いたしました。それぞれが、その県の発達障がい児を外来診療で受け入れて、支援の中核として機能を充実させていました。

そして、県内の小・中学校、幼稚園に対して、その場からスタッフが出かけていって、指導・助言をしていく、そんな宮崎にはない充実した体制がありました。

県内でも、ひまわり学園の中にある発達障害者支援センター、そして宮崎東病院、ここは小児精神科医のしっかりした方がおられる場所です。意見交換をしたのですけれども、同様に、宮崎県ではまだまだ努力が必要という理解をさせていただいたところでもあります。

県では、これからのあり方はどうすればいいのか、研究を重ねていただくようお願いしたいのですが、既存施設もあります。機能充実など工夫を含めて要望したいと思いますが、部長の思いを聞かせていただきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 発達障がいの支援につきましては、年齢や生活環境の移り変わりで支援が途切れることがないように、切れ目のない支援体制の構築が重要であると考えております。

このため、宮崎県発達障がい者支援計画では、本県の発達障がい支援の中核機関である発達障害者支援センターが中心となり、市町村への支援体制調査や保健、福祉、教育、労働など

各機関の役割整理、地域支援体制会議の創設などを行いながら、身近な地域での支援体制の充実・強化に努めているところです。

また、医師会や医療機関との連携による早期発見や療育支援サービスを行う事業所による早期支援等も行いながら、切れ目のない支援体制をしっかりと構築してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 この問題、28年6月にも取り上げまして、早期療育の場の問題についてお願いをいたしましたけれども、3年経過して、幼児期の療育の場の過密さといえますか、入れない、利用できない実態は拡大しています。当然、判定される子供がふえていることが背景にあるんですけれども、ぜひ支援体制の構築に御尽力をいただきたいと思っております。

続いて、精神障がい者支援について伺いたいと思っております。

精神障害者保健福祉制度は、地域移行支援、地域定着支援を中心に、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるようにすること、それを支える精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築などがその目標とされています。

基本的には、精神障がい者支援は、入院医療から地域生活中心へと変わって、積み上げられてきた政策の俎上にあると思っております。

宮崎県として、地域移行支援の取り組みは、実績を含め、どのように行われ、またこれから行っていかうとしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 精神障がい者が、入院ではなく在宅等で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するこ

とは、重要だと考えております。

このため県では、関係機関で構成される協議会を県や保健所に設置し、各地域でのネットワークづくり等に取り組んでおります。

県の障がい福祉計画では、精神科病院における入院期間1年間以上の患者数の減少を目標としておりまして、平成30年度は3,297人で、計画の最終年度である令和2年度の目標に至っているわけではありませんが、5年前と比較し約380人減少しております。

長期入院患者が退院するに当たりましては、退院後の地域生活に不安を抱える場合もあることから、地域移行をかなえた精神障がい者の方々がみずからの体験を語る、いわゆるピアサポート活動も促進しながら、今後とも、精神障がい者の地域移行を進めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 今、県や保健所でのネットワークづくりの場があるということをございましてけれども、しっかりと開催回数を伸ばしていただいて、実効性のあるものになるよう進めていただきたいと要望したいと思っております。

関連する、ひきこもり支援について伺いたいと思っております。

ひきこもり対策は、宮崎県ひきこもり地域支援センター、保健所などで取り組まれていると認識しております。

厚生常任委員会の県外調査で、全国でも最先端の取り組みをされている秋田県藤里町を訪ねました。ひきこもり対策については、いわゆる引きこもっている状態を、ただ外に出すという考えから、本人の選択を尊重し、寄り添う支援に変化し、その中で藤里町では、引きこもっている方がいなくなったというお話でありました。

宮崎県での対象者調査、民生委員の御協力を
いただいて、601名という報告がさきにありまし
たけれども、一方、推計では4,600人程度、この
ようなことが言われるものであります。

県として、この問題にどのように対策を行っ
ていく予定としておられるか、お聞かせいただ
きたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、ひき
こもり地域支援センターにおきまして、専門の
コーディネーターが面談を行ったり、コーデ
ィネーターが自宅に訪問させていただくなど、本
人の状況に応じた支援を行っております。平
成30年度は延べ792件の相談対応を行いました。

また、家族への支援も必要でありますことか
ら、電話や面談を通じまして、家族の不安や悩
みを和らげるとともに、本人に合った適切な助
言等も行ってまいります。

御紹介のあった秋田県藤里町のような、住民
に寄り添った支援も重要であると考えておりま
して、県としては、各保健所をその圏域のサテ
ライトと位置づけまして、地域での相談対応に
も取り組んでおり、引き続き市町村とも連携
し、きめ細やかな支援に取り組みたいと思っ
ております。

○岩切達哉議員 続いて、ギャンブル等依存症
対策について伺います。

ギャンブル等依存症対策基本法が制定されま
して、自治体では、ギャンブル等依存症対策推
進計画策定と、その施策の展開が求められてお
ります。これについては、自助グループの活動
を結成させたり、支援したりなど、高度な支援
能力が必要ですが、県として、どのよう
に対策を行っていくことを予定しておられる
か、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、ギヤ

ンブル等のほか、アルコールや薬物の各種依存
症を対象とした対処事業を、平成30年度から実
施しております。精神保健福祉センターに配
置した専門の相談員が当事者への相談対応を
行っているほか、家族教室の開催などにも取り
組んでおります。

また、医療機関や関係事業者のほか、依存症
当事者の自助グループ等により構成される協議
会を設置し、連携協力体制を整備しながら、情
報の共有や、各種依存症に関する総合的な課題
の検討にも取り組んでおります。

ギャンブル等依存症対策につきましては、今
年度、国の基本計画が策定されたところであり
まして、今後、この協議会の中で、県の計画の
策定に向け、必要な調査や協議を進めてまい
ります。

○岩切達哉議員 精神障がい者の地域移行支
援、そしてひきこもり対策、依存症対策、それ
以外にも精神領域の問題として、盗癖症とか、
窃盗症と言われるクレプトマニア、それから小
児性愛者で性犯罪を繰り返すペドフィリアなど
の、精神領域の見識を持って対応すべき犯罪
予防の取り組み、本当に広い範囲での対応が必
要であります。

精神保健福祉センターの名前が再々答弁に出
ましたけれども、少数精鋭で頑張っておられま
す。それでいいのかという問題について答弁を
いただきたいんですけども、自殺予防対策だ
とか、発達障がいの取り組みも含めると、精
神保健福祉のニーズは拡大する一方でありま
す。

このニーズに的確に対応するために、県組織
に総合的かつ専門性を発揮できる組織をつくっ
て対応すべきだと考えますが、部長の見解をお
伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 近年、健康や経済、人間関係等の問題によりまして、家庭や職場、地域では、さまざまな不安や悩みを抱える方々が増加するなど、精神保健福祉行政の課題は多様化しております。

このため県では、御指摘の精神保健福祉センターにおいて、精神障がい全般に対する相談対応を行うとともに、ひきこもり支援や各種依存症対策、自殺対策等の幅広い業務に精神保健福祉士などの資格を持つ職員が専門的に取り組んでおります。

今後とも、このセンターを中心に、医療や福祉、雇用など幅広い関係機関と連携を図りながら、支援の必要な方々が地域において安心して生活することができるよう、精神保健福祉の一層の向上に取り組むたいと考えております。

○岩切達哉議員 精神保健福祉分野の一層の向上に向けて取り組むということで、体制の整備をというふうに御提供させていただきました。

一遍に答えは出ないと思いますが、県としての姿勢を示すものとして、ぜひ検討を続けていただきたいと思います。

次に、児童虐待対応について伺います。

児童虐待防止法に基づく通告は、昨年度1,379件と過去最多になりました。通告を受けて、児童福祉司が児童を施設に入所させる、いわゆる措置を行う場合に、保護者負担金を徴収することになっていることについて取り上げたいと思います。

まず部長に、児童養護施設等に――里親を含みますけれども――子供が入所措置された場合、保護者の負担金が生じることについて、実情を御説明いただきたいと思います。

質問の背景には、虐待死事件が多く報道されておりましたけれども、東京都目黒区の5歳の

女兒、5歳なのにお手紙を残していた、母親もDVのもとにあったとか報道されておりますので、御記憶にあると思います。この中で、その5歳児を一時保護中に、児童相談所が施設を勧めた。保護者も、実は最終的に殺めてしまったお父さんも、施設入所でもいいかなと思ったんだけど、費用負担の話をしたところ、その態度が一変したと、こういう報道がありました。

そういうことがあり、事件になったということですから、費用負担ということについて、まずは制度について簡単に御説明いただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 児童福祉法の規定によりまして、県が子供を児童養護施設等に入所させた場合には、本人または保護者から、その負担能力に応じ、費用の全部または一部を徴収することができるかとされております。

県では、費用の徴収に関する規則を定めまして、国の定める徴収基準額に準じ、世帯所得に応じて決定した金額を、毎月、保護者から徴収しております。

○岩切達哉議員 通告を受けて、入所が必要だと判断した場合に、保護者に同意を求めるわけなんですけれども、半分いいかなと思ったり、半分嫌だなと思ったりする、そういうのを説得していくケースワーカーの取り組みがありますが、そこにお金が必要だとなれば、子供を連れていく、そして金までよこせと言うのかと、こういうふうにトラブルになっていく、こじれる現実があるわけでありませう。

実際のところ、宮崎県の保護者負担の割合など、現状をまずはお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 児童養護施設等への入所に要する費用につきましては、国と

県が主に負担する措置費で賄われておりまして、平成30年度の措置費の総額は、約26億5,900万円です。

そのうちの一部に保護者負担金が充てられておりまして、その総額は約1,300万円で、措置費に占める保護者負担金の割合は約0.5%となっております。

○岩切達哉議員 全体に占める率は本当に小さいんですけども、最終的に、先ほどの5歳児の例のように費用負担が必要になったケースは、やっぱりそこが最大のネックになることがあります。

部長に要請したいのですが、厚労省に対して、費用負担を定めた部分、児童福祉法の56条の運用の変更を求めていますでしょうか。

先ほど「できる」規定ですね、と説明をいただきました。ただ、徴収をしないとすれば、じゃ、地方自治体で負担してくださいねということになりますので、県費持ち出しになります。実際は必須ということになります。

私は、虐待から保護する場合は費用負担のことは考えない、費用負担なしでとありますが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保護者負担金の免除につきましては、負担金の徴収が保護者の施設入所措置への同意を阻害する要因の一つとなっているなどの意見もありますことから、議員の御指摘は重要であると認識しております。

他方で、負担金の問題等で、仮に保護者の同意を得られない場合であっても、家庭裁判所の承認を得ることにより、同意なしで入所措置を行うことができます。このため、保護が必要と判断された場合には、所定の手続により入所措

置を行い、児童の安全を確保しております。

また、施設への入所措置の理由には、児童虐待だけでなく、発達障がいや非行などにより保護者による養育が困難であるなど、さまざまな理由があります。このため、児童虐待のケースのみを対象とした負担金を免除することは、公平性の観点から課題もあるものと考えております。

○岩切達哉議員 負担金制度があるから、それを運用すると公平性の話が出てくるということだと思います。負担金制度をなくすということになれば、そこには問題は発生しない。強制的に入所措置ができるということは、確かに裁判所などの手続をしてできますけれども、その後もケースワーカーは、その保護した子供の親と関係修復の努力をするわけですね。そこで、ずっとお金の話が出てくるわけですね。

そういう話になっていますし、その強制措置は、実は2年間の限定ですね。2年間たったら再度、裁判所に相談しなければならない、こんな制度です。目黒区の5歳児は、現実にそのことで児童相談所を諦めちゃったわけです。

やっぱり大きな問題だというふうに思いまして、しっかりこのことについて、ケースワーカーサイド、保護者サイド、負担感というものを部長として理解いただいて、機会を見つけて、国とも協議していただきたいと要望したいと思います。

最後に、そのような児童福祉司の疲弊、これは大変なものがあります。きのう、児相職員の休職する率が学校教員の4倍という記事が、毎日新聞の1面にありました。

国は3年後までに、児童福祉司を2,020人増員する計画ということで、児童相談所機能を強化するとしているのですが、これに対して、県は

どのような準備をしているのでしょうか。

現実的に、児童相談所に伺いますと、増員はすべきでありますけれども、執務室の環境、事務室の広さには限りがあって、窮屈な環境では、よい仕事はできないところであります。

部長所管の出先機関の体制を再構築することを含め、検討いただきたいと思っておりますけれども、どのように対応されるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 福祉こどもセンターとして福祉事務所と児童相談所の組織・機能が統合されて、10年余りが経過しております。この間、児童相談所の機能強化に取り組む中で、職員の増員などにより、事務所スペースの確保や執務環境の整備が課題となってきております。

このような状況に加えまして、議員御指摘のとおり、今後、国の方針に基づき、2022年度までに児童福祉司のさらなる増員も見込まれるところであります。

県といたしましては、現状を踏まえながら、福祉こどもセンターが求められる機能を発揮していく上で、再構築という形が最適かどうかも含めまして、組織体制について検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 多くのことを福祉保健部長に伺いました。また委員会でもお会いしたいと思います。

それでは話題をかえまして、森林資源の観光活用に話題を移したいと思います。

宮崎県は森林県、森林セラピー基地などございます。

加えて、県有財産として、共に学ぶ森・ひなもり台県民ふれあいの森・川南遊学の森、こんな県民の森を保有しています。

しかし、これらの森林資源が観光という目的にどう利用されているかではありますが、観光には余り生かされていないというふうに思います。

商工観光労働部長に伺いますが、宮崎県の森林資源、森林環境を観光面でしっかり位置づけて、県民の森などを生かすことはできないのかお尋ねします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本県には、祖母・傾・大崩や九州山地、霧島連山などの豊かな森林があり、四季折々の雄大で多様な景観など、観光の面からも大きな魅力を有しております。

県では、県観光振興計画において、「みやぎの強みを生かした誘客の促進」としまして、ユネスコエコパークや国立公園満喫プロジェクトなどの取り組みにより、本県が有する豊かな自然や地域資源を生かし、魅力ある観光地域づくりを進めることとしております。

近年の健康志向の高まりの中、トレッキングや森林セラピーなど、心と体に癒やしを与えてくれる魅力的なアクティビティとして、森林の活用が進められておりますので、今後とも、県民の森を所管する環境森林部や市町村等と連携しながら、素材の掘り起こしや磨き上げ、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 環境森林部長に伺いますけれども、今、磨き上げたいというお話でございました。どう磨き上げていくかであります。

私、現場に行きましたけれども、本当にいい素材だと思うんです。環境税でも何でもいいんですけれども、少し費用をかけて整備していただいて、小・中学生が遠足で利用するなど、県民が森に触れ合う場、他県の人に自慢できる宮崎の森としての充実を図ってほしいと思いま

す。部長の見解をお聞かせください。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県民の森は、森林の機能や役割を学ぶ森林環境教育や森林浴などの森林レクリエーションの場として設置しておりまして、中でも、ひなもり台県民ふれあいの森では、オートキャンプ場のほか、近年は、クロスカントリーコースや登山者向けの休憩所の整備などを段階的に行いまして、昨年度は、県内外から8万人を超える方々に利用していただいているところです。

今後のさらなる利用促進のためには、老朽化しました施設の計画的な更新はもとより、通信環境の改善や案内表示板の設置など、利用者目線での整備も必要であります。

県といたしましては、引き続き、利用者や地域の方々の御意見を踏まえながら、県民の森をさらに活用していただけるよう、ハード、ソフトの両面から充実を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ハード、ソフト両面から整備を図りたいということでございますので、共に学ぶ森・川南遊学の森も、ぜひ県民、利用者がたくさん来ていただけるよう御尽力いただきたいと思っております。

次に、県関係職員の労働条件について伺います。

この間、県の採用、受験者数の減少、著しくなっております。

先日、教職員の小中学校教諭は1.6倍という状況だと報道がありました。働き方改革に関連して、教職員の労働実態が詳しく報道されていることが、その受験をちゅうちょさせたのかとも思います。労働条件というのは、本当に大事だというふうに思います。

それぞれの任命権者、ともに努力しておられ

ると思っておりますが、申しわけありません、代表して病院局長に伺いたいと思っております。

県病院の医療従事者の確保には本当に努力されていると認識しておりますが、その努力して確保した従事者が退職に結びつかないようにすることも大事であります。例えば、結婚しても出産しても働き続けられる環境整備などであり

ます。次世代育成対策推進法などを踏まえますと、出産・育児休業から復職後の育児短時間勤務制度利用者の夜勤配置はしないなど、たくさんの工夫が必要だと思います。

働きやすい職場づくりに向けて、しっかり取り組んでいただきたいのですが、現状と方針をお聞かせいただきたいと思っております。

○病院局長（桑山秀彦君） 働きやすい職場づくりを進める上で、仕事と育児の両立は大変重要であります。

このため、3県立病院全てに交替制勤務職員が利用可能な保育施設の整備を行い、また、1日の勤務時間や週の勤務日数を短くする育児短時間勤務制度につきまして、本人の意向を確認しながら運用を行っております。

またさらに、昨年度からは、病院内に職員相談室を設置しまして、仕事上の悩みに加えて、育児休業者の職場復帰への不安を解消するための相談業務などを行っているところでございます。

現在、県立病院では常時約100名の職員が、産前産後休暇、あるいは育児休業を取得している状況にございます。

こうした職員が安心して育児と両立させながら仕事に取り組めるように、働きやすい職場づくりに一層努力してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 病院局が、子ども・子育て支援事業所として表彰される日が間近だというふうに思っております。ぜひ、引き続き御尽力いただきたいと思っております。

次に、会計年度任用職員制度であります。今、詳細を詰めているところだと思っておりますけれども、現場に行きますと、今、臨時職員、非常勤職員という方々が担っている仕事を、ぜひこのまま担っていただきたい、こういう意見がございます。この制度導入で、スタッフの数が削られることになってはよくないという思いであります。

総務部長に、制度導入に当たって、配置数などを削減するなどのお考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

○総務部長（武田宗仁君） 会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、現在の臨時・非常勤職員が担っている全ての業務について、業務内容や勤務形態等に応じて整理を行い、必要な業務に必要な人員を配置することが重要であると考えております。

このため、現在、各所属からの会計年度任用職員の配置要求を確認しながら、来年度の任用予定数を検討しているところであります。

今回の業務の見直しに伴い、現在の臨時・非常勤職員の業務の全てがそのまま会計年度任用職員の業務へ移行するものではありませんが、今後も、それぞれの職場の実態やニーズに応じた検討を進め、適切な移行を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 同時に、この会計年度任用職員制度の導入は、その立場で働く人たちの年収向上、ワーキングプアと言われる状況を変えることだというふうに認識します。

総務大臣も、「必要な経費は地方財政計画に

しっかりと計上して財源確保をする」と答弁しておられるようではありますが、この制度下で働く皆さんの適正な賃金、労働条件を設定すべきと考えますが、部長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長（武田宗仁君） 会計年度任用職員制度につきましては、国における働き方改革の観点を踏まえ、臨時・非常勤職員の任用・勤務条件を明確化し、適切な運用を確保することを目的として創設された制度であります。

このため、現在、具体的な勤務条件を検討しているところであり、従事する職務の内容、勤務時間に応じて、一般の職員の給料月額を基礎とした報酬額を定めた上で、一定の条件を満たす場合には、期末手当などの諸手当を支給することとしております。

また、育児や介護などの休暇制度の充実を図ることとしており、制度の趣旨を踏まえ、適正な勤務条件を確保してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひ、そういう立場でお進めいただきたいと思っております。

交通政策について総合政策部長に伺います。

宮崎市の市内バスの終点が今、宮崎神宮ということになっておりますが、それを芸術劇場などのある文化公園にという趣旨の質問であります。

現場を見ますと、半分は宮崎神宮どまり、半分は宮崎神宮を通過して文化公園まで、またそこを通過して国富町などに行く路線のようであります。

文化公園の駐車場が少ないという苦情を御相談いただくことがございます。施設利用者数を引き上げていくためにも、公共交通の利便性の向上ができたらというふうに思います。

このバス路線を、あと一區間、伸ばすことはできないのか総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 宮崎神宮線の終点の変更につきまして、宮崎交通に確認いたしましたところ、総合文化公園のバス停は待機スペースが限られておりますため、当該路線の起点・終点とすることは難しいということでした。

その際に、宮崎交通としては、総合文化公園近くのバス停に停車する別の路線も一定の便数がございますことから、時間帯に応じて、それらの路線を御利用いただきたいとお話をいただいたところでございます。

県といたしましては、宮崎交通と連携し、こうした路線バスの運行情報が、よりわかりやすく、しっかりと利用者に伝わるよう、環境整備に取り組むことで、利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 総合文化公園のバス巡回場は十分なスペースがあって、3～4台は待機できる状態にあります。敷地外の文化公園停留所は、道路の向こう側にありまして、劇場で芝居がはけた後の大量の方をさばくには、危険な場所でもあります。ぜひ、いま一度現場を見ていただいて、その3施設の利用者増にもつながる施策だと思いますので、ぜひ研究をいただきたいと思っております。

次に、1問飛ばしまして、美しい宮崎づくりについて伺いたいと思っております。

私は、美しい宮崎づくりという取り組みに関心を持っております。

宮崎はきれいだと旅行者に言われること、まことに地元民として誇りを感じるわけでありませぬ。

そのため余計に、道路が草ぼうぼうとか、海

岸が漂着ごみでいっぱいとかだと、残念を通り越す思いがいたします。

これまで何回か質問いたしましたけれども、予算の問題のほか、草刈り業務を担う事業者が、人手を確保することに苦勞されているというお話を伺いました。

道路管理者、海岸管理者の担当の違いもあるということでございます。

このような状況を改善するために、例えば、海岸清掃に適した機械の導入や、道路草刈りを機械化して人手を要さない、合理化した方法にすることができるかなど、最新の機械・機器の研究を行う必要があると思っておりますが、県土整備部長に所見を伺いたいと思っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 美しい宮崎づくりにつきましては、行政、事業者、県民の皆様との協働のもと、良好な景観を守り、作り出し、活用する取り組みを進めているところであります。

このような中、海岸清掃や道路の除草作業につきましては、各管理者の委託事業や、地域が行う美化活動への支援のほか、ボランティアなどの協力も得ながら進めており、作業では、4輪バギーを使ったビーチクリーナーや、肩かけ式草刈り機なども活用されているところであります。

議員御指摘の機械の導入につきましては、効果的、効率的に作業を行う観点から有効と考えておりますので、市町村や関係部局とも連携を図りながら、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 全ての質問を終わらせていただきました。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わり

ます。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、重松幸次郎です。

通告に従い、順次質問させていただきます。知事を初め関係部長の明快な御答弁をお願いいたします。

令和元年も残すところあと1カ月余りとなりました。12月には「地球温暖化防止推進月間」や、12月3日の「国際障害者デー」と「障害者週間」が、また12月10日の「世界人権デー」と「人権週間」などがございます。

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」。この有名な文言から始まる世界人権宣言が国連で採択されたのは、1948年12月10日、国連はこの日を「人権デー」と定め、人権尊重を世界に訴えてきました。

法務省のホームページでは、

1949年(昭和24年)から、毎年、「人権週間」を定め、その期間中、各関係機関及び団体の協力の下、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めてきました。

しかし、いじめや児童虐待などにより子どもが命を落とすといった痛ましい事案が依然として後を絶たず、また、インターネット上で他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したりする事案のほか、企業

等では、長時間労働による過労死、各種ハラスメント(嫌がらせ)、不当な差別といった問題が発生しています。

さらに、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(令和元年7月12日閣議決定)」の趣旨を踏まえ、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組む必要があります。

とありました。

このように、12月4日からの1週間を「人権週間」と定めておりますが、人権週間における県の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

続いて、先ほど法務省ホームページにありましたハンセン病家族対策について、お伺いします。

御承知と存じますが、ハンセン病とは、らい菌によって主に皮膚や末梢神経が侵される感染症です。治療薬がない時代は、体の一部が変形するなどの後遺症を残すことがありましたが、今現在は発症自体がまれであり、早期発見と適切な治療によって、後遺症を残さずに治るようになっていきます。

このたび、偏見や差別に苦しんできたハンセン病の元患者家族に対する補償金支給法が、今月15日、つい先日に成立いたしました。

このハンセン病をめぐって公明党の取り組みを、我が党の機関誌から若干紹介させていただきます。

家族訴訟原告団の樫山勲顧問は、ハンセン病によって13歳で国立療養所に強制入所させられ、それがきっかけで家族が離散した経験を持つ。

ハンセン病は非常にうつりにくく、1940年

代には有効な治療薬も登場した。にもかかわらず、日本では1996年に「らい予防法」が廃止されるまで90年近く隔離政策が続き、偏見・差別が助長されてきた。

1998年に檜山さんら療養所入所者は、国に賠償を求める初の訴訟を熊本地裁に提起。2001年5月の判決で隔離政策は違憲と判断され、原告が勝訴した。

しかし、政府は通例に従って控訴の構えを見せる。この時、公明党の坂口力厚生労働相(当時)は、“役人という役人が反対”という中、辞表を懐に忍ばせながら「控訴断念」を強く主張した。

公明党も党を挙げて政府に要請した結果、小泉純一郎首相(当時)は控訴断念を決断。同年6月には、入所者らに対する補償金支給法が成立した。

坂口氏は、「公明党は人権の尊重を高く掲げた党だ。ハンセン病に対しても、人権無視があれば正すべきだという思いが強かったことが、当時の私を突き動かした。首相が「控訴する」と言ったら辞表を出す覚悟だった」と振り返る。

その後も公明党は、2008年に元患者らの福祉の増進や名誉回復を進める「ハンセン病問題基本法」の成立を推進するなど、元患者らと共に歩んできた。

一方、今後の課題もある。全国14カ所の療養所にいる平均年齢85歳超、約1,200人(今年5月現在)の入所者のケアに加えて、今回の家族補償対象者への周知、そして、家族訴訟の判決でも指摘された人権啓発活動・教育の強化だ。

とありました。

執行部の説明によると、全国では1,215名の入

所者のうち、本県の当事者は38名おられるとお聞きしました。

全国ハンセン病療養所入所者協議会の藤崎陸安事務局長は、「ハンセン病問題は後世に伝えるべき歴史だ。我々が死んだら終わりでは困る」と指摘。家族補償は新しい啓発の出発点だと力説されております。

そこで、ハンセン病の正しい知識の啓発について、県ではどのように取り組んでいるか、福祉保健部長にお伺いします。

以上2件を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○総合政策部長(渡邊浩司君)〔登壇〕 答えいたします。人権週間についてであります。

人権尊重思想の普及高揚を図るため、県は、12月4日から10日までを「人権週間」と定めておりまして、全国的にさまざまな啓発活動が実施されております。

本県では、人権週間のイベントとして、毎年、ジンケンジャーのショーや啓発資料の配布等の街頭啓発を実施しておりまして、ことは12月7日にイオンモール宮崎で実施をいたします。また、翌8日には、青島太平洋マラソンの会場でも街頭啓発を予定しております。

そのほか、期間中には、人権啓発のテレビCMの放送や県立図書館での人権啓発パネル展、人権に関する作品の授賞式など、さまざまな啓発事業を集中的に行うこととしております。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、県民の人権意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長(渡辺善敬君)〔登壇〕 答えいたします。ハンセン病の正しい知識の啓発に係る県の取り組みについてであります。

ハンセン病の元患者及びその家族に対する偏

見と差別のない社会を実現するためには、正しい知識の啓発が重要です。

このため県では、親子や学生など、県民の皆さんがハンセン病療養所を訪問し、入所者と直接交流を図る「ふれあいハンセン病療養所訪問事業」や、入所者を講師として学校等に派遣し、体験をもとにした講演を行っていただく「語り部派遣事業」に取り組んでおります。

また、地域において正しい知識の啓発を行う人材育成を図るため、市町村や県の職員による療養所訪問事業を実施し、本県出身の入所者との意見交換等を行っております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 それぞれに御答弁いただき、ありがとうございました。

人権啓発に関しましては、昨年度の実績でも、研修会や各種の催しの開催など、多岐にわたって取り組まれていることをお伺いいたしました。

これからも人権に関する問題が次々と顕在化すると想定し、人権に関する教育・啓発について、さらに充実していくことが必要であると考えますので、さらなる啓発運動をお願いいたします。

また、ハンセン病問題解決に向けては、超党派で取り組む課題ではありますが、その上で我が党は、「痛切な反省の上に立って、国が人権を踏みにじった歴史と事実が語り継がれるよう、当事者の視点に立った啓発事業の展開に取り組む。また、元患者が最後まで安定した生活が送れるよう支えて、寄り添い続ける」と決意をしております。

繰り返しになりますが、偏見・差別の解消に向け、県としても、人権教育や啓発活動の強化をお願いいたします。

それでは続きまして、来年度の予算編成や重点事業について伺います。

質問に当たり、令和4年までの計画である「未来みやざき創造プラン（アクションプラン）」に目を通してまいりましたが、人口減少対策や危機管理の強化とあわせて、地域経済の活性化、来年の国民文化祭・障害者芸文祭の開催、そして、国民スポーツ大会の開催など、多くの課題を抱えて、それらに的確に対応しながら進んでいかなくてはなりません。

そこでまず、令和2年度当初予算編成にどのように取り組むのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 令和2年度当初予算編成に当たりましては、基本方針として、人口減少下にありましても地域の活力を維持していくために、「持続可能な宮崎県の土台づくり」としまして、1つには、地域や産業を支える人材の育成・確保、2つ目として、魅力的で持続可能な地域づくり、3つ目として、社会の変化に対応し、成長する産業づくり、この3つの柱に基づく取り組みに重点的な措置を講ずることとしております。

また、昨今、県内外で頻発する自然災害を踏まえますと、防災・減災、国土強靱化、その財源を確保しながら積極的に取り組んでいくことも大変重要だと考えておりますし、6月に策定しました財政健全化指針を踏まえ、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に伴う経費など、多額の財政負担が見込まれる事業につきましては、将来にわたる負担の平準化及び総額の抑制を図り、計画的な予算計上を行うこととしております。

○重松幸次郎議員 将来を見据えて、積極的な事業の展開を図ると理解いたしました。一方

で、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策、そして国民スポーツ大会等の開催経費など、多額の財政負担が予想されます。

そこで、確認の意味ではありますが、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会に係る総事業費の見込みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の開催に向けましては、まず、総合開会・閉会式、競技会の運営などの大会運営や、県が新たに整備する陸上競技場、体育館、プールなどの施設整備、さらには、天皇杯獲得に向けた競技力向上など、さまざまな準備を進めていく必要があります。

これらの取り組みには、相当額の費用が必要になりますが、大会に係る経費の総額といたしましては、先催県の実績等により試算をし、国民スポーツ大会で約658億円、全国障害者スポーツ大会は、競技力向上に要する経費を除き、約30億円を見込んでいます。

○重松幸次郎議員 午前中もそのような議論がございました。

御答弁いただいたように、施設整備、運営経費で、障害者スポーツ大会も含めると680億円以上の費用が必要になってまいります。

先月、総務政策常任委員会の県外視察で、「2018年福井しあわせ元気国体」の開催後のお話を聞くことができました。

現地でも伺いましたが、地元新聞記事には、「福井県は県内の経済波及効果が600億円以上になるとの推計を明らかにした。県と市町が支出した費用の約1.34倍に当たる。県は「実体経済として把握しているわけではないが、建設業や宿泊、飲食店、運送業など地元に与えた影響は大きい」と分析している。」とありました。

多額の施設整備、運営経費をかけて開催される国民スポーツ大会、また全国障害者スポーツ大会でありますので、関係団体と連携して、着実に準備を進めていただき、成功裏に開催されることを願っております。そしてその成果が、その後の「スポーツランドみやぎ」の資産としてしっかり残っていくことを期待しております。

次に、予算要求限度額の中で2点お伺いします。

今後起こり得るさまざまな施設整備の社会インフラの拡充と管理などが見込まれておりますが、その中でも、令和2年度当初予算における公共事業に対する予算措置の考え方について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（武田宗仁君） 近年の激甚化・頻発化する豪雨災害や南海トラフ地震など大規模災害から県民の命・財産を守るため、社会資本の整備は喫緊の課題であると認識しております。

このため、公共事業費につきましては、令和元年度当初予算よりマイナスシーリングを廃止したところであり、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく公共事業につきましても、別途要求を認めることとしております。

さらに、令和2年度当初予算より、高速道路に係る直轄事業負担金について、国からの内示見込み額を措置することとし、「命の道」として重要な役割を果たす高速道路の整備に係る財源を十分に確保することとしております。

○重松幸次郎議員 本年も九州北部の豪雨、また台風15号の強風からの大規模停電と、19号では河川が氾濫し、甚大な被害が発生しました。これからもますます自然災害が猛威を振るうこ

とが予想されます。

そこで、県土整備部において、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」にどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国土強靱化の3か年緊急対策につきましては、重要インフラの点検結果を踏まえ、のり面对策や耐震対策、浸水対策などに取り組んでいるところであります。

これまでの主な対策としまして、道路ののり面对策については、対象となった34カ所のうち、国道219号など29カ所で整備を進めているほか、国道218号の干支大橋などの耐震補強、油津港の岸壁耐震化などに取り組んでおります。

特に、今年度、全国各地で大きな被害が発生した河川の浸水対策につきましては、重点的に予算措置がなされており、対象となった158河川のうち、瓜生野川など103河川で、樹木伐採や河道掘削を進めております。

県としましては、早期に効果が発揮できるよう、3か年緊急対策の着実な推進に努めますとともに、引き続き、必要な予算を確保し、防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 河川の河道掘削や道路ののり面補強、そのほかにも橋梁や護岸補強など、さまざまにあらうかと思えます。県民の命と暮らしを守る公共工事、よろしくお伺いいたします。

続いて、令和2年度の3つのテーマである重点事業の中からお伺いします。

まずテーマ1の「地域や産業を支える人財の育成・確保」であります。人口減少や高齢化率の進む本県にとって、担い手の確保は重要であります。

中でも、20歳代前半の女性の県外流出が顕著な本県において、UIJターンの増加を図り、「みやざきで暮らし、働く」よさを伝えることが効果的と考えます。

そこで、今回2回目となる「ひなた女子就職応援セミナー」の目的と取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 「ひなた女子就職応援セミナー」は、20代前半の女性の県外流出が大きいことを踏まえまして、県内外に進学した女子学生を対象として、県内企業等で活躍する女性との交流の場を提供することにより、「みやざきで暮らし、働く」ことのよさを伝え、県内への就職を促進する取り組みであります。

今年度は、12月から1月にかけて、県内3カ所、県外3カ所の計6カ所で開催する予定でありまして、特に県外では、新たな取り組みといたしまして、本県と連携協定を締結している大学で交流会を開催するとともに、本県出身の学生への周知等にも御協力をいただいているところであります。

今後とも、大学など関係機関としっかり連携しながら、女性の県内就職の促進に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 本県で働く女性社員と気楽なフリートーク形式で、将来的にライフイベントによるキャリアの見直しをして、1人でも多くの女性が戻ってくることを期待します。

一方、平成27年から国の事業でありました、県内の大学と地域が連携したCOC+（プラス）事業が終了するとのことですが、学生の県内企業・役所への就労意識と実績も上向き、企業側のインセンティブも働き始めていただけに、これで終わらせるのは非常にもったいない

など思っております。よって、この地方創生推進事業（COC+）が継続できますように、県からもサポートをお願いいたします。

午前、質問で岩切議員も紹介されましたが、明るい話題に、「都道府県「幸福度」ランキング2019」で、宮崎県が堂々の全国1位に輝きました。

また、「よい子どもが育つ都道府県」でも宮崎県は第2位になっています。

若い世代に、温暖で豊かな自然、人のよさ、物価が安いなど宮崎の魅力を浸透させることが、郷土愛を高め県内就職率の向上につながると思います。あわせて、宮崎で暮らし、結婚や子育てについても同様ですが、若いうちから結婚・子育てについて考えてもらうためのライフデザイン事業について、県の取り組みを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県民全体で子供と子育てを応援する機運を醸成するため、若い世代が結婚・子育てを遠い未来のこととして捉えるのではなく、早いうちから、自分自身の将来の人生設計の一つとして考えてもらうことが大切です。

このため、若い世代に就職や結婚、出産、家族との関係など将来をイメージしてもらう機会を提供するライフデザイン事業を実施しております。

昨年度は、大学生や高校生等を対象とした出前講座を5回、社会人も対象に加えたシンポジウムを3回開催したところでありまして、参加人数は491名となっております。

今後もライフデザイン事業を通しまして、若い世代の結婚や子育てに関する意識を高めていけるよう、取り組みを進めてまいります。

○重松幸次郎議員 さらに子供・子育ての環境

を整えていくことが求められます。そこで、我が党の強力な推進により、幼児教育・保育の無償化が10月1日からスタートし、やがて2カ月を迎えようとしています。多くの子育て世帯に喜ばれる一方、無償化に対する課題や疑問の声も上がっているようです。

10月1日からスタートした幼児教育・保育の無償化について、開始後の県内の状況を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 無償化による影響を把握するため、県内の保育所、幼稚園、認定こども園等の入所児童数を調査しましたところ、本年4月1日時点の数に対する10月1日時点の数の増加率は8.0%でございまして、昨年4月1日時点の数に対する10月1日時点の数の増加率7.6%と、ほぼ同水準でございました。

また、市町村に聞き取りを行い、現時点では大きな混乱が生じている状況にはないと承知しておりますが、来年4月の入所児童の動向等についても、引き続き注視していく必要があると考えております。

今後とも、幼児教育・保育の無償化が子育て世代の経済的負担の軽減に資するものとなるよう、市町村等と情報共有しながら、必要な保育の受け皿の確保に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 おおむね順調にスタートできたことに安心しました。この幼児教育無償化は、政府・与党として、全世代型社会保障の構築に向けて、消費税10%の引き上げの増収分の使い道を変更し、国として「少子化を克服する」「子育て世代の負担を軽くする」という強いメッセージを発信し、未来の宝である子供たちを社会全体で育てていく大きな第一歩になったと考えております。

子育て世帯支援を大幅に拡充させる大改革で

ありますが、これがゴールではなく、新たなスタートであります。課題を見つけて、よりよい制度にするために、改善も求められます。我が党の全議員も今、アンケート調査を開始し、「声を聞く運動」を展開しています。

県としても、地域の実情を把握し、見える化する仕組みをお願いします。「幸福度ナンバーワン」、そして「よい子どもが育つ、日本一のみやざき」とわに築いてまいりたい、このように思います。

次のテーマである「魅力的で持続可能な地域づくり」についてお尋ねします。

アクションプランの中でも、さまざまな角度から取り組み方針が打ち出され、直近の現況値と、令和4年までの目標値が示されております。

このうち、観光・スポーツ・文化振興プログラムの重点項目、魅力ある観光地域づくりと誘客強化の指標について、「本県の認知度、また魅力度」が挙げられていますが、現況値が、認知度36位、魅力度20位とありました。もっと高いものと思っておりましたが、そこで、本県の認知度・魅力度を高めるためにどのように取り組んでいくのかを、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県ではこれまで、温暖な気候や美しい自然、豊かな食、神話や神楽等の伝統文化など本県の魅力を、「日本のひなた宮崎県」というキャッチフレーズのもとに、官民一体となって積極的にPRしてきたところがあります。

特に今年度は、ワールドサーフィンゲームスの開催、さらにはラグビーワールドカップの事前キャンプの受け入れなども行い、宮崎を国内外に積極的に発信してきたところがあります。

こういう機会に、県自身の発信というのをも

ちろん大切であります。大会等に参加した選手なり、大会関係者による発信、これも大変大きいものがありまして、イングランド代表のエディー・ジョーンズヘッドコーチも、また先日、ダンロップフェニックスで来県された、全米オープンのチャンピオンであるゲーリー・ウッドランド選手も、「宮崎牛を」ということを、いろんところでインタビューでコメントしていただき、大変ありがたく思ったところがあります。

来年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの方が日本国内に来られる。また、日本に注目が集まる。そういう機会でもありますので、本県におきましても、10月に国文祭・芸文祭が開催されるなど、本県の魅力をPRする絶好の機会であると考えておりまして、新宿みやざき館KONNEも活用して、効果的なプロモーションに取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、メディアを活用した情報発信や、大手民間企業等とも連携した取り組みなど、引き続き、私も先頭に立って、オール宮崎の体制で、「日本のひなた宮崎県」の魅力をしっかりと発信してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 さまざまな取り組みを駆使して、認知度・魅力度アップをお願いいたします。

先日、県庁を退職され、現在は宮崎空港ビルにお勤めの大坪篤史さんが出版された、「青の国を旅しよう」という宮崎の魅力を伝える本を読ませていただきました。

県庁時代に培った知識と経験を生かし、農林水産品の「もの」で伝え、県職員手づくりのツアーでつづった「旅」で伝え、そして、御自身が詠まれた短歌「歌」で、市町村ののどかな情

景を伝えられています。

宮崎県全域のありとあらゆる特産や観光スポットが紹介されており、大変興味深く、また丁寧でわかりやすい解説に感服した次第であります。

同じようなことはできませんけれども、何よりも県民一人一人が広告塔になって、少しでも宮崎の魅力を発信することが大切だと感じました。私もこの本を活用して、宮崎の魅力を伝えてまいります。

先月、南九州観光振興会議が開催され、観光振興議員連盟の一員として参加しました。基調講演では、九州経済連合会の観光担当部長の升本氏が、「真の観光広域連携に向けて」と題して講演をされました。

九州インバウンドの現状を分析され、日韓の政治問題等が反映し、入国者数の伸びが鈍化傾向にあること、九州の空港（国際路線）の課題、そして観光ツーリズムと商品造成の重要性などを話されました。

それにはマーケティング（何を）、またターゲット（誰に）、アライアンス（何を提携）させるのかを強調されました。

その戦略の事例として、一つは台湾からの誘客を南九州三県の周遊で連携する、もう一つは台湾修学旅行の推進、そしてもう一つは、九州のサイクルツーリズムによる南九州の連携でありました。

ところが、九州のサイクルツーリズムの現状は、地勢上の優位性はあるものの、体系的・戦略的な取り組みや、出口戦略（アウトプット）の未整備、また各県がそれぞれに単体でイベントを行っている、ルート設定が県境をまたいだものがないと指摘されています。

そこで、四国と本州を結び瀬戸内海を横断す

る「しまなみ海道サイクリング」のように、南九州が連携したサイクルコースを提案されました。

サイクルツーリズムの推進のために、県境をまたぐ広域的なサイクルルートの構築が重要であると思いますが、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 近年、サイクルツーリズムは人気を集めておりまして、温暖な気候や豊かな自然など、サイクリングに適した条件がそろっております本県においても、モデルルートの設定やサイクルスタンドの設置などに取り組んでいるところであります。

そのような中、県境をまたぐサイクルルートの構築は、広域での周遊の促進につながることで期待できますことから、九州地方自治会において、九州を一周する広域推奨ルートを設定することといたしております。本県といたしましても、現在、大分県、鹿児島県と具体的な議論を重ねているところでございます。

今後とも、受け入れ環境の整備や情報発信などに積極的に取り組むとともに、九州各県とも幅広く連携を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 本県では今現在も、宮崎市と日南市を結ぶ「グレートアース宮崎ライド」や、串間市、日南市を結ぶ「ツールド南宮崎」などのサイクルイベントも人気上昇中と聞きました。

南九州三県が連携してサイクルルートを提案できれば、自由に無理なく周遊し、観光スポット・物産販売・宿泊がセットになって、一層の地域振興が図られるものと思います。

また一方で、サイクルルートの構築には、案内標識、サイクルラックの整備、ゲストハウス

やレストランなどの協力店も必要です。そして何よりも、自転車が安全で快適に走れる路面整備が重要であります。

そこで、サイクルツーリズムの推進には、自転車通行空間の整備が必要と考えますが、県の考えを県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） サイクルツーリズムの推進につきましては、9月に策定しました「宮崎県自転車活用推進計画」において、目標の一つに掲げており、県内の各地域の特性を生かしたモデルルートの設定や、自転車通行空間の整備等に積極的に取り組むこととしております。

この推進計画におきましては、国などの関係機関と連携し、今後10年間で120キロメートルのモデルルートの整備を目指しているところであります。

このうち、県におきましては、今年度から、日南海岸地域のモデルルートを形成する県道内海加江田線におきまして、自転車通行部を明確化する路面標示などの整備を進めていくこととしております。

引き続き、商工観光労働部と連携を図りながら、広域的なサイクルルートを含むモデルルートにも対応した自転車通行空間の整備を行い、サイクルツーリズムの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 サイクルスポーツの振興、サイクルツーリズムの推進をよろしく願います。

自転車は、子供から高齢者まで手軽に乗れて、環境的にも経済的にも優しい便利な乗り物です。

ですが、便利な反面、自転車と歩行者の事故もふえているようです。

自転車に関連してですが、先月の常任委員会で、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」の制定について、制定スケジュールの報告がありました。

この自転車条例を制定する目的と内容について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 自転車に関する条例は、自転車の安全で適正な利用の推進と、自転車事故の被害者の保護を図るため、制定に取り組もうとするものであります。

その背景といたしましては、県内におきまして、自転車事故がまだまだ多く発生している現状があり、交通ルールやマナーを守らない利用者に対して改善を求める要望が、県民から数多く寄せられていること、また、事故による高額賠償事案が全国で発生しており、被害者の救済はもちろんのこと、加害者の経済的破綻を防ぐ必要があることなどがございます。

条例では、このような状況を踏まえ、交通安全教育の実施や自転車の点検整備の促進、自転車損害賠償保険等への加入などについて盛り込むことを検討してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 交通ルール、マナーの充実を優先的に取り組まれ、そして自転車の点検整備、また自転車保険の加入促進も図られますよう、条例の制定をよろしく願います。

この自転車マナーや交通ルールを徹底するには、小中学生の時期から身につけることが大事です。そこで役立つのが、「自転車運転免許証」だと思います。北九州市のホームページに次のようにありました。

「乗るなら取ろう！自転車運転免許」

北九州市では「自転車運転免許講習会」が定期的で開催されています。講習を受け、筆記試

験と実技試験をパスした方には自転車運転免許証を交付しています。自転車は誰でも気楽に乗ることができる乗り物だからこそ、講習会を通して改めて安全な自転車の乗り方や、交通ルールやマナーについて学んでもらい「免許証」を交付することで交通安全への関心を高めて、交通ルールを守る意識を育てています。」という内容です。

ホームページには、自動車運転免許証のように顔写真入りの免許証を持って、自慢げに映っているスナップ写真が多数紹介され、掲載されていました。

全国の事例もたくさん紹介されていますので、本県でも市町村、また関係団体とも協議して、この対象にしてほしいと思います。

スポーツ振興についてお尋ねします。

宮崎でキャンプをしていただき、ラグビーワールドカップで悲願のベスト8を果たした日本代表、そして準優勝のイングランドチーム、すばらしい活躍、大健闘の結果でありました。

プロ野球では、読売巨人軍のセリーグ優勝もすばらしく、またソフトバンクホークスも、クライマックスシリーズを難なく勝ち上がり、日本シリーズでも圧倒的な強さを見せて優勝し、3年連続の日本一に輝きました。本当に縁起のよい宮崎キャンプだと思います。

この勢いを維持しながら、さらなるスポーツキャンプ・合宿誘致を今後どのように進めていくのかを、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） お話にありましたように、ことしはラグビー日本代表やイングランド代表、侍ジャパンが本県で合宿を行い、いずれのチームもすばらしい結果を残されました。また、ワールドサーフィンゲームス

などの世界大会も開催され、国内外にスポーツランドみやぎきを大いにPRできたものと考えております。

来年は、東京オリンピック・パラリンピックのドイツの陸上や、イギリス、カナダのトライアスロンの事前合宿が決定しております。

県といたしましては、これまでの受け入れ実績や積み上げたノウハウを基盤として、引き続き、国内外のトップチームや学生・社会人の合宿誘致について、市町村と連携して積極的に取り組み、スポーツランドみやぎきの全県化・通年化・多種目化を推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 スポーツランドみやぎきの全県化・通年化・多種目化は重要だと思います。そのためにも、以前検討が進められていました屋外型のナショナルトレーニングセンターの構想はどうなっているのでしょうか。

2015年の新聞記事に、「宮崎県と宮崎市、フェニックスリゾートの3者は、8月25日、宮崎県庁で会見を開き、国が拠点構築に関する調査研究を進める「屋外型ナショナルトレーニングセンター」の誘致に共同で取り組むと発表した」とありました。

改めて、屋外型ナショナルトレーニングセンター誘致の取り組み状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 屋外型ナショナルトレーニングセンターにつきましては、国の第2期スポーツ基本計画において、「あらゆる可能性の中で検討を進める」とされておりまして、整備方針までは示されていない状況でございます。

こうした中、ことしもスポーツ庁等に対し要望を行ったところでありまして、機会あるごと

に要望活動を続けております。

また、本県は、トライアスロン、パラトライアスロン、ゴルフの国の競技別強化拠点に指定され、すぐれた環境や受け入れ体制が高く評価されておりまして、近代五種やラグビー等、他の競技での利用実績も増加しております。

県といたしましては、受け入れ体制の充実等、拠点の機能強化を図りつつ、他の競技での利用もさらにふやすことで、屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致に粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 どうか粘り強く取り組んでいただきたいと思います。

スポーツ振興テーマの最後です。

質問の冒頭に、「障害者週間」について紹介いたしました。障害者基本法では、12月3日から9日までを「障害者週間」と定めています。

この週間は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とされています。

あらゆる分野での社会参加を呼びかけてまいりたい。そこで、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会が2026年、本県で開催されますが、障がい者スポーツの普及促進と競技力向上にどのように取り組んでいくのかを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、障がい者スポーツの普及促進と競技力向上を図ることは重要であると考えております。

このため、県障がい者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、市町村単位でのスポーツ教室の開催等に取り組ん

できたところでは。

こうした中、全国障害者スポーツ大会の本県開催を契機としまして、新たに、特別支援学校の生徒などを対象とした競技会の開催や、活躍が期待される選手の国内外の大会への参加支援なども進めております。

今後は、これらの取り組みに加え、ソフトボールやサッカーなど、現在チームが編成できていない団体競技の育成・強化にも取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 来年のオリンピック・パラリンピックを契機に、ぜひ機運の醸成を図っていただきたいと思います。

次に、明年、本県で開催される「第35回国民文化祭りやざき2020」「第20回全国障害者芸術文化祭りやざき大会」の準備状況についてお伺いいたします。

県のホームページには、「宮崎県ではこの大会を記紀編さん1300年記念事業の集大成と位置づけまして、「山の幸海の幸 いざ神話の源流へ」のキャッチフレーズのもと、宮崎が誇る文化資源であります日向神話や神楽などを国内外に発信してまいります。」とありました。

来年の10月17日に開催されますので、開催まであと324日となりました。しっかり準備をお願いしたいと思います。

昨日、宮崎県立美術館にて開催されました、「“こころ”のふれあうフェスタ2019作品展」を鑑賞してまいりました。

このイベントは、「障害者週間」の一環として、障がいのある方のあらゆる活動への参加促進と、県民の皆さんの関心と理解を深めることを目的に、また、「国文祭・芸文祭りやざき2020」のプレイベントとして作品展が実施されたものであります。

展示スペースが、一般社会人の作品と同時開催されていた特別支援学校アート展に分かれていましたが、どれも目をみはるほど上手で、また、楽しい絵画や造形などに感銘をいたしました。12月1日まで開催されていますので、皆様もぜひごらんいただきたいと思います。

国文祭・芸文祭には、全国から障がいをお持ちの方も多数お見えになると思いますが、受け入れの準備状況はいかがでしょうか。高齢者、車椅子を利用される方や、視覚・聴覚に障がいのある方などさまざまな対応が必要です。

国文祭・芸文祭に向けた、特に障がいのある方を受け入れるに当たっての取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 障がいのある方の受け入れに当たりましては、芸文祭の主な会場となります宮崎、都城、高鍋の各施設とその周辺を、障がいのある方と関係者が一緒に実地調査を行いまして、円滑な移動やお客様の案内・誘導等に関する課題を発見し、改善策を検討することとしております。

また現在、福祉保健部におきまして、各施設の障がい者用の駐車場やトイレの有無など詳細な情報を掲載しました「みやざきアクセシビリティ情報マップ」の改訂作業が進められておりまして、今後これらも活用しながら、きめ細かに対応してまいりたいと考えております。

さらに、障がいのある方の補助などを担う「大会イベントサポーター」の募集を開始したところでありまして、適切な対応ができますよう、今後、研修等を実施してまいりたいと考えております。

こうした取り組みによって、大会期間中にお迎えする全てのお客様に安心して楽しんでいただけますよう、受け入れ準備を着実に進めてま

いりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今年度、国文祭・芸文祭は今まさに新潟県で行われており、11月30日が閉会式となっております。

宮崎県議会文化芸術振興会では井本会長ら4名で、閉会式に参加します。

大会の案内では、「オープニングに、新潟の文化の未来を担う若者たちを中心としたステージを展開します」とあり、羽茂高校郷土芸能部による郷土芸能の披露、特別支援学校の生徒たちによる歌と踊りのコラボレーションなどなど、6つのステージが準備されておるようです。

その後に閉会式典、そこでは主催者挨拶の後、新潟県から宮崎県への大会旗の引き継ぎ、そして次期開催県（宮崎県）のアトラクションがあり、グランドフィナーレとなっておりますので、しっかりと見届けてまいります。

障害者週間に関連して、聴覚や言語に障がいのある方のための「電話リレーサービス」を御存じでしょうか。

このサービスは、耳の聞こえない人が、テレビ電話などでつながったオペレーターに、手話や文字で「病院を予約したい」といった要件を伝えると、オペレーターがかわりに電話をかけ、通訳者となってコミュニケーションを手助けするものです。行政の窓口や企業のコールセンターにも取りつけられているようです。

先日、この電話リレーサービスについて、宮崎県聴覚障害者センターを訪問し、田中所長さんらと意見交換をしてまいりました。

九州では熊本県にリレーサービスの拠点があり、宮崎県の方も利用されているようです。

確かに便利なサービスではあるのですが、課題も多くあり、まず社会の認知、通訳者の人材

確保・養成、トラブル時の対応、福祉施設がそのサービスを担えるかどうかなどなど、御指摘いただきました。

結論は、耳の不自由な人を支えるために、国のサービスとして整備していく必要があるということですが、我が党としても普及拡大に力を入れていくところです。

田中所長からは、そのサービスの前に、本年4月に「手話等の普及及び利用促進に関する条例」が施行されましたが、その後の啓発への取り組みを強調されておりました。

「手話等の普及及び利用促進に関する条例」の普及啓発に向けた県の取り組みを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 手話等の普及及び利用促進に関する条例は、本年4月に施行されたところでありまして、まずは条例の趣旨を広く県民や事業者の方々に理解していただくことが重要です。

そのため県では、条例の普及啓発パンフレットの作成・配布、国文祭・芸文祭のプログラムの一つである、まちなか文化祭における手話等の体験機会の提供、福祉関係職員向けの研修会・出前講座などの実施、宮崎県聴覚障害者協会の手話関連イベントへの支援など、広く周知に取り組んでおります。

今後とも、関係団体と十分に連携を図りながら、あらゆる機会を活用し、条例の普及啓発に努め、共生社会の実現を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 普及拡大の取り組みをお願いいたします。

田中所長がおっしゃっていたんですけれども、この議場でも耳の不自由な方のために音声ガイドをするヘッドホンの貸し出しをされておりますが、できましたら映像に字幕で質問の言

葉が映るような仕組みができないものかという要望も受けておりました。これらのことも含めまして、平成28年4月に施行いたしました、

「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」に基づいて、身近な地域とともに支え合いながら、心豊かに生活できる宮崎県づくりを目指していきたいと思います。

最後のテーマとなりました。午前中も坂口議員から質問がありました、宮崎カーフェリー新船建造についてお伺いします。

宮崎港と神戸港を結ぶ就航中の現2隻は、就航から20年を迎えて、老朽化が進行しております。また、時代のニーズに対応した船のスペックや施設整備に役立てていくことが求められているようです。

そこで、知事の提案説明にもありましたが、令和4年度に予定している新船建造資金の貸し付けに当たり、運営会社や金融機関と融資の内容、返済方法を定めた協定を締結するため、債務負担行為をあらかじめ設定するものであり、金融機関との調整の上、中小企業基盤整備機構の制度資金を活用して40億円を貸し付けるものとありました。

そこで、フェリー就航の重要性と新船建造に係る支援に至った経緯について、知事のお考えを改めてお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 長距離フェリー航路は、農畜産物等の県産品を大消費地に安定輸送するとともに、県外からの観光客の誘客に貢献するなど、本県経済の生命線でありまして、極めて重要な役割を担っております。

また、トラックドライバー不足や長時間労働の是正など、本県の物流を取り巻く課題の観点からも、ドライバーの負担軽減を図りながら、長距離輸送を可能とするフェリー航路の重要性

は、今後ますます高まっていくものと考えております。

この航路を長期的かつ安定的に維持するために、新船建造が最大の課題であることから、平成30年3月に、県や市、地元経済界等の「オール宮崎」による新会社を設立し、新船建造に向けて検討を行ってきたところであります。

このような中、新会社は、運航を開始して間もないことから、自己資金の蓄積が十分ではなく、自力で所要資金の全額を確保することが困難な状況にあり、新船建造を円滑に進めるためには、行政からの貸し付けによる支援が必要であると判断をしたところであります。

○重松幸次郎議員 いただいた資料には、「貸し付けのもととなる資金計画によると、着工後のさまざまなリスクに対応し、着実に事業を進められるよう180億円の上限枠を確保する予定」とありました。そのうち、公的資金として、宮崎県が高度化資金を活用して40億円を貸し付けるわけでありませう。

では、その高度化資金について、高度化資金の概要と、その資金を活用する理由を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 高度化資金は、国の中小企業支援施策を総合的に実施する、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」が所管する制度資金でありまして、中小企業者が連携して、経営基盤の強化を図るための施設・設備を整備する事業に対して、経営診断・指導と資金貸し付けの両面から、中小機構と県が一体となって支援する制度であります。

メリットとして、会社にとっては、無利子で借り入れることによる負担の軽減や、専門家による助言・指導が受けられる点があり、県としても、貸付金40億円のうち、8割の32億円を中

小機構から無利子で借り入れできる点があります。

このことから、特に今回のような大規模な事業について、高度化資金を活用することは、有効かつ有益であると考えております。

○重松幸次郎議員 中小機構から8割負担の32億円と、宮崎県が2割負担の8億円、合わせて40億円をフェリー会社に貸し付ける。貸し付けるわけですから、全額を償還してもらうわけですが、それに専門家による経営診断・アドバイス等のサポートがあることは、大きなメリットと感じます。

それでは最後に、資金調達に際し、フェリー会社の収支計画の妥当性について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 会社の収支計画によりますと、貨物運賃収入の9割を占めるトラックにつきましても、積載可能台数が30台程度ふえるところを、上りは7台程度、下りは2台程度の増として、乗船台数をかた目に試算されております。

また、旅客運賃収入については、個室化等による旅客増加が期待されるところを、現状維持で試算されております。

費用の約3割を占める燃料費についても、新船の省エネ効果による燃費向上をかた目に試算されております。

このように、売上・費用ともにかた目に試算された堅実で妥当な計画であり、新船就航後の安定的な黒字運営によって、借入金の確実な返済が見込まれるものと判断しております。

○重松幸次郎議員 いずれもかた目というか、慎重に試算されているということを理解いたしました。

本会議でもさらに質疑があると思っております。ま

た、常任委員会でも審議されるわけですが、それらを参考にして、会派内でも随時検討・議論をしてまいります。

農畜産物の安定輸送、観光客の誘客に大きく貢献する、まさに本県経済の生命線であることは同感いたします。しっかりとこの事業を進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。宮崎県議会自由民主党の野崎幸士です。

9月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

先日、令和2年度当初予算編成方針が示されました。令和元年度予算では、国が打ち出した、国土強靱化3か年緊急対策に積極的に対応するため、また、おこなっている社会基盤整備を進めるため、公共事業費についてマイナスシーリングを撤廃しました。令和2年度の当初予算では、公共事業費以外の政策的経費についてもマイナスシーリングを撤廃することです。

厳しい財政状況が続いている本県ですが、令和2年度当初予算編成に対する思いを知事にお伺いし、以下の質問は質問者席から進めてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

令和2年度当初予算の編成に当たりましては、本県が抱える課題への的確な対応や重点施策の推進に向けまして、各職員による積極的な政策立案を促すために、一般行政経費についてもマイナスシーリングを廃止したところであります。

また、公共事業費につきましては、令和元年度の当初予算より、防災・減災対策等に積極的に対応するため、マイナスシーリングを廃止しておりますが、令和2年度は、さらに、高速道路に係る直轄事業負担金について、国からの内示見込み額を措置し、整備を加速させていきたいと考えております。

一方、今後多額の財政負担が見込まれる公共施設の老朽化対策や、国民スポーツ大会開催に伴う経費などにつきましては、将来にわたって財政の健全性が維持されるように、計画的に予算措置を行っていくこととしております。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 既に進めている、抱えているさまざまな事業を初め、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、少子高齢化・人口減少に伴う社会保障等々、多額の財政負担が見込まれる中で、求められるのは、的確な事業の執行と確実な成果であります。

令和2年度当初予算編成については、これから上がってくる各部の要求に対して、知事が査定を行うわけですので、執行部の中で唯一政治家である知事が、県民・現場は何を求めているのか的確に見きわめ、無駄のない、確実に成果の出るようなかじを取っていただくよう、強く要望いたします。

未来みやざき創造プランの重点項目に、「「スポーツランドみやざき」の構築と県民のスポーツ活動・交流促進」と掲げてあります。

本県ではこれまで、暖かい気候とすばらしい自然環境を生かして、世界規模の大会やプロ野球チームを初め、Jリーグ、各企業・大学・団体等のいろんなスポーツキャンプが行われており、ことしは、ワールドサーフィンゲームスが9月に、ラグビーワールドカップ2019日本代表

合宿が6月に、イングランド代表の事前合宿が9月に行われ、10月には侍ジャパンの事前合宿が行われました。いずれも優勝、準優勝と、過去最高のすばらしい成績をおさめています。

このように、県外・海外からプロ・アマを問わず、さまざまなスポーツ競技・合宿が行われる我が県において、競技施設整備も重要である一方、アスリートをバックアップするスポーツメディカルの取り組みも必要と考えます。現在の取り組み状況を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） スポーツキャンプ・合宿誘致の地域間競争が激化している中、本県への誘致を進める上で、受け入れの付加価値を高めるスポーツメディカルの取り組みは、大変重要であると考えております。

このため県では、県外からの合宿チームが宮崎大学医学部で行うメディカルチェックに対する補助や、アスレチックトレーナーを派遣するトレーナーズバンクの設置を行っているところであります。

また、ワールドサーフィングゲームス等の大規模イベントの受け入れ時には、医師や看護師等の手配や調整を行い、選手へのメディカルサポートも行っているところであります。

今後とも、スポーツメディカルを初めとした受け入れ体制の充実・強化を図り、スポーツキャンプ・合宿地としてのさらなる魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県は、「スポーツランドみやざき」を打ち出し、全国に発信を続けてきた成果として、先ほどのようなさまざまなスポーツキャンプ、さまざまな国内外の大会が行われるようになりました。

これからも、「スポーツランドみやざき」の

さらなる充実、基盤強化を図っていく上でも、包括的なスポーツメディカルサポート体制の構築を進めていただくよう要望します。

ここで、県産材の利用促進の点から質問させていただきます。ただいま、7年後の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて本格的な準備が進められていますが、施設整備において多くの県産材を利用することは、県産材の需要拡大はもとより、全国から参加される方々へ向けて、県産材のよさをPRする絶好の機会だと考えますが、整備が進められている体育館、プール、陸上競技場（主要3施設）の県産材の利用について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会に向けた主要3施設につきましては、平成30年度に策定しました基本計画に基づきまして、現在、整備を進めているところであります。

県におきましては、県産材利用推進に関する基本方針を定め、公共建築物の木造化・木質化を積極的に推進しているところでありまして、主要3施設につきましても、可能な限り県産材の活用努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 ただいま、議会としても森林・林業活性化促進議員連盟で県産材の利用促進に関する条例制定に向けて動き始めています。

我が県は、御案内のとおり28年連続杉素材生産量日本一、そして国産材の製品出荷量も日本一となるなど、国産材供給のトップランナーとしての地位を築いてまいりました。

来年開催される東京オリンピック・パラリンピックにおきましても、県・関係部局の御尽力により、新国立競技場や選手村ビレッジプラザの一部に本県産材が使用されます。

このように、県産材のPRの促進と県産木材需要の拡大が、林業・木材産業の発展と山村地域の活性化につながると思いますので、ぜひ、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて整備を進めている主要3施設におきましては、ふんだんに県産材を利用させていただくよう強く要望します。

また、先日火災が発生した那覇市の首里城の再建に当たっての支援として、知事が本県産材の調達に向けての協力をする考えがあることを表明されています。すばらしいことだと思いますので、多大な支援をお願いします。

次に、災害への備えについて質問します。

9月9日に、関東では過去最高クラスの勢力で千葉市に上陸した台風15号、また、その約1カ月後の10月12日に伊豆半島に上陸した台風19号は、関東各地を中心に停電や断水、倒木や河川の氾濫など、多大な被害を及ぼしました。

我が県でも9月22日、延岡市で、台風17号が原因と見られる竜巻などの突風が発生し、JRの鉄塔の倒壊、家や店の屋根や窓ガラスの破損など、甚大な被害が起きました。

このように、いつどこで起きるかもしれない自然災害ですが、災害が起きるたびに、その教訓として人命と財産を守る備えが構築されてきているものの、再び同じような災害、また新しい災害が起きるわけです。

こういった一連の災害を通して、県民の生命と財産を守るに当たり、災害対応の陣頭指揮をとる知事の考えをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 平成23年の東日本大震災は、未曾有の大災害となったわけですが、それ以降も我が国におきましては、熊本地震、西日本豪雨、そしてことしの台風19号など、大規模災害が立て続けに発生をしております。

そして、本県におきましても、今、御指摘がありましたような、17号台風による竜巻被害もありましたし、日向灘を震源とする地震も大変数が多くなっております。

南海トラフ地震は、高い確率で発生が懸念をされておりまして、これらの災害から何としても県民の命を守ることが、知事として私に課せられた最大の使命であると考えております。

このため、社会資本の整備を初め、津波避難タワー等の避難場所の確保、県民の防災意識の向上など、県土の強靱化に向けて、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策に取り組んでいるところであります。また、例えば台風の上陸など災害の発生が予想される場合には、最悪の事態を想定して、私が本部長となる災害対策本部を設置するなど、万全の体制で災害対応に当たることとしております。

今後とも、常在危機という意識を徹底しながら、自然災害から県民の生命・財産を守るため、私みずから先頭に立って、全力を尽くしてまいります。

○野崎幸士議員 県では、一定の規模以上の災害時には、知事をトップとする災害対策本部が立ち上げられ、ここが情報収集や対策立案の司令塔となるわけです。

先般、森田千葉県知事が、今回の台風災害時における対応で多々御指摘を受ける事態になったことから、知事におかれましては、災害時には指揮官として、その判断と行動がスピーディーに県内隅々まで伝達できるような、気構えと体制を構築していただくよう要望します。

次に、避難所について質問します。

災害から国民の生命と財産を守ることを目的とした災害対策基本法のもと、それぞれの自治体で、災害に備え避難所の設置計画が立てられ

ます。

災害が発生した場合に、県民が避難する場所として、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所があります。

指定緊急避難場所は、津波避難タワーなど災害の危険が切迫した場合の一時的な避難先として、災害の危険が及ばない場所や施設を、災害の種類ごとに指定されたものです。

また、指定避難所は、学校や公民館など、災害の危険に伴い避難をしてきた方々が一定期間滞在するための施設として指定されたものです。

そして、福祉避難所は、要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所であり、安心して生活ができるよう配慮された、社会福祉施設などが想定されています。

避難に当たっては、まず、指定緊急避難場所に避難し、その後、指定避難所、福祉避難所に避難することとなっているようですが、本県のこの3つの避難所はどの程度あるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 指定緊急避難場所と指定避難所は、同じ施設が重複して指定されている場合がありますけれども、令和元年11月1日現在の状況では、指定緊急避難場所が2,205カ所、指定避難所が1,299カ所、福祉避難所が228カ所となっております。

○野崎幸士議員 台風19号、また7月の九州南部豪雨、昨年、西日本豪雨等では、各地の避難所に住民が殺到し、入り切れない人が続出し、車中泊や遠方の避難所への移動を強いられたとの報道もありました。

豪雨の中を移動する際、亡くなられた方も多数いることから、災害時の避難者数の想定を改めて検証し、しっかりとした受け入れ体制の

構築を進めていただくことを要望します。

また、避難所の環境にすぐに受け入れられない、対応できない、障がいのある方や高齢者に対しては十分な配慮が必要ですので、改めてその体制づくりも要望します。

私も知らなかったんですけど、一定規模の災害発生直後の応急救助を定めた災害救助法では、避難所の開設期間は原則7日以内とされています。

例えば、避難所として指定されている学校は、避難する場所として建てられたものではなく、本来の目的である教育の場として、できるだけ早期に再開することが望まれます。

規模の大きな災害では、避難生活が7日以上となることも考えられますが、避難が長期化するような災害が起きた場合の対策はどうなっているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 近年の災害は激甚化の傾向にあり、被災者が長期にわたって避難所での生活を余儀なくされる事態が生じております。

御指摘のとおり、災害救助法では、避難所の開設期間は原則7日以内とされておりますけれども、避難が長期化することが見込まれる場合には、国と協議の上、避難所の設置期間を延長することが可能となっております。

県といたしましては、避難者の個々の事情にも十分配慮しながら、避難所をできるだけ早期に解消し、施設本来の機能を回復できるよう、市町村と連携しながら、避難所の集約や応急仮設住宅の提供、公営住宅の空き住戸活用などの対策を講じるとともに、被災者の住まいの確保に関する相談や支援体制の整備を図り、被災者が1日でも早く元の生活を取り戻すことができ

るよう努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 答弁にありました応急仮設住宅ですが、東日本大震災では、必要とされる応急仮設住宅が全て完成したのは6カ月後でした。

「避難のために応急仮設住宅を新たに建設するといった流れが避難所生活の長期化につながっている」との指摘もありますので、まずは、公営住宅の空き住戸や災害時における不動産団体との連携体制も進めていただきますよう、要望します。

次に、避難所において心配されるのが備蓄です。「宮崎県備蓄基本指針」によりますと、県民（家庭や事業所等・自治会等）へ備蓄を促すとともに、県・市町村には、指針に基づいた備蓄に関する計画を策定し、計画に沿った備蓄の推進に努めることとされていますが、県及び市町村の備蓄状況を、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県では、平成28年に策定いたしました「宮崎県備蓄基本指針」に基づき、また、市町村におきましては、地域防災計画等に基づき、食料や水のほか、毛布、携帯・簡易トイレ等の備蓄を計画的に進めております。

これらの取り組みにより、県及び市町村の備蓄状況は、例えば、長期保存が可能で、水を注ぐだけで食べることのできる乾燥米飯や保存パンなどの非常食の備蓄量が、ことしの3月時点で、県が約4万5,000食、市町村が約26万4,000食、合計で約30万9,000食となっております。

○野崎幸士議員 県は、県備蓄基本指針に基づいて、備蓄品を5カ年かけて随時そろえていくとのことでしたので、計画どおり着実に備蓄していただくことを要望します。

さて、最近、食物アレルギーは、乳幼児、また小さなお子さんを中心に増加傾向にある中、避難所におけるアレルギー対応食品の備蓄が心配されます。

阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災の被災地では、自治体が備蓄していた非常食や避難所に届けられた支援物資が食物アレルギーに対応せず、アレルギーのある方が食料の確保に苦労したり、その非常食を口にしたアレルギー体質の方が命の危機にさらされる事態が生じたこともあって、平成25年8月に内閣府が発表した、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、避難所で提供する食事は、食物アレルギーのある避難者にも配慮することがうたわれています。

食物アレルギーがある方は、個人で備蓄等の対応を講じることが原則だと思いますが、公的機関による備蓄においても、食物アレルギーのある方への配慮が必要だと考えます。本県の備蓄品のアレルギー対策はどうなっているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県では、平成29年度から備蓄品の購入に当たりまして、非常食や育児用ミルクの購入量の一定割合をアレルギー対応のものとしているところでございます。

過去2年間の実績で申し上げますと、購入した非常食の半分、約1万6,000食、育児用ミルクの1割、約930回分がアレルギー対応のものとなっております。

今後とも、アレルギー対応など、被災者に配慮した備蓄に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 避難所での食物アレルギーに対する問題は、本当に重要視されてきています

ので、引き続きしっかりとした対応をとっていただきますようお願いいたします。

また、避難所において食料を配付する係の方にも、食物アレルギーに対し十分な配慮をする指導と、アレルギー疾患を持つ患者家族、子育て中の保護者等へ、常に災害への備えを周知することを要望いたします。

昨年の6月定例議会において、モバイルファーマシーについて質問をさせていただきました。

御存じのとおり、モバイルファーマシーとは、キャンピングカーを改造して調剤室を備えた医師の処方薬を提供できる車両のことで、大規模災害時には、医薬品を必要とする被災者の方々に、自立的に調剤して提供することができます。

台風19号におきましては、岐阜県と宮城県で設置され、東日本大震災を教訓に16都府県が導入しておりますが、今後、本県においても大規模な自然災害が想定される中、災害への新たな備えとして、モバイルファーマシーが必要ではないかと考えますが、福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） モバイルファーマシーにつきましては、ライフライン喪失下の被災地において、自立した支援活動として、調剤作業と医薬品の交付を迅速に行うことができますことから、大規模な災害時における避難所等での医薬品の供給方法の一つとして、有効であると考えております。

その一方で、法令上、平常時に移動薬局としては使用できないなど、使用頻度等の課題もありますことから、既に導入している他県の先進事例等も参考にしながら、その必要性や効果等について、薬剤師会等の関係団体と検討してま

いりたいと考えております。

○野崎幸士議員 モバイルファーマシーの稼働は、災害時のみとされているため、答弁にありましたように、いつ起こるかもわからない大規模自然災害のために随時管理・保管しておかなければならないという課題もあります。もっと日常的にモバイルファーマシーが稼働できるよう、その縛りを解くよう国に対して要望することも大事なことだと思いますので、よろしくお願い致します。

台風19号を見ますと、千葉県などでは、倒木による停電や道路交通の妨げなどで被害が多々起きているようですが、特に、倒木の処理に時間を要し、現場に容易に近づけず、復旧作業に苦難があったようです。本県では、台風等で電線を巻き込んだ倒木が発生し、道路が通行どめになった場合、交通開放へ向けてどのように対応しているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 倒木等により道路が通行どめとなった場合につきましては、早急に交通開放を図る必要があることから、基本的には道路管理者がその処理作業を行っております。

その中で、電線を巻き込んだ倒木につきましては、作業時の感電や断線等のおそれがあるため、まずは、九州電力やN T Tなどの電線管理者がその処理を行い、その後、道路管理者が交通開放へ向けた作業を行うこととなります。

昨年の台風24号では、電線を巻き込んだ倒木が多数発生し、交通開放に時間を要した事例も見られました。

そのため、関係部局や電線管理者との合同会議を開催し、緊急時の連絡体制を構築するなどの改善を行ったことにより、ことし5月中旬の

豪雨を初め、9月の台風17号などにおいて、早期の交通開放につながったところでもあります。

今後とも、電線管理者との連携強化に努め、より早期の交通開放が図れるよう取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 引き続き、関係機関との連携強化に努めていただくよう要望します。

台風15号では、最大約93万戸の大規模停電をもたらしました。発災から約3カ月がたとうとしておりますが、いまだ完全復旧には至っておりません。

このような大規模で長期化する停電の発生を鑑みますと、電線の地中化、無電柱化を進めるべきと考えますが、県管理道路において、今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 議員御指摘のとおり、無電柱化につきましては、道路の防災性の向上を初め、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点からも大変重要な取り組みであり、県管理道路におきましては、緊急輸送道路や主要な駅周辺で、これまでに約12キロメートルの整備を行ったところでもあります。

現在、国道218号の延岡市北小路地区など4路線、約4キロメートルについて、電線管理者等と協力しながら整備を進めており、さらに昨年11月には「宮崎県無電柱化推進計画」を定め、今後、県道宮崎島之内線の宮崎市瀬頭地区など3路線、約3キロメートルについて整備を行うこととしております。

県としましては、大規模な災害等に備えるためにも、引き続き、電線管理者等と連携しながら、無電柱化の推進に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 台風15号による千葉県内を中

心とする停電の被害を受け、無電柱化に関心が高まっているようですが、調べてみますと、1キロメートル当たり約5億円と高いコストがかかることと、電力会社・通信会社との調整が困難であること、そして工事期間が長期化するなど、そういったことが普及を阻む原因となっているようです。

本県の厳しい財政状況を見ますと、無電柱化の促進を図ることは簡単にはいかないと思いますので、まずは、電力・通信会社等を含めた協議会などでしっかりと議論していただき、無電柱化を推進していただきますよう要望します。

大規模災害のたびに発生する深刻な問題が、膨大な量が発生する災害廃棄物の処理問題です。台風19号においても、災害廃棄物の処理が深刻な問題となっております。

災害時に最も大事なことは人命を救うことですが、膨大な災害廃棄物の処理のおくれが、人命救助の阻害、救援物資運搬の阻害、復旧作業の阻害、生活の阻害になることを鑑みると、大災害への防災・減災対策と並行して、この災害廃棄物処理対策も重要と考えます。

この問題については、昨年6月、9月議会でもお伺いしておりますが、改めて、災害廃棄物への対策や備えについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、大規模災害等による廃棄物を迅速、円滑に処理するため、宮崎県災害廃棄物処理計画に基づき、その処理責任を有する市町村に対しまして必要な支援や、他の自治体等との広域処理体制の構築に努めているところであります。

具体的には、市町村職員を対象とした研修会や、官民で構成しますネットワーク会議の開催、市町村と民間事業者との協定締結の促進な

どに取り組んできております。特に今年度は、大規模災害を想定した図上訓練を実施しまして、情報の収集・整理、連携のあり方など、市町村及び関係団体職員のより実践的な対応能力の向上にも努めたところであります。

今後は、今回の図上訓練の結果等も踏まえながら、さらなる対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 図上訓練を実施したということで、実践的な災害廃棄物処理への対策、連携構築が進められていることは評価します。

発生した災害廃棄物の処理をスムーズにするかなめが、まずは、1次・2次仮置き場の選定であり、そこから最終処分場へと進むわけですが、昨年の6月議会での質問の際には、県北地域で最終処分場の容量不足が想定されるということでした。

県の災害廃棄物処理計画によると、県内処理の優先が基本方針に盛り込まれていることから、答弁にありましたように、市町村と民間事業者との協定締結の促進と連携体制の構築は大変重要と考えますので、着実に進めていただくよう要望します。

本年度、国による国土強靱化対策、また県単事業において、さまざまな公共事業が進められているようですが、河川掘削工事により発生する残土の処理について、土捨て場が不足している状況だとお聞きしております。その現状と対策を、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 河川掘削工事により発生する残土につきましては、原則として、50キロメートルの範囲内の他の建設工事へ搬出し、有効利用を図ることとしております。受け入れ時期などから調整が困難な場合は、受け入れ可能な民有地へ搬出しているところ

であります。

このような中、現在取り組んでいる3か年緊急対策により、短期間に大量の残土が発生するため、建設業協会などへ搬出先の情報提供依頼や、市町村広報紙や新聞などで公募を行ったところであり、今年度までに必要な搬出先は、おおむね確保できている状況にあります。

引き続き、3か年緊急対策により、来年度も大量の残土が発生する見通しでありますので、整備効果を早期に発現させるためにも、これまでの取り組みをより一層強化し、搬出先の確保に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 お聞きしたところ、今年度はまあ大丈夫であるが、来年度以降を考えると不安な面もあるとのことでしたので、土捨て場不足による残土処理のおくれが工事に影響しないように、継続して土捨て場確保に努めていただくことと、無償で民有地に搬入するわけですから、搬入された残土が大雨などの際に流出して問題が起きないように、しっかりと対策を講じるよう要望します。

昨年の9月議会でお伺いしました、河川区域内に存在する民有地、「堤外民有地」の件ですが、本県にも多数、堤外民有地が存在することでした。近年の災害時での河川の氾濫による堤防決壊等を見ても、県民の生命と財産を守る上でも堤外民有地の存在は非常に危険だと考えますが、その現状と対策を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 堤外民有地は、河川区域内にある民有地であり、河川工事を行う場合、他の公共事業と同様、買収する必要があります。

堤外民有地につきましては、不明者や共有地、さらに字図混乱地などが存在することが多

く、不在者財産管理制度などを活用しながら用地取得を進めているところでありますが、用地境界の確定や用地交渉に多大な労力と時間を要している状況にあります。

しかしながら、河川整備を進めることは、県民の生命と財産を守る上でも大変重要でありますので、今後も引き続き、さまざまな制度を活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 この問題については、答弁にありましたように、所有者の特定や調整等にかんがりの時間を要することを鑑みても、早期の解決は大変難しいと認識しております。

国会でも幾度となく、この堤外民有地について議論がなされていますが、結論には至っていません。また先日、県が管理する19の水系で、氾濫危険水位を大幅に上回ったときに越水や流失などの危険がある堤防が239カ所あるとの報道もなされたところですので、お聞きしますと、この中にも堤外民有地が存在するそうですので、国に対して、その対応・解決策を積極的に要望していただくことをお願いいたします。

また、近年の災害を見てみますと、市街地の建物や土地、道路などが浸水する内水氾濫も多々起きているようです。

本県も、急激な短時間の豪雨の際には、道路沿いに雨水が大量にたまる箇所がありますので、内水氾濫についての対策も進めていただくよう要望いたします。

次に、農政（畜産）について質問いたします。

ことし3月30日に、畜産加工・販売会社ミヤチクの新都農工場が完成しました。新工場は、高い衛生基準が求められているEU輸出を目指し整備された最新鋭施設で、欧州を中心に取り

組みが進む、「アニマルウェルフェア（動物福祉）」の観点で環境が整備されております。

また、6月29日には、宮崎くみあいチキンフーズ川南食品工場の竣工式と内覧会がとり行われました。この新工場も、海外展開に向けた加工拠点と位置づけられていまして、衛生管理基準であるHACCPに適合した施設で、アジア諸国をメインに、将来的には米国・EU諸国向けに発信できるよう取り組んでいくようです。

8月29日にミヤチクの新工場において、宮崎牛約100キログラムのEUに向けた輸出第一便の出発式が行われ、今後の輸出拡大と販路拡大が期待されるようです。

こういった本県畜産の発展につながる輸出拡大をどう進めていくのか、今後の展望と取り組みについて農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊園正恒君） 本格的な人口減少社会の到来によりまして国内市場が縮小する中、海外市場をターゲットとすることは、本県畜産業の発展にとって大変重要であると考えております。

このため県では、本年5月に「農畜産物の輸出拡大に向けた取組方針」を策定し、国や地域ごと、品目ごとにターゲットを絞った戦略を立て、取り組みを進めているところでございます。

このような中、牛肉のEUへの輸出体制が整ったことに加えまして、日米貿易協定での低関税枠の拡大や、中国への輸出再開に向けた動きがあることは、大きなチャンスと捉えております。

県としましては、国内最新鋭の食肉処理施設等を核に、相手国の情勢に精通しましたパートナー企業や関係機関と連携したプロモーション

活動を進めることに加えまして、生産基盤の強化にしっかりと取り組み、さらなる輸出拡大に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県の農業生産額の約6割を畜産が占めていることから、その販路拡大こそが本県農業全体を支えるかなめだと思いません。

しかしながら、本県の畜産の現状は、担い手不足や高齢化の進展により、飼養戸数は減少傾向にある一方、飼養頭羽数は増加傾向であり、全畜種において、1戸当たりの経営規模は拡大している中で、やはり、担い手の確保や担い手をサポートする体制の強化が喫緊の課題となっています。

こういったときだからこそ、攻めの農業がこれからの本県農業の発展につながると思います。答弁にも少しありましたが、中国への輸出が、早ければ来年再開されるとのことですので、引き続き、輸出拡大に向けての対策を進めていただくよう要望いたします。

これからの本県畜産の輸出を進めていく上で最も重要なことは、家畜伝染病等への対策、防疫の徹底だと思います。

たびたび発生する鳥インフルエンザ、本県に甚大な影響を及ぼした口蹄疫、そして今、国内で発生している、今回CSFと呼び方が変わりました豚コレラ、中部地域で蔓延しておりますが、ことしの9月には関東にまで拡大し、現在50事例、15万頭を超える被害となっておりますし、野生イノシシでの感染も1,400頭を超えるなど、終息に至らない状況であります。これらの地域ではワクチン接種も始まっております。

また、こちら今回ASFと呼び方が変わりましたアフリカ豚コレラですが、全世界の豚の生産量の45%を占める中国において、昨年8月

に発生し、その後、ベトナム・北朝鮮などアジア諸国で広がりを見せ、ことし9月には、お隣韓国でも発生が確認されております。

本県での口蹄疫や鳥インフルエンザの発生前には韓国での発生が確認されており、韓国での伝染病の発生は、本県に対する警告だと思いません。

さらに、空港で旅客が手荷物として持ち込む畜産物から、ASFウイルス遺伝子が多数検出されており、いつ日本に入ってきてもおかしくない状況だと言えます。

こういったことを鑑みますと、事細かに徹底した防疫対策をとることが最重要と考えますが、CSF及びASFに対する本県の防疫対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(坊菌正恒君) 議員御指摘のとおり、本県でCSFやASFを発生させないためには、まずはウイルスを侵入させないことが重要となります。

このため、現在、関係者の協力を得まして、空港やクルーズ船はもとより、宿泊施設やゴルフ場などでの靴底消毒を一層強化しているところでございます。

また、違法な畜産物の持ち込みを防止するため、宮崎空港において、動物検疫所と連携しました探知犬による検査やチラシ配布による啓発を行いますとともに、庁内各部局と連携し、みやざき外国人サポートセンターや専門学校、旅行代理店など関係団体と一体となりまして、外国人労働者や留学生、海外旅行者に対する注意喚起に取り組んでおるところでございます。

さらに、農場対策としまして、9月補正で承認いただきました緊急対策事業によりまして、市町村や関係団体と連携しながら、全ての養豚場への防護柵設置を進めているところであり、

引き続き、防疫対策について緊張感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県養豚生産の状況は、434の農場で、83万5,700頭の豚が飼育されていて、全国第2位です。

もし本県で、このような家畜伝染病、特に効果的なワクチンのないASFの発生が確認されれば、口蹄疫と同様、再び本県に甚大な影響を及ぼします。

CSFにおいては、九州ではまだ発生していませんし、ASFの国内発生は確認されていないことを鑑みますと、隣県、また九州全体の防疫対策の連携強化もあわせて進めていただくよう要望します。

次に、公共事業における不調・不落問題について質問します。

国が打ち出した国土強靱化3か年緊急対策、また県単事業の補正予算等、公共事業予算規模は膨らむ傾向にあります。

このような中、建設業が抱えている深刻な問題が、人手不足による労働力不足です。特に、技術者と職人不足が深刻で、建設業界に就職する若者が減少傾向にあります。

このように膨らむ公共事業予算を背景に、本県建設業の現状、そして材料費、人件費の高騰による利益率の低下等が今、問題となっている不調・不落につながっているわけです。

公共事業における発注額に応じて、土木一式工事の建設業者を特A、A、B、Cと格付しており、特に、発注額の小さい工事、1,500万円未満のCランクにおいて、不調・不落が発生しているようですが、これらの工事を受注する格付が下位のCランクの業者数はどのように推移しているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 入札参加資格における格付につきましては、公共工事の適正な施工や品質の確保を担保するために、建設業者の経営状況や技術力などを総合的に評価し、ランク分けするものであります。

このため本県では、格付の審査を2年ごとに行っており、土木一式工事においては、おおむね約6割の建設業者がCランクに格付されているところです。

現在の4段階に格付された平成24年度には、Cランクの業者数は784者、平成26年度では724者、平成28年度では687者、そして、平成30年度では657者と、平成24年度と比べ約16%減少しております。

○野崎幸士議員 Cクラスの業者は減少傾向にあるようですが、このような業者の育成も不調・不落問題の解決策の一つと考えます。

県においては、これまで公共事業の品質確保や人材育成・人材確保など、さまざまな取り組みがなされているようですが、一方で、受注意欲のある業者が、過去に公共事業の経験がないなど入札条件を満たさないということで、入札に参加できないケースも生じているようです。

このような受注意欲のある建設業者が県工事の入札に参加することは大変重要と考えますが、現在の入札制度ではどのような施工実績を求めているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 受注意欲のある建設業者の受注機会を確保することは、地域企業の育成に大変重要であると認識をしております。

県工事におきましては、公共工事の品質確保を図る観点から、一般競争入札の参加資格の要件として、必要最低限の施工実績等を求めています。

るところであります。

例えば、土木一式工事におきましては、過去15年間に完成した国、県、市町村の発注工事において、元請として施工した実績を入札参加資格要件としております。

県としましては、今後とも品質確保に十分配慮しながら、県内企業の受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 小規模だけどやる気のある業者に対して、入札参加資格の実績をつくれるような情報提供、発注状況や見通しの周知の充実を図っていただきますよう、よろしく申し上げます。

また、このような小規模業者にとって負担となっているのが、多岐にわたる工事書類の作成です。建設業者全般においても同じことが言えますが、公共工事においては、工事を施工し完成させるまでには、多くの工事書類を作成する必要があります。もちろん、工事を適正に施工していく上で重要であると認識していますが、先ほど申したような建設業を取り巻く大変厳しい環境を鑑みますと、多大な労力と時間を要する工事書類の作成は、現場において施工及び施工管理などに大きな影響が生じているようです。

本県の公共事業においても、書類作成の負担が大きいと聞いておりますが、工事書類の簡素化の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 工事書類の簡素化は、建設産業の担い手の確保はもちろんのこと、建設業者の受注意欲を高める上で大変重要であると認識しており、県では、平成21年度に簡素化要領を定め、これまで改善の取り組みを実施してきたところでもあります。

このような中、国におきまして、建設業の働き方改革として工事書類の簡素化が推進されており、建設関係団体からも要望があることから、ことし7月に設置しました、県と建設関係団体で構成しますワーキンググループの意見を踏まえ、今年度中に工事書類の簡素化に関するガイドラインを策定する予定であります。

県としましては、今後とも、関係団体と十分な意見交換を行いながら、より一層、書類の簡素化に努めてまいります。

○野崎幸士議員 今年度中に策定するガイドラインに沿って、来年度から工事書類の簡素化が進められるということで、期待します。

県はこれまで、さまざまな不調・不落発生抑制対策を講じてきました。さらに、公共工事における業務等の効率化・簡素化を図ることによって、労働環境が改善し、品質確保、コストの縮減、生産性の向上につながると思いますので、工事書類の簡素化を含め、工事における効率化・簡素化の取り組みを進めていただくことを要望します。

先日、令和元年度上半期の本県公共三部の不調・不落発生状況の説明を受けたところですが、状況を見ますと、やはり、発注額の小さい、現場環境が厳しい工事現場で多く発生しているようです。

公共三部の中でも37.5%と発生率の最も高い環境森林部における、今後の不調・不落に対する対策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境森林部では、山間部の急斜面での工事など、施工条件の厳しい現場が多くありますので、不調・不落対策として、これまでも、山間僻地での諸経費率の割り増しなど、部独自の取り組みを行ってき

ております。

しかしながら、現状におきましても、その発生率が高くなっておりますので、12月から新たに、配置予定技術者の専任要件の緩和などの公共三部共通の取り組みに加えまして、労務単価の高い山林砂防工の適用範囲の拡大や、支障木の伐採経費における見積もりの活用など、より施工実態を反映した設計を行うこととしたところであります。

今後とも、職員の技術力向上に努めますとともに、建設関係団体と意見交換を行いながら、関係部局とも連携して、不調・不落対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 まずは、やはり県の積算と実勢価格に乖離のないよう、現場に出向き、さまざまな状況を確認しながら、業者の気持ちになって予定価格の積算に慎重に取り組んでいただくことを要望します。

また、厳しい現場環境の割には工事評価が低く、その努力が反映されないとの意見もあるようですので、その苦勞と努力が報われるような、次の入札にも意欲が出るような評価の仕組みを構築していただくよう強く要望しまして、私の全ての一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時43分散会

11月29日（金）

令和元年11月29日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉日限俊也
教育長	阿部文彦
警察本部長	阿吉瀬和明
選挙管理委員長	高林宏一
監査事務局長	高吉村久人
人事委員会事務局長	

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安彦
議事課長	齊藤高民
政策調査課長	日高川真治
議事課長補佐	鬼川修三
議事担当主幹	山口隆太
議事課主査	井尻隆
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。私は、自由民主党児湯郡選挙区の山下寿でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、私の選挙区からもたくさんの方が傍聴においでいただいております。大変ありがとうございます。

県議会議員になり、はや半年が過ぎようとしています。まだまだ勉強することが多く、戸惑いを感じ、多くの皆さん方に大変迷惑をかけているところでございます。一日も早く一人前の議員になれるように努力いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、早いもので1年がはや終わろうとしています。ことしを振り返ってみますと、ことしは統一選挙の年で、いろいろな選挙でいろいろな選挙区から新しい議員が誕生いたしました。私もその一人でございます。

また、ことしは100年に一度と言われる甚大な被害がいろいろな地域で発生いたしました。亡くなられた方や被害に遭われた方々に、心からお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

きのうもたくさんの方が質問されました、宮崎カーフェリー株式会社の新造船についてお伺

いいたします。

宮崎カーフェリー株式会社の新船建造において、県が40億円を貸し付けることについてお尋ねします。

過去にマリンエクスプレスから事業を継承し事業継続が困難となり、新会社をつくり過剰債務を整理した上で、新船建造、本県の経済の生命線であるからということで、いろいろと説明を受けました。それだけ重要であれば、需要も高かったのではないのでしょうか。これだけの事業を経営しながら、171億円の融資が受けられないのが理解できません。宮崎県が始まって2番目の大型融資とお聞きしますが、1番目のフェニックスリゾートとは、とても初期投資が比べ物になりません。このことは、県民にとっても非常に関心の高い事案であります。

今回の議会が始まりまして、11月18日以降、新聞、テレビ、いろいろな報道がなされ、私たちにも県民からいろいろな電話がありました。県民に迷惑をかけることは絶対相なりません。県貸し付けについては、確実に返済される見通しがあるのでしょうか。判断された知事にお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わり、この後は質問者席から質問をさせていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

宮崎カーフェリーへの県からの貸し付けにつきましては、国の中小企業施策の実施機関である「中小企業基盤整備機構」が所管しております。高度化資金を活用することとしております。同機構の協力のもと、宮崎カーフェリーから提出された収支計画及び償還計画等について、慎重に審査をしております。

その結果、償還のための利益が見込まれ、堅実で実現性が高い計画が立てられていることから、確実な返済が見込まれると判断しているところでもあります。

また、今後、新船建造の経過をフォローするとともに、資金の貸し付け後には定期的に経営状況等を把握するなど、債権管理をしっかりと行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下 寿議員 次に、商工観光労働部長にお尋ねします。

会社の収支計画において、新船就航後の売上げの見通しはどうなっているのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 新船就航後の令和5年度以降の売上高は、貨物運賃収入が約44億円、旅客運賃収入が約13億円、その他の収入を含めて約61億円とされており、平成30年度実績と比べて、約2億円の増加が見込まれております。

その中で、新船は、トラックの積載可能台数が30台程度ふえるところを、上り7台程度、下り2台程度の増とし、旅客についても、個室化等による増加が期待されているところを、現状維持で試算されております。

また、費用の約3割を占める燃料費についても、新船の省エネ効果による燃費向上をかた目に試算されております。

このように、収支の両面において、かた目の試算とした上で、借入金の償還を計画どおり行いつつ、毎年度、黒字が確保される見通しとなっております。

○山下 寿議員 再度、商工観光労働部長にお尋ねします。

収支計画の前提となる年間の稼働日数や上下

便の貨物の利用見通しについて、お伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 稼働日数につきましては、1年間を通じて毎日運航することを基本としておりますが、ドックでの検査や荒天等による欠航を過去の実績から見込み、年間上下合わせて700便程度と設定されております。

また、貨物の利用見通しにつきましては、平成30年度実績と比較して、上りは約3,000台増の約4万5,000台、下りは約1,000台増の約3万台、合わせて約7万5,000台のトラック利用が見込まれております。

なお、トラック利用台数につきましては、新船建造により積載可能台数が30台程度増加するものの、夏場には農産物の荷が少なくなること、また、往復での利用は限定的であることなどから、先ほどお答えしましたとおり、上りで7台程度、下りで2台程度の増加と、かた目に見込んだものとなっております。

○山下 寿議員 次に、総合政策部長にお尋ねします。

トラックで陸路を走った場合とカーフェリーを使った場合のコスト比較はどういうふうになっているか、お尋ねします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） カーフェリーの運賃につきましては、大型トラックで、消費税と燃料調整金を含めた料金は8万9,100円となっております。

一方、トラックで陸送する場合は、宮崎インターチェンジから神戸港付近のインターチェンジまでの高速道路の料金と燃料費を合わせまして、約4万3,000円程度となっております。

なお、運転手の業務時間は1日16時間が上限とされておりますので、県内での集荷時間と行

き先での配送時間を考慮しますと、関西地域より遠くに陸送する場合には運転手が2名必要となりますので、人件費が1名分多くかかることとなります。

○山下 寿議員 今、知事や商工観光労働部長、総合政策部長から答弁をいただきました。

なぜこれだけの収益の高い事業が、金融機関から新会社に全額融資できないのかが、納得できません。

総合政策部長から話がありましたけれども、今、国土交通省では、自動車の自動運転化についても開発が進められています。高速自動車道路など限られた道路においては、近い将来に自動運転化が可能であるとお聞きしております。そうなりますと、先ほどは、運転手が2人要るかもしれないというような話もありましたけれども、自動運転化になれば一人で運転ができるわけですので、陸路のコストも相当安くなると思います。20年間での返済が目標の融資でございますので、大変な状況も起こり得るのかなという心配をしております。

それとあわせて、私は議員の皆さん方もなかなか納得がいかない事案であると思いますが、この議案が付託され、審査をされる常任委員会においては、過去のカーフェリー会社の決算書などいろいろな提出を求めて、慎重な審査をしていただくことを求めておきたいと思いません。

それでは、次の質問に移らせていただきます。鳥インフルエンザの発生防止対策についてお伺いします。

国は、外国人の観光誘致に取り組み、観光地では期待をしているところであります。ところが、御案内のように、中国がアメリカとの貿易摩擦で国内景気が悪く、また、隣の韓国におき

ましても日韓の関係が悪化し、アジアからの観光客が激減をしております。このようなことから、観光誘致によるインバウンドの取り組みが必要なことは理解できますが、水際貿易体制の強化を図った上で、アジアからの観光誘致をすべきものと考えております。

現在、国内では、岐阜県に端を発しましたCSF（豚コレラ）の終息が見えず、江藤農林水産大臣が、苦渋の決断によりワクチン接種に踏み切ったところであります。

また、ワクチンも治療方法もない大変脅威のASF（アフリカ豚コレラ）が、中国を初めとしたアジアに蔓延し、本県と直行便のある韓国まで発生しております。このため、国においては、肉製品の不正持ち込みの罰則強化、検疫探知犬の増頭など、水際貿易体制の強化を含めて法律を改正し、対応しようとしております。

本県においても、9月補正により水際貿易の強化が盛り込まれました。しっかりとした対応をお願いいたします。

一方、秋から冬にかけてこの時期は、野鳥が原因とされる高病原性鳥インフルエンザの発生を一番警戒しなければならない時期であります。

また、本県はブロイラーの羽数が日本一の養鶏県であり、一度発生を許せば、経済的にも大きな影響を与えることとなりますので、発生防止に向けた万全な取り組みが非常に重要と考えております。

そこで、高病原性鳥インフルエンザのリスクが高まる時期となりましたが、発生防止対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊藺正恒君） 高病原性鳥インフルエンザの発生を防ぐためには、鶏舎内へのウイルス侵入防止対策の徹底が大変重要でござ

ございます。

このため、全農場におきまして、生産者みずからが、鶏舎やネットの破損等を点検・修繕した後、家畜防疫員が巡回して、修繕に不備がないか確認し、きめ細かく指導しているところでございます。

また、県が調査のため設置しました監視カメラに、野生動物が鶏舎のすぐそばで確認された例もありますことから、その写真をもとに生産者への啓発チラシを作成し、危機意識の高揚も図っているところでございます。

さらに、水辺周辺などリスクの高い農場に対しましては、11月以降、再度立入指導を行うことにより、改めて、野生動物対策やウイルス侵入防止の徹底に万全を期しているところでございます。

既に渡り鳥が飛来してきており、発生リスクの高いシーズンに入っておりますので、最大限の警戒のもと、引き続き発生防止に努めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 高病原性鳥インフルエンザは、ここ数年、宮崎では発生していませんが、国内のあちこちで、野鳥のふんからウイルスが検出されているわけでございますので、万全の対策をよろしくお願いいたします。

次に、国土強靱化、防災・減災対策について、県土整備部長にお伺いします。

県管理河川の19水系において、洪水氾濫等による浸水被害の危険がある244カ所の対策をどのように進めていくのか、お答えください。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 御質問の危険箇所につきましては、これまで越水等が発生した箇所など、洪水の際に河川氾濫等の被害が予想される、水防上特に注意を要する箇所であります。

このため県では、危険箇所の被害軽減を図るために、現在113カ所で河川整備を進めており、3か年緊急対策においても、河道掘削等を実施しているところであります。

しかしながら、整備には多大な費用と長い期間を要することから、ハード対策に加え、ソフト対策として、市町村に河川情報を伝達するホットラインの実施や、水位情報や河川監視カメラの画像をインターネット上に発信し、住民みずからの避難行動につながる支援を行っております。

今後とも、河川整備の一層の推進に向けた予算確保に努め、ハード・ソフトが一体となった浸水被害の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 再度、県土整備部長にお尋ねします。

最近では、100年に一度と言われる想像もつかない災害が頻発しております。

そんな中で、老人ホームや病院など、要配慮者利用施設の浸水被害が多く発生しています。水防法で義務づけられている要配慮者利用施設の避難確保計画の策定率が、先日の報道を見ますと、全国平均では45%、本県では23%と、驚くほど進んでいないようでございます。

そこで、県内の要配慮者利用施設における、水防法に基づく避難確保計画の策定状況をお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 平成29年の水防法改正により、洪水浸水想定区域内に立地し、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を策定することが義務づけられたところであります。

平成31年3月末時点で、141施設が計画を策定

しておりましたが、県において、国や市町村と連携し、施設の所有者等向けの講習会を実施するとともに、県内6地区に直接出向き、関係する全市町村に対して、具体的な指導・助言を行ったところ、本年10月末時点では395施設が増加し、現在536施設において計画が策定されたところであります。

県としましては、今後も、各関係機関と連携を図り、全ての対象施設において計画が策定されるよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 大きい水害がありますと、病院や老人ホームが浸水している状況を、我々新聞でよく目にするわけですが、どうか一日も早く要配慮者利用施設の避難計画を作成するように、指導を要望しておきたいと思っております。

次に、和牛甲子園についてお伺いいたします。

ことしの10月、小林市主催で、第1回目となる全国和牛ハイスクールサミットが3日間の日程で開催され、全国31の農業高校から330人の高校生が集まり、畜産共進会の見学やシンポジウム、技術研修会などが行われました。和牛を通して仲間づくりやきずなも深まり、参加した全国の高校生から大変好評であったようでございます。

この取り組みは、来年度も継続の予定とお聞きしております。担い手育成の観点から、引き続き、県としても小林市と十分連携して、魅力ある大会づくりをお願いしたいと思います。

さて、同じく農業高校を対象にした和牛甲子園という大会があります。この大会は、全農が主催し、第3回大会には、全国の高校生17県から30校が出場しまして、和牛肥育の高校生チャンピオンを決める、全国の和牛甲子園でありま

す。九州からも佐賀県、熊本県、鹿児島県などが出場しているようです。

そこで、県内農業系高校における和牛に関する学習の現状について、教育長にお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) 和牛の学習には、大きく繁殖と肥育の分野がありますが、現在、高鍋農業、都城農業、小林秀峰、高千穂の4校において、本県の和牛農家の大半を占める繁殖の基礎的な学習を行っております。その後の肥育に関する学習につきましては、県立農業大学校に進学後、より環境の整った農場で、実践的学習を行うという流れができております。

しかしながら、近年、繁殖から肥育までの一貫経営の大規模化と増加に合わせて、後継者育成の指定校である高鍋農業でも、肥育に関する学習を取り入れています。その一環として、肥育牛を毎年1頭出荷しまして、学校即売会で精肉販売を行ったり、海外輸出や、ふるさと納税の返礼品にしたりするなど、経営を意識した学習にも取り組んでいるところであります。

○山下 寿議員 現在の農業高校の農場では、繁殖牛の飼養管理技術の実習が中心に行われているとのことですが、前回の和牛能力共進会の肉牛部門でも、内閣総理大臣賞を受賞した実績がある宮崎県であります。多くの農家や団体、行政が実績をつくってきた和牛肥育の取り組みを、しっかり高校生に伝えていくべきであると考えます。

そこで、和牛甲子園の参加について、今後の見通しを教育長に再度お伺いいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 和牛甲子園は、肥育技術と生産意欲の向上、及び将来の畜産業の後継者・担い手育成を目的としておりまして、日ごろの実習の取り組みと、肉質分野の評価を競

う大会であります。

議員御指摘のとおり、後継者育成の観点から、肥育の農場学習も大切であると考えますので、大会の参加に向けて、今後チャレンジしていきたいと思います。なお、参加させる肥育牛につきましては、育成から肥育までに約30カ月を要しますので、毎年1月に開催される和牛甲子園に参加するためには、大会期日に合わせた肥育期間の確保が必要となります。

したがって、県教育委員会といたしましては、畜産科を有する高鍋農業、都城農業2校において、令和3年度の大会への参加を目標に、関係機関の協力を得ながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 教育長は、令和3年に向けて計画をしたいということでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。参加に向けては、いろいろと課題もあろうかと考えますが、ぜひ実現をさせていただきたいと思ひます。

そして、この和牛甲子園の参加に向けては、教育委員会と農政水産部が連携して取り組んでいくべきと考えますが、農政水産部長の考え方をお伺ひいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 農業高校の全国レベルの共進会への参加につきましては、教育委員会との連携によりまして、繁殖牛部門において、全国和牛能力共進会に出品し、すばらしい成績をおさめたことで、全国に本県高校生の力強さを発信することができたと考えております。

今回、和牛甲子園の参加に向けて取り組まれるということは、本県の宮崎牛づくりを支える人材育成にも大きく貢献するものと考えております。

このため、農政水産部といたしましても、県共進会等を肥育に関する学習の機会として活用するとともに、関係団体と飼養管理などの技術指導を行うことで、和牛甲子園という高校生の新たなチャレンジを最大限サポートしていきたいと考えております。

○山下 寿議員 年に1回開催されるこの大会の狙いは、高校の、高校球児ならぬ高校牛児たちに、大会に出るといふ具体的な目標を持たせ、やりがいを感じてもらい、ぜひ将来の担い手になってもらいたいという願ひが込められております。

ですから、まずはこの和牛甲子園への参加を実現させていただきたいと思ひます。将来的には、県内の農業高校を対象にした本県独自の共励会も夢ではないと思ひます。

また、農業高校の生徒たちは、畜産農家の子供たちだけではありません。高校に入学して、たまたま和牛に出会った生徒も少なくありません。そのような生徒たちにも、和牛甲子園をきっかけに、牛飼いの楽しさ、そして牛飼いへの興味と情熱を持っていただけたら幸いです。ぜひそうなるように願ひしています。

以上、これからの宮崎牛づくりを担う若い力に期待を込めて、次の質問に移らせていただきます。

日米貿易協定後の農家対策についてお伺ひいたします。

T P P 11に始まり、日 E U ・ E P A に続く協定、日本にとって一番身近なアメリカとの日米貿易協定が、10月8日に署名が行われ、来年1月に発効するようです。

政府の試算によると、2018年度のG D P水準で換算すると約4兆円に相当し、約28万人の雇用が増加すると言われております。

一方、農業生産の影響試算では、最大1,100億円が減少し、国内牛肉は最大で474億円、乳製品は246億円、豚肉は217億円が減少すると発表しました。

日米貿易協定後の発効が見込まれる中、農家の不安を払拭するために、県としてどのような姿勢で取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 日米貿易協定は、来年1月の発効に向けて、国会での審議が行われております。今御指摘がありましたようなTPP11、日EU・EPAに続く協定の発効によりまして、国際的な競争はますます激しくなっていくものと考えられます。

これらの経済連携協定は、関税引き下げなどによりまして輸出の拡大等が期待される一方で、本県の基幹産業である農林水産業を初め、幅広い関連産業等への大きな影響も懸念される場所でもあります。

このため国に対しまして、これまでも機会あるごとに、関係者への十分な情報提供と丁寧な説明や、協定発効後の影響の継続的な検証、そして、万全な対策の実施と本県への重点配分などにつきまして、県議会、関係団体とも連携して要望を行ってきている場所でもあります。今月15日にも、私が農林水産省を訪問して、緊急要請を行った場所でもあります。

県としましては、これらの経済連携協定によりましてプラスの効果を最大限に発揮するとともに、マイナスの影響を最小限にとどめるよう、農林水産業の成長産業化に向けて、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

○山下 寿議員 農政水産部長にお伺いします。

政府は、数千億円規模の補正を考えているよ

うでございます。また、農産物輸出促進法が成立し、手続も簡素化し、対応するようでございます。日米貿易協定にかかわる農家対策についてどのように対応されるか、お聞かせください。

○農政水産部長(坊菌正恒君) 日米貿易協定を初め、TPP11等に対する農家対策につきましては、国が、「総合的なTPP等関連政策大綱」の改定と、それに合わせて補正予算を編成するとの情報がございます。

県としましては、そのような国の動向等も踏まえながら、引き続き、「宮崎県TPP対応基本方針」に基づきまして、セーフティーネットの強化や生産体制の構築、輸出体制の強化など、本県農業の構造改革に向け、今後とも取り組んでまいります。

特に、生産基盤の強化は大変重要でありますことから、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業等を活用した施設等の整備、省力化や生産性向上等につながるスマート農業の推進、農地の担い手への集積や大区画に向けた圃場整備などの対策を積極的に推進してまいります。

県といたしましては、国際化の大きな流れにあっても、生産者が安心して経営に取り組んでいけるよう、本県農畜産業の競争力強化に、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

○山下 寿議員 今、知事からも答弁をいただきました。農政水産部長も担当しているわけですが、しっかりと対応していただきたいと思っております。

特に、宮崎から江藤拓農林水産大臣が誕生したわけですから、積極的に要望していただき、宮崎の農業を支えていただきますよう、お願いをしておきます。

次に、県内の高齢化対策についてお伺いいたします。

県内の高齢化に対する取り組みでございますが、こうなることはわかってはおりましたが、とうとう来たかと心配するところでもあります。

本県の総人口に占める高齢化率は32.2%、一番低いところで三股町の27.8%、最高は美郷町の51.8%で、40%を超える自治体が10市町村あります。

今後ますます高齢化が進展することを想定する中で、県としてどのような取り組みを行っていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の高齢化率は、本年は32.2%、2025年には35.0%に達しまして、3人に1人は65歳以上の高齢者になると推計されております。

今後ますます高齢化が進んでいく中で、いかに地域社会の活力を維持し、高めていくかが重要な課題となっております。

県といたしましては、高齢者自身が地域社会の活力を維持・増進する担い手として生き生きと活躍できるよう、老人クラブの活動や宮崎ねんりんピック等の支援を行っております。

さらに、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む市町村を支援することによりまして、高齢者の方々が、住みなれた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる社会づくりを進めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 高齢化がますます進んでいきます。人口減少対策を一生懸命今やっているわけですけども、若い世代に負担が多くかかるようになります。若い世代に少しでも負担がかからないように、いろいろな対策を講じていた

だき、若い世代の負担が減少するような政策をぜひ進めていただきたいと要望しておきたいと思っております。

次に、人口減少を可能性に変える地方創生ということでお聞きしたいと思っておりますが、実は私、先日、自治振興セミナーを埼玉県さいたま市で受講してまいりました。すばらしいセミナーであったと思っております。

昭和30年に5つの村が合併し、人口2万人の町が生まれております。しかし、その町も過疎が非常に進みまして、人口減少を受け入れ、数ではなく過疎の中身を改善すると、外部から若者やクリエイティブな人材を誘致することによって、人口減少の健全化を図るとともに、ICTインフラ等を活用し、多様な働き方を実現できるビジネスの場として価値を高めることによって、農林業のみに頼らない、均衡のとれた持続可能な地域を目指すということで、地方創生をやっております。

四国の徳島県の山の中の町だと思っておりますが、徳島県神山町、人口5,300人の地方創生の取り組みについて聞きますと、この地方創生のやり方は、非常に全国でも有名とお聞きしております。恐らく知事も、このことはよく御承知かと思いますが、こういうまちづくりについて、知事はどうお考えか、所見をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今御指摘がありました徳島県神山町におかれましては、首都圏のICTベンチャー企業等の誘致を地域活性化の起爆剤にするという方針のもとで、県との連携のもと、高速ブロードバンド環境の整備や、サテライトオフィスの開設・運営費用に対する支援等を行い、移住者の増加や地元雇用の創出につながったものであります。

この事例では、熱意ある地元のNPO法人与自治体が連携をしながら、移住者の住居の確保など、さまざまな課題を解決してきた点が特徴的であると考えております。

人口減少の状況や課題は、地域ごとに異なっております。神山町のように、それぞれの実情に合わせて、また強みを生かして、移住・定住の促進や若者の県内定着等に取り組んでいくことが重要であると考えております。

本県におきましても、日南市や宮崎市では、IT企業の立地などが進んでおる例もございますし、サーフィンやロッククライミングが移住に結びついているような例もございます。

今後とも、県が市町村と連携をして、各市町村の実情に応じた対策の検討やその具体化に向けて、県外の若者に情報を届ける仕組みづくりや、中山間地域における第1次産業に就業しやすい仕組みづくりなど、人口減少対策を初めとする地方創生の取り組みを鋭意進めてまいります。

○山下 寿議員 人口が減少することに妥協するわけではございませんけれども、今、知事からもお話がありましたように、いろいろな形で、県民が生きがいを持って暮らせるような地方創生をつくっていただきますように、要望をしておきます。

次に、太陽光及び風力発電施設についてお伺いします。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度、通称FIT制度開始後に、林地開発許可を行った太陽光及び風力発電施設の箇所と面積について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） いわゆるFIT制度は、平成24年7月1日から運用が開始されておりますが、本年10月末までに林地開発許

可を行いました施設は、太陽光発電施設が、宮崎市や国富町など9市10町の46カ所で、林地開発に係る許可面積は、合計で約519ヘクタールとなっております。

また、風力発電施設が、同様に串間市と五ヶ瀬町の2カ所で、約20ヘクタールとなっております。

○山下 寿議員 実は私、バイオマス発電を行っているわけですが、皆さんから、山がはげ山になるといって、非常にいろいろと意見があるわけがございます。切った山には再造林を行って、ちゃんと木を植えていくわけですが、今話がありました539ヘクタールの元山林は、最低でも20年間は山に復元することはありません。FIT制度で開発された山林は、意外と場所もなだらかな山で、杉生産日本一を誇る宮崎県としては、非常に残念な状況ではないかなと思うところでございます。

太陽光発電施設について、もう一度お伺いしますが、最初の買い取り価格が42円と高い価格が設定され、利益率が高く、海外からの投資家が殺到し、県内にも外資系のメガソーラーが幾つもあるようですが、国のFIT制度終了後、放置されるようなことになることになり、大変なことになります。パネルには有害物質が含まれるとお聞きしております。

今後、増加が見込まれる太陽光パネルの処理についてどのように対応されるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員御指摘のとおり太陽光パネルには、一部鉛等を含んだものや、感電等の危険もありますことから、中央環境審議会などにおいて、リユース・リサイクルを前提にした最終処分までの適正処理について検討がなされ、国から平成30年にガイドライ

ンが示されたところであります。

県では、国のガイドラインに基づいた適正処理の徹底を、関係団体や市町村を通じまして、産業廃棄物処理業者を中心に、幅広く周知・指導しているところであり、不法投棄などの不適正処理が発生しないよう、廃棄物監視員による監視指導も実施しているところであります。

今後とも国や市町村と連携し、大量廃棄に備え、適正な処理が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 特に慎重に対応していただきたいと思うのが、先ほども申し上げましたとおり、外資系の資本が大分設備をつくっております。そういう発電設備につきましては、慎重に、万全を期して対応していただきますように要望しておきたいと思っております。

次に、宮崎県の医師確保についてお伺いします。

宮崎県は、以前から県内の医師不足に悩み、いろいろと対策をとられてきたようでございます。高齢化は急激に進行、医師を必要とする人口は今以上に拡大するわけでございます。

宮崎大学医学部に県内枠及び地域特別推薦枠がつくられ、医師確保に努められているようですが、その実績と実態、そして今後の対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 平成31年4月現在で、宮崎大学医学部地域枠及び地域特別枠推薦で入学し、医師となった105名のうち、県内で勤務する医師は79名、県外で勤務する医師は26名となっております。

県といたしましては、地域枠等医師の県外流出防止に向けて、出願時の面接と誓約書により意思確認を行うとともに、今年度からは、新たに宮崎大学医学部に配置した医師2名による働

きかけを強化するなど、取り組んでいるところであります。

また、今年度、医師のキャリア形成プログラムを策定することとしております。これは、医師免許取得後、原則9年間、県内で勤務すること、研修、勤務先の医療機関を定めること、その過程を通じて、医師としての能力の開発及び向上を図ることなどを内容とするものでありまして、来年度から臨床研修を開始する地域枠等医師から、このプログラムを適用することとしております。

今後とも宮崎大学医学部、県医師会及び関係医療機関等と連携して、地域枠等医師の県外流出防止に向けて、全力で取り組んでまいります。

○山下 寿議員 県立病院も新しくなるわけでございます。医師の必要性は格段と高まってきているわけでございます。せっかくの取り組みでございますので、どうか大切にしてくださいまして、1人でも多くの医師確保ができますように、要望をしておきたいと思っております。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。県民連合宮崎の田口雄二です。本年最後の一般質問の機会をいただきました。ありがとうございます。本日は11月29日、いい服の日です。またしても同僚の高橋議員に教えていただきました。ブランド物でもなく、高額でもありませんが、お気に入りのスーツを着てまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

さて、紅葉がすばらしい季節を迎えました。しかし、永田町では桜が満開なのか、連日桜の

話題が報道されていますが、本年を振り返ってみますと、全国的に災害が発生し、今までとは規模が違う広域にわたる深刻な被害が連続しました。延岡市でも台風17号による竜巻が発生し、住宅や農業用ハウスに大きな被害が生じました。

J Rの赤い特急列車が横転した平成18年の竜巻被害がまだ記憶に残る中、復旧に向けて立ち上がっているときの10月9日、うれしいニュースが飛び込んでまいりました。吉野彰さんが2019年のノーベル化学賞を受賞することが公表されました。スマートフォンやパソコン等に広く使われているリチウムイオン電池を開発し、私たちの生活に大きな革命を起こしてくれた貢献が認められたものです。

そして、このリチウムイオン電池の開発に延岡の地が大きく関係しており、吉野氏自身が、「リチウムイオン電池の半分は延岡から誕生した」と話しております。延岡で開発、研究していたカーボン繊維が電池の負極素材の発見の発端となり、また商品化に向けて安全性を証明したのが、同じく延岡市内の東海工場です。

この工場は以前、ダイナマイト工場と呼ばれていたこともあるダイナマイト製造工場でもあり、安全性を確認する爆発実験をする施設も有しております。

ノーベル賞をつくったのは、ダイナマイトを発明し巨万の富を得た、アルフレッド・ノーベルです。しかし、本来の目的とは違う戦争に使われるようになり、「死の商人」と呼ばれ、心を痛め、人類のために大きく貢献した人に授与するためにノーベル賞は創設されました。伝統と権威ある最高の賞としてたたえられています。

吉野さんは、ダイナマイト爆発実験場で最終

的な実験を済ませ、今回のリチウムイオン電池の商品化に至り、今回の受賞につながりました。今回の受賞には不思議な縁を感じます。

ちなみに私が生まれたのは、この工場に隣接する地域で、ダイナマイト爆発実験の音を聞きながら育ちました。毎年、延岡市教育委員会の講師派遣事業で、市内の中学生がこの工場に見学、研修にまいります。この中から、いずれ社会に大きく貢献する人物が育ってほしいものです。

それでは質問に入ります。まず、知事の政治姿勢について伺います。

県より6月に、平成28年度の「県民経済計算」が公表されました。この数値を見ていますと、意外な思いがいたしました。11年前からの統計になりますが、この間、口蹄疫の後遺症や大幅な人口減少、深刻な人手不足等々、マイナス要因しかないように思っていたのに、県民1人当たりの平均所得は240万7,000円で、全国平均の308万7,000円には大きな開きがあるといえ、過去11年間で最高になっております。

県民所得には、雇用者報酬のほかに財産所得や企業所得も含まれており、個人の所得をあらわすものではありませんが、県民にその実感があるのかは疑問ですが、驚きの数値です。県内総生産は名目で3兆6,840億円、経済成長率は前年で1.8%増、物価変動の影響を除き推計した実質経済成長率も0.8%増となり、2年連続のプラス成長となっています。

そこで、1人当たりの県民所得が伸びていることについて、知事の感想を伺います。

次に、厚生労働省が9月に、再編・統合の議論が特に必要として、424の公立・公的病院リストが公表され、大きな波紋、そして反発を呼んでいます。

本年2月には、厚労省は医師少数県を公表し、九州で唯一本県が選定されました。医師数は全国平均に近いのですが、医師偏在指標に基づいて、本県が医師少数県と判断されたものです。その医師少数県に選定しておきながら、本県の7つの病院を再編・統合の対象として選定しています。政府は2025年までに、規模縮小も含めた再編・統合を終える計画です。日本は、先進国の中で人口当たりの病床数も多く、不要な長期入院を招いている。病床数を減らしながら、診療報酬の高い急性期病床をリハビリ用病床に置きかえていけば、長期入院も医療費膨張も抑えられる。さらに、分散する病床を集約して当直体制等を厚くすれば、勤務医の過重労働や地方の医師不足も改善できるともくろんでいるようです。そこで、全体の6割が赤字で、自治体の一般会計から多額の支援を受ける公的病院がターゲットになったようです。

しかし、中山間地を多く抱える本県において、地域の病院が統合されるのは死活問題です。今回の厚労省の再編・統合の議論が必要とする病院名公表に関して、知事はどうお考えか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。1人当たりの県民所得についてであります。

県民経済計算における県民所得を見ますと、雇用者報酬はおおむね横ばいで推移をしておりますが、企業所得がふえていることにより、全体額としては毎年度伸びている状況にありまして、こうしたことを背景に、1人当たり県民所得も近年増加傾向にあります。議員から御指摘がありました、きょう11月29日はいい肉の日

でもあります。1人当たりの肉の消費量もふえるのではないかと期待をしておるところであります。

県におきましては、これまでも、県民所得の向上には企業の稼ぐ力を高めることが重要であるという考え方のもとに、フードビジネスを初めとする成長産業の振興や中核企業の育成等に加え、各産業分野におけるスマート化など、企業や産業の収益力向上に努めるとともに、給与等の処遇改善を産業界に呼びかけているところでもあります。

今後とも、本県の特性を生かしながら、地域経済の拡大と循環に努め、人口が減少する中にもあっても県民所得の向上が図られるよう、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、国の公立・公的病院名の公表についてであります。

今回の発表につきまして、本県では7病院が対象とされましたが、いずれも政策医療や地域唯一の病院として、機能的・地域的に重要な役割を果たしている医療機関であります。国の発表は、一部の診療実績をもとにした分析手法であること、病院名の公表が急であったことから、住民に不安を与えかねず、国においては、地域の実情を踏まえた、より丁寧な対応が必要であると考えております。私としましても、全国知事会を通じて国へ働きかけるとともに、本県の実情について国に訴えてきたところでもあります。

今後とも、県民が安心して適切な医療が受けられる体制の確保に向け、地域の実情も踏まえ、各対象病院や地域医療構想調整会議の協議等における地域の意向を十分に尊重しながら、県としても必要な支援、協力を行ってまいります。以上であります。 [降壇]

○田口雄二議員 ありがとうございます。

東京商工リサーチ福岡支社は、2018年度の単体売上高が100億円を超えた本県の企業が、前年より5社増加し、29社になったと発表しています。好調な自動車や建設・不動産の業種で業績がアップしており、10年ぶりの高水準となったようです。

ただ、今後、米中貿易摩擦や日韓の関係悪化など、マイナス要因があるのは心配です。県民所得は、先ほども申しましたように、雇用者報酬のほかに、財産所得や企業所得も含まれており、純粋に個人の所得をあらわすものではありませんが、地域経済が活性化するよう、引き続き御尽力をよろしく願いいたします。

公立病院の再編ですが、中山間地は民間病院も少なく、少々効率が悪くても、地域住民の命を預かる大きな責任を持ちながら、少ない医療スタッフで地域医療を支えています。逆にそういう病院にこそ手厚い財政援助をしてほしいものですが、全国知事会としてはどのように取り組んでいるのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 国の発表が、9月26日でありました。これを受けて、全国知事会では翌日、「全国一律の基準による分析のみで病院名を公表したことは、地域の個別事情を無視するもので、公平な視点とは言いがたい」とするコメントを発表しまして、その後設けられました、全国知事会を含む地方3団体と厚生労働省及び総務省により「地域医療に関する国と地方の協議の場」の中で、知事会としての意見を伝えてきたところでもあります。

第2回の協議の場におきましては、全国知事会から、公立・公的病院、民間病院の別なく思い切った国費による財政支援や、地域の実情に応じた実質的かつ効果的な医師偏在是正対策の

実施など、6項目を求める意見書を国へ提出したところでもあります。

今後とも、持続可能な地域医療体制の確保に向けて、全国知事会と連携を図りながら、国へ強く働きかけてまいります。

○田口雄二議員 この公立病院の再編に関しましては、事前に国からの相談は全くなかったと聞いております。2月の医師少数県を公表した際も唐突だったと伺っております。これまでも、国の指示に従い医療体制を整えてきたのに、地方の声を聞くことなく、いきなり既成事実をつくって進めていくやり方は、腹立たしいところがあります。地域の反発は大きいのですが、県は2015年度から、県内の7構想区域で地域医療構想調整会議を開催し、将来の必要病床数や地域医療構想について協議中ですが、この7病院は今後どう位置づけられるのか、今回の国の方針を参考にして協議が進められるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 地域医療構想につきましては、現在、各地域の調整会議におきまして、昨年度、各医療機関が作成した将来方針をもとに、2025年に向けた医療提供体制を構築していくための具体的な協議が進められております。

御質問の7病院につきましては、今後、国からの通知を受け、県からも対象病院へ将来方針の再検証を要請することを経まして、各地域の調整会議で協議が進められてまいります。

この協議に当たっては、現在、それぞれの病院が、政策医療や地域唯一の病院として、機能的・地域的重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、国が発表したデータのみならず、地域独自のデータも参考にしながら、地域の意向を十分に尊重して、協議が進められていくもの

と考えております。

○田口雄二議員 中山間地では、少ない医療スタッフで地域医療を支えています。地域の実情を把握しての検討をよろしくお願いいたします。

次に、人材確保対策のプロフェッショナル人材戦略拠点について伺います。

販路開拓、新事業の立ち上げ、生産性の向上、経営管理、事業承継等々の専門的スキルと知識を持つ人材を県内企業に呼び込む活動を平成28年1月からスタートしており、国と県の事業になります。東京以外の各都道府県につくられましたが、その後、沖縄県は撤退したようです。東京と沖縄県以外の都道府県に設置され、人材不足が叫ばれる中、まさに県内の企業が求めるプロの人材をこの宮崎県に連れてくることは、至難のわざではないかと思えます。拠点の設置以来、間もなく4年を迎えようとしていますが、プロフェッショナル人材戦略拠点の運営体制及び成約実績について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） プロフェッショナル人材戦略拠点は、県内企業が経営課題を解決し、成長を目指す上で必要としている、専門的な知識や経験を持つ人材を採用するための支援を行っております。

本県では、平成28年1月に拠点を設置し、当初は県直営で運営しておりましたが、平成30年度からは、中小企業診断士協会へ全面的に業務を委託する体制とした結果、企業への訪問面談件数がふえ、経営課題の分析や助言等を、よりきめ細かに行うことができるようになりました。

こうしたことから、拠点立ち上げから平成29年度までは、事業周知のためのいわば種まきの

期間だったことありますが、成約実績は合計で14名でした。しかしながら、平成30年度は28名、今年度は10月末までに36名と、順調に実績を伸ばしております。

○田口雄二議員 平成30年には体制も強化され、成約実績は順調に推移し、今年度の目標は20名であったのに、10月末で既に36名と、貴重な専門家の実績が上がっています。このままいけば、今年度中には50名近くになるのではないかと、大変楽しみにしております。

次に、これまで成約に至ったプロフェッショナル人材の年代別、職種別、地域別の傾向について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） プロ人材の成約実績は、ことし10月末現在で累計78名となっております。

年代別の傾向を見ますと、40歳未満が41名と全体の約半数以上を占めており、比較的若い世代が多くなっております。

次に、職種別では、「製造管理・開発職」が26名で全体の約33%と最も多く、次いで「営業職」が22名で全体の約28%となっており、その2つの職種が半数以上を占めております。

さらに、地域別では、宮崎市が37名で全体の約47%、延岡市が16名で全体の約21%などとなっており、企業数が多い市に集中している傾向があります。

○田口雄二議員 私は、漠然と本県出身者が都会でキャリアを重ね、定年を迎え、第二の人生をふるさと宮崎で恩返しをしたいというパターンなのかと思っていましたが、40歳以下が半数以上とは、大変驚きです。新天地でやりがいを感じるような仕事をさせていただき、いつまでも大きな戦力でいてほしいものです。

宮崎市と延岡市で53名と約7割になっていま

す。複数採用に至った積極的な企業もあるようですし、現在外国人の内定者もいらっしゃるようで、本県グローバル化にも大きく貢献していただければと思っております。

では次に、これまでの成約実績における本県の特徴について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本県の特徴といたしましては、成約実績78名のうち半数以上の40名が、県外から県内へ採用された、いわゆるU I Jターンによるものであり、全国平均の約4割に比べると、比較的高い割合となっております。

また、プロ人材受け入れ企業のうち、情報通信業の占める割合が15%と、全国の6%に比べて2倍以上となっております。

なお、その情報通信業に採用されたプロ人材の約7割が40歳未満のIT技術者等であり、年代別で若い世代の採用比率が高い要因となっております。

さらに、海外勤務経験を持つプロ人材が6名おり、国際的な営業を専門とする人材の採用が多いことも特徴であります。

○田口雄二議員 若い方が多く、また半数以上が県外から採用されており、家族連れで本県に来ていただいた方もおり、移住により人口減少対策にも貢献いただいているようです。

海外勤務経験を持つプロ人材が6名、本県の農産物の東アジア戦略等にも大きな力になってくれるかもしれません。海外で築いた人脈にも期待したいものです。

今回、プロフェッショナル人材戦略拠点について何点か伺いましたが、思っていた以上に順調に実績を上げていることを、大変頼もしく感じたところであります。本県の力強い前進にゼ

ひとも貢献してくれるものと期待いたしまして、この件の質問を終了いたします。

次に、県立延岡病院に関連して伺います。

ここ数年で、県北の医療の拠点となる延岡病院の体制は大きく前進いたしました。ドクターヘリが発着できる救命救急センターの設置、ドクターカーの導入、新たに呼吸器センターと心臓脳血管センターの設置、医師を初め医療スタッフの増員等々です。研修医には敬遠されてきましたが、2年連続で複数の研修医が来ており、来年度のマッチングも2名になり、研修医の行きたい病院になりつつあるのかと、期待をしているところであります。そこで、新たに導入された何点かについてお伺いをいたします。

まず、ドクターカーに関連してですが、救急医療では「15分ルール」というものがあり、救急患者に15分以内に医者 of 適切な処置ができれば、その後の経過に大きな影響が出ると言われております。ドクターヘリが導入されたことは大変ありがたいのですが、ヘリの拠点から県北部は遠く、30分近くかかり、15分ルールには遠く及ばない状況です。本県のように南北に長い県は、ヘリの2機体制が理想なのですが、現時点では財政的にも厳しい状況です。

そこで、昨年度から延岡市消防本部と連携で、ドクターカーがスタートしました。2年目に入り、実績はどうなっているのか気になるところです。県立宮崎病院と延岡病院のドクターカーの出動件数を、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立宮崎病院のドクターカー出動件数は、昨年度が556件、今年度は、10月末現在で285件となっております。

一方、県立延岡病院では、延岡市消防本部の緊急車両を活用しておりますが、その出動件数は、昨年度が31件、今年度は、10月末現在で28

件となっております。

○田口雄二議員 平日の昼間のみですが、宮崎病院がこの10月末までに285件、延岡病院が28件で10分の1です。宮崎地区では、夜間には宮崎大学医学部附属病院の救命救急センターも平成26年4月からドクターカーを出動させており、出動件数はさらに多くなってまいります。

ドクターヘリが到着するのに時間を要する延岡病院では、もう少し出動がふえなければならぬと思うのですが、せっかくつくった体制をもっと活用していかなければなりません。県立延岡病院が、宮崎病院と比べて出動件数が伸びていない要因を、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 現在、宮崎病院では、医師等が現場に直接向かう乗用車型のドクターカーを院内に配置しまして、運用を行っているところでございます。

一方で、延岡病院では、延岡市消防本部から出動した緊急車両が、延岡病院で医師等を同乗させてから現場に向かう方式を採用しております。その活動範囲も、医師の到着時間がおおむね30分以内となる延岡市内の地域とするなど、宮崎病院よりも限定された運用となっているところであります。

こうしたことから、延岡病院での出動件数が少なくなっているものと考えているところであります。

○田口雄二議員 ドクターカーの出動の仕方が宮崎と延岡では違うことが、一つの要因だと思います。2段階で出動する延岡が現場到着に時間を要するので、出動範囲が狭まるのではないかと思います。県立宮崎病院と同様に、延岡病院自体にドクターカーを導入する考えはないか、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 延岡病院では、延

岡市消防本部と月に1回程度、意見交換を行っておりますけれども、その中で、病院といたしましては、さらに出動回数をふやしても差し支えない旨を伝えるなど、効果的な運行体制に努めているところでございます。

病院に専用車両を配置することになりますと、車両等の導入費用に加えまして、現在、宮崎病院では、宮崎市消防局からの職員の派遣をいただいておりますが、そうした人員体制の整備も必要となっております。

ドクターカーは、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る上で非常に有効でありますことから、今後とも地元市町村等と協議しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ドクターヘリに比べれば、はるかに経費は少なくて済みます。そして何よりも、病院側がさらに出動回数をふやしても差し支えないと言っているように見えます。日南病院も含めて、早急な導入の御検討をよろしくお願いいたします。

次に、昨年、県立延岡病院に呼吸器センターが開設されました。呼吸器内科と呼吸器外科が連携し、肺がんを初めとした呼吸器領域の幅広い疾患に対して、内科、外科の枠を超えた治療ができる体制になりました。これまで専門医がおらず、宮崎市や熊本などで行われていた呼吸器疾患の手術が、延岡病院で行われるようになりました。呼吸器疾患に対して、内科と呼吸器外科相互のバックアップで積極的な治療ができることが、センター開設の大きなメリットとなります。

県立延岡病院の呼吸器センター設置による効果について、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 延岡病院では、従

来より心臓血管センターや消化器センターなど、臓器別のセンター化を進めてまいりましたが、新たに呼吸器外科の医師が確保できたことから、昨年10月に呼吸器センターを開設したところであります。

センターでは、肺がんを初めとしました呼吸器領域の幅広い疾患に対しまして、現在、内科医4名、呼吸器外科医2名が中心となって、これまで以上に連携して治療に当たっておりまして、迅速な診断と最適な治療が、一貫して切れ目なく提供できるように努めております。

また、御質問にもありましたが、これまで宮崎市や熊本県内の病院に紹介せざるを得なかった患者の治療も行えるようになり、患者サービスにも大きく貢献しているところでございます。

今後とも、患者本位の質の高い医療の提供に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 県外や遠くで手術等を受けることなく地元でできるというのは、患者にとりましても、家族にとりましても負担が軽くなります。設置に感謝申し上げます。

次に、心臓脳血管センターは、本年の3月26日に竣工しました。私たちの大激戦の県議選の告示3日前でございましたが、県議会議員全員がその竣工式に参加したものでした。

新設されたカテーテル手術室の最新の医療機器を見せていただきました。当時、専門の循環器の専門医が6名もいるのに、カテーテル手術室が1部屋しかなく、増設を要望していましたが、その願いがかない、感慨無量の思いがありました。

4月の第4週から診療が開始されましたが、延岡病院の心臓脳血管センターについて、稼働状況を病院局長にお伺いします。

○病院局長(桑山秀彦君) 延岡病院の心臓脳血管センターにつきましては、ことし4月に、まずは心臓カテーテル装置1台体制で稼働させたところではありますが、9月には、さらに1台を導入して2台体制となり、格段の機能強化が図られたところでございます。

今年度9月までの手術及び検査実績は546件となりまして、前年同期に比べ20件の増となっております。

また、2台体制となったことにより、緊急を要する救急患者への対応もこれまで以上に迅速となり、さらに長時間、あるいは、より難易度の高い治療にも取り組めるようになったところでございます。

今後とも、県北地域における医療体制の充実のために、期待される役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 私の認識では、これまでの機器と新規のカテーテル装置を併用するものばかり思っていました。しかし、9月にはさらに新しい機器が導入されたと、今回の質問で知りました。医療スタッフも新しいカテーテル装置のレベルの高さに喜んでいても伺いました。これで、新しい装置がフル活動できる体制になりました。さらに血管の治療が前進することを期待いたします。

次に、竜巻支援について伺います。

延岡市におきましては、9月22日の台風17号の接近により竜巻が発生し、住宅に程度の差はありますが、523戸、農業用ハウス23棟が被災しました。竜巻は我が家のすぐ近くを通過しており、数は減りましたが、まだブルーシートが屋根を覆っているところがあります。

また、テレビ等で何度も放映されました、大きな被害を受けた農業用ハウスは、我が家から

直線距離にして300メートルほどしか離れていないところでは、

政府より激甚災害に指定されましたが、住宅の多くが一部損壊で、全半壊の件数が要件を満たしておらず、災害救助法の適用は見送られる公算が高く、延岡市は独自の復興支援策を検討しておりました。住宅と農業用ハウスの再建費用補助をする予定で、私たち延岡の県議会議員も同行させていただき、県の財政支援を求める要望書を今月の5日に出させていただきました。延岡市からの要望である竜巻による被災住宅への支援について、県はどのように対応していただけるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 台風17号による竜巻で被災しました延岡市内の住宅の復旧に対する支援につきましては、東日本を中心に広範囲にわたって甚大な被害をもたらした台風15号や19号による災害の復旧が進む中、17号による被災者への支援が埋没しないよう、延岡市と連携して国に要望してきたところであり、

その結果、被災住宅の復旧に対する支援につきましては、一部損壊の被害を含め、耐震性の向上に資する改修工事を行うものに対して、国の交付金の活用が認められたところであり、

これを受け、県としましては、市が交付金を活用して支援する事業につきまして、地方負担分の2分の1を負担するとしたところであり、

○田口雄二議員 被災住宅へ市が交付金を活用して支援する事業に、県としても支援を決定していただき、まことにありがとうございます。

それでは、農業用ハウスへの竜巻被害に対する県の支援策について、農政水産部長にお伺い

します。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 農業用ハウスの竜巻被害につきましては、被災された農家3戸に対しまして、被災直後から延岡市などと連携して、再建方法について検討を進めてまいりました。その中で、国に対して要請しておりましたハウス等の再建のための交付金が発動されることになり、農家からの早期に営農を再開したいとの要望を踏まえまして、当該交付金を活用することになったところでございます。

また、県では、稲作等で被災しました農家も含めて対応できる災害資金を発動するとともに、農業改良普及センターに営農相談窓口を設置し、交付金の申請手続の支援や栽培技術等の指導も実施いたしております。

県としましては、引き続き関係機関と連携して、被災農家に寄り添い、経営再建に向けてしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 国の交付金が活用されることになり、県としてはソフトの面で対応ということになるようです。手厚い支援をよろしく願います。

昨年の西日本豪雨や本年10月の台風19号など、地球温暖化の影響と思われる気象災害が相次いでいます。

台風19号では、120地点で12時間降水量が観測史上1位の記録を更新しました。台風が勢力を落とさずに日本に接近するようになり、また1時間に50ミリ以上の「バケツをひっくり返したような雨」の年間発生件数は、1976年以降、10年当たり27.5回のペースで増加するなど、短時間豪雨もふえています。本年の台風19号の災害を見て、課題が新たに浮き彫りになってきましたが、現在の本県の災害対策状況を伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 近年の頻発する甚大な被害を受け、県では、これまでの計画的な河川整備に加え、重要インフラ緊急点検で抽出されました、過去に浸水被害が発生した箇所や、堤防決壊時における人命リスクの高い箇所などについて、国土強靱化のための3か年緊急対策として、県内158河川において、樹木伐採や河道掘削、堤防強化等に取り組んでいるところであります。

しかしながら、台風19号の被害状況から、施設の能力には限界があり、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生することを前提としたソフト対策の重要性を再認識したところであります。

このため、国、県、市町村などで構成する大規模氾濫等減災協議会を設置しており、タイムラインの構築やホットラインの実施、水位計やカメラの設置等による切迫性のあるわかりやすい河川情報の提供を行うなど、水害対策に取り組んでいるところであります。

○田口雄二議員 河床掘削は、地域の皆さんからの要望が多い項目です。防災・減災対策として、2020年度までの3年間で、158河川の河床掘削工事を予定しており、200万立方メートルの土砂の搬出が予定されています。

宮崎市では、県総合運動公園の避難場所としての膨大な盛り土が予定されていますが、他地区においては、土砂の搬出先の確保が難航することが予想されます。その対策にどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 河川掘削工事により発生する残土につきましては、原則として、50キロメートルの範囲内の他の建設工事へ搬出し、有効利用を図ることとしております

が、受け入れ時期などから調整が困難な場合は、受け入れ可能な民有地へ搬出しているところであります。

このような中、現在取り組んでいる3か年緊急対策により、短期間に大量の残土が発生することから、延岡地区におきましても、市の広報紙や地元新聞紙などで公募を行うとともに、建設業協会などへ搬出先の情報提供を依頼したところであり、今年度までには、必要な搬出先はおおむね確保できている状況にあります。

引き続き、来年度も大量の残土が発生する見込みでありますので、整備効果を早期に発現させるためにも、これまでの取り組みをより一層強化し、搬出先の確保に努めてまいります。

○田口雄二議員 搬出先の確保をよろしくお願いいたします。

次に、今回の台風で、各地において堤防を越水した濁流が堤防の外側を削り取り、堤防が決壊する映像が多く流されました。堤防の外側の、専門用語では裏のり、のり尻というらしいですが、そういう部分を強化しなければと指摘する専門家もいました。私の記憶では、堤防が決壊することは最近ではありませんが、本県における堤防決壊は、近年ではいつどこで発生し、どのような被害が出たのか、また、その対策について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 近年では、平成17年の台風14号に伴う豪雨により、一ツ瀬川支川の三財川において、越水により堤防が7カ所、延長800メートルにわたって決壊をしております。

被害の状況につきましては、609戸の家屋の浸水被害や、マンゴー栽培のビニールハウスが損壊するなど、甚大な浸水被害が発生をしております。

これらの被害を受け、災害関連事業などで直ちに被災箇所を復旧しており、平成19年度からは、より安全度を高めるため、広域河川改修事業に着手し、河道掘削等を進め、さらに3か年緊急対策により、堤防の補強対策や樹木伐採、河道掘削に取り組んでおり、効果の早期発現に努めているところでございます。

○田口雄二議員 平成17年の台風14号という、県全体が未曾有の大水害で大騒動の年でした。私自身も自宅が床上70センチまで浸水したときで大変な思いをしましたので、三財川の7カ所、800メートルにわたる決壊の件は、西都の皆さんには申しわけありませんが、記憶には残っておりませんでした。堤防が決壊すると、越水より流れ出る水量がはるかに多くなり、被害も甚大になります。堤防の補強、河川改修、よろしく願いいたします。

今回の台風19号では、ダムでの放流が各地で問題提起されています。記録的な大雨で、関東甲信越と東北地方にある6カ所のダムでは、満水に達する前に放流する緊急放流に踏み切っています。下流では大規模な水害が起きる可能性があります。管理者は洪水調整機能を放棄することになると、苦渋の判断を迫られたようです。これらのダムでは、昨年の西日本豪雨の教訓として提言された、利水用の最低限の貯水を含む事前放流を行っておらず、運用をめぐる課題が浮かび上がってきました。

そこで、治水ダムと利水ダムの放流方法について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 治水ダムは、洪水被害の防止を目的としたダムでございます。日ごろから大雨に備えて水位を下げており、大雨の際は、ダムへの流入量に対して、少ない水量をダムから放流することで、ダムに

水をため込み、下流の洪水被害を防ぐことができるダムでございます。

利水ダムは、農業用水の確保や発電等を目的としたダムで、その目的ごとに必要な水を安定的に利用できるように水をためており、洪水時に水をためる容量を確保していないことから、大雨の際は、ダムへの流入量と同じ水量をダムから放流することとなります。

○田口雄二議員 本県においては、台風が来る前の事前放流はしたことがないとのことでした。我が家の前の祝子川の上流には治水ダムの祝子ダムがあり、雨が強いときにサイレンを流しながら放流するのが緊急放流かと思っておりましたら、これは予備放流というそうございまして、なかなか私たちにはその定義が難しいところです。

緊急放流とは、大雨の影響でダムの貯水量が急増して決壊するのを防ぐため、満水になった場合、流入量と同じ量を放流する措置のことです。あらかじめ放流できるのは、原則、国土交通省の洪水調整のための治水分だけで、生活用、農業用のための利水分の放流は、自治体や民間事業所などの利水者との話し合いが必要になります。大量に放流し予想が外れると、ダムの水が枯渇して、断水や農産物などに影響が出るため、放流の合意形成は、ハードルがかなり高くなります。

そこで、本県における緊急放流を実施するための手続について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 緊急放流は、「異常洪水時防災操作」のことでございます。大雨が続き、ダムがため込むことができる容量を超えてしまうおそれがある場合に、ダムから放流する水の量をダムへの流入量と同じ量になるまで徐々に増加させ、ダムの水位を一

定に保つための操作のことでございます。

緊急放流の実施手続につきましては、ダムごとに定める操作規則に規定されており、緊急放流が予測される場合には、ダムを所管する土木事務所長が、あらかじめ県土整備部長の承認を得て、放流を行うこととなっております。

○田口雄二議員 難しい判断が求められるのは十分わかりますが、災害を最小限に食い止められますよう、よろしく願いいたします。

次に、東九州自動車道について伺います。

一ツ葉有料道路が、県民との約束を二度も破って有料が継続されるのは大変残念ですが、東九州道路のトピックスが続いています。国富スマートインターチェンジが開通し、また新富町においては、スマートインターチェンジ設置に向けた準備や検討が行われています。

そのような中、9月10日に突然、「高速道路における安全・安心基本計画」が公表され、日向一都農間の20キロ、高鍋一西都間の12キロ、西都一宮崎西間の17キロメートルが、優先整備区間として4車線化を進めると公表されました。宮崎西一清武間は既に事業化が決定していますので、有料区間では延岡一日向間と都農一高鍋間などを残すのみとなりました。

暫定2車線区間における4車線化について、優先整備区間が公表されましたが、国の選定方法について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） ことし9月に国が優先整備区間を公表した、「高速道路における安全・安心基本計画」におきましては、時間信頼性の確保、そして事故防止、さらにはネットワークの代替性確保の3つの観点から課題の評価が行われております。

具体的には、時間信頼性の確保の観点では、速度が低下する区間の延長、事故防止の観点で

は、死傷事故の発生件数、ネットワークの代替性確保の観点では、通行どめの時間などを指標とした課題の評価がなされ、各観点のいずれかにおいて、大きな課題を抱える区間が優先整備区間として選定をされております。

なお、県内の優先整備区間につきましては、いずれも事故防止の観点における課題が全国的に見て大きかったことから、選定をされております。

県としましては、県内暫定2車線区間が全線4車線化されるよう、今後も引き続き、知事を先頭に要望してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 これまで九州中央3県議員連盟で、国土交通省九州地方整備局やNEXCO西日本に何度も要望活動に行っていました。いつも色よい返事を聞いたことがありませんでした。今回の4車線化のニュースは、大変ありがたいものでした。

ただ、残る区間の4車線化に、今後も要望活動を続けていかなければなりません。引き続き、よろしく願いいたします。

次に、これまた何度も要望している、パーキングエリアの設置の回答はまだ出ていません。生理現象を我慢できずに路肩にとまっている人を見かけますし、長時間高速道路を走行していると、高速道路催眠現象という、眠っていないのに眠っているような状態となることがあるようで、休憩場所の設置が急がれます。

東九州自動車道における休憩施設の充実について、国などへの取り組み状況を、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 東九州自動車道の県内区間におきましては、まず、川南パーキングエリアにおきまして、川南町が、隣接する町有地に、高速道路側からも利用でき、

物産販売や飲食コーナーも備えた施設を建設中であり、来年の4月ごろオープン予定と伺っております。

次に、北川インターチェンジに隣接する道の駅「北川はゆま」におきまして、国が新たな駐車場を整備中であり、今後は、トイレの改修等も行われる予定であります。

また、高速道路外の休憩施設等の活用も図るため、高速道路からの一時退出を可能とする実験が、えびのを含む一部のインターチェンジにおいて全国的に実施されておりますが、国において、その対象の拡大が検討されております。

県としましては、休憩施設の充実が図られますよう、国や西日本高速道路株式会社に対し、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 現在のパーキングエリア、道の駅が充実することも当然ありがたいのですが、パーキングエリアの増設、トイレと自動販売機だけでもいいので、安全対策からも必要です。今後の取り組みをよろしく願いいたします。

私は6月議会で、公営住宅の下見・内覧について伺いました。県北の指定管理者が抽せん会で当選したにもかかわらず、一切住居の下見・内覧をさせないことに不満を持った方の件を取り上げ、今後の対応について伺いました。そして、県土整備部長より、よりよいサービスを提供するため、入居される全ての方々が、住戸内の写真を閲覧したり内覧を行うことができるよう、現在指定管理者と検討しているとの回答をいただきました。

県営住宅の下見・内覧についてどのように改善されたのか、また住戸を内覧された世帯数について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県営住宅の住戸に関する情報を、入居を希望される方に知っていただくことは重要であることから、指定管理者との協議を行い、7月以降、内覧の取り扱いについて改善を図っております。

具体的には、住戸内部の情報を提供していなかった県北地区におきましても、指定管理者のホームページで掲載を始めたほか、県内の県営住宅の申し込み説明会や抽せん会において、写真帳などを用意し、来場者が閲覧できるようにしたところであります。

また、住戸の内覧につきましては、申し込み説明会等の際、希望される方全員に内覧をしていただいております。

住戸を内覧された世帯数につきましては、運用の改善以降、入居者募集において、244世帯の応募者のうち、50世帯の方が内覧をしていただいたところであります。

○田口雄二議員 今回、県内全域にわたって同様のサービス向上になりました。早急に改善していただき、まことにありがとうございます。

次に、2026年（令和8年）に開催予定の宮崎国民スポーツ大会の施設整備について質問します。

延岡市に建設が予定されている県体育館、延岡市民は建設を大変楽しみにしています。現在の延岡市民体育館は、夏には全国の実業団や大学の日本柔道界のトップ選手が一同に集結し、強化合宿が行われており、オリンピックのメダリストが多く生み出されております。全日本クラスの選手の合宿のほかにも、県北での大会や市民のレクリエーションなど、稼働率が大変高い施設です。昨年暮れには大相撲の地方巡業も開催され、幕内力士の琴恵光も、元気な姿を市民に披露してくれました。県内でも珍しい空

調設備が整備された体育館ではありますが、老朽化が顕著で、雨漏りなども発生し、建てかえか大型補修が言われておりましたので、完成を待ちわびております。

そこで、県体育館の現在の進捗状況について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県体育館の整備につきましては、平成30年度に基本計画を策定しまして、現在、延岡市や競技団体と意見交換を行いながら、基本設計を進めているところでもあります。

あわせて、延岡市との役割分担や国民スポーツ大会後の活用についての検討なども、関係機関と十分に連携を図りながら進めているところでもあります。

今後も先行して供用を行うサブアリーナを令和4年度中に、メインアリーナを令和6年度中に完成することを目指しまして、整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 国スポ大会の1年半ぐらい前までは全てが完成するというので、本当にありがたく思っております。

ただ、今回は2つの体育館のどちらも県がつくれますが、この流れでいくと、サブアリーナは延岡市が、メインアリーナは県が管理運営していくのが自然な感じがするのですが、現在のこの2つの体育館の所有、運営はどのように協議されているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県体育館の所有や管理・運営につきましては、他県の共同整備を行っている事例等も参考にしながら、現在、延岡市とそのあり方の検討を行っているところでもあります。

今後も引き続き、延岡市と連携を図りながら、できるだけ早く方針を固めたいと考えてお

ります。

○田口雄二議員 延岡市の建設費の負担もこれからの協議だと聞いております。十分協議しながら順調に建設が進むよう、よろしくお願いたします。

体育館についてもう一点伺います。

現在の市民体育館には武道等の練習場がありますが、新しい体育館ではどのようになっているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新たに整備する県体育館につきましては、柔道場や剣道場として使用できる多目的室の設置を計画しております。

現在、基本設計を行っているところであり、この中では、多目的室の位置や広さなどについても盛り込むこととしておりまして、延岡市や競技団体の意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 これまでよりも大きく充実した施設になるように、心から期待をしております。よろしくお願いたします。

次に伺います。

日本労働組合総連合、通称連合が労働者について、職場における服装や身だしなみに関する規定について、「社内ルールにおける男女差に関する調査2019」となるアンケート調査を実施し、その結果が公表されました。約6割で決まりがあり、「男性はスーツ、ネクタイ着用」「男性はピアスをしてはならない」「女性は化粧をしなければならない」などの回答がありました。こうした決まりが就業規則で定められているのは45.7%、サービス規程の中で定められているのが26.3%、決まりに従わなければ「何らかの処分がある」というのが19.4%の回答です。

連合がサービス規程に着目した背景には、日本の

職場で女性にハイヒールやパンプスの着用義務に抗議する社会運動「#KuToo(クートゥー)」の動きがあるようです。性別によって異なる服装の強要は、パワハラや性差別に当たるとの指摘が出てきたことを受け、実態を把握しようと考えたようです。

そこで、県庁職員には、職場での服装や身だしなみに関する規定は存在するのか、知事部局の状況について、総務部長にお伺いします。

○総務部長(武田宗仁君) 県職員につきましては、常に全体の奉仕者であることを自覚し、県民の立場に立った、親切で真心のこもった行政サービスを提供するよう心がけることが必要であり、また、県民の信頼を確保するためには、高い倫理意識のもと、真摯な姿勢で職務に邁進することが求められております。

そのため、知事部局の職員に対しましては、服装や身だしなみに関する個別の規定は設けておりませんが、毎年度発出する服務通知において、公務員としての品位の保持の徹底を図っているほか、夏季のクールビズ実施通知により、相手方に不快感を与えないことを基本とし、適切な服装を心がけるよう周知することなどに取り組んでいるところであります。

○田口雄二議員 最近のスポーツ選手や若者のファッション感覚のタトゥーや、ひげや髪の毛、ピアス、ネックレス等々、以前とは身だしなみ一つとっても時代の変化で大きく変わってきました。職員本人に自覚はなくとも、その服装や身だしなみにより、県民や周りの職員に不快な印象を与えることになった場合はどのように対応するのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長(武田宗仁君) 先ほど申し上げましたとおり、職員が他の模範となるべき立場にあることを強く自覚し、服務規律及び綱紀の保

持に努めるよう、周知をしているところでありますが、万が一職員が、その服装や身だしなみにより、県民等に対して不快な印象を与えることとなった場合には、まずは所属において、当該職員に対し、是正の指導を行うこととなります。

○田口雄二議員 時間が足りなくなると思って少し早口になってしまいましたが、用意しました質問は全て終了いたしました。きょうは11月29日、いいスーツを着て、いい肉を食べに参りたいと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後1時0分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 皆様、こんにちは。郷中の会の有岡です。先ほどニュースがございました。中曽根康弘元首相が101歳で他界されたということで、御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

1年前の一般質問で、第2次世界大戦中、リトアニアで多くのユダヤ人などにビザを発給し、避難民の救済に尽力された杉原千畝氏、ウラジオストクから日本への渡航に尽力された、本県出身の根井三郎氏、日本での滞在期間の延

長や安全な国への渡航に尽力された小辻節三氏を、命のバトンをつなぐ人々として紹介いたしました。

今回は、杉原千畝氏の功績の一端を知るために、先月、リトアニアのカウナスの杉原記念館を訪問しました。百聞は一見にしかずです。かつての日本領事館が、現在杉原資料館として、当時の資料の展示や執務室の様子を再現されていました。

現地のスタッフの案内で、杉原氏の功績を伺いました。杉原氏40歳のとき、1940年7月から、救いを求めるユダヤ人たちに、本国の指示に背いてまでビザの発給を決断し、リトアニアを脱出する列車の中でまでビザを書き続け、2,000枚を超えるビザを発行したと言われ、第三国に渡ることができた人も6,000人を超えるとのこと。その子供たちを含めると、現在3万人を超えているともありました。

リトアニアでは、2004年切手に杉原氏が描かれたり、首都のヴィリニウスには杉原桜公園があります。しかし、45歳のとき、ブカレスト郊外のゲンチャ捕虜収容所に連行され、2年後の47歳のとき、日本に帰国後、外務省を依願退職されています。実は、帰国前にリストラ対象者とされていたようです。その後、職を転々とし、75歳までモスクワで勤め上げ、帰国後、86歳で鎌倉市にて永眠されました。その14年後の生誕100年の2000年10月10日、外務省で、公式の名誉回復が行われたそうです。

大きな葛藤に直面したときの行動こそ、人間の本质があらわれると言われます。戦時下でありながら、人の命を救う勇気を持った日本人、命がけの決断をし、実行した杉原千畝氏の姿について、政治家として知事はどのような御所見をお持ちか、お伺いいたします。

次に、本県における域際収支についてお伺いいたします。

平成23年の移輸出移輸入を見ると、移輸出額1兆5,451億円、移輸入額2兆1,183億円で、マイナス5,732億円となっております。現在もマイナスとなっている中、今後、域際収支を改善するためどのような取り組みを行っていくのか、知事にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、質問者席より再質問を行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] 答えします。まず、杉原千畝氏の評価についてであります。

戦時中の大変困難な状況の中で、本省の命令に異を唱え、多くのユダヤ系避難民のとうとい命を救った杉原氏の行動は、本人としても熟慮を重ねた末のものであったと思いますが、命の危機が迫る避難民に対し、人道的な見地から、強い信念と覚悟を持ってなされた決断であり、私としましても、強い感銘を受けたところであります。

このような行動や判断は、いわゆる命のビザをバトンのようにつなぐため、氏と同じく勇気ある決断を行った本県出身の外交官、根井三郎氏とともに、高く評価されるべきものと考えております。

昨日はこの議場で、本県出身の小村寿太郎侯の業績についても言及があったところでありますが、私としましても、以前、外交官を志しておりました。そういう思いからしますと、心より、この先人の取り組みに敬意を表するものがあります。

このような先人の姿に学びながら、現在知事としてある私の果たすべき役割というものを強く意識しながら、日々精進を重ねてまいりたい

と考えております。

次に、域際収支についてであります。

本県における域際収支、いわゆる県際収支の改善には、県外から外貨を獲得し、県内で循環させていくことが重要であります。

このため、県外からの外貨獲得につきましては、フードビジネスを初めとする付加価値の高い成長産業の振興や創出とともに、輸出促進に向けた支援などにも取り組んでいるところであります。

また、県内経済の循環につきましては、県外から移入される財やサービスを県産のものに置きかえるとともに、県内の素材を県内で加工して出荷するといった取り組みが必要となっております。

このような取り組みを進めるため、地域中核企業の育成や、地域内における企業間の取引拡大などを通じて、引き続き県際収支の改善に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 ただいま知事より、杉原千畝氏の理念というものをお聞かせいただきましたし、知事が外交官を目指したということもありまして、共通する部分があると感じております。残念ながら、杉原記念館では根井三郎氏の資料というものは見つけることはできませんでしたが、やはり命のバトンとして、本県出身の根井三郎氏の功績が広く県民の中でも紹介できる機会があればいいというふうに思っております。

そこで、本題に戻りますが、知事の政治姿勢として、徹底した現場主義を政治信条とし、「課題解決のヒントは現場にある」という知事の政治姿勢において、知事の取り組みについてまずお尋ねしてまいります。

議員からも幾つかの質問がありましたが、本年9月22日、日曜日、午前9時前に延岡市を襲った竜巻被害の現場にはいつ行かれたのか、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 竜巻は22日に発生しておりますが、その4日後、26日に赤羽国土交通大臣が来られた際、そして、28日に江藤農林水産大臣が来られた際に、私も一緒に現場を視察したところであります。

○有岡浩一議員 22日の発生から、24日火曜日には伊東農林水産副大臣が被害状況を視察されております。今のお話では、26日、赤羽国土交通大臣が現地を訪れた際に一緒に同行されたというお話でありました。私は、9月25日まで行く時間がなかったとするならば、9月23日、県政報告会——私も参加させていただきましたが——例えば途中、円卓トークが終了してからも現場に行くことが必要であったのではないかと考える一人であります。そういった意味で、知事の周辺にそのような助言をされる方はいなかったのか、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） こうした自然災害等における被害現場の視察のタイミングにつきましては、過去の口蹄疫などの経験も踏まえまして、災害発生直後は、現場が被害状況の把握等で混乱しているところであります。私が直ちに現地に入ること、かえって現場にさらなる負担と迷惑をかけてしまうのではないかとことを懸念し、被災直後の視察は控えて、落ちついた段階での視察となったところであります。

○有岡浩一議員 次に、10月5日、東京でラグビーワールドカップを応援に行かれたと伺っております。合計3回の招待を受けて、東京、横浜に応援に行かれたようですが、10月5日は東京でイングランド戦の応援、実は、10月5日、

隣県の茨城県では国民体育大会が行われていました。競技力向上が課題の本県において、「課題解決のヒントは現場にある」という知事の政治姿勢からすると、なぜ国民体育大会の会場視察、要するに、国体のほうへチームの応援等に行くことは考えられなかったのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） こうした行事につきましては、2役で手分けして対応しているところでもあります。今回の茨城国体への訪問につきましては、現在、本県での国民スポーツ大会に向けて、関係機関と一体となって競技力の強化に取り組んでいるところではありますが、そのための対策本部長である郡司副知事に対応をお願いしたところでもあります。

○有岡浩一議員 私は、本年夏の九州南部インターハイで、宮崎市体育館にボクシングを応援に行きました。接戦の試合運びの中、僅差で敗れた選手の姿を見たことで、さらに応援したくなりました。その選手は、茨城国体決勝でリベンジし、優勝したというニュースを聞き、喜びが湧いてきます。そのような感動を覚えるのも、試合を見ることができたからであります。

そこで、再度質問いたします。今回の「いきいき茨城ゆめ国体」は、41位という結果でした。昨日、競技力向上には110億円の予算が必要だということで答弁がありました。そのような現状の中で、大会会場に知事が直接足を運び、直接見ることで、今後の対策に本気になれると思いますが、知事の御見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私も副知事時代から、国体については、複数回にわたってその会場に行かせていただき、応援もし、また激励もしているところではありますが、近年は、競技力向上

対策本部長である副知事などに対応をお願いしているところであります。

また、7年後の本県の国民スポーツ大会で天皇杯の獲得を目指すためにも、さらに選手団の士気を高め、競技力の向上を図っていく必要があると考えております。

毎年の壮行会などは、可能な限り私が出席して、選手団を激励しておるところではありますが、副知事との役割分担、また他の行事等の調整も考慮しながら、今後、国体の現場における私自身の参加についても、さらに検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 私は、立場上、副知事が行かれているということで、理解をします。しかし、それでも、知事が都合がつけば足を運んで現場を見る、そして、その知事が来られている姿に選手も発奮する、関係者も、もっともっと頑張ろうという気持ちになる、そういう相乗効果を期待するわけです。そういった意味では、ぜひチャンスがあれば現場へ行くんだと、そういう知事の政治姿勢をもっともっと見たいと思っております。

先ほど、「百聞は一見にしかず」というお話をしましたが、その続きがございます。「百聞は一考にしかず。百幸は一皇にしかず」とあり、「自分個人の幸せよりもさらに上を目指すべきだ」と続きます。そのためには、まず何かをなし遂げるためには自分の目で見ることから始まる、そして、みんなの幸せに努める、この教えです。そういった意味では、ぜひとも現場主義という知事の政治姿勢からして、ほかの方が行く、それはそれで大切ではありますが、知事自身の目で確かめ、そして、何が重要かということをしっかり判断するためにも、現場に足を運ぶことをぜひとも努力していただきたいと要

望しておきます。

次に、宮崎県総合運動公園津波避難施設整備について、県土整備部長にお伺いたします。

宮崎県総合運動公園の盛り土高台の場所が変更となり、予算規模が10億円追加される見込みだと伺っております。

昨年9月19日、20日の商工建設常任委員会で説明を受けた際、私がクロスカントリーコースの変更について伺うと、環境森林課と打ち合わせをし、事前に調整をしていると室長は答弁されています。それなのになぜ、9月議会で説明する前に、地権者である関係者との事前協議がなされなかったのが疑問であります。

そこで、今回の盛り土高台の計画がなぜ急に変更となったのか、それらの経緯と問題点をどのように認識しておられるのか、お伺いたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県の総合運動公園の盛り土高台につきましては、昨年10月に3つの自治会の代表者の方々に説明を行い、一定の御理解が得られたとの認識のもと、本年2月に当初予算として計上したところであります。

その後、地元の方々に対しまして説明を行い、避難施設の必要性は御理解いただいたものの、整備予定地としていた私有保安林において、これまで地元の方々大切に育ててこられた松に対する重いが強く、自治会の総意として、盛り土高台の整備場所の変更について要望があり、検討の上、中央広場に変更することといたしました。

このようなことになったのは、予算の計上に当たり、早い段階から地元の総意をしっかりと把握できなかったことが原因であったというふうに考えております。

○有岡浩一議員 今、部長が答弁されたように、地権者との協議が遅過ぎると。やはり計画立案の段階から相談をしながら進める必要があったと思います。そういった意味では、再発防止のため今後どのように対応されるのか、再度お伺いたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 事業を円滑に進めるためには、事前に地元の意向を確認し、信頼関係を築きながら、合意形成を図ることが必要であります。

今回のように、整備予定地が特定され、かつ、多数の住民で構成される自治会のような組織と合意形成を図る場合におきましては、特に早い段階から住民説明会を開催することが必要であったと考えております。

今後とも、事業を進めるに当たりましては、地元へのきめ細かな情報提供を行うなど、地元の事情や意向をしっかりと把握した上で、合意形成を図りながら適切な事業の執行に努めてまいります。

○有岡浩一議員 答弁をいただきましたけれども、知事の徹底した現場主義とかけ離れた行政の対応に、大変残念だという声を聞いております。信頼関係を築く前に、まず現場に足を運ぶ、現場主義の姿勢でやっていくこと、それが求められると思っていますので、まずは現場を大事にすると。そのことから行政運営はスタートするんだと、そういう姿勢を今後ともとっていただきたいと思っております。

次に、総合政策部長に、宮崎カーフェリー新船建造についてお伺いたします。

新船のトラック積載台数は160台程度となっておりますが、現在より30台ふえることで、増収が見込まれているということです。今後とも、フェリー貨物の上り荷については、農産物が中

心で荷が十分見込まれますが、下りの荷が少ないという課題があります。

そこで、下り荷の確保についてどのように取り組む計画なのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 宮崎カーフェリーやトラック業界から、上り荷に比べて下り荷が少ないとお聞きしております。航路の経営安定化のためには、下り荷の確保が大きな課題であると考えております。

このため、県が実施しております、県内航路等への荷寄せを促進する補助事業では、下り荷の補助額を割り増して交付することによって、宮崎カーフェリーを初めとする運送業界の事業展開を後押ししているところであります。

また近年では、熊本地震の際に西九州ルートでの輸送に支障が生じたことから、関東・関西の企業が、北部九州を経由することなく、南九州への直送ルートを確認しようとする動きも出てきております。

県といたしましては、このような動きにも適切に対応し、下り荷の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいまの下り荷の確保につきましては、関係機関と、例えば、プロジェクトチームをつくってでも具体的な対策を進めることを、期待しております。

次に、関連しまして、観光の分野においても、今後、大量輸送が可能であり、睡眠をとりながら移動できるホテルというイメージで、インバウンド・アウトバウンドなど、観光分野でも成長を期待している中、旅客収入の確保に向けてどのような客室を考えているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 宮崎カーフェリーは、平成26年度の神戸就航後、神戸港の市

街地からのアクセスのよさなどから、旅客が増加傾向にあります。

しかしながら、現在の船舶は、段差が多いほか、172名を定員とする2等室は、仕切りもなく、いわゆる雑魚寝の形態であることなど、現在の旅客ニーズに合致していない状況にあります。

このため、新船におきましては、高齢者が利用しやすいバリアフリー化や、プライバシーに配慮して個室の割合を高めるとともに、学生の合宿などを想定し、30名程度の部屋を設けるなど、さまざまな旅客ニーズに対応する客室が検討されております。

○有岡浩一議員 ただいまお話がありましたように、フェリーの中の個室の充実を図るということでありましたし、また、合宿というお話もありました。学生の修学旅行やスポーツ合宿、こういったものも視野に入れながら取り組む必要がありますし、宮崎の食のブランドツアーや、例えば、先輩方の二度目の新婚旅行、さらには神話のふるさとツアーなど、宮崎らしい楽しい企画を期待しております。

次に、4番目になりますが、産業廃棄物について、環境森林部長にお伺いいたします。

2017年末、中国が廃プラスチックの輸入を規制し、2018年、東南アジアでも輸入規制が始まりました。さらに、インドでは2019年8月31日から全面輸入禁止と、広がっています。

そこで、産業廃棄物の廃プラスチックのリサイクル率について、全国及び本県の過去3年間の状況をお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 公表されております、過去3年分の全国の廃プラスチック類の排出量に対する再生利用量の割合は、平成27年度は59.6%、28年度は58.3%、29年度は59.0

%となっております。

これに対します本県の数値につきましては、平成27年度は43.7%、28年度は43.8%、そして29年度は42.4%となっております。いずれも全国平均を下回っているのが現状でございます。

○有岡浩一議員 今、報告いただきましたように、平成29年度が全国59%に対し、本県が42.4%と、全国平均を下回るとともに、年々差が広がっているというのが現状であります。

そこで、本県のリサイクル率向上に向けた将来的なビジョンについて、再度お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） リサイクルに関する県のビジョンとしましては、平成23年3月に、「宮崎県循環型社会推進計画」を策定し、家畜ふん尿や木材といった農林水産業の資源を中心に、再生利用の促進を図るなど、本県らしい循環システムの構築を目指してきたところであり、来年度が計画の見直しの時期となっております。

このような中、国は、2035年までに使用済みプラスチックを100%有効利用するなど、持続可能な社会づくりを目指しまして、昨年6月に、第4次の「循環型社会形成推進基本計画」を、本年5月に、「プラスチック資源循環戦略」を策定しております。

県といたしましては、これらの国の方針を踏まえますとともに、これまでの課題を検証し、リサイクルの向上につながるよう、次期計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 リサイクルには幾つかの方法がありますが、まずはマテリアルリサイクルの推進、そしてケミカルリサイクルの技術開発、このような処理施設の事業化など、中長期的な

取り組みが必要であります。午前中の山下議員の太陽光パネルの処理も含めまして、リサイクルの推進は、日本全国で進めなければなりません。本県の廃棄物を県内で処理できる環境が必要であり、今後大きな課題になることを申し上げまして、次の質問に参りたいと思います。

森林盗伐について、前回に引き続き質問いたします。

まず、警察本部長にお伺いいたします。警察における盗伐に対する取り組みについてお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 警察といたしましては、盗伐に関する相談等があった場合には、現場の状況や経緯等を詳細に聞き取り、犯罪があると思料する場合には、刑事訴訟法の関係規定に基づき、被疑者の特定、証拠の収集、その他所要の調査を行うなど、厳正な対応をしているところであります。

また、盗伐の未然防止等を図るため、県、市町村、その他関係機関と連携して、合同パトロールを実施しているところであります。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。衆議院の農林水産委員会でも、宮崎県の無断伐採事案の発生が議論されております。まず、警察における森林法違反の立件による取り組みが、違法伐採の抑止力となると信じております。

今後とも、被害者の皆さんの声として、厳正な対応をお願いするものです。

次に、違法伐採された木材の流通防止策について、環境森林部長にお伺いいたします。これまでの取り組みについてお尋ねいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 違法木材の流通防止対策につきましては、警察等と連携した伐採パトロールによる監視の強化等に加えまして、昨年12月には、林業関係3団体が、「合法

伐採推進協議会」を設立し、各団体が認定している事業者に対して、合法木材流通の指導を徹底しているところでもあります。

また、本年3月には、森林管理署や県建設業協会、県トラック協会などの協力を得まして、違法伐採の現場情報を連絡する体制の構築に向けた協定を締結したところでもあります。

さらに、今年度は、この協定に基づきまして、違法木材の受け入れ停止、悪質な事業者の認定取り消しなど、厳格な対応の推進や、認定事業者に対する違法伐採防止の意識向上を目的とした研修会の開催などに、官民一体となって取り組んでいるところでもあります。

○有岡浩一議員 ただいま、合法伐採推進協議会という立派な名称の紹介がございましたが、その協議会の中に、違法伐採にかかわっている業者がおられることは、私にとっては大変違和感があります。

そこで、どうすれば違法に伐採された木材が流通せず盗伐が防げるのか、環境森林部長に見解をお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） これまでの協定締結等によりまして、原木流通に携わる関係者はもとより、県や市町村も一体となり、違法木材を流通させないための体制づくりを行いましたが、今後は、その実効性をより高めていく必要があると考えております。

このため、伐採事業者に対する法令遵守意識の一層の徹底を図りますとともに、原木市場等におけるチェック機能の強化などを進めることといたしております。

また、より厳格な運用に向けて、林業関係3団体が足並みをそろえて、立入検査の実施や指導から認定取り消しに至るルールづくりに取り組んでいくことといたしております。

県といたしましては、まずはこれらの取り組みを業界全体に浸透させますとともに、その効果も検証しながら、違法木材の流通防止につなげてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、部長から、今後の取り組みについてお話がございました。県や市町村も一体となって、違法木材を流通させないための体制づくりをというお話でしたが、もう現状は、木材が鹿児島、熊本、大分、他県にまで流れていく可能性がある。そういった意味では、本県だけでなく、隣県との協力もこれから必要だと。さらに仕事量がふえて大変だと思います。しかし、それでもしっかりと取り組んでいかなければ、この問題は解決しないと思っております。

そういった意味で、知事に決意をお伺いしたいと思いますが、盗伐被害者の会員がふえ続けている中で、海外からも違法木材の流通について指摘を受けております。今後、違法木材を絶対出さないという知事の決意をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） これまで違法伐採が発生し、被害に遭われた方がおられる状況については、まことに遺憾であると考えております。先人の努力により確保された森林資源を活用していく上で、違法木材の流通というのは決してあってはならないことだと認識しております。

全国に先駆けて伐期を迎えている本県は、いわば課題先進県でありまして、これを課題解決先進県にしていかななくてはならない。そういう強い決意のもとに、先ほど部長も答弁しました、警察との連携での監視体制の強化、さらには、違法木材を流通させない、効果的で実効性のある体制の構築にも取り組んでいるところでもあります。

全国をリードする森林・林業県として、本県としましては、違法木材の根絶は極めて重要な課題でありますので、今後とも関係者と一体となり、使命感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 その知事の思いが各団体や皆さん方に伝わって、宮崎はそういった意味では先進県だと言われる取り組みを期待したいと思っております。

次に、本県のCLTの活用についてお伺いたします。

これは、環境森林部長にお尋ねいたしますが、本県において、CLTの生産体制が整っていない現状の中、県として今後どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） CLTは、一般的な建築工法に比べまして、部材費などが割高であり、また、設計できる技術者も少ないといった課題がございますが、コスト削減などの技術開発や、官民挙げての需要創出に向けた取り組みなどにより、都市部を中心に活用の広がりが期待されているところであります。

このため県では、効率的な製造方法の研究に取り組むとともに、CLTを活用した建築物整備への支援や、その設計ができる建築士の育成、さらには、県内企業とともに日本CLT協会に参加するなど、全国のさまざまな情報の収集、共有を行っているところであります。

今後とも、これらの取り組みを通じまして、CLTの活用促進を図り、県内における生産体制の構築にもつなげてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、御答弁いただきましたが、都市部を中心に広がるというお話、期待されているということですが、私は、地震や災害

に強い、そういったものをこの宮崎から発信していくべきだと考えております。そういった意味では、このCLTの生産体制を早く築くべきだと思っております。先ほどの域際収支の関係で申し上げますが、県産材を使ったCLTを今回、防災庁舎に使うということを伺っておりますが、CLTの確保を県外で行うことで、加工費等が県外に流れます。安い材料を確保して高い製品を買って使うという流れは、外貨を稼ぐ産業の育成とは真逆の流れです。これでは域際収支のマイナスは解消されません。いま一度、宮崎県の得意分野をどう生かし、伸ばすべきか、検討されることを希望しておきます。

次に、ビッグイベントへの取り組みについて、総合政策部長にお伺いたします。

先日、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたシンポジウムが東京スポーツスクエアで行われ、聖火リレーについて、聖火リレー室長の岡田氏が経過報告をされました。

全国を駆けめぐる準備の大変さとともに、多くの関係者が携わり、期待されることが伝わってきました。

そこで、本県で行われる2026年国民スポーツ大会・全国障がい者スポーツ大会の機運を盛り上げるために、どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県での国民スポーツ大会の開催に向けましては、県準備委員会に「広報・県民運動専門委員会」を設置しまして、これまで、ポスターの作成・配布や大会の愛称とスローガンの公募など、大会開催の周知に取り組んできているところであります。

先催県におきましては、県民参加型の啓発イベントの開催や、来場者へのおもてなしのため

の花いっぱい運動などの取り組みが行われているところでもあります。

今後、県準備委員会におきまして、他県の取り組みも参考にし、市町村、関係機関と連携しながら、全県下で開催の機運を盛り上げる取り組みについて、具体的な検討をして、実施してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、答弁の中で、他県の取り組みも参考にとのお話がありましたが、私はもう一歩進んで、一つの例ではありますが、日本のふるさと宮崎国体の炬火リレーの場合、昭和54年ですが、6,224人が炬火リレーに参加しております。私は、東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレーの取り組みの中で、例えば、車椅子の聖火ランナーの場合、どのような工夫が行われているのか、中継時の工夫など参考にし、宮崎での炬火リレーにはみんなが参加できる多様性を今から意識して取り組むことを期待しております。どうぞ組織が立ち上がったからではなくて、常に情報を収集しながら、参考になるものは取り入れる、そういう柔軟な体制で臨んでいただくことを強く要望しておきます。

次に、国文祭・芸文祭の件でお尋ねいたします。

国文祭・芸文祭のフォーカスプログラムの一つに「宮崎の食文化」を掲げておりますが、どのような展開を計画しているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国文祭・芸文祭のテーマの一つであります、「宮崎の食文化」につきましては、豊かな自然により育まれた食材や焼酎、みそ、しょうゆなどの発酵食品、県内各地に伝わる郷土料理など、本県の豊かな食文化を、シンポジウムや各種イベントを

通して、県内外の皆様にご覧いただく機会にしたいと考えております。

また、県内各地での触れ合いを通して、本県文化を身近に感じていただくため、山の幸、海の幸をテーマに、多様な食文化や県産食材の魅力に着目したツアーの実施を予定しております。

各プログラムの実施に当たりましては、より多くの方々に御参加いただけますよう、関係部局とも十分に連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 国文祭・芸文祭のフォーカスプログラムでは、宮崎ならではの記紀、神話、神楽や宮崎国際音楽祭、若山牧水、宮崎食文化とつながります。51日間に及ぶ宮崎の魅力のフォーカスに期待しております。

次に、国文祭・芸文祭では、全国の皆さんに宮崎の美味しい食材を紹介できるチャンスだと考えております。食文化の発信に農政水産部としてどのように取り組むのか、部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 全国から来県される方々に、本県の農畜水産物のすばらしさをツアーやイベントなどを通じて広くPRし、ファンになっていただくことは大変重要と考えております。

このため、宮崎ブランドを代表します宮崎牛やみやざき地頭鶏、黒皮かぼちゃなど、旬の食材を使った本県ならではの伝統料理を、県内各地で存分に味わっていただけるような仕掛けを企画したいと考えております。

また、県民の皆様にも本県の農畜水産物のよさを再認識していただく絶好の機会でもありますので、生産者を初め、学生など若い人たちが、おもてなしの心で食を通じた交流を深め、誇り

を感じていただけるよう、市町村や関係団体等と連携し、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、来年の11月29日は宮崎のおいしい肉の日としてまたPRしていただきたいと思っておりますし、宮崎へまた行ってみたい、また、あれが食べてみたいなど、記憶に残る楽しいイベントとなることを期待しております。

次に、投票率向上について、選挙管理委員長にお伺いいたします。

先月、リトアニアから北上して、エストニアの首都タリンを訪問しました。ジェットロからいただいた資料によると、人口132万人、面積は九州より少し広い4万5,336平方キロメートルです。ソビエト時代にITの研究が盛んであり、電子市民制度を導入しています。2007年、世界で初めてインターネットでの投票を国政選挙に導入した国で、ことしの3月には、元大関の把瑠都ことホーヴェルソン氏が国会議員となりました。通訳の若者に聞くと、電子投票は当たり前前で、全投票者の約43%が電子投票だったそうです。メリットとして、国外在住の有権者や若者、高齢者が自宅で投票できる、選挙費用が大幅に軽減できるとの話でした。

そこで、投票率向上のため、電子投票の導入について、選挙管理委員長の御所見をお伺いいたします。

○選挙管理委員長(吉瀬和明君) インターネットを活用した電子投票につきましては、投票所まで足を運ばずに容易に投票できる点につきまして、若者などの投票率向上が期待されるところでございます。

また、疑問票・無効票の解消や、開票結果が迅速かつ正確になされるなど、選挙の管理執行の面でも一定の効果があるものと考えておりま

す。

一方で、有権者である本人確認、投票の秘密の確保、システムの安定稼働の対策等の課題もありまして、現在国において、海外に住む有権者を対象とするネット投票の実証実験が計画されておるところでございます。

県選挙管理委員会といたしましては、近年の選挙で投票率の低下が大きな課題である中、こうした電子投票の導入に向けた国の動きにつきまして、注視してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいま答弁いただきましたが、システムの安定稼働ということもございしますが、今後、電子投票等を導入するに当たり、ネットワークのインフラ整備が必要であります。

そこで、光ファイバーなどの高速のブロードバンド環境の整備に向けて、今後、県としてどのように取り組んでいくのかを、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 光ファイバーなど、高速のブロードバンド環境の整備は、県民の利便性の向上はもとより、産業振興の観点からも重要であると考えております。

このため県では、国に対して、条件不利地域を対象とした補助制度の見直し等について要望を重ねてきたところでありまして、今年度から、民設民営方式での整備が新たに補助対象となるなど、制度が拡充されております。

このような中、西都市で、新たな制度を活用しました光ファイバーの整備が進められているほか、美郷町におきましても、高速化に向けた取り組みが行われております。

県といたしましては、今後とも市町村、通信事業者と連携しながら整備促進に取り組めます

とともに、国に対して、引き続き、さらなる財政支援の充実について働きかけてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今答弁いただきましたが、本県のブロードバンド基盤整備率は99.8%と大変高いです。しかし、今おっしゃった高速ブロードバンドでないと、地域によってはかなり速度に差があるという課題があります。それを解消するためにこのような事業に取り組まれているわけですが、県民の中の切実な声として、やはり高速ブロードバンドの基盤整備、これを切に要望するという声をお届けしておきたいと思えます。

次に、宮崎県体育協会で活用しておりました「人材カード」について、教育長にお伺いいたします。

宮崎県体育協会では、定期的に人材カードの更新を行い、競技団体や関係機関との連携による選手の活動環境づくりに取り組んでいると伺っております。人材カードに現在58名の登録と、5年間で10名の成果があったと伺っております。今後、社会人選手や指導者の獲得のためにも情報の共有、マッチングは必要と考えます。

そこで教育長に、人材カードの活用状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたとおり、これまで県体育協会においては、優秀な社会人選手を獲得するために、県内で就職を希望する選手の情報を記載した「人材カード」を活用しまして、受け入れ企業等の開拓に取り組んできたところであります。

しかしながら、国体に向けた競技力向上のためには、さらなる取り組みの充実が必要であるとと考えております。

そのため、県競技力向上対策本部の中に、県体育協会を初め、経済団体や行政等から成ります専門委員会を設けまして、官民一体による選手の受け皿づくりに向けた検討を進めているところであります。

今後は、このような選手の就職支援の取り組みに加え、その後の強化支援も含めまして、就職した選手が活躍できる環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 人材を確保し、その人材がアスリートとして動ける時期、そして、その方が今度は指導者となっていく、そういった意味ではつながっていくということですので、人材カードを活用して切れ目のない体制づくり、これが国民スポーツ大会が終わった後のレガシーとして続く大変貴重な人材確保のシステムですので、十分活用していただきたいと思っております。

一つ、私なりの意見を申し上げたいと思いますが、先日、宮崎県武道館で演武大会がございましたので、伺ってきました。私は、まず会場で受け付けをした後に、男子のトイレに参ります。スリッパを見に行くわけです。8組ほどのスリッパがある中で、半分ほどがよそを向いている状態であります。私は並べて退出をしました。その後、どうなっているのか、20分ほどして見に行くと、やはり半分ほどよそを向いています。再度並べ直して退出しましたが、「来たときよりも美しく」という言葉が私の頭をよぎりました。よく耳にする言葉ですが、この言葉の意味は、次の世代へともっといい時代を残したいと、そういう意味があるそうであります。次に利用する人のためにきれいにスリッパを並べることは、誰にでもできることであります。そのような当たり前のことが自然にできる選手

であり、指導できる人材をこれからも育てていくためにも、今回の人材カードをただのデータとして扱うのではなく、県民のリーダーとして生かしていただくことを強く希望したいと思っております。

次に、福祉保健部長にお尋ねいたします。

2年前にも障がい者スポーツの推進について質問をしましたが、再度、現在の障がい者スポーツ選手・指導者の育成にどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 障がい者スポーツ選手の育成につきましては、近年、県障がい者スポーツ大会の参加者数が減少傾向にあるため、現在、その裾野を広げる取り組みとしまして、市町村単位でのスポーツ教室の開催や障がい者スポーツクラブへの支援、各種競技会を実施しております。

また、全国障害者スポーツ大会の団体競技の中には、チームが編成できていない競技がありますので、本県開催を見据え、ソフトボールなどのチームづくりに取り組んでおります。

指導者の育成につきましては、初級指導員養成講習会を毎年開催しております。現在264名が資格を取得しているほか、全国障害者スポーツ大会の強化合宿や各種競技会にも参加いただき、指導技術の向上も図っております。

○有岡浩一議員 ただいま部長より報告いただきましたが、初級障害者スポーツ指導員が264名、中級指導員31名、上級指導員8名と聞いております。私が2年前に質問したときよりも29名ほど指導員が増員されているようです。

ただ、大切なことは、その指導員の方々に参加していただく、携わっていただく機会を徐々にふやす必要があります。大会運営などにも携

われる人材育成に期待しております。

最後の質問になりますが、全国障害者スポーツ大会の開催に当たり、障がい者に配慮した会場づくりが必要と考えますが、どのように取り組んでおられるのか、再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県開催の全国障害者スポーツ大会の競技会場につきましては、来月初開催する県準備委員会の専門委員会を中心となりまして、会場のバリアフリーの状況等を踏まえながら選定を進める予定としております。

現在県が整備を進めている新たなスポーツ施設につきましては、多目的トイレやエレベーター、車椅子利用者用の観覧席の整備など、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが利用しやすい施設づくりを進めております。

また、県や市町村等の既存施設につきましても、会場地市町村など関係者と連携しまして、必要に応じて、スロープや多目的トイレ、案内表示の設置等も含め、大会に参加する全ての方々に配慮した会場づくりに努めたいと考えております。

○有岡浩一議員 これからさまざまな準備が必要でありますけれども、7年後の全国障害者スポーツ大会がゴールではない、通過点となるような取り組みが必要だと私は考えています。大会後も指導者、選手が活動を楽しみながら続けられるような取り組みを、専門委員会でレガシーとして議論いただくことを要望したいと思います。

時間が若干ありますので……。今回の一般質問を職員の皆さんと協議する中で、森林盗伐について大変多くの議論をしてまいりました。このままではなくなならない、努力を継続します、そういうやりとりをずっとやってまいりまし

た。先ほど、当たり前のことを当たり前にするというお話をしましたが、山林所有者の山があり、その山の木が勝手に切られる、そして、その問題を指摘して裁判をしていくためには、泥棒に追い銭のように、またコストがかかって費用を出さなきゃいけない。そして、大雨が降れば、その現場が災害に遭う。地権者は自分です。その方にとってその山は、次の世代へつなぐ財産ではなく負の遺産でしかない。こういう山の地権者の思いをしっかりと受けとめて、このようなことが宮崎県ではもう二度と起こらない、そういう思いをしっかりと共有していただきたい。これが、当たり前のことの当たり前前にできる県政であるというふうに思いますので、ぜひともこの強い思いを——そして、職員の皆さんもしっかりやるとおっしゃっています。この連携で、宮崎県の文化を、環境を守るためにこれからも努力してまいることをお誓い申し上げまして、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○山下博三副議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

まず、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

ことしも今月18日から昨日28日までの日程で、日本とアメリカ、それにオーストラリアの3カ国による機雷掃海訓練が、日向灘・油津港沖で行われました。オーストラリアが加わるようになったのは昨年からです、訓練規模が拡大されています。

また、来年1月には、えびのの霧島演習場で、アメリカ海兵隊との日米共同訓練が予定をされています。新田原基地での日米共同訓練も

頻繁に行われており、さらに沖縄の訓練移転が行われるなど、宮崎の陸で海で空で、戦争に備えた軍事訓練が繰り返されています。

また、日米地位協定に基づく「2・4・b基地」の位置づけにも反して、緊急事態と米軍が判断すれば、いつでも新田原基地での離着陸を可能にもしています。まさに宮崎県が軍事拠点化していく状況にあります。

知事はこのような状態、事態をどのように受けとめておられるかをお伺いいたします。

あとは質問者席から続けさせていただきます。(拍手)

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

外交・防衛に係る問題は国の専管事項でありまして、本県で実施される米軍等との共同訓練や、普天間飛行場の能力を代替することに関連する新田原基地の緊急時使用のための施設整備等につきましても、安全保障体制の確保や沖縄の基地負担軽減など大局的な観点から、国の責任においてなされるものと認識しております。

一方、県は、県民の安全で平穏な生活を確保する重要な役割を担っておりますので、これまでも訓練等が行われるたびに、国に対して安全対策の徹底等を申し入れてきたところであります。

今後とも、県民の安全・安心を確保することを最優先に、国に対して詳細な情報提供や丁寧な説明を求めていくなど、地元寄り添って対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 今お答えをいただきました。しかし、これまでの経過を見ても、地元寄り添った、また、情報提供など、なかなかされてこなかったのが実情でもございます。

さらに、安全な訓練をとということも要望されておるようですけれども、それを要求しても何の役にも立たないというのが実情ではないかと思うところです。これが今の県内の実態であることを認識した上で、続けて質問をさせていただきます。

新田原基地の米軍弾薬庫建設問題についてです。

この件については、新田原基地の米軍基地化につながる重大問題として、これまでも質問をしまいいりました。沖縄普天間基地の能力の代替、機能の移転と言いながら、普天間にはない弾薬庫を新田原に新設するなど、こんな理不尽なことはありません。防衛省は、米軍が使う弾薬庫を自衛隊の施設として建設するとしています。自衛隊としての安全基準を満たし、火薬類取締法の関係法令に基づく、この国内法の上に施設の整備をなすとしています。そうであるから安全だと言いたいのですが、決してそうではありません。

そこで、火薬類取締法第12条では、「火薬庫を設置しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない」ということになっていますが、法的手続はどうなっているのか、お答えください。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 弾薬庫につきましても、火薬類取締法上、「火薬庫」に該当しまして、通常、これを新たに設置する場合は、同法の規定によりまして、県知事の許可を受けることとされております。

しかしながら、自衛隊の設置する弾薬庫につきましても、自衛隊法の規定によりまして、県知事の許可ではなく、経済産業大臣の承認とされるなど、関連手続につきましても、全て国に

おいて行われることとなっております。

○前屋敷恵美議員 自衛隊法の火薬取り締まりの適用除外というのに当てはまるというわけですから、言いわけですけれども、この適用除外の第106条では、火薬類取締法第12条は適用除外に適用しない、すなわち火薬取締法を適用するとうたっているのではないかと私は読み取ったんですけれども、そうではないわけですね。改めて確認をしたいと思います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 自衛隊の設置する弾薬庫につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、自衛隊法の規定によりまして、経済産業大臣が承認をすることになっておりまして、関連の手続については、全て国において行われることとなっております。

○前屋敷恵美議員 この自衛隊法の施行令で、火薬類取締法の適用の特例を定めるということで、都道府県知事の責任、権限の及ぶところを全て経済産業大臣に読みかえるなどして、すなわち国が全ての権限を握ってしまうということになるわけです。まさに地方自治そのものの無視と言わなければならないと私は思います。法律の上に施行令や特例などをつくって、何でも国の思うとおりに事を進めることができる、こういう状態がつくられることになる。これが今の現状であるということをしつかりと——まさに不条理であるということと言わなければならないと思います。

でき上がった弾薬庫に米軍の弾薬を貯蔵・管理するということになるわけですが、自衛隊の弾薬庫に米軍の弾薬を貯蔵・管理ができるのか、火薬類取締法上の法的根拠はあるのか、伺いたいと思います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 火薬類取締法では、火薬類の貯蔵につきましても、保安上の

観点からさまざまな規定が設けられておりますが、貯蔵する火薬類の所有者を限定する規定はございません。

このことから、同法に定めます基準等に従い、自衛隊の施設に米軍の弾薬を貯蔵することは、法的に問題はないと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、法的に問題がないということでしたけれども、どんな弾薬が中に貯蔵されるのか、これは極めて大問題だと私は思っています。自衛隊が責任を持って管理をすれば、米軍の弾薬の貯蔵・保管は可能ということのようですが、その弾薬の種類が問題でありまして、これは防衛省に尋ねても、一切明らかにはいたしません。「弾薬の運用に関することは、米国政府との関係でお答えできない」と、こういう答弁なんです。

今、沖縄にあります米軍の基地では、放射能兵器でもあります劣化ウラン弾やクラスター弾などが貯蔵もされ、これが訓練に使われている、こういう状況がございます。ですから、新田原の自衛隊が管理するというこの弾薬庫にも、こうした危険きわまりないものが貯蔵されること、それが狙われていることが十分に予測が可能であります。「どういう弾薬が入るか、それはお答えできない」としながらも、「こうした劣化ウラン弾などが入るのではないか」、そう尋ねても、それへは否定は一切していないというのが今の現状でもありまして、極めてこの問題は大きいと思います。ですから、自衛隊につくられる米軍の弾薬庫、これは安全などとはとても言えない。住民の皆さん方は、このことに対して大変心配をしておられます。

また、地元には、「この国内法に基づいて弾薬庫がつくられるから心配ない」と言わんばかりの文書が配られているように聞いております

けれども、決して中身はそうでないことを、はっきりと私は申し上げておきたいと思いません。

そこで、当然、建築基準法に基づく県の許可も必要になると思いますが、その手続はどうなるのか、伺いたいと思います。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 弾薬庫を含む建築物につきましては、建築基準法に基づき、その規模や構造等によって、手続の有無や種類が定められております。

新田原基地の弾薬庫は、延べ床面積が200平米を超える鉄筋コンクリート造と聞いておりますので、建築主である国は、工事着手前の「計画通知」及び工事完了後の「完了検査」の手続が必要となります。

これらは、いずれも建築主事に対して通知することとされており、建築主事は、建築基準関係規定に適合しているかどうかについて審査や検査を行い、規定への適合が確認されれば、確認済証や検査済証を交付しなければならないとされております。

○前屋敷恵美議員 今、建築主事はその任に当たるということでしたけれども、この建築主事の権限というのは、県そのものの権限と見ていいんですか。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) [※]議員御指摘のとおりでございます。

○前屋敷恵美議員 じゃ、県が許可するといいますか、認可するということになるわけですね。そういう手続でよろしいんですか。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) そういうこととなります。

○前屋敷恵美議員 それでは、出された申請書どおりに建築物がつくられているかどうか、確認はされると伺ったんですけれども、それはさ

※ 118ページに訂正発言あり

れるわけですね。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 先ほど申し上げましたとおり、建築主事が、建築基準関係規定に適合しているかどうかにつきまして、審査や検査を行いまして、規定への適合が確認されれば、確認済証や検査済証を交付するということになります。

○前屋敷恵美議員 重ねてですけれども、つくる建物は弾薬庫です。ですから、火薬の量に対する安全性が担保されている構造、建築構造になっていないといけないと思うんですけれども、それが確かめられるわけですか。どういうものが入り、種類は別としても、どれほどの量の火薬が貯蔵されるのか、そういう前提のもとに建物がつくられるわけですから、それあたりもきっちり確認をした上での認可ということになるのでしょうか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 弾薬庫につきましては、建築基準法では倉庫に分類されております。手続が必要となりますのは、床面積が200平米を超える倉庫や、木造以外の構造で2階以上の階数を有するもの、または延べ床面積が200平米を超えるものとなっております。

○前屋敷恵美議員 倉庫といっても、弾薬を貯蔵する弾薬庫ですから、普通の倉庫とはまた意味が違うわけですね。ですから、安全性を担保するというにはならないんだと私は思います。それでも、それが認可ができるということであれば、私はそれは法の意味合いはなさないと思います。法的に認められるというのであれば、自治体権限の責任を果たすことにはならない。実際、国の法律でそれを認めなさいということになれば、まさに自治体無視、さらには住民無視、住民の不安に答えるものではないと言わなければならない。きつい話ですけど、ま

さに無法状態だと私は言わなければならないと思います。

しかも、県の職員という身分で、建築主事に判断が任せられ、本質的な中身を伏せた計画が受理されるということであれば、ますますそれは、県民にとっても大問題だと思いますが、県の責任としてはどういうふうに受けとめておられるのか、再度伺いたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 私どもとしましては、この建築基準法の規定に基づきまして審査を行い、書類の審査を行い、検査を行う。それに基づきまして、規定の適合が確認されれば、先ほど申し上げましたけれども、確認済証や検査済証を交付するという流れになるものと考えております。

○前屋敷恵美議員 では、知事に伺いますけれども、知事は何を担保に県民の安全を守れるとお考えでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 先般、九州防衛局から、県に対しましても、施設整備の概要や今後の整備スケジュール等について説明があったところであります。弾薬庫につきましては、他の自衛隊施設にある弾薬庫と同様に、自衛隊として安全基準を満たすとともに、火薬類取締法等の関係法令に基づいた施設を整備し、通常は自衛隊が適切に維持管理するという説明でありました。

また、米軍が新田原基地に弾薬を保管する場合には、安全面に十分に留意し、細心の注意を払って弾薬を取り扱うよう、強く働きかける考えであると伺ったところであります。

弾薬庫の整備につきましては、地元の不安もお聞きしているところでありますので、県としましては、県民の安全・安心の確保の観点か

ら、引き続き国に対し、詳細な情報提供や丁寧な説明を求めていくなど、地元関係市町とも連携して対応してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 事実上、国民の命、安全を守るという法律そのものがなし崩しにされている状況を、この宮崎県で目の当たりにしたと思うところでございます。

冒頭述べましたように、宮崎の陸海空で軍事演習が繰り広げられ、来年1月には霧島演習場と熊本県の大矢野原演習場で実施されようとしている米軍再編に係る移転訓練は、米海兵隊と陸上自衛隊の実動訓練です。沖縄での県道越え実弾訓練と同様の訓練ではないでしょうか。しかも、米海兵隊のオスプレイも参加することを検討していることも明らかになっております。

こうした訓練を行いながら、「沖縄の負担軽減」を口実に、新田原基地を初めとして国内法が適用されない、アメリカの判断で自衛隊基地使用をも可能にするなど、まさに日本全土の「米軍基地化」が加速をしていると思います。

こうした在日米軍の駐留経費は、「思いやり予算」として全て国民の税金で賄われております。トランプ政権は今後、年間80億ドル(約8,640億円)、現状の4.5倍への増額を要求したことも報じられております。戦争を想定しての基地の強化や軍事演習、それらに費やす莫大な税金は見直しが必要とは思いませんでしょうか。

軍備で紛争や問題の解決が図られないことは、既に歴史が証明をしてくれました。これほどの無駄遣いと危険性を伴うものはありません。

県土の平和と安全、何よりも県民の命と暮らしを守るべき知事として、軍事演習の中止、米軍基地化につながる弾薬庫建設を初めとする基地強化にきっぱりと反対を表明すべきと思いま

すが、知事の見解をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 外交・防衛の問題は国の専管事項でありまして、日米共同訓練や日向灘掃海訓練などの訓練につきましても、安全保障政策の一環として、国の責任においてなされるものと考えておりますが、県としては、県民の安全・安心の確保の観点から、訓練のたびに安全対策の徹底等を要請してきたところであります。

来年1月に霧島演習場で実施が予定されております日米共同訓練につきましても、先日、文書で要請をしたところでありまして、今後、本県で行われる訓練につきましても、国に対して、可能な限り早いタイミングでの詳細な情報提供や丁寧な説明を求めるとともに、安全対策の徹底を要請するなど、地元自治体の意向等も踏まえ、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 「防衛は国の専管事項」、このように知事は繰り返されます。知事としての責任は、これでは果たし得ないのではないかと私は思います。地方自治はなきに等しいと言えるわけです。県民の身になって、県民の立場で物事を考え判断する、知事としての責任を全うしていただきたい、このように思うところです。

また、観光立県やスポーツランド推進を目指して、豊かな自然環境や暮らしやすさをPRして、人口の増加も目指す宮崎のこの地の軍事拠点化は、県の施策にもマイナスの要因でしかないと思います。何より、県民の安心・安全にとって大問題だと思うところです。軍事演習の中止を求める立場に立って、県民の暮らしも安全も守っていただく、この方向にしっかりと立っていただくことを再度要求申し上げ、次の

質問に移りたいと思います。

次は、知事のラグビーワールドカップ観戦について伺います。

今回のワールドカップ日本大会は、日本中で、スポーツとしてのラグビーに、とても興味関心が高まったものだと思っております。

報道によれば、この大会に知事が、県ゆかりのスポンサーの企業などからのチケット提供を受けて、公務として無償で観戦されたとのことですが、観戦は当初から公務として予定されていたのか、それとも、チケットの提供を受けたので、公務での観戦ということにしたのか、そのあたりを明確にお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今回のワールドカップのキャンプの受け入れのみにかかわらず、国内外のトップチームが来ましたときは、それを歓迎し、県産品で激励し、そして、その大会での成功という情報をフォローする、場合によっては現場で応援する、そのような取り組みをしてきたところであります。

今回は、大会組織委員会やイングランドチーム、そして、大会スポンサー企業からの招待があったため、公務として観戦を行ったところがあります。

知事本人が試合会場で応援しますことは、今申しあげましたように、プロ野球やJリーグも含め、本県で合宿を行ったチームと良好な関係を築いていくことで、大変大切なことだと考えておりました。関係先からのせつかくの好意を無にすべきではないという考えもありましたし、本県は国際規模のスポーツ大会誘致にも取り組んでいるところであります。

ラグビーワールドカップのような大規模大会の運営、現場の状況を実際に自分の目で見るとは、大変重要なことだと考えたところであります。

ます。

○前屋敷恵美議員 では、県ゆかりのスポンサー企業から5万円相当のチケット提供を受けたということになっておりますけれども、その企業がどこなのか、また、県とはどうかかわりといいますか、関係にある企業なのか、お答えいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） この点につきましては、相手方との関係がございますので、企業名の公表は控えさせていただきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 では、このラグビー観戦というのは当初から公務として予定をしていたということで、たまたま招待券をいただいたので、それを利用したということにすぎないという立場でしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど答弁申し上げましたのは、当初から公務として予定していたということではなしに、一般論としまして、さまざまなチームがキャンプをしていただいた、そのチームを場合によっては現場で応援するという機会を捉えて現場に行きまわりましたということをお願いした上で、今回については、大会組織委員会等からの招待があったので、それを公務として参加したということでございます。

○前屋敷恵美議員 では、最初から公務として位置づけていたというのではないということですね。私は、本来ならば、スポーツランドの推進なども含めて、知事が観戦されるのであれば、このチケット購入などは、公費としてきっちり購入をして観戦することが筋ではないかと思ったところですので、お尋ねをしたところです。

また、知事御夫妻にチケット提供があったと

して、夫人同伴での観戦を公務として、交通費の支出がされておりますが、夫婦同伴での観戦が必要な公務だったのでしょうか。その位置づけについて伺います。

○知事(河野俊嗣君) 夫婦同伴での出張につきましては、これまでも主催者から招待のありました事業で行っております。例えば、ドイツやアメリカの大使公邸でのレセプションでありますとか、園遊会、そうしたものにつきましても同伴で行っております。今回の試合観戦につきましては、組織委員会から、世界的イベントにおける国際的な慣例等により、夫婦での招待があったものと認識をしております。

御質問の試合観戦につきましては、大会関係者との交流も想定される中で、私としてもスーツ、ネクタイ姿で現場に行ったところでありますが、この大会が日本政府の全面的な支援のもとに国内12都市で開催され、皇族方の御臨席もあるなど、国家的な祭典としての性格を帯びている、また、招待の趣旨、社会的な儀礼の意味合いを考慮して、公務として整理を行ったものでありまして、県費の支出自体は問題ないものと考えております。

○前屋敷恵美議員 国家的祭典と位置づけられたということですが、国が主催した大会でもなく、しかも観戦はスタジアムの一般席だったわけですから、それほどの位置づけが必要だったのかという点では、私は甚だ理解に苦しむところです。交通費ぐらいと思われるのでしょうか、あくまでも公費の支出でございます。知事夫人が観戦の意思をお持ちだったのなら、自前で、自費でごらんになるのが本来のあり方ではないかと私は思うところです。その辺は明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。知事、いかがですか。

○知事(河野俊嗣君) 残念ながら、妻はラグビーには余り関心はないわけではありますが。ただ、今御指摘のところでございます、会場に行ったときには、大会関係者のスペースではなく一般席であったということでありまして。以前、Jリーグの開幕ゲームに行きましたときは大会関係者の席で、そこで御挨拶をする、そういう機会があったわけではありますが、今回は、大会組織委員会からの招待ではありながらも、一般席であったと。そういうことで、結果的に、夫人同伴の必要性について県民からどのような見られ方がされるかというのは、真摯に受けとめる必要があるものと考えております。

○前屋敷恵美議員 県民は、公費については非常にシビアな見方をしております。今、国会でもさまざま、桜を見る会などで問題にもなっておりますが、それと同一のものではないことは十分理解しておりますが、公費のあり方、支出のあり方について、その辺は十分細心の注意を払い、県民感情も含めて、公明正大な立場での支出に当たっていただきたい、このように思うところでございます。

それでは、次に移りたいと思います。延岡竜巻被害への支援について伺います。

午前中に田口議員も質問されまして、少し重なる部分もありますけれども、改めて質問させていただきたいと思います。

9月に発生した延岡の竜巻は、甚大な被害をもたらし、家屋被害だけでも525戸に及ぶと聞いております。被災された方々は、突然の災害に困惑をし、生活再建に不安を募らせておられます。私も現地を回らせていただきましたが、家屋被害では、部分的な被害、「一部損壊」が多く見られます。それでも改修費用はかなりの額に及び、年金が頼りのひとり暮らしの方など

は、「どう費用を工面すればいいのか、見通しがありません。先が見えず、生きる気力がなくなりました」と、悲壮感を漂わせておられました。激甚災害に指定されたものの、災害救助法の対応には至りませんでした。災害救助法が適用されれば、住宅被害への手だては一定できるわけですが、人口の区分や破損状態、世帯数などの指定で適用が制約をされ、今回の竜巻被害にはこの救助法は全く役に立たなかったという結果となりました。

しかし、被災者にとっては、被害世帯の数が規定に達していないなどということは全く理由にはなりません。また、全国的にも、この制度上の矛盾、問題があらわれてきております。救助法が実態に即して生かされていくよう、真に被災者の救援につながるよう、制度の改善がどうしても必要だと思います。この立場で県も、国に対してその改善を求めることが必要と思いますが、県の考えをお聞かせください。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 災害救助法は、災害発生直後の応急的な生活の救助などを定めた法律でありまして、市町村や県の人口に応じまして、国が定めた一定規模以上の災害が発生した場合に適用され、避難所の設置や住宅の修理などの応急救助が実施されることとなっております。

このため、これまでも国に対しまして、被災地の状況に応じた弾力的運用が可能となるよう、災害救助制度の見直しについて要望を、さらには、今般の台風災害を踏まえまして、被災者生活再建支援法など、他の支援制度を含めまして、被災者にとってわかりやすく、不公平感を招かない制度運用を、全国知事会や九州地方知事会を通じて要望してきているところでございます。

今後とも、全国知事会等と連携しながら、被災者の支援制度の充実を求めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 この支援制度、幾らあっても使えない、役立たない法制度では無意味なわけですから、真に役立つ法制度にするように改善を求めることだと思います。ぜひ県もこうした立場で——今要求もしていただいているようですが——引き続き強く国にその改善を求めていただくことをお願いしておきたいと思っております。

次に、延岡市が独自に被災家屋の復旧に支援する事業を立ち上げて対応する方針を決めました。県にも支援を求めておられます。改めて、県の対応をお聞かせいただきたいと思っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 台風17号による竜巻で被災した住宅の復旧に対する支援につきましては、これまで延岡市と連携して国に要望するとともに、市の要望に対して、県としてどのような支援ができるか検討してきたところであります。

その結果、一部損壊の被害を受けた被災住宅の復旧に当たり、耐震性の向上に資する改修工事を行う場合には、国の交付金を活用することが認められたところであります。

これを受け、県としましては、市が創設した補助事業において、交付金を活用する場合の支援として、地方負担分の2分の1を負担することとしたところであります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ被災者の皆さん方に寄り添ったその施策、十分施行していただきたい、そのように思います。

続いて、「宮崎県・市町村災害時安心基金」というのがございます。今回の災害についても

その運用がなされると、被災者も対象になるというふうに思うのです。しかし、金額的には、まさに見舞金といった程度のもので、金額的にもですが、今回のような一部損壊の方々にも支給対象として広げられるよう、その拡大を図ることが必要ではないかと思えます。県の考え方を聞かせていただきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、自然災害での被災世帯に対する支援策としまして、県と市町村が共同で「宮崎県・市町村災害時安心基金」を設置し、全壊、大規模半壊、床上浸水を含む半壊といった一定規模以上の被害が生じた住家について、被災後の当面の生活を支援するため、お見舞金として、それぞれ20万円、15万円、10万円を交付しております。

同基金の支援対象の見直しにつきましては、制度の趣旨との兼ね合いや市町村の財政負担など、課題もありますことから、市町村とともに研究をしてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 市町村との協議が必要なことは十分理解をするところですが、床上浸水、その一部損壊というところにまで対象が及んでいないと思えます。やはり被災された方々の暮らしを再建していく、その一助になるという点では、すぐに使える基金として活用していただきたいと思えますので、ぜひ活用範囲が広がるような対応を検討していただきたいと強く申し上げておきたいと思えます。

では次に、JR日豊線の美々津鉄橋の騒音対策について伺いたいと思えます。

耳川にかかる鉄橋の騒音について、これまで住民の皆さん方からさまざまな御要求が、日向市当局にも、また県にも寄せられてまいりました。鉄橋周辺の幸脇地区においては、まさに耳元でうなり声を上げる鉄橋を渡る電車の騒音

が、長年、住民の方々の生活を著しく脅かしてきたという状況がございます。これまでに若干の処置がされたと聞いておりますが、十分ではなく、不快な生活を強いられております。

県として、切実な住民の要望を受けとめ、JR九州に対して、調査とさらなる対策を急ぐことを強く求めていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○総合政策部長（渡邊浩司君） JR日豊本線は、通勤、通学等の生活路線として、また、ビジネス、観光等の移動手段として利用される重要な交通基盤でありますけれども、その運行に当たりましては、沿線地域の生活環境との調和を図ることが必要であると考えております。

耳川橋梁の騒音対策につきましては、JR九州に確認をいたしましたところ、これまでレールの継ぎ目の溶接などの対策を行っているものの、十分な改善には至っていないため、今後も、実施可能な改善策について検討してまいりたいとこのこととございます。

県といたしましては、引き続き地元の日向市とも連携を図りながら、騒音対策の状況について適時確認するとともに、JR九州に対し、一層の改善が図られるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 これまでに日向市が行った独自の騒音調査では、最大値が100デシベルを超えており、これはWHOの基準をはるかに上回っているということからも、日常生活に及ぼす影響がどれほどのものであるかは、おわかりいただけたと思えます。ぜひ早急な対応をしていただくよう、お願いいたします。

次に、赤江浜侵食問題とサーファーの方々の赤江浜利用について伺います。

清武川河口の左岸の侵食が急速に進んできて

おり、このまま放置すると背後にある畑などにも影響が出かねないと、地元の方々の心配も募っております。早急な調査と対策が必要ですが、県の対応について伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 清武川河口北側の赤江浜におきましては、本年10月の台風19号により海岸の一部が侵食され、浜崖となり、海岸の利用に支障を来している状況にあります。

このため、今月発注しました清武川河川掘削工事で発生する残土を用いて、必要な対策を講じることとしており、できるだけ早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 この海岸は、以前からもこうした状況がありまして、既にテトラポットの突堤や人工リーフなどを入れるなどの対策も行われてきたところでもあります。また、松林は松くい虫の被害が出るなど、海岸線の白砂青松は損なわれている状況が見てとれ、本当に胸が痛むところです。

この侵食対策は、浜崖と同時に侵食を防ぐ実効ある対策をどう講じることが問題であると思います。ぜひ、専門性を駆使した対策を講じていただくよう、強く要望しておきたいと思えます。よろしくをお願いします。

続いてですが、この赤江浜には、早朝からサーファーの方々が詰めかけている状況がございます。出勤前に波に乗って職場に向かうといった若者も見られます。しかし、駐車するスペースも侵食等で狭くなっている状況とともに、トイレやシャワーの設備も強く要求をされております。

また、サーファーが浜に行く浜に通じる道路は、浜の近隣の集落の中の狭い道路を通るか、農道を利用するために、地域の人々の日常生活

や農作業にいろいろな弊害も出ております。堤防道路の整備などを行って、地域住民にもサーファーにも喜ばれる、安心できる環境を整えることが必要と思いますが、県の対応をお聞かせください。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 赤江浜におきましては、平成16年の災害を契機に、地元住民、海岸利用者、関係行政機関等で構成されず、「赤江浜海岸づくりフォーラム」を設置し、海岸の防護、海岸環境の整備・保全、公衆海岸の適正な利用の確保のため、定期的に意見交換を行い、合意形成を図っているところであります。

この中で、赤江浜に通じる道路の利用につきましては、海岸利用者が集落内を通行せずに清武川左岸の堤防道路を通行するよう、周知しているところでありまして、円滑な通行を確保するため、定期的に補修も行っているところであります。

また、トイレやシャワー等の環境整備につきましても、フォーラムの中で、地域住民の方々と海岸利用者が共存でき、赤江浜が魅力ある地域となるよう、引き続き意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 堤防の道路については、今現在、かなりの穴ぼこができております。非常に通りづらくなっておりますので、ぜひその改修をお願いしたいと思うところです。

施設やこの道路の整備については、県や市の責任のすみ分けを明確にするということも必要だと言われております。整備する必要がないとか、頭からやれないという考えでない限りは、行政サイドで検討することではないかと思えます。サーフィンをやりたいという移住者もふえています。これは県の施策の一環でもあるわけ

ですから、ぜひ、環境を整えることに積極的に取り組んでいただきたい、強く要望しておきたいと思います。

次に、日米貿易協定について伺います。

日米貿易協定承認案が、既に衆議院で自民党、公明党、維新などの賛成多数で可決され、参議院に回されております。国会に十分な資料も提出されないまま審議が進められ、今臨時国会での採択が狙われております。既に発効しているTPP11、日欧EPAに加えて、日本側の関税、非関税措置を縮小させ、農産物の市場開放、自由化を一層もたらしめるものになってまいります。宮崎の農業にとって、より打撃的なものになることは明らかです。

宮崎の農業に及ぼす影響はどれほどと試算するのか、明らかにお示してください。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 県の影響額の試算につきましては、これまでTPP11や日EU・EPAなど、国の方法に準じまして、国内対策が確実に実施されるとの前提のもと、本県農畜産物等の影響額を試算してきております。

今回の日米貿易協定が発効された場合の影響額につきましては、現在、試算を行うための情報収集や分析を行っておりまして、可能な限り速やかに公表できるよう、作業を進めているところでございます。

○前屋敷恵美議員 日米貿易協定は、日本が米国農産物の関税72億ドル分を撤廃・削減する一方で、米国は日本製自動車や同部品の関税撤廃を見送っており、日本が一方的に譲歩したものになっております。日本の農産物の市場開放・自由化を一層拡大するものです。

政府は、国内農産物の生産額が最大1,100億円減少すると見込んでおり、日本の農林水産業を衰退させ、食の安全を脅かし、食料自給率をさ

らに低下させるものになることは必至です。食料主権・経済主権を破壊する日米貿易協定の国会承認は、断じて認められないものです。

宮崎の第1次産業への影響は深刻です。県として、国会での承認に反対し、日米FTA交渉の中止を求めるべきと思いますが、知事の答弁を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 今回の日米貿易協定を初めとした国際化の急速な進展に対しまして、農業者や関係団体等から、今後の農業経営の影響について不安の声があることは十分承知しておりまして、先日もそういう声を、農水省への緊急提言、要望でお届けをし、十分な説明、そして、対策というものを求めたところであります。

一方で、これまでも国のTPP対策等も活用しながら、例えば肉用牛や園芸施設の規模拡大に取り組み、生産基盤の強化や輸出に挑戦するといった、大変頼もしい事例も多く見られるところであります。

県としましては、このような国際化の大きな流れを、本県農業の競争力強化に向けた構造改革を推進する一つの機会とも捉え、今後とも、担い手の確保・育成や生産体制の構築、輸出の促進等の諸対策に、関係団体等とも連携をしながら、しっかりと取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 さまざまな対策を講じるということのようですけれども、幾ら日米FTA対策を打ったとしても、また販路拡大、特に宮崎牛の販路の拡大などが言われておりますけれども、こうしたことで輸出量をふやしたとしても、そのことが抜本的な対策、解決策にならないことは明らかです。ますます離農を加速させ、食料自給率の低下を招くこととなります。

宮崎の農業は、まさに家族農業を大事に守り

育てていく、このことがやはり後継者をつくることにもなります。規模拡大とか、そういったことだけで物事を進める、農業を維持できるというものではないと思います。

宮崎の基幹産業である農業を守らずして、宮崎の経済の発展も、また県民の暮らしも守れないと私は思うところです。

改めて、知事におかれましても、国に対して、こうした日本の農業、ひいては宮崎の農業の衰退につながるような農産物の自由化に道を大きく開いていく——こうした自由貿易そのものを間違いだと言うわけではありませんけれども、関税そのものを撤廃するというのは、自由貿易のルールからいってもおかしいと私は思うところです。

ぜひとも、日米F T Aの交渉の中止を強く求めていただきたい、このことを要望しておきたいと思います。

次に、公立学校の変形労働制導入について伺います。

今国会で、公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入することを盛り込んだ、公立学校教職員給与特別措置法改正案が、衆議院で自民党、公明党、維新などの賛成多数で可決されました。

この法案は、教員の長時間労働の是正をうたいながら、1年単位の変形労働時間制を導入して、残業代を支払うことなく、いわゆる繁忙期に1日8時間、週40時間を超えて働かせることができるようにするものです。今でも深刻な長時間労働を一層助長するものにほかなりません。

しかも法案は、当事者である教員の意見を反映させる労使協定なしに、自治体の条例で導入できることにしていることは大問題であり、条

例で労働基準法上の原則を踏みにじることは許されないものです。

そこで、同法案に対する教育長の御見解を伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） お話のとおり、改正法についてはまだ審議中ですので、この法案における変形労働時間制につきましては、比較的業務量が少ないとされる夏休み等の長期休業期間に休日をまとめて取得できるなど、年度を通じて勤務にメリハリをつけることができる一方で、業務量の多い時期は1日の勤務時間が長くなるため、育児や介護中の職員への配慮が必要になるものと考えております。

そのため、改正法の成立、施行の後、本制度の導入をする際には、学校の実態をよく踏まえて、市町村教育委員会等とも十分協議を行いながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、学校における働き方改革は、業務の改善と勤務時間の適切な管理等が最優先の課題でありますので、まずは、本年3月に策定しました、学校における働き方改革推進プランの具現化に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 まだ国会で審議中の法案ではありますけれども、これが強行採決されてしまえば、それに従って県も、教育委員会も対応が迫られるということになるわけです。

人間は、暇なときだからといって、繁忙期に睡眠を削って働いた分を寝だめするとか、また、休日をまとめてとればいいというものではありません。教員の長時間労働の解消には、業務の抜本的な縮減や、教員の大幅増員においてほかにはないと思います。教員の疲労・疲弊は、子供たちに影響いたします。子供たちの健全な成長、教育の質の向上には、教員の職場

環境、労働条件の改善が第一であることを申し上げておきたいと思えます。

あわせて、自治体が条例を変えないという判断を行うこと、各学校でも導入しない判断が重要であることを強く申し上げておきたいと思うところです。

私のきょうの質問は以上ですけれども、時間が少しありますので、宮崎県における……

○山下博三副議長 済みません、前屋敷議員、県土整備部長から発言の訂正がきていますので、よろしいですか。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 済みません。先ほどの発言を訂正させていただきます。

弾薬庫についての質問の答弁でございますけれども、先ほど私は、建築主事の判断は県の判断であるという趣旨の答弁をさせていただきました。実際は、県が任命した建築主事が、法令等に基づき建築主事として判断をするものということでございます。おわびして訂正をさせていただきます。

○前屋敷恵美議員 今の御答弁ですけれども、だから、県として判断するというわけではない、建築主事個人にその判断が委ねられるということなわけですか。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 建築主事にその判断が委ねられているということでございます。

○前屋敷恵美議員 私、先ほどお話ししましたが、これほど重大な問題を、建築主事個人の判断でこれを許可ではなくて、認可でしたか。ただ、申請がそのとおりになっていれば、それでよしとするものだと伺ったんですけど、それで問題が、安全が確保されるとか、そういうことでは全くないということが、改めて明らかになったと私は思うところです。とりわけ地元住

民の皆さん方の不安は増大しております。ひいては、地元だけでなく、県民全体に及ぶ問題にもなるわけですから、県の責任としてこの問題は十分受けとめていただいて、この弾薬庫建設の中止そのものを私は求めておきたいと思いません。

時間が参りましたので、以上で終わります。

(拍手)

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、12月2日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時43分散会

12月2日（月）

令和元年12月2日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
警察本部長	阿部文彦
監査事務局長	阿高林宏一
人事委員会事務局長	吉村久人

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕(拍手) 皆様おはようございます。自民党の脇谷のりこでございます。今回もたくさんの方に傍聴にお越しいただきました。ありがとうございます。きょうも頑張っただけでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、10月28日に鹿児島県で開催された第27回南九州観光振興会議に初めて参加してまいりました。熊本・鹿児島・宮崎県議会の観光議員連盟の会員や観光の関係者が一堂に会して開催される、南九州3県の観光振興会議です。

御来賓として、主催県である鹿児島県から三反園知事、そして熊本県からも副知事が、それぞれの県の観光PRを含め御挨拶されましたが、宮崎県からはどなたも参加されていませんでした。聞くところによると、主催県でない限り、知事は出席されないということですが、やはり3県のうち2県の代表が自分の県のPRをされるわけですから、宮崎からも来てもらいたかったというのが正直なところです。

会議では、交通ネットワークの形成についての説明がありましたが、その説明資料によりますと、南九州3県の高速道路の整備率は、宮崎県が九州内で最もおこなっているという状態、長距離バスネットワークでは、福岡に行く便が熊本県では一日82便もあり、鹿児島県からは21便、宮崎県は33便。ですが、鹿児島は御存じのとおり九州新幹線が通っており、鹿児島中央駅

から博多までは約1時間半で行けます。

九州新幹線といえば、博多―熊本間の利用者が、平成30年度には、およそ1,069万人で一日平均約3万人、前年比102%だそうです。熊本―鹿児島中央間の新幹線利用者は約523万人、一日平均1万4,300人で、前年比100%という、何ともうらやましい数字です。一方の宮崎県は、九州新幹線鹿児島ルートから誘客するために、日豊本線の鹿児島中央駅―宮崎駅間の特急列車の増便・高速化をJR九州に要望している段階です。

航空路線の国際線においては、韓国、台湾の路線は3県ともありますが、香港線は3県のうち宮崎県だけが運行休止になっています。鹿児島県は週5便から、現在では13便もあるようで、おまけに上海線まであります。観光に莫大な予算もつぎ込んでおられ、各県の知事の意気込みが感じられます。

南九州3県の中でも交通アクセスの一番低い数字を見せられ、さらに、県の代表としての知事も出席されていないということで、私にとって初めての南九州観光振興会議は、本当にかっかりというか、寂しいものでした。心なしか、ほかの2県の関係者は、宮崎県より元気なような気がしてまいりました。

宮崎の観光資源は他県に劣っていないと思いつつも、アクセスは悪いし、陸の孤島だと県民からも他県からも言われるしで、とても情けない思いをしています。

そんな中、9月から10月は、県内でさまざまな出来事が起こりました。延岡の竜巻被害、一ツ葉有料道路の有料化継続、県陸上競技場の盛り土高台問題、さらにフェリー新船などなど、大きな出来事が起きています。知事は9月から10月にかけて、ラグビーワールドカップに3

回も東京や横浜に観戦に行かれて、しかも、奥様と御一緒に行かれたということが新聞に載りました。公務とはいえ、ラグビーワールドカップ観戦には3回も県外に行けて、南九州観光振興会議には出席されていない、延岡の竜巻被害にはすぐには駆けつけられない、県の陸上競技場の盛り土高台の説明にも、一度も地元を足を運ばれない。となると、一体、知事は宮崎を愛しておられるのかと、どうしても疑いたくなります。

先日のほかの議員の質問に、延岡の竜巻被害には迷惑になるからと、4日後に行かれたと御答弁されましたが、当日では迷惑になるにしても、やはり次の日には被害現場を見て、何とかしなければと思うのが通常ではないでしょうか。首長の使命感でそうしてほしいというより、宮崎市からもボランティアとして、すぐに駆けつけた方がおられましたから、同じ県民として、知事にもすぐに駆けつけてほしかったというのが本音です。

県議になってからの7カ月間で感じましたが、知事は、観光・スポーツ・文化にはとても詳しく、興味をお持ちですが、地域や現場のことには目を向けてくださっているのでしょうか。済みません、新人ながらこんなことを申し上げることをお許してください。しかしながら、あえてお尋ねいたします。河野知事は、宮崎を愛していらっしゃるのでしょうか。知事のモットーは何でしょうか。宮崎をどうしたいと思っていらっしゃるのでしょうか。どうぞお答えください。

この後の質問は、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

私の宮崎での生活が今、14年半に及んでいるところであります。知事として間もなく10年目を迎えようとしている中で、既に宮崎は私の大切なふるさとであります。この愛する宮崎のために、全力で県政運営に取り組んでまいりました。そして、その間、現場主義を基本姿勢として、県内各地をくまなく回るとともに、県民の皆様を初め市町村、企業、各種団体との対話と協働に努めてきたところであります。私の姿勢、取り組みについて、さまざまな御意見や御指摘があることについては、真摯に受けとめてまいりたいと考えております。

私は、これまでの2期8年の取り組みにより県政は着実に前に進んでいると、手応えを感じておりますが、一方で、本県は依然として多くの課題に直面しております。中でも人口減少問題への対応が、喫緊の課題と考えております。そして、この問題に道筋をつけることが、私の最大の使命であると考えているところでございます。

将来にわたって、この宮崎に若者が残り、人口減少の中にあっても、県民の皆様が安心と希望を持って暮らし続けることができるような宮崎県、持続可能な宮崎県の土台づくりに向けて全力を尽くしてまいります。以上であります。

〔降壇〕

○脇谷のりこ議員 知事のお気持ちはわかりましたけれども、県民に伝わることを願っております。まだまだ言いたいことは足りませんが、一応、知事の政治姿勢については、時間がなかったので次に参りたいと思います。

続いて、観光行政についてお伺いいたします。

宮崎市の青島(あおしま)が、中国山東省の青島(チンタオ)と同じ漢字の観光地である縁

で、ことしの6月、経済協力パートナーに関する覚書を交わしており、この10月に宮崎市が、宮崎空港を結ぶチャーター便の誘致を検討していることを発表いたしました。

宮崎市長は、「来年5月以降に飛ばせるといい」と述べられており、それに向けて、11月に経済団体とともに青島（チンタオ）市を訪問され、就航実現を働きかけられたようです。この点について、県としてはどのように取り組んでいられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 宮崎市では、平成16年に市の観光協会が、青島（チンタオ）市の観光部門を所管しております旅游局と観光友好盟約を締結されまして、毎年8月には「みやざき青島（あおしま）国際ビールまつり」に旅游局の職員が参加されるなど、継続的な交流を進めておられます。

また、本年6月には、観光分野にとどまらず、経済や貿易に関する交流を推進するため、宮崎市と青島（チンタオ）市が、経済協力パートナーに関する覚書を締結されたところであります。

宮崎市は、この覚書の締結を機に、さらなる交流促進を図りますため、チャーター便の誘致を進める方針であると伺っておりまして、実現されますと、訪日需要の旺盛な中国本土からの観光誘客拡大の足がかりになるものと期待しております。

このため県では、10月に宮崎市と連携をいたしまして、航空会社や旅行会社への要望活動を行ったところであり、今後とも、チャーター便の誘致に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 実は、10年前の2009年10月

にも青島（チンタオ）旅游局の局長さんが宮崎市に来られまして、チャーター便を年1回運航するとの協定を結ばれています。当時の観光協会長にお聞きしますと、その後は、交流しようとしたものの、尖閣諸島問題で日本と中国の関係が悪化し、それからふっつりと縁は切れたということでした。日中関係次第で観光業も影響を受けますから、慎重な対応が必要だと思います。ただ、この11月に在青島（チンタオ）日本国総領事館の総領事に、えびの市出身の井川原氏が着任されましたので、とても心強く思っています。青島（チンタオ）とのチャーター便が実現し、新しい国際就航便ができることを期待しています。

続いて、DMOについてであります。

DMOとは、英語でDestination Management/Marketing Organizationの略で、観光地を活性化させて、地域全体を一体的にマネジメントしていく組織のことです。数年前からDMOという言葉は耳にしていたのですが、どうもぴんとこなくて、多分、広域連携で観光客誘致のために何かやることなんだろうと思っていましたが、先日、瀬戸内海に面した7つの県で構成する「せとうちDMO」の話を聞いて、感動しました。通常、観光協会のように、行政からの補助金が主な収入で活動している法人では、行政の意向に沿った観光事業になります。もちろん、お金がなければプロモーション活動などできないと言われるでしょう。ですが、このせとうちDMOは、自分たちの思うとおりの大胆な発想で観光地域づくりをするために、地域が稼ぐための戦略、もうかる仕組みをつくっているのです。

このせとうちDMOのホームページを見たことがあるでしょうか。観光客のターゲットを外

国人に絞っていて、とても魅力的な情報発信になっています。外国人向けといいましても、日本語で書いてあるんですけども、とてもわくわくするような内容です。従来からある観光協会とはすみ分けをしているんだそうです。訪日外国人の宿泊者数は順調に右肩上がりをしています。本当にすごいです。

九州にも同じ広域のDMOがあります。宮崎県が加入しています九州観光推進機構のホームページを見てみましたら、全く魅力のないコンテンツで、誰に向けて発信しているんだろうというような内容でしたので、びっくりしました。この九州観光推進機構はどのような取り組みをしているのでしょうか。商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 九州観光推進機構は、九州地域戦略会議で策定した九州観光戦略の実行組織として、平成17年に九州の7県と経済界が一体となって設立し、平成30年3月には、九州の観光地域づくりを推進する組織として、観光庁から広域連携DMOに登録されております。

同機構では、国内大都市圏や東アジア、欧米豪を対象に、九州エリアでの広域周遊を促進するための観光商品づくりや情報発信に取り組んでおります。

また、九州が一体となって取り組むことで、より大きな効果が期待できる合同商談会の開催や、インターネット等を活用したデジタルマーケティング、プロモーションの実施など、九州への誘客を促進するための事業に取り組んでおります。

○脇谷のりこ議員 九州7県は、もっとこの九州観光推進機構のあり方について検討すべきだと思います。でなければ、海外に行ってプロ

モーションしたとしても、各県のブースでPRをしているだけで、結局どこの県が目立っていたとか、競争しているだけにすぎません。もっと九州が一体となった独自の魅力を発掘して、的を絞った戦略が必要だと思います。ぜひ、せとうちDMOを参考にして、九州ならではの観光地域づくりを目指してもらいたいと思います。

次に、宮崎版DMOというのがありますが、この現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 宮崎版DMOは、県や県観光協会を中核に、幅広い関係者が連携し、本県の魅力を高め、観光誘客につながることで、持続可能な観光地域づくりを目指す取り組みでありまして、その実現のためには、人材育成から観光資源の磨き上げ、プロモーションまで一貫して行うことが重要であります。

このため、観光みやざき創生塾を開設し、地域の観光をリードする人材の育成に努めるとともに、県観光協会に専門人材を配置し、市町村等と連携しながら、地域資源を生かした体験メニューづくりなどに取り組んでいるところであります。

今後は、これらの取り組みを継続しながら、観光客の動向等の分析などマーケティング機能の強化にも努めることで、持続可能な観光地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 せとうちDMOを成功に導いた方が、シビックプライドと言われました。シビック（市民のとか都市の）プライド（誇り）、つまり、我がまち、我が都市に対する誇りを喚起することが、観光地域づくりになるという考え方です。我がまちを愛する人材が、我

がまちをどうにかしたいと思って、みんなで観光資源を磨いて、観光につなげていく、それが観光地域づくりであります。

稼げる地域が作られていくことを願って、観光についての項目を終わります。

続いて、市街化調整区域についてお伺いいたします。

市議時代からの一番の要望として、市街化調整区域における開発行為が行えるかどうかという質問がありました。前回の9月議会でも、中野議員や日高利夫議員が質問をされていますが、あえて私からもお聞きいたします。

都市計画法によりますと、都道府県は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定しています。現在、県内26市町村のうち、9市10町の19市町において都市計画区域が指定されています。

その都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要があるときは、市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きを定めることができます。

その線引きがある都市計画区域が、宮崎県では、延岡市と門川町、日向市の各一部を含む「日向延岡新産業都市計画区域」、そして、宮崎市と国富町の各一部を含む「宮崎広域都市計画区域」になります。線引きを行わない都市計画区域は、都城市や日南市、西都市、小林市などがあります。そのうちの都城市は、もともと線引きがありましたが、今はなくなっています。宮崎市議会議員時代、「都城市のように宮崎市も線引きを外せないのか」という質問が多く、いつも頭を悩ませていました。

そこでまず、都城広域都市計画区域の線引き

を廃止した理由及びその後の状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 都城広域都市計画区域は、昭和45年に線引きを行い、昭和63年に廃止を行っております。

その当時、都市計画区域内の人口に占める人口集中地区の人口割合が、全国平均67%に對しまして37%と低く、市街地に収容可能な人口に余裕があることから、市街地が広がる可能性は低い状況にありました。

また、農振農用地、いわゆる青地農地が市街地周辺の相当部分を取り巻くように分布していることから、無秩序な開発行為等が大規模とならないものと判断し、地元の市町の意向を踏まえ、線引きを廃止したものであります。

その後の状況につきましては、区域内の人口が増加するとともに、郊外の幹線道路沿線での商業施設の立地や、市街地縁辺部での住宅建設が増加したところであり、一方で中心市街地の活性化が課題となってきたことから、必要な対策が講じられているところであります。

○脇谷のりこ議員 宮崎市は、線引きがあるにもかかわらず、今の宮崎市郡医師会病院の前に、当時は立地可能であったかもしれませんが、郊外型の大型ショッピングセンターができました。そのため、中心市街地には空き店舗がふえ、活性化にどのように取り組むかを常に議論しているところであります。

今では、その大型ショッピングセンター周辺には次々と店舗がふえており、道路沿いでは開発できるが、その一歩奥に入ったところは許可できないといった、どこが市街化区域で、どこが調整区域かわからない状況にあります。

今回、その大型ショッピングセンターの前の宮崎市郡医師会病院が、宮崎西インターチェン

ジ付近に移転することになりました。

市郡医師会には、看護専門学校、臨床検査センター、成人病検診センターのほか、歯科福祉センターや会営薬局など、そこに働く職員の方々がおよそ500～600人もおられますが、西インター付近はほとんど山間部ですから、移転先の場所を聞いて看護師さんなどが、「仕事の帰りに買い物ができないから、そちらには行きたくない」とおっしゃっているらしいのです。

確かに、女性としてはよくわかります。周辺は大変に暗く、もちろん移転してからは路線バスも巡回するとは思いますが、山の上になりますから、車でなければ行けないところですし、周りにスーパーありません。この地域は、宮崎市西部にあるため、災害を想定して徐々に注目されているところではあります。せめて、市郡医師会の周辺にスーパーなどの商業施設はできないのでしょうか。

そこで、お聞きいたします。宮崎広域都市計画区域において、飛び地の市街化区域の可能性はないか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 宮崎広域都市計画区域につきましては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きを定めております。

市街化調整区域において飛び地の市街化区域を設けるためには、宮崎市における長期計画や都市計画マスタープラン等に新市街地の開発を行う位置づけがあることに加え、面積20ヘクタール以上をめどとする計画的な市街地整備が確実に行われることなどの要件があり、議員お尋ねの宮崎市郡医師会病院移転先周辺は、これらを満たしていない状況にあります。

○脇谷のりこ議員 では、周辺における開発行

為はできるものなのでしょうか。来年度には完成する予定ですが、職員の皆様のためにも、また、県内から来られる患者さんやその御家族のためにも、何らかの対応が必要だと考えます。移転後の宮崎市郡医師会病院周辺の開発行為について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 宮崎市郡医師会病院につきましては、宮崎広域都市計画区域内の市街化調整区域において、移転工事が進められております。

市街化調整区域における開発行為につきましては、個別案件ごとに用途や規模などの一定の要件を満たした場合、可能となります。

お尋ねの同病院移転先周辺における開発行為につきましては、都市計画法に基づき、中核市として許可権限を有する宮崎市が判断することとなります。

○脇谷のりこ議員 都市計画法第6条には、「都道府県は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、（中略）見直しについての調査を行うものとする。」とあり、宮崎県もことし6月に見直されたようです。その内容を見てみると、宮崎市内では、赤江東や下北方、希望ヶ丘など、計画的な開発地を市街化区域に編入したようです。

都市計画法を見てみると、「市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。」とあります。とすれば、宮崎市郡医師会病院が移転した後、人口の流れが変わり、何らかの変化や要望などが大きくなれば、できる範囲で宮崎市も少しは考えてくださるか少し期待して、この項目は終わります。

続いて、全ての子供たちの施策についてお伺いいたします。

まず、児童虐待についてであります。

11月は「児童虐待防止推進月間」です。自民党女性局は、毎年11月に児童虐待防止キャンペーンとして、「あなたの周りで虐待かと思ったら、お近くの児童相談所につながる全国共通ダイヤル189番（いちやはく）にお電話ください」という啓発を行っています。

全国的にもふえている児童虐待相談件数なのですが、宮崎県ではどうなっているのでしょうか。5年前と比較してどれくらい増加し、その要因をどう考えているのか。また、宮崎県内にある各3つの児童相談所が受け付けた今年度上半期の相談件数もあわせて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の児童相談所の平成30年度の児童虐待相談対応件数につきましては、過去最高の1,379件で、5年前と比較しますと約2.6倍となっております。

大きく増加した主な要因は、警察において、子供がDVの現場を目撃する、いわゆる面前DVを全て通告する取り扱いとされたことにより、警察からの通告件数が大きくふえたことや、東京都目黒区や千葉県野田市で発生した児童虐待死事件が大きく報道されたことで、県民の児童虐待への関心が高まり、近隣住民等からの通告が増加したことなどによるものと考えております。

また、県内3つの児童相談所が本年4月から9月までに児童虐待相談として受け付けた件数につきましては、速報値となりますが、中央が545件、都城が263件、延岡が155件の計963件となっております。

○脇谷のりこ議員 面前DVというのは、18歳未満の子供の前で、親が配偶者などに暴力を振るうことで、そこにいた子供たちの数を虐待件

数として数えるんですね。直接的に暴力を受けなくても、DVを見聞きして育つ子供は、心に傷を負い、大人になっても苦しんでいる人は少なくありません。

先日、中央児童相談所に伺ってまいりました。何人かの小学生たちが勉強しており、新しく入ってきた子供にも対応されており、子供たちのスペースはしっかりと確保されて、とてもきれいでしたが、増加する相談件数の対応に職員の方々も大変だろうと、事務スペースの狭さを感じたところでした。

増加する児童虐待相談に、児童相談所は適切に対応できているのでしょうか。福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、増加する児童虐待相談に適切に対応するため、順次、児童相談所の体制の強化に努めてきているところでありまして、本年4月には、中央児童相談所において、児童福祉司を増員するとともに、児童虐待相談対応を行う体制を2担当制から3担当制へふやしたところでありまして。

また、各児童相談所では、介入と支援を交代制で行う仕組みを導入したり、職員間で担当ケース数の偏りが出ないように調整するなどして、スペースの確保とあわせて、児童虐待相談が増加する中であっても、通告受理後48時間以内の安全確認等を徹底し、子供の安全を最優先に対応していきたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 国は、これまでも児童虐待の対策の一環として、児童相談所や市町村の体制・専門性の強化、専門職の配置の充実などを講じてきましたが、相談対応件数は年々増加の一途をたどってきており、深刻な社会問題となっています。

そこで、昨年の7月、緊急総合対策が取りま

とめられました。それが「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」です。その内容の一つに、2022年度までに児童福祉司を全国で2,020人程度増員する方針を示していますが、県の今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 大幅に増加する児童虐待相談に適切に対応していくためには、児童福祉司の増員を初めとする、児童相談所の体制及び専門性の強化が不可欠です。

このため県では、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づきまして、令和4年度までに必要な児童福祉司等を計画的に配置していけるよう、関係部局等と連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 ちょうどきょうの新聞に、「児童福祉司の増員難航」という記事が載りました。専門知識や経験を有する人材が足りないという内容です。

部長も簡単におっしゃっておりますけれども、なかなか難しいというふうに思いますので、子供たちのために専門性の確保と強化にぜひ努めていただくよう、お願いいたします。

児童福祉法が平成28年に改正され、中核市や特別区でも児童相談所が設置できることとなりました。5年をめどに設置できるよう国が支援するということなのですが、なかなか前向きな中核市・特別区があらわれません。

全国の中核市のうち、児童相談所を設置している自治体はどこがあるのでしょうか。また、その自治体は、設置に向けどのような取り組みを行ったのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、全国の中核市58市のうち、児童相談所を設置している中核市は3つでございまして、神奈川県横須賀

市と石川県金沢市が平成18年4月に、兵庫県明石市が本年4月に開設しております。

設置に向けた取り組みとしましては、例えば明石市では、開設の3年前から準備に着手し、県と市によるワーキング会議で検討を重ねたほか、課レベルの児童相談所準備担当の設置ですとか、市から県、神戸市などの児童相談所へ、3年間で延べ26人の職員を派遣しまして、児童相談業務の実地研修を行ったと伺っております。

○脇谷のりこ議員 宮崎市は、虐待にも対応できる子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて、現在検討しているそうです。専門職を配置し、子供とその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握や相談対応、調査、継続的支援等を行うとのことで、2年後には設置したいとのことでした。ぜひ、宮崎市と中央児童相談所との専門的な人材の連携・交流に向けて、県からも働きかけていただくよう、要望いたします。

続いて、発達障がいの子供たちの支援についてであります。

文科省が2012年に、全国の公立小中学校の約5万人を対象にした調査結果で、発達障がいの可能性があると考えられた児童生徒の割合が6.5%というデータを発表しました。学級でいえば、1クラスに2人程度はいることとなります。

発達障害者支援法ができて約15年。10年前は、保護者にも社会にもまだまだ知られていなくて、小学校でいつも悪いことをする子としてレッテルを張られていた児童が、卒業後に発達障がいだと判断されたと聞いたとき、もっと早くに診断されていれば、親も子も苦しまずに済んだのに、何よりそのお子さんがもっと自分らしい学校生活を送れたのにと、悔やまれました。

発達障がい、早期発見や早期支援など幼児期からの取り組みが重要だと思いますが、どのような支援が行われているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 幼児期につきましては、発達障がいの特性があらわれる早期発見・早期支援の重要な時期であります。

そのため、その特性があらわれ始める3歳ごろは、市町村が行う幼児健診での気づきが、次の段階である就学前は、保育所等での気づきが大変重要です。

気づき後の支援としましては、市町村が実施するフォロー教室のほか、福祉サービス事業所では基本的動作の指導、発達障害者支援センターでは、ペアレントメンターによる保護者への相談対応を行っております。

さらに県では、これらの取り組みを支援するため、支援に携わる保健師や保育士などを対象とした、年間延べ30回のスキルアップ研修ですとか、幼児検診や保育所等への心理士の派遣などを行っております。

○脇谷のりこ議員 母親が気づく、あるいは保育士が気づくということで、子供一人一人を支援につなげていくことが大事だと思います。そういった子供が小学校に入るときは、どのような支援体制になるのでしょうか。

発達障がいがある児童の障がいの程度に応じた学びの場について、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 小中学校における発達障がいのある児童生徒は、原則として、通常の学級に在籍し、支援を受けながら学習することになっております。

通常の学級における支援だけでは適応が困難な場合には、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいによる困難さを改善、克服す

るための指導を別室で受ける「通級による指導」を利用することができます。

また、軽度の知的障がいをあわせ有する場合や、自閉症の障がいの程度が重く、通常の学級では学ぶことができない場合には、特別支援学級に在籍することができます。

なお、手厚い支援を必要とする知的障がいや病弱、肢体不自由等をあわせ有する場合には、特別支援学校で学ぶこともあります。

○脇谷のりこ議員 発達障がいには、自閉症、アスペルガー、注意欠如・多動性障がい、学習障がいなどがありますが、個人差がとても大きいという点が特徴だと思います。発達障がいのある児童には、個々の特性に応じた支援が必要となりますが、どのように対応しているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 発達障がいのある児童生徒は、御指摘のとおり、一人一人特性が違っておりますので、まずは、教員による観察や専門機関の検査結果等を踏まえて、的確な実態把握を行い、障がいの特性とそれに伴う困難さについて整理します。それらの情報をもとに、必要となる支援の内容や方法を検討し、本人及び保護者の了解を得ます。

その上で、卒業後までの長期的な視点に立って、家庭、福祉、医療などと、役割分担を明確にしながら連携し、一貫した組織的な支援を行うための「個別の教育支援計画」を作成します。

さらに学校では、一人一人の障がいによる困難さに応じた学習の目標や指導内容・方法等を盛り込んだ「個別の指導計画」を作成し、指導や支援を行うこととなります。

○脇谷のりこ議員 学年が上がって先生がかわっても、個別の教育支援計画があることで、

ずっとその子供に合った教育支援が受けられることはとてもよいことだと思います。先生によっては、まだ発達障がいについてよくわからないという人もおられると思いますので、通常学級の担任の先生が、発達障がいのある児童生徒に対する指導や支援に係る専門性を向上させるための取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） まず、通常の学級の担任が発達障がいに係る専門性を向上させるために、県教育研修センターにおいて、初任者や中堅教諭など全ての教員を対象とした研修を実施しております。

また、県内7つのエリアごとに行っております本県独自のエリアサポート体制のもとで、各エリアの実情に応じて企画した研修を、通常の学級の担任を対象として実施しております。

具体的な内容としましては、発達障がいの特性の理解と支援のあり方などの基本的な講義や、実際の授業場面を想定した具体的な事例をもとに支援方法を考えるなど、実践的な演習を行っているところであります。

○脇谷のりこ議員 発達障がいの子供とは限りませんが、今、高校を卒業して、そのまま就職につながらず、あるいは就職しても職場の人たちとのコミュニケーションがとれず、そのままひきこもりになってしまう若者が多くいます。既にひきこもりの若者に対しては、サポートステーションがさまざまな支援をしています、やはり引きこもらなくて済む取り組みが必要だと考えます。

発達障がいのある生徒が、高校を卒業後、進学や就職をして社会とつながっていくためには何が大切か、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 発達障がいのある生

徒が、高等学校卒業後、社会と円滑につながっていくためには、進学先や就職先に働きかけ、周囲の理解を得ることに加え、本人の自己理解が大切であると考えております。

各高等学校では、本人の自己理解を深めるために、特別支援学校の教員などによる巡回相談を活用した、きめ細かな教育相談を行っているところであります。また、県内9校で実施しております「通級による指導」におきましても、一人一人の特性に応じた指導を行っております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、生徒自身が課題意識を持ち、自分自身の特性を理解した上で、必要な配慮を求めることへの主体性や技能を身につけられるよう、指導の充実を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 一人の子供が生まれたときから自立していくまで、最初に母親が気づくというところから、やがては本人が気づいて理解することが大切だということがわかりました。これからも一人一人の特性が生かされるような教育体制になっていくことを願っております。

続いて、家庭教育支援についてお伺いします。

発達障がいの子供を持つ保護者にとっては、育てにくさという不安や悩みがあります。また、我が子だけでなく、学校との付き合い方に悩んでおられる保護者もおられるのではないかと思います。なかなか人には言えない子育てなどについて、本県の家庭教育支援に関する教育委員会の取り組みを、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 家庭教育を充実させることは、未来の宮崎を支える人財を育てる上で重要であります。このため県教育委員会では、大きく2つの取り組みを推進しておりま

す。

全体的には、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用し、保護者が子供とのかかわり方などについて学ぶことができる学習機会の提供を行っております。今年度は活用ということで、10月末現在で103件となっております。

これに加え、本年度より、「家庭教育サポートチーム」のモデル地域として都農町を指定し、子育て経験者や元教員などの地域の方々が、子育てに関する不安や悩みを抱える保護者の相談に乗ったり、子育て仲間づくりのためのイベントを実施しております。

今後、このような取り組みや体制づくりを県下全域に広め、家庭教育支援の充実に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 私は議員になる前から、「地域の子供は地域で育てる」をモットーに、学校と地域の連携事業をやってまいりました。そのきっかけは、「地域の人たちにとって学校は、とても敷居の高いところで、何をしているかわからない」と言われたからです。先生方は数年すると転勤されますが、地域住民はずっとそこに住んでいるのですから、子供たちを地域全体で育てていくことが、人づくりにつながるのではないのでしょうか。

先日、教育委員会が主催する「生涯学習実践研究交流会」に参加してきました。県内の地域の団体や企業が、「みやざきの人づくり・地域づくり」をテーマに活動発表されましたが、やはり、地域の活性化も予算がなければできないのではなく、そこにかかわる人だと思ったところでは。

今まで学校支援地域本部という名前で、学校に配置されたコーディネーターが地域と学校をつなげておられましたが、地域と学校が連携し

た取り組みについて、今後の方向性を教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、地域と学校が連携する取り組みは大変重要であります。

地域と学校の連携については、これまでも、お話にありました学校支援地域本部の取り組みにより、登下校の見守りや授業支援などの学校の求めに応じた活動が、県内各地で行われてきました。

今後の方向性といったしましては、これまでの取り組みに加え、地域と学校が、目指す地域の姿や育てたい子供の姿などの目的や目標を共有し、地域住民も子供たちの成長を支える当事者として、主体的に教育にかかわる「地域学校協働活動」を推進してまいります。

具体的には、文化や伝統の継承や、防災などの地域課題の解決をともに考える多様な活動に取り組むことにより、地域の担い手の育成や地域づくりにつながる教育の充実を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 地域学校協働活動とは大変難しそうなんですけれども、前は、学校支援地域本部、学校を支援する地域、今度は、地域と学校が協働するという事で、横並びで、とてもいい名前だと思います。ぜひ、地域と学校が連携して、子供たちを健やかに育てていきたいと思えます。

続いては、ネット犯罪の防止についてお伺いいたします。

まずは、ネット犯罪、つまりはサイバー犯罪と言われる相談件数の推移と、被害防止に関する取り組みについて、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 平成30年中のサ

イバー犯罪に関する相談件数は2,410件で、5年前の平成25年と比較いたしますと、992件の増加となっております。最も多い相談内容は、架空請求のメールなど、詐欺・悪質商法に関する相談で、約6割を占めております。

被害防止に関する取り組みにつきましては、複雑・多様化するサイバー犯罪に対し、迅速、的確な捜査により検挙を図るとともに、犯罪の実態を解明して、被害防止に必要な情報を県民に広報啓発するなどの取り組みを推進しているところであります。

また、自主防犯活動を行う民間団体や、特定サイバー防犯ボランティアの方と連携した被害防止活動に取り組んでいるところであります。

○脇谷のりこ議員 今おっしゃった特定サイバー防犯ボランティア、初めて聞いたんですが、この活動内容について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 県警では平成27年から、情報通信技術に関する知識や技能に精通している方を「特定サイバー防犯ボランティア」として委嘱しておりまして、本年は、IT関連企業等に勤めておられる方を24名、宮崎大学工学部の大学生を11名、合計で35名の方々に委嘱をしております。

その活動内容につきましては、中学校等で行われる防犯教室等において、生徒・保護者を対象に、インターネットの安全な利用に関する講演活動や、サイバーパトロールによるサイバー空間の浄化活動等を行っているところであります。

今後とも、複雑・多様化するサイバー犯罪に対処できるよう、警察全体の知識・技術の向上に向けた取り組みとあわせ、官民連携による被害防止活動を推進してまいりたいと

考えております。

○脇谷のりこ議員 先日の女子児童誘拐事件では、やはりSNSで知り合った男性と会って監禁されたということでしたが、このSNSに起因する犯罪の被害児童の現状について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） SNSに起因する犯罪の被害児童数につきましては、インターネットやスマートフォンの普及に伴いまして、全国的に増加傾向にあります。

昨年は、全国で約1,800人、県内では12人の児童が犯罪被害に遭っており、本年も10月末現在、県内で12人の児童が、主に性犯罪等の被害に遭っているところであります。

具体的には、SNSで知り合った県外居住の男により、県内の女子児童が誘拐される事件が発生したほか、SNSで知り合った男から公園でわいせつな行為をされそうになった強制わいせつ未遂や、だまされて自分の裸の画像を送信させられる児童ポルノ法違反などの性犯罪の被害に遭う事件が発生しているところであります。

○脇谷のりこ議員 一度ネットに出してしまうと、全世界から見ることができず、なかなか消すことができません。そういったことを知らずに送ってしまう子供たちも少なくありません。それらSNSに起因する犯罪被害防止の取り組みについて、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 警察では、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるように、児童生徒のネットリテラシーを向上させる取り組みとあわせて、保護者へのフィルタリング利用促進の啓発活動を行っているところであります。

具体的には、学校当局と連携して、SNSを

利用する際の注意点やネットによるいじめ防止などについての情報モラル教室を実施しており、昨年度は、県内全小学校の約4割に当たる96校で実施をいたしました。

また、被害に遭った児童生徒の約9割がフィルタリングを利用していないという現状を踏まえ、卒業を控えた県内全ての小中学校の児童生徒の保護者に対しまして、フィルタリング利用促進のリーフレットを配布するなどの取り組みを行っているところであります。

○脇谷のりこ議員 これからは、ますますスマートフォンを持った子供が多くなってくると思いますから、保護者や子供たちに対しての啓発をお願いしたいと思います。

続いては、最後になりますが、豪雨などによる災害防止についてお伺いいたします。

記録的な豪雨となった台風19号による堤防決壊の様子を映像で見た方は、誰しも我が地域の堤防は大丈夫だろうかと思います。宮崎市内を流れる大淀川、そして支流の大谷川は、平成17年の台風14号で多くの浸水被害が出ました。激甚災害対策特別緊急事業により整備されましたが、それでもなお、想定外の豪雨になったら、地域の方は心配されています。

まず、大淀川本川下流域の整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国が管理しております大淀川本川の下流域につきましては、昭和2年より国の直轄事業として本格的な改修に着手し、整備を進めてきたところであります。平成17年台風14号により、浸水家屋4,483戸もの甚大な被害が発生しました。

このため、河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、平成17年度から平成21年度までの5カ年で、河道掘削や堤防の整備などが進めら

れました。

さらに、昨年6月には、平成17年の台風14号規模の洪水をより安全に流すために、大淀川の河川整備計画が変更され、今後、直轄事業により、大淀川本川の河道掘削や堤防整備、岩瀬ダムの再生などが行われる予定と伺っております。

県としましても、国と連携しながら、事業が円滑に進むよう協力してまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 その変更した河川整備基本計画の内容を、国の方からお聞きいたしましたら、整備期間は何と、おおむね30年とのことでした。先日の台風19号で決壊した堤防の河川は、整備計画に入っていて、掘削工事を予定していたやさきのことだったということですから、大淀川もそんなことにならないよう、国に強く働きかけていただくよう要望いたします。

それでは、大淀川支流の大谷川の整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 大淀川の支川、大谷川につきましては、平成17年台風14号の豪雨により川の水が堤防を越水したことから、国とともに激特事業の採択を受け、洪水対策を行ったところであります。

支川の洪水対策につきましては、堤防を高くする方法や、排水ポンプで対応する方法がありますが、大谷川では、地域に与える影響や経済性等を総合的に検討し、大淀川合流点から上流3.3キロメートルの区間において、堤防のかさ上げを行ったところです。

また、大谷川の上流域におきましては、3カ年緊急対策により、河道掘削及び樹木伐採を行っており、さらなる治水安全度の向上を図っているところであります。

○脇谷のりこ議員 それでは、宮崎市内の中心部を流れる小松川についてお伺いします。

宮崎市役所からUMK近くを通過して、南九州大学付近までの3.6キロメートルの大淀川の支流ですが、「大雨のたびに浸水する」と、市民の方から苦情が来ています。この小松川の整備状況はどうなっているのでしょうか。県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 大淀川の支川、小松川につきましては、過去に浸水被害がたびたび発生していたことから、大淀川合流点から南九州大学付近までの約3.6キロメートル区間について、昭和61年度から河川整備に取り組んでいるところであります。

これまでに、大淀川合流点から県道宮崎須木線の水神橋までの約2.6キロメートル区間における河川改修や、放水路の整備を行ってきたところであります。残る1キロメートル区間について、今年度は、約100メートル区間において河床を掘り下げ、川の断面を広げる工事を実施することとしており、来年度以降も、順次進めていく予定としております。

今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、1日でも早く完成するように努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 幅6メートルから7メートルぐらいの護岸工事を1年でたった100メートルしか整備されません。あと残り900メートルもありますから、9年もかかるのでしょうか。ぜひ、こちらもなるべく早く整備していただくように、強く要望いたします。

それでは、ソフト対策事業についてお伺いたします。

さまざまな豪雨災害に備えて、県としてどのような対策がとられているのでしょうか、県土

整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 近年、激甚化・頻発化する洪水氾濫が発生する中、平成29年に水防法が改正され、国や県は、関係機関と連携し、大規模氾濫に対する減災対策を推進する協議会を設置するよう定められたところであり、本県では、国、県、流域市町村等で構成する協議会を県内6地域で設置しております。

協議会は、毎年、出水期前に開催しており、洪水時に河川の情報伝達するホットラインの確認、ハザードマップ作成の進捗状況の共有、水位計や監視カメラ等の設置を周知するなど、ソフト対策を推進しているところです。

今後とも、協議会を通じて関係機関との連携を強化し、防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 平成27年に水防法が改正されたことにより、従来の計画規模の降雨から、想定し得る最大規模の降雨に見直されましたので、それを受けて、洪水浸水想定区域も新たに公表されています。

県のホームページに載っているんですけども、県が公表した新たな洪水浸水想定区域図をどのように活用していくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 洪水浸水想定区域の設定につきましては、平成27年に水防法が改正され、雨量の想定が、河川整備の基本となるおおむね30年から100年に一回発生する降雨から、想定し得る最大規模となるおおむね1,000年に一回発生する降雨に見直されたところでもあります。

これを受け県では、ことし7月までに、水防上重要な35河川全てにおいて区域の見直しを行い、浸水が想定される区域や水深、浸水継続時

間等を掲載した新たな洪水浸水想定区域図を、県ホームページ等で公表したところでありませぬ。

今後、関係する市町村では、その区域図をもとに洪水ハザードマップを策定することとしており、浸水継続時間など、より具体的な災害リスクを明示することで、住民の方に安全な避難方法の情報が伝わりやすくなり、さらに、住民みずからの迅速かつ確実な避難を促すことができるものと考えております。

○脇谷のりこ議員 最近、本当に自然災害が多くなりました。気候変動に伴う豪雨災害リスクは増加していると考えなければなりません。施設の能力には限界があり、ハードだけでは防ぎ切れない災害も起こり得ることを念頭に置き、自分の身は自分で守るよう、住民も意識を変えつつあります。

ぜひ、関係する全ての市町村が新しい洪水ハザードマップを作成し、早急に全ての住民に周知していただくよう、強く要望いたします。

しかしながら、ソフト事業だけでは、やはり住民は納得いきませぬ。ハード対策、ソフト対策、2つあわせて一緒になることが、地域住民にとってはふさわしいものであると思ひます。

これで最後の質問を終わったんですけれども、知事は、先ほど、人口減少問題が一番の喫緊の課題だとおっしゃいました。私も、本当にそう思ひますけれども、やはり、国土強靱化についても言っただけで済んだというのが本音です。国土強靱化のほうは、予算がなければなかなかできないというのはわかりますけれども、やはり強い要望を持って国土強靱化、あわせて人口減少対策、2つを柱にしてお願いいたします。

それから、現場主義とおっしゃいましたけれ

ども、ぜひ今後も、皆様方待っていらっしやいますから、現場主義を貫いていただきまして、さまざまところに顔を出していただき、そして、現場の声を吸い上げて県政に反映していただくことを願ひまして、私の質問の全てとさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) きょうは、たくさん傍聴に来ていただいているようです。私が議員になって、こんなに多くの方に来ていただくのは初めてじゃないかと思ひます。緊張しますが。きょうは12月2日であります。語呂合わせの日は何もありません。

実は、きょう、田口議員が61歳になる日なんです。誕生日は12月3日ですが、あすになれば61歳と1日になるわけですね。したがって、年金の請求権は誕生日の前日であります。

ちなみに井上議員も、あす12月3日が誕生日であります。詳細は御本人にお聞きいただきたいと思ひますが、12月3日、「1、2、3。3つ数えてアン・ドゥ・トロワ」で覚えてください。

早速、通告に従い、質問に入っただけです。まずは、防災・減災対策についてであります。

災害時の道路輸送を確保することが大事です。県南地域では、国道220号の改良が未整備で、海岸沿いにあるため寸断される可能性が高く、県道日南高岡線についても、災害に弱い面を持っています。そこで、寸断リスクの高い道路の代替道路となり得る東九州自動車道清武南一日南北郷間が経済対策の候補となっているとの新聞報道を受け、この区間の早期整備に向けた知事の意気込みを伺ひます。

あとは質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

東九州自動車道清武南一日南北郷間につきましては、トンネルや橋梁はおおむね完成し、芳ノ元トンネル上部の地すべり対策についても、専門家の意見を聞きながら進められており、一定の効果があらわれてきていると伺っております。

新聞報道の内容につきましては、国の正式な発表ではないことから確認ができておりませんが、経済対策として、もし予算が措置されれば、事業の推進につながるものと考えております。

今後発生が懸念される南海トラフ地震などのさまざまな自然災害から県民の暮らしを守るためには、清武南一日南北郷間の早期完成、そして、東九州自動車道の1日でも早い全線開通が喫緊の課題と考えております。

このため、先月、沿線の4県1市が一体となった建設促進協議会の会長として、東京で中央大会と要望活動を行い、国土交通省や財務省などに対し、防災・減災、国土強靱化も含めて、しっかりと本県の実情を訴えてきたところであります。

今後とも、私が先頭に立って、沿線自治体や地域の皆様とさらなる連携を図り、一日も早い全線開通に向けて、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○高橋 透議員 ありがとうございます。まだ正式な発表はないということですが、新聞を見ますと、今月上旬あたりで経済対策、いわゆる財政支出10兆円超える方針をまとめるようです。仮に経済対策に盛り込まれれば、19年度の補正予算なり、来年度の当初予算なりに反映さ

れるわけですので、いわゆる事業費の前倒しになる。ということは、工事が前に進むということになりますから、非常に期待をするところでもあります。ぜひ情報収集をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、災害時の被害を軽減するために、例えば道路のためす、あるいは側溝などの排水施設について、老朽化したもの、あるいは堆積土砂等の除去など、ふだんの管理を強化することが私は重要だと思っております。復旧にかかる費用の軽減とか、あるいは道路の崩壊を防ぐことになって、命を守ることに繋がります。どう考えますか、県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 県管理の道路におきましては、施設を良好な状態に保ち、利用者の安全を確保するため、日常的にパトロールを実施しております。

一方で、側溝やためすなどの排水施設につきましては、特に冠水が発生しやすい箇所において、出水期前に土砂の堆積状況などを点検し、必要に応じて速やかに対処しているところであります。

議員からお話のありましたとおり、近年は異常な豪雨もふえており、大きな被害を防止するためには、道路の排水施設などの機能を維持することが大変重要と考えております。

このため、県といたしましては、これまで点検を行っていた箇所に加え、過去に災害が発生した箇所や、地形的に土砂がたまりやすい箇所などの点検を強化し、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 例えば、山の斜面から大量の水が流れていく、その水が暗渠を通らずに越水して、河川側の堤防を崩壊する。そんなのがあるわけであって、その復旧に携わられた現場の

方に聞きますと、道路の下部にある暗渠をしっかりと点検していれば、こんな大きな災害にはつながらなかったというところが結構あるんですよ。この点検、お金がかかるかもしれませんが、大事だと思っています。

次に、県内河川の整備状況と今後の河川改修の進め方についてお尋ねいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県が管理する河川におきまして、整備が必要な延長は約1,100キロメートルであり、その整備率は、平成31年3月末現在で49.5%となっております。

県では、甚大な浸水被害が発生した地域や家屋浸水のおそれがある地域など、緊急性の高い河川から優先的に整備を進めておりますが、予算も限られていることから、土地利用や過去の浸水被害状況等を総合的に判断し、放水路や宅地かさ上げなどの整備手法も含め、効率的、効果的な浸水対策に取り組んでおります。

今後とも、さらなる予算の確保に努め、スピード感を持って河川改修を進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ことしの日本列島を襲ったたびたびの台風で、河川がもたらす災害は甚大だったと思います。今、まだ改修が50%に至っていないということではありますが、私の地元でも、日南市の中心部を流れる2級河川の戸高川というのがあるんですけど、実は平成25年に質問してまして、そのときに総事業費が93億円でありました。昨年度までに41億円執行されています。当時は、工事完了が平成41年、つまり令和11年だったんですけど、今ふと考えると、あと10年ぐらいで改良が済むかなと思ったりするわけで、素人ながら想像するに、事業費もまだ膨れ上がるような気がしてまして、あと10年での事業完了は非常に厳しいだろうなと

思っております。しかし、厳しい財政状況下ではありますが、早期完了に向けて御尽力いただきたいと思っております。

先ほどの道路の関係でも言いましたけれども、河川も、ふだんの管理、木を切ったり、しゅんせつなり、今、一生懸命頑張っているんですが、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、自民党県連会長の坂口議員も御支援いただいておりますが、小村寿太郎侯顕彰事業についてお尋ねしてまいります。

第38回の小村寿太郎侯顕彰弁論大会が8月23日、日南市飢肥の小村記念館で開催されました。ほぼ毎年参加させていただいております。高校生の格調高い弁論に感銘を受けております。この大会の盛り上がりや、これまでもこの議会の場で何回か指摘をしてまいりましたが、過去5年間の弁論大会原稿応募数を調べてみました。平成27年が応募校11校で応募数34名、28年が12校の35名、29年が12校の31名、30年が11校の26名、そして、今回の令和元年が12校の26名です。

本県には県立高校39校、私立高校14校、合計53校の高等学校があります。応募校が余りにも少ないと私は思います。小村寿太郎侯顕彰弁論大会において、応募校が少ない状況をどう捉えているのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） 本大会は、県奨学会主催により実施されておまして、小村寿太郎侯の偉業に思いをいたし、これを顕彰するとともに、外務省などが実施する「国際理解・国際協力のための高校生主張コンクール」の県予選という役割も担っております。

このため、題目が国際連合に関することなどに限定されていることや、ちょうど4月から6

月までの募集時期が、生徒にとって必要な資格検定試験や対外行事等と重なることなども影響しているのではないかと考えております。

○高橋 透議員 そうはおっしゃっても、いろいろ工夫されて、もっと学校がこの弁論大会に取り組める、そういう姿勢をつくってほしいなと思っています。

そしてまた、もう一点は、例年であれば夏季休業期間にやっていたらいいんですが、ことしは、たまたま始業式の日と重なったようですね。だから、中学生の参加がほとんどなかった。ほとんどゼロですよ。特に中学生に聞いてほしいなと思っていますので、この弁論大会を中学生が傍聴しやすい工夫が必要じゃないかと思いますが、教育長の見解を求めます。

○教育長(日隈俊郎君) 大会日程につきましては、例年、県奨学会において、参加する高等学校の学校行事を考慮しながら決定されております。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、高校生のすばらしい発表をより多くの中学生に観覧してもらうことは、大変意義があることと思いますので、中学生がより参加しやすい日程で開催できないか、主催者である県奨学会とともに、関係教育委員会、学校等と協議してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 教育長もお話されましたように、そもそもこの弁論大会は、外務省主催の「国際理解・国際協力のための高校生の主張コンクール」の県予選ですよ。そこに小村寿太郎侯顕彰事業の冠をつけた大会で、中央大会に行けば、小村寿太郎侯の名称は使われていないわけですよ。

そこで、この中央大会において、例えば大相撲の宮崎県知事賞のような特別枠の賞を、小村

寿太郎賞として外務省主催の弁論大会に創設できるように働きかけはできないのか。あるいは、国際貢献・国際交流に貢献された方を対象に、小村寿太郎賞の創設ができないのか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 小村寿太郎侯であります。近代日本の歴史の転換期に、外務大臣としてポーツマス講和条約の締結や関税自主権の回復など、我が国の平和、繁栄のために数々の功績を残された、日本を代表する偉大な人物であると考えております。

私も外交を志していたことがありますし、最も尊敬する人物の一人であるわけですが、このような郷土の先覚者を後世に語り継ぐことは、大変重要な取り組みだというふうに考えております。

県では、これまで講演会を開催するなど、さまざまな形で顕彰に努めておまして、来年1月にも宮崎市で、小村侯をテーマとする講演会を予定しているところであります。

今後とも、小村侯の功績を広くアピールしてまいりたいと考えておりますが、新しい賞の創設等につきましては、どのような分野・功績を対象とするかなど、さまざまな課題がありますことから、今後の顕彰のあり方について、関係機関等とも意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 知事も外交官を目指されていた。であるなら、目標高く、外交官を目指す登竜門としての小村寿太郎賞、ハードルが高いかもかもしれませんが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、服部植物研究所の活用についてお尋ねをしてまいります。日南市飢肥にあります、世界で唯一のコケ類研究機関、服部植物研究所に

についてお尋ねをいたします。

これまで二度質問をして、繰り返しますが、服部植物研究所は、レベルの極めて高いコケ研究機関として、国内外から評価をされています。県外の研究者とのネットワークもあって、他県にない、宮崎県が誇れるオンリーワンの施設です。県としての評価とその位置づけについて、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 服部植物研究所は、コケに関する基盤情報の確立や、研究成果の公開によりまして、海外からも高く評価をされています。国内外の学術文化の進展に寄与された功績によりまして、昨年度、宮崎県文化賞を授与したところであります。

また、最近では、実際にコケに触れることで、その特徴などを一般の方に知っていただく体験型講座が静かな人気を呼んでおりまして、特に女性の関心が集まるなど、研究所の存在を広く知っていただく取り組みもされていると伺っております。

コケの研究という世界で一カ所しかない、まさにオンリーワンの研究所でありまして、本県が世界に誇ることでできる貴重な財産だと考えております。これからも大きな研究成果を上げられ、多くの方々に親しまれながら、なお一層発展されることを期待しているところであります。

○高橋 透議員 本当に、知事のおっしゃるとおりだと思います。また、いろいろ期待する施設でありまして、私はこの前の議会のときに、県の総合博物館とのしっかりした連携を質問しているんですけど、8月に、総合博物館において講演会、観察会が開催されたと聞いております。さらなる総合博物館との連携を今後どのように行っていくのか、教育長にお尋ねします。

○教育長(日隈俊郎君) 県総合博物館では、これまでに、同研究所の協力を得た展示会の開催や、野外での共同調査などの取り組みを、研究所と連携しながら行ってきたところであります。

また、お話にありました、ことしの8月10日の「服部植物研究所 コケの日」には、県総合博物館を会場として、研究所主催のイベントが初めて開催されまして、小学生などが、研究者による話や、博物館周辺での観察会などを楽しむ姿が見られたところであります。

今後とも、さまざまな連携を深めながら、展示会や教育普及活動の一層の充実を図るとともに、研究所の成果や活動を紹介することにより、広くその魅力発信につなげてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。飫肥城下町の「食べあるき・町あるき あゆみちゃんマップ」というのがあるんですけど、ここにも、この研究所の施設が載っている関係もあるんでしょう、最近では、立ち寄る観光客も多くなっているようで、大変うれしく思っています。今後とも、いろいろな御支援をお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。公立・公的病院の再編・統合問題についてお尋ねをしてみたいです。

厚生労働省が、全国の公立・公的病院のうち424の病院を名指しで、再編や統合が必要な医療機関と、発表を行った問題であります。既に岩切議員と田口議員から質問があって、再編・統合を強制されるものではないという答弁がありました。ただし、厚労省が発表した424病院、本県では7病院、このリストは残っているわけです。撤回はしておりません。

そこで、私の地元にある日南市立中部病院は、さまざまな役割を担っていて、最近では、回復期リハビリテーション機能を充実されて、県立日南病院との連携など、県南地域にはなくてはならない病院として位置づけられています。県としてどのように考えていらっしゃるのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 日南市立中部病院につきましては、昭和26年の開設以来、県立日南病院等の周辺医療機関との連携を図りながら、救急医療などの政策医療を担う公立病院として、機能的・地域的に重要な役割を果たしております。また、近年、救急医療を担う医療機関の減少や高齢化の進展等、地域の医療環境の変化を受けまして、これまでの役割に加え、在宅医療などの充実も図られております。

今後、中部病院の将来方針の再検証につきましては、調整会議で協議が進められてまいりますが、協議に当たっては、再編・統合ありきではなく、地域の意向が十分に尊重されるよう、丁寧な議論を促進してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 風評被害が出ているんですね。公立病院は赤字だから、もう統廃合は仕方ないというか、そういう空気が生まれてくるんです。そうなれば、患者を初めとする住民の中に、「病院がもうなくなるんじゃないですか」という話が出てきまして——実は現実に出ています。

患者離れが心配されますが、さらに、もう一点、看護師を初めとするいろんな職種の採用です。実際、最近募集しても、なかなか応募がない。こういったところに拍車をかける、そういった状況も予測されます。地域医療、限りある医療資源をしっかりと守るために必死に頑張っ

ている現場の方々には本当にやりきれないと、私は思っております。

そこでお尋ねするのは、今回の国からの名指しの発表によって、住民や患者に広がっている風評被害、不安を払拭することが大事だと思います。県としてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今回の発表につきましては、本県では7病院が対象とされましたが、いずれも政策医療や地域唯一の病院として、機能的・地域的に重要な役割を果たしている医療機関であります。

県としましては、対象病院が将来に向けて担うべき役割や、それに必要な再編統合等の方向性を機械的に決定するものではないこと、地域の実情を踏まえ、対象病院や地域医療構想調整会議の協議等における地域の意向が十分に尊重されることが重要であることなど、こうしたことを速やか、かつ丁寧に、市町村や関係機関に周知、説明を行ってきたところであります。

今後とも、住民の方々の不安が広がらぬよう、県としては、こうした内容につきまして、引き続き丁寧に周知に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 先ほど、救急医療を担う病院がだんだん減っているとおっしゃいましたけど、日南市において救急告示施設は、県立日南病院と中部病院だけなんです。仮に中部病院が統合再編されれば、おのずとその任務というのは県立日南病院に降りかかってきますよ。中部病院の機能見直しに伴う県立日南病院への影響について、病院局長にお尋ねします。

○病院局長（桑山秀彦君） 日南市立中部病院の将来方針につきましては、今後、日南串間医療圏の地域医療構想調整会議において、協議が

進められると伺っております。

現在、県立日南病院は、地域医療確保のために、中部病院と、御質問にもありました救急医療を初め、さまざまな分野で連携をしているところでもありますので、協議の結果によっては、患者動向に影響が生じる場合もあろうかと思いますが、引き続き、日南病院が地域の中核病院としての機能を果たせるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 部長も、先ほど答弁がありましたとおり、対象病院なり、調整会議でいろいろ議論されると思うんですが、地域の特性をしっかりと尊重していただいて、必要な支援を行っていただきたいと思います。

次に、救急安心センター事業（＃7119）の取り組みについてお尋ねしてまいります。

消防白書によりますと、全国の救急車の出動件数はふえ続けております。約6割は65歳以上の高齢者で、入院を必要としない軽症患者がほぼ半数を占めているそうです。

そこで、軽症で救急車の必要がない患者の搬送を少なくするために、総務省消防庁は、「＃7119」に電話をすれば、医師や看護師、相談員らが緊急性や応急手当ての方法をアドバイスする救急安心センター事業の普及を推進しています。この救急安心センター事業導入について、県の考え方をお尋ねします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 消防機関が行う救急業務につきましては、全国同様、本県においても、救急出動件数が年々増加する傾向にありますことから、救急車が、本当に必要な方のところにいち早く到着できるよう、救急体制の整備とあわせて、救急車の適正利用を促進することが課題となっております。

このような中、国が進めております救急安心

センター事業、いわゆる「＃7119」につきましては、議員の御質問のとおり、受診の緊急性や救急車の必要性などについて、医師や看護師などが電話相談に応じるものであり、相談者の不安解消とともに、救急車の適正利用にも資する事業と認識をしております。

県といたしましては、先行する自治体の状況につきまして、情報収集に努めるとともに、関係機関の意見も踏まえながら、引き続き導入の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 この救急安心センター事業と似ている部分があるんでしょうけど、県北も、日曜・祝日・年末年始が24時間対応で、平日は午後5時から朝8時まで。日南市が、24時間365日対応で相談を受けているんですね。頑張っているなと思っているんですが。この「＃7119」、常備消防単位で導入する方法もあるんでしょうけど、やっぱり県単位で導入したほうが、コスト面とか効率面でいいのかなと思います。しっかりと検討いただいて、準備していただきたいなと思っています。よろしく願います。

次に、観光振興対策についてお尋ねしてまいります。

「海幸山幸」が10周年であります。さまざまなイベントが開催されました。県からも補助金を出していただいて、御支援をいただいたところでもあります。また、期成同盟会が、利用団体への補助要件を30人から20人以上に下げてくださいました。ありがとうございました。

そこで、10周年を迎えた観光列車「海幸山幸」の現在の利用状況と、さらなる利用促進に向けてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 運行開始から10周年を迎えました「海幸山幸」の利用状況につきましては、本年4月から8月までの平均乗車率が93%となるなど、JR九州の観光列車の中でトップクラスの乗車率となっております。

また、本年度から、平日に「海幸山幸」を貸し切り運行した場合の助成制度につきまして、人数要件を緩和するとともに、幼稚園、老人クラブ等の団体への利用促進の協力依頼や、県内外の旅行者へのPRなど、取り組みを強化しているところであります。

県といたしましては、引き続き、沿線自治体やJR九州と連携しながら、JR日南線のサポーターを初め、広く県内外に利用を呼びかけまして、さらなる利用促進に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 おっしゃいましたように、利用客は伸びておりまして、追い風であります。ぜひJR、各沿線自治体、そして県が一体となって、今後も取り組んでほしいと思います。

そして来年、いよいよ記紀編さん1300年記念事業の集大成として、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が開催されます。観光列車「海幸山幸」の活用が本当に期待されるところであります。県外から多くの観光客の入り込みも考えられます。海の幸、山の幸を扱った食文化ツアーなど、さまざまな企画を準備されていると思いますが、その取り組み状況について伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国文祭・芸文祭での観光列車の活用につきましては、大会のキャッチフレーズ「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」に込められました、宮崎の魅力を現地で体感していただきたいという思いからも、非

常に有効な手段であると考えております。

このため、来年度の大会では、本県文化の強みであります「国際音楽祭」や「宮崎の食文化」など、4つのテーマそれぞれに旅行企画を盛り込んでおりまして、その中で、観光列車に乗って、沿線の景色や食を味わいながら、社内でコンサートを楽しむツアーなどについても検討を行っているところであります。

今後、市町村や関係機関とも相談・連携をしながら、観光列車を活用したツアーの造成等に取り組む、本県文化の魅力発信、大会の盛り上げにつなげてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ぜひよろしくお願ひいたします。

ちょっと順番を変えて、先に水産振興についてお尋ねしてまいります。申しわけありません。

本県のカツオ一本釣りとはビンナガマグロの不漁について、6月議会で質問いたしましたところ、知事が早速動いていただいたようです。本当にありがとうございます。

さきの9月議会において、県信連から運転資金を借り入れる場合に利子補給を実施する補正予算を措置いただきました。漁業者初め漁協関係者は、本当に喜んでいらっしゃいます。この場をおかりして、お礼を申し上げます。

その後、実はこのカツオ、漁獲量は例年までに戻ったらしいんですよ。ただ、価格が極端に安く、ビンナガマグロが不漁だったということでもあります。今期の本県のカツオ一本釣り漁業不振の状況とその原因及び「漁海況変動等対策資金」の利用状況について、お伺ひいたします。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 本県のカツオ一本釣り漁業の今期の状況につきましては、後

半、やや漁獲量が回復したものの、例年と異なる漁場形成に加えまして、前半のビンナガマグロの不漁、そして8月以降のカツオの魚価低迷[※]によりまして、10月末時点での生産額は53億4,000万円、対前年比76%の厳しい結果となったところでございます。

また、カツオ一本釣り漁業者の経営安定を図るために、9月議会で御承認いただきました「漁海況変動等対策資金」につきましましては、現在までに8億円の融資額に対して、5億8,580万円の申し込みがあったところでございます。

県といたしましては、今後とも、カツオ一本釣り漁業者の皆様が、来年に向けて安心して経営ができるよう、引き続き関係者と協力して取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今おっしゃいました今年度の日南の水揚げ高、かなり減少していますが、額にして15億円ぐらいと聞いているんですけど。それと、きょう午後から串間の武田議員が、串間のカンショの基腐病について詳しく質問されますが、これがざっくり10億円ぐらいですか。合わせて25億円ですよ。これの県南の経済に対する影響は大きいんですよ。ぜひ県として可能な限り、県南地域の水産・農業をしっかりと守るために、きめ細かな御支援を今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、食農教育について質問してまいりませう。

常任委員会の県北調査で、高鍋町にありますママンマルシェ高鍋を調査いたしました。農業大学のフードビジネス専攻科の生徒が開発したアイスクリームが販売されていまして、試食させていただきましたが、本当にほどよい甘みで、あっさり感がある、すばらしい商品でありました。ほかにもさまざまな加工品を農業大学

校で開発されているようですが、食に関する学習の状況についてお伺ひいたします。

○農政水産部長(坊菌正恒君) 農業大学校生が食について学ぶことは、農産物の生産にとどまらず、加工に関する知識や技術を学び、6次産業化など、付加価値を高めながら経営発展につなげるためにも大変重要であると認識しております。このため県におきましては、平成29年度に、全国に先駆けて「フードビジネス専攻」を新設したところでございます。

この専攻では、食品加工や食品衛生などの専門知識と実習による加工技術や新商品開発などの学習を行い、在学中に食品衛生責任者やフードアナリスト4級の資格を取得することができるカリキュラムになっております。

○高橋 透議員 日本食ブームと言われておりますが、クルーズ船のバイキングのメニューに和食を採用するケースがふえているようです。しかし、国内では和食離れが進んでいて、米の消費量は右肩下がりであります。洋食とか中華料理に押されている現状があると思ひますが、和食そのものの魅力を十分に消費者に伝えられず、担い手づくりがおくれてきたとも言われております。家庭での手間のかかる和食離れがあり、学校給食での献立も、和食のメニューは少ないようです。農業に詳しい食の担い手の育成が求められているのではないかと思ひます。

そこで、農業大学校に、和食を初めとする食と農を学べるカリキュラムを創設してはどうかと思ひますが、考え方をお聞きします。

○農政水産部長(坊菌正恒君) 農業大学校生が、食と農のつながりについて理解することは重要でありますことから、食品加工に関する授業の中で、和菓子専門の菓子製造アドバイザー

※ 150ページに訂正発言あり

による小豆あんや、女性加工グループ等による納豆や甘酒、ツワブキのつくだ煮などの加工実習も取り入れているところでもあります。

御提案の、和食を初めとする食と農を学べるカリキュラムを新たに創設することにつきましては、スマート農業や輸出など、学生が学ぶべき分野が増加していることもあり、困難であると考えておりますが、現在の取り組みの中で、可能な限り食に関する知識の習得を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今カリキュラムをふやすと、いろいろとまた調整も難しくなるんでしょうけど。今、食をテーマとする観光をガストロノミーツーリズムと呼んでいます。単に食べるだけでなく、地域の食材や、食にまつわる歴史を含む食文化に触れることを目的としています。

今日の観光は、物消費から事消費に変化しました。外国人観光客の誘客をと、地方間の競争が激しくなっているわけですが、訪日客が食や土地の風土に興味を持って地方に足を延ばす仕掛けをつくらなければ、外国人観光客の誘客にはつながらないと思います。それには人材育成が急務ですから、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、味覚の授業の実施状況と今後の展開についてお尋ねしてまいります。

味覚を育むということは、子供たちの脳の発達、あるいは感性を磨くことになります。舌の表面に味蕾（みらい）という器官があります。8歳で急速にふえ、12歳がピークだそうです。味覚の5要素と言われる酸味、塩味、苦味、甘み、うまみを学ぶとともに、県産食材のおいしさ、繊細な味わいを子供たちに実感してもらう味覚の授業の取り組みがあります。私も地元酒

谷小学校のこの授業に参加したことがあります。

味覚の授業が全国で展開されている中、本県は本当に積極的に取り組んでいただいております。本県における味覚の授業の実施状況と今後の展開について、お尋ねいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県の「味覚の授業」につきましては、「みやぎきの食と農を考える県民会議」が平成27年度より取り組んでおりまして、本年度は、全国トップレベルとなる44の小学校で実施し、1,927名の子供たちが参加しております。

料理人や野菜ソムリエなど多様な講師による工夫された授業は、高い評価をいただいております。実施校・児童数とも年々増加しております。今後のさらなる拡大が期待されるところでありますが、一方では、この授業を行う人材の確保等が課題となっております。

このため、教育委員会や食育活動に携わる方々との連携を強化しながら、学校への啓発活動や人材確保を進め、できるだけ多くの子供たちがこの授業に参加できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 平日に夕食を準備する時間がなかなかとれない家庭が、最近多くなっていると思うんです。だから、加工食品とか、でき合いのものにしてしまう現状もあるわけです。

以前、NHKの番組ですが、味覚異常の子供が3割いるということなんですね。ファストフードとかインスタント食品には、実は、亜鉛に結合して吸収を妨げる食品添加物が多く含まれているわけです。亜鉛を食品添加物がブロックして吸収させないわけですね、わかりやすく言えば。そうした関係で味覚異常の——これは大人もそうだというふうに使われています。

今の子供たちは、ミネラル・亜鉛不足であります。心の問題も起きていると言われております。ただ、大淀小は、調べましたら、「味覚の授業」が始まった平成27年から手を挙げていて、ずっと授業があっているようです。

先ほどおっしゃいました、人材が不足している——ぜひ教育委員会と連携していただいて、この「味覚の授業」が早々に毎年、県内全ての学校で開催できるように努力いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

最後のテーマになりますが、教育問題について質問してまいりたいと思います。

まず、英語民間試験の、いわゆる大学入試改革ですが、その導入延期の影響、課題についてお尋ねしてまいります。

新たに始まる大学入学共通テストへの民間英語試験検定の導入をめぐるのは、いわゆる「身の丈発言」への批判もあって、導入延期となりました。高額な民間試験料とか、あるいは、住む地域によって受検の便利さが違う不公平も明らかになったところでもあります。来年度から実施される大学入学共通テスト、及び延期となった大学入学英語成績提供システムの課題をどう捉えていらっしゃるのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） まず、来年度から実施される大学入学共通テストにつきましては、国語と数学の記述式問題を導入するに当たり、採点する側の資質や専門性の担保が必要でありまして、採点における公平性の観点で懸念があるのではないかと感じております。

また、お話にありました、民間の資格・検定試験を活用いたします「大学入試英語成績提供システム」につきましては、導入が先送りになりましたが、地方の受験生が、地理的、経済的

な面等から不利益をこうむることがないように制度設計が必要であると思います。

県教育委員会といたしましては、生徒や保護者に適切な指導助言ができるよう、引き続き情報収集に努めますとともに、本県などの地方の受験生が不利にならないように、地方の立場から対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 この問題は、制度の中身がわかりやすく広く伝わっていない面もあったかと思います。情報収集をしっかりとされて、おっしゃいましたように、地方の受験生が不利にならない、そういったことをぜひ文科省に、しっかりとっていただきたいと思っております。

次に、特別支援学級担任免許所有率の現状と課題についてお尋ねします。

特別支援教育に対する理解は年々広まってきていると思います。よって、主に知的障がいや発達障がいのある児童生徒が増加していますが、特別支援教育に携わる教員の専門性には課題がまだあります。

そこで、本来保有しなければならない特別支援学校、及び保有が望ましいとされている特別支援学級に勤務する教員の特別支援学校教諭免許状の保有率について、現状と課題をお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） 本県における特別支援学校教諭免許状の保有率につきましては、特別支援学校におきましては、全国平均79.7%に対し、本県は85.2%、特別支援学級におきましては、全国平均30.8%に対し、39.9%となっております。

このように、本県の保有率は全国平均を上回っておりますが、専門性を持った教員が指導に当たることが望ましく、今後、免許状保有率のさらなる向上が課題であるという認識を持つ

ております。

○高橋 透議員 今ありましたように、小中学校で特別支援学級の担任特別支援教育免許所有率は、全国平均を30.8%とおっしゃいましたが、本県は39.9%だということです。これをもう少し具体的に言うと、小学校で48.7%、中学校では21.6%ですか。かなり低くなっているわけで、この所有率を上げることが、本当に喫緊の課題なわけです。どのようにしてこれを上げていかれるのか、お尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 特別支援学校教諭免許状の取得のために、講習会等を開いて対応しているところでありまして、講習会におきましては、特別支援学校以外の小中学校の教員についても対象としておりまして、特別支援学校教諭免許状の取得促進を図っているところでございます。

また、今年度から、小学校の教員採用試験におきましても、特別支援学校教諭免許状を持った教員の採用枠を新たに設け、専門性の高い教員の確保に努めているところでありまして。

今後も引き続き、免許取得の促進と免許取得者の積極的な採用に取り組みまして、免許保有率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 令和3年度から、小中学校から特別支援学校への転籍はできなくなるとお聞きしております。現在、特別支援学校に勤務されている免許を保有していない方の処遇はどうなるんですか。教育長、お願いします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありました教育職員免許法では、幼・小・中・高のそれぞれの教諭免許状を有していれば、当分の間、特別支援学校での指導ができるとされております。したがって、今後も特別支援学校での勤務

は可能であります。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、専門性を有した教員が指導に当たることが望ましいと考えておりますので、現職教員の免許取得促進を図る必要があるものと考えております。

申し上げたとおり、県教育委員会といたしましては、特別支援学校教諭免許状が取得可能な講習会を開催し、取得促進に努めているところでございます。

○高橋 透議員 法に「当分の間」というのがうたってあるから、まだ猶予はあるんでしょうけど、ぜひ免許取得を促していただきたいと思っています。

この特別支援教育は、当事者の周りにはいる子どもたちへの教育が大事だと私は思っていて、教職課程に特別支援教育の基礎知識、こういったものが盛り込まれて、全教職員が免許を保有する、これがインクルーシブ教育——多様性を尊重し、ともにまなぶ教育——につながっていくと思われまして。

高校通級も始まりました。要約筆記も配置されてきました。合理的配慮が求められていますから、ぜひ環境整備に御努力をいただきたいと思っております。

次に移ります。学校司書の配置の現状と課題についてお尋ねしてまいります。

公立小学校・中学校及び県立高等学校等の学校司書配置の現状と採用形態について、お伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 学校司書につきましては、公立小中学校では、ことし9月に県教育委員会で調査しましたところ、小学校が72%、中学校が61%の配置状況となっております。また、県立高等学校等は全校に配置しております。

採用形態といたしましては、小中学校では、市町村による採用になりますが、全て臨時的任用職員等を配置しております。また、県立高等学校等39校につきましては、12学級以上の29校には正規採用職員、11学級以下の10校には臨時的任用職員等をそれぞれ配置しております。

○高橋 透議員 今、答弁にありましたように、小中学校は全て臨時的任用職員ということで、本当にお粗末だなというふうに感じました。

それと、今、高校の配置も詳しく説明がありました。よく調べてみますと、正規採用職員の中には、実は司書免許を持っているけれども、働き方は、午前中は事務室で、午後は図書館でと、こういった働き方らしいですよ。専任ではないということなんですよ。これでは、図書が授業に活用されているか、甚だ疑問であります。

県立学校司書エリアコーディネーターを3カ年事業で6名配置されておりますが、この事業も今年度で終わりだというふうに聞いております。

今後、県立高校の学校図書館の充実をどのように図っていくのか、お尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありました、学校司書エリアコーディネーターの事業におきましては、これまで司書資格を持つエリアコーディネーターが、各校の学校司書に図書館運営等の指導助言を行ってきたところでありますが、学校司書業務の質の向上を図る上で一定の成果があったと考えております。

県立高校の学校図書館の充実に向けましては、これまでの取り組みについて、成果と課題の整理を行うことにしておりますが、その中でも、学校司書の担う役割は大きいと考えており

ます。

学校司書については、今後、業務内容等について整理していくとともに、これまでの取り組みの成果を踏まえ、研修等の実施による資質向上に力を入れてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 研修等の充実で、今年度からの事業を補完できるのか、私も疑問に思うところなんです。アクティブラーニング、いわゆる調べ学習、探求型教育と言われていますが、自分で調べる学習を今、教育側が求めているわけでしょう。そういったレファレンスをしてくれるのが司書。司書の役割は大きいと思うんですよ。ぜひ必要な予算を措置して、司書のレベルを上げていただきたいと思います。

9月議会で渡辺議員が、新聞の学校図書館への配備状況の質問をしております。小学校で69.5%、中学校で75.8%、高等学校で100%新聞を配備していると答弁されております。

ただ、地方財政措置では、小学校には1部、中学校には2部、高等学校には4部配備することが目安になっております。その実態、配備数の状況についてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 各学校における新聞の配備状況ですけれども、公立小中学校におきましては、学校図書館の状況になりますが、公立小学校で、1紙以上配備している学校は69.5%、公立中学校で、2紙以上配備している学校は29.8%となっております。県立高等学校等におきましては、校内に4紙以上配備している学校が74.4%となっております。

○高橋 透議員 新聞配備に要する経費は、交付税で措置されておりますよね。単位費用、算定基礎を、私もざっくり計算なんですけど、高等学校費の新聞配備経費で1,000万円ぐらいになるんじゃないかなと思って計算をしました。39で

割ると、1校当たり26万円ですよ。十分、4紙を1年間配備できる額だと私は思っています。

それと、小中学校では100%配備されていないといけないわけですよ。そういったところを、県教委からもちゃんと御指導いただけたらなと思っています。

気になるのは、高校で4紙だけれども、3紙だったり2紙という学校があるわけでしょう。それは小規模、いわゆる11学級以下に3紙とか2紙になっている。

ここでお尋ねしませんでしたけど、先ほど学校司書の配置でも、29校が正規だけど、あとの10校はたしか非正規で、聞いてみますと、11学級以下の学校なんですよ。結局、小規模校は人口が少ない、県央部から離れたところにあるわけで、都市と地方の教育格差が言われていますが、ここにも、いわゆる地方にも教育格差はあるわけですよ。

渡辺議員も言っていましたけど、新聞を購読していない家庭がふえていますよね。そこを行政で埋めないでどうするんですか。やっぱりそこが大事な点であって、背後といいますか、裏づけできる財政であれば、ぜひしっかりと新聞配備をお願いしたいと思っています。

最後の質問になります。

教育委員会の事業に、「日本一の読書県を目指す総合推進事業」があります。その目的・背景に、「県立図書館や学校、家庭、地域等との連携による全県的な事業を展開し、子供から大人まで、生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを推進することで、日本一の読書県を目指す」とあります。「日本一の読書県」を目指すなら、人と金、つまり予算をしっかり措置していくべきですが、知事の思い、お考えをお願いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高める、人生を豊かに生きていく上で欠くことのできないものであるというふうに考えております。このようなメッセージを広く伝えたいという思いも込めて、「日本一の読書県」を提唱して、これまでさまざまな取り組みを進めてきたところであります。

私は毎年、小・中・高、いずれかの学校を訪れて、みずから授業を行う「知事の白熱教室」という取り組みを行っているところでありますが、昨年度は中学校を訪れて、「読書について」をテーマに授業を行いまして、改めて、本のよさや大切さについても認識をしたところであります。

また、出張先で時間がありますときは、市町村の図書館を訪れて、子供の本のコーナーで、絵本をよく読んでおるわけではありますが、絵本の読み聞かせというものが、やはり読書へのいざない、親子のきずなづくり、情操教育、本当に全てのものの基本になるな、大変重要だなということを改めて今感じております。それから、ノンフィクション作家の柳田邦男さんが、絵本は人生に三度読むべきであると。子供のころ、親となって子供に読み聞かせをするとき、そして、人生の終盤に差しかけたとき。

大変これに感銘を受けておりまして、みずからも実践をしながら、この「日本一の読書県」に何とか結びつけていくことができないだろうか、そのような思いをめぐらせているところでありますが、幅広い取り組みを進めながら、今後とも、読書活動の推進を県民運動へと高め、生涯にわたり感性と教養を育み、県民の心の豊かさにつなげてまいります。

○高橋 透議員 知事の図書に対する思いは十

分かるんですよ。その後を言うてくださらないと。課題はいっぱいあるわけですよ。その中でやっぱり人が大事。でも、人の位置づけは、それに裏づけされる予算をしっかりとつけてあげないと、あなたの下で一生懸命頑張っている職員は苦労しています。そのことを最後に申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○農政水産部長(坊菌正恒君) 申しわけありません。先ほど、カツオ一本釣り漁業の御質問の中で、10月末時点の生産額を53億4,000万円とお答えいたしました。正しくは53億400万円でございます。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) 西都市西米良村選出、自由民主党の濱砂でございます。午前中からたくさんの傍聴の方がお見えになりました。しばらく空席になりましたが、また武田議員の応援団が入ってまいりました。私の話も聞いていただきたいと思っております。

それでは、質問通告に従いまして、順次質問をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

まずは、知事の政治姿勢について伺います。

ことし4月30日、上皇陛下が譲位されましたことで、5月1日からは第126代、令和、徳仁天

皇陛下が皇位継承されました。

10月22日には、陛下が国内外に即位を宣言する「即位礼正殿の儀」の皇位継承儀式が、厳かに優雅に、そして喜びに満ちた雰囲気の中でとり行われました。前の日から降っていた雨は、即位礼が始まると晴れ上がり、青空が出て美しい虹がかかり、国民は皆感動いたしました。

11月14日夕方から翌日未明には、天皇が一代で一度だけ臨まれる大がかりな神事、大嘗祭が古式ゆかしく行われたとの報道をお聞きしております。皇位が継承されるというのは、日本が継承され続けるということであり、日本国民の一人として、謹んでお喜びを申し上げます。

陛下の御譲位によって、平成に次ぐ新しい元号「令和」の御代を迎えることになりました。日本が元号を使い始めたのは645年、「大化」が最初とされております。御譲位によって新天皇が即位されるのは、第119代の光格天皇以来、約200年ぶりのことでもあります。これまでの元号は全て中国の古典を典拠としていたしましたが、「令和」は、万葉集を典拠としております。

世界の歴史の中で、数多くの王朝が興っては滅びていきました。そうした中で日本だけは、約700年にわたる武家政権が続いても、一度も途切れることなく、連続して一つの皇室が続いております。存続する世界の王室の中で、日本の皇室は最も長い歴史を誇っております。それは、日本が世界最古の国家だということを意味しております。

皇室、そして天皇という存在は、日本にとって何物にもかえがたい存在であります。令和の時代も伝統を守りつつ、常に新たな息吹を取り入れながら、平和でとわに弥栄(いやさか)あれと願うものであります。

知事は、宮崎県民を代表して、「即位礼正殿の儀」、「大嘗祭」ともに御出席をなされたとお聞きしておりますが、そのときの状況と感想をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わり、次の質問からは質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

天皇陛下の御代がわりに伴う一連の儀式として、即位礼正殿の儀や大嘗祭がとり行われ、私は、丸山議長とともに県民を代表して、心からのお祝いの思いをもとに、参列をしてきたところであります。

まず、即位礼正殿の儀では、皇居内の正殿松の間におきまして、天皇皇后両陛下が高御座(たかみくら)と御帳台(みちょうだい)に昇られ、陛下からお言葉が述べられるとともに、内閣総理大臣から寿詞(よごと)の奏上などが行われたところであります。

大変印象的でありましたのは、今の御質問にもありましたとおり、私どもの席からは中庭しか見ることができず、空が晴れているか、虹がかかったとかいうのを見ることはできなかったわけですが、朝から雨が降りしきっていたところ、儀式が始まる直前に、この中庭が急にぱっと明るくなったと。一部に青空が広がったということを後で伺ったところでありますが、これは大変よい兆しではないか、吉兆ではないかという受けとめもしたところであります。

また、大嘗祭におきましては、皇居内に特別に造営されました大嘗宮におきまして、陛下が御祭服をお召しになり、悠紀殿(ゆきでん)供饌の儀と主基殿(すきでん)供饌の儀の2つの儀式が、それぞれ3時間ずつ夜を徹して行われ

たところであります。

私ども参列者が並びましたのは、幄舎(あくしゃ)と呼ばれる、いわば大きな屋外テントでありました。大変寒い中、しかも照明が落とされた真っ暗な中で、それぞれ3時間を過ごすという状況であったわけではありますが、陛下におかれましては、国家・国民のために、国の平和と安寧、また五穀豊穰を願う、お務めになっておられる陛下のお姿に思いをいたしつつ、私どもも静寂と暗闇の中で、多くの参列者と一緒に、感謝と祈りの時間を過ごしたところであります。

これらの儀式に参列し、皇位継承という歴史的瞬間を肌で感じ、感銘を受けますとともに、改めて、令和の時代が平和でさらによき時代となるよう、また本県におきましても、希望あふれる時代となることを祈念したところでありますし、私も知事としての役割をしっかりと果たしていかななくてはならない、その思いを新たにしましたところであります。以上であります。〔降壇〕

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

引き続き知事の政治姿勢について伺います。

宮崎県の行政区域を昔にさかのぼってみますと、いろいろな変遷があります。江戸時代の日向国には、大きな大名は置かれておりません。天領と小藩に分割されており、北から延岡藩、高鍋藩、佐土原藩、飫肥藩、他に人吉藩預所の椎葉山・米良山、そして、隣の大隅国から大きくはみ出るように、薩摩藩が南部の大部分を占める諸県郡を領有し、その間を縫うように天領(幕府直轄領)が配置されておりました。

日向諸藩の経済状況は藩政初期から逼迫し、住民の生活も厳しい状況が続いていたようがあります。小藩分立を示す地図では、日向国内が細かく分断されております。佐土原町と田野町

が合併する前の旧宮崎市内は、延岡藩領・高鍋藩領・飢肥藩領が入り組んでおります。

幕府により、本領以外にも管理費用がかかる小さな飛び地を置くことで、大名たちが力を蓄えないように監視する「飛び地支配」と呼ばれる方法がとられておりました。

日向国の人々は、小さな藩や領域の中で、江戸時代約260年を過ごしてきたため、藩ごとの特殊性が慣習として伝わっております。言葉だけを比べてみましても、大分や四国に近い延岡市と、鹿児島藩領内の都城市の人が使う言葉は、明らかに違っております。

高千穂や五ヶ瀬の人々は、熊本に接近していますから、熊本とつながりが深く、同じ宮崎県内でも、歴史的に向き合ってきた方向によって、慣習や考え方、言葉が異なっております。

明治4年の廃藩置県・府県合併を経て日向国は、大淀川を境に、美々津県と都城県の2県に編成されました。その後、美々津県と都城県が合併し、宮崎県が誕生し、市街地が形成され、県都・宮崎の中心部も発展し始めましたが、明治9年には、本県は鹿児島県へ再び併合されることになりました。その間に西南戦争が起こり、終結後、戦後の始末や地域の発展を図る中で、鹿児島から分離独立する動きが起こり、当時、飢肥藩士族で日向国選出の鹿児島県議会議員、川越進翁——現在の宮崎市清武町出身であります——後の初代宮崎県議会議長を初めとした、日向国選出の県議会議員の熱心な分権運動によって、明治16年、ついに鹿児島県から独立して、宮崎県が再置・開庁されました。

現在の丸山議長は第70代70人目を数えております。

当時の鹿児島県議会議員の定数は53人、そのうち日向国選出は13名で、全体の4分の1にも

満たない数でありました。ちなみに、ことしは再置から136年目を迎えております。宮崎県政外史によりますと、宮崎県議会の初めての選挙は、明治16年7月30日をもって各郡一斉施行されました。

選挙権を持つのは満20歳以上の男子にて、その府県内において、地租5円以上を納むる者、被選挙者は、満25歳以上の男子にて、地租10円以上を納むる者と制限が加えられ、有権者は県内全域において、わずかに2万6,000人にすぎなかったと言われております。その選挙で、宮崎県第1代の県会議員として22名が当選、それぞれ貢献するところがあつたと記してあります。

明治22年の町村制施行時点には100の町村が存在しておりましたが、現在は約4分の1の26市町村となり、それぞれの地域の特性を生かした行政運営がなされております。しかしながら、県民経済の力は相も変わらず、全国でも下位の状態が続いております。このことは、地理的に見て大都市や大消費地から遠く離れているなど、自然条件が大きく左右しているとはいえ、歴史的に県民性から来る障害もあつたのかもしれない。

小藩分立で、その間に天領が介在し、常に雄藩の従属的な立場に置かれていたため、住民の「日向国」としての意識は従来希薄、積極的な創造を生まざり、現状に満足する物静かな性格がつくられてきたと思われまふ。このことは、日本本来の特性でもある、人様に功を譲るということにもつながりますが、地域経済の活力を考えると、消極的な県民の気持ちは大きな障害となります。とはいえ、私どもの住む地域は、神代の昔や、神武天皇にまつわる古典が一木一草ににじんでおります。

令和に御代がわりし、新たな時代を迎えた宮

崎県、明治16年に宮崎県が再置されて以来、初代官選知事、田辺輝実氏から35代35人、昭和22年初代公選知事、安中忠雄氏から20代8人目に当たる河野知事であります。

令和という新しい時代を迎え、知事は、現在の県政をあくまで立場から、県民生活の向上にどのように取り組み、また何を残されようとしているのか、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 平成という時代を振り返りますと、その半ばに本県も、我が国も、人口減少に転じたところでありまして、令和を迎えた今、本格的な少子高齢・人口減少の中にあります。その中で、県民の皆様が安心して暮らすことができる社会や経済を構築し、宮崎の確かな未来を築いているという思いで私に託された、この3期目4年間、大変重要な時期であると考えております。

このような考えから、本年6月に策定しました総合計画では、本県の最重要課題である人口減少対策を初め、産業振興や経済活性化、危機管理対応など、今後4年間で取り組むべき5つの重点施策を掲げるとともに、30億円の人口減少対策基金を設置したところであります。

現在、さまざまな面で、将来に結びつくような基盤づくり、拠点づくりが進行中であります。医療の拠点として県立宮崎病院を、防災の拠点として防災庁舎を、スポーツの拠点として国民スポーツ大会を見据えた施設整備等を進めているところであります。

さらに、東九州自動車道の県南区間や九州中央自動車道の整備を図るとともに、今議会において、本県経済の生命線でありますフェリーの新船建造に対する支援の議案を提案させていただいておりまして、これらは、将来に向けた交通の基盤となるものと考えております。

また、宮崎駅前広場を県が事業として担う中で再開発事業も進み、これは、にぎわいの拠点づくりが進行しているわけでありまして、こうした半世紀に一度というべく基盤づくり、拠点づくりが現在進行しております。

私は、これまで積み重ねてきました経験や実績等を活用しながら、人口減少対策を初めとする困難な課題や、将来を見据えた仕組みづくりにも全力で取り組んでまいりたいと考えております。そして、県民の皆様が安心と希望を持って暮らしていける、そのような持続可能な宮崎県の土台づくりに全力で取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 御承知のように、戦前の官選知事は、内務省を中心とした中央官庁からの天皇の勅命によって派遣された、勅任官と呼ばれる、県民からしますと神様のような存在の県知事閣下であります。全ての知事が1期で交代をいたしております。

昭和22年以来、8人の公選知事の中でも、3期以上続いているのは黒木知事、松形知事、そして現・河野知事の3人だけであります。東国原知事を初め、他の5人の知事は全て1期で終わっております。

継続して県政全般の執行権を持つということは、それなりの責任が伴ってまいります。河野知事には、経世済民の志を持ち続けていただき、県政をつかさどっていただきますようお願い申し上げます。質問を続けてまいります。

まず、一ツ瀬川の濁水対策について伺います。

第39代から第44代知事、黒木博氏は、みずからが残した「はまゆう随想—自然と人間と創造—」に、一ツ瀬川のことを「濁り水」と題して、このように所載しております。

「濁り水」「清らかな水」、語感が非常にちがう。目にうつる感じはなおさらである。さらに、これで生活の変化がおこったら大変である。いずれも、水なることには間違いはない。土地微粒の混雑の状態からくる変化であろう。

山紫水明ということばは、日本本来のことばとして、よく使われるが、濁水滔々ということばは、私どもの日常生活の中では、あまり使わない状態であった。

昨年(昭和46年)の19号、23号台風後は、山紫水明の一ツ瀬川が一変した。今までに例のない現象である。何が原因であるかはいちおう別として、従来は、台風後一定の日時を経過すれば、必ず水清らかな川となっていたことはまちがいない。人間の知る由もない原因がどこかにあるはずである。

私が、濁り水の問題を、学問的に解明することの必要性を、昨年(昭和46年)秋、宮崎市で開催された一日内閣の際に、佐藤総理との懇談のときに提言してから、国は各省からなる本問題解明のための連絡協議会をつくり、学者の皆さんが現地調査の必要性を認めてくださった。もちろん、県には環境保全の立場から協議会を設け、解明に努力していることは申しあげるまでもない。

濁水の川についての研究は、調べてみると、日本はもちろん、世界にもその例がないようである。しかし、それであればあるほど、学問的究明の必要を感じず。特にあの地域はダムがある。それだけに問題の解明を急ぐ必要がある。

全く未知の世界にメスを入れることであるから、今日が明日というわけにはいかない。時間がかかるかもしれないことは覚悟しなけ

ればならない。

しかし、地域住民のみなさんの立場に立って、かつての山紫水明の美しい自然をとりもどすためにこの問題の解決は、なんとしても急がねばならないことである。

この文章は、昭和47年3月、広報みやざき「随想」に掲載されたものであります。それから50年が経過いたしております。県はこれまで、一ツ瀬川の濁水問題についてどのような対策に取り組んでこられたのか。また、その取り組みはどのような効果をもたらしているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 一ツ瀬川の濁水問題につきましては、長期の濁水現象が顕著化した昭和46年に、県の関係部局で取り組みを開始しております。現在、一ツ瀬川濁水軽減対策計画に基づきまして、県、流域市町村、九州電力等、関係者一体となって取り組んでいるところであります。

具体的な対策としましては、上流域では県及び流域市町村が、植林や崩壊地などの緑化を進めております。中下流域では九州電力が、選択取水設備や濁水制御膜を一ツ瀬川ダムで運用するとともに、非常用放流設備に加え、杉安ダムの底部放流設備の整備を行っております。

これらの対策により上流域の緑化が進み、また、一ツ瀬ダムに流入した濁水の速やかな排出が促進されておりました。行政や学識経験者等で構成する一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会において、濁水の長期化は軽減傾向にあるとの評価がなされておりますことから、対策による一定の効果が出ていると考えております。

○濱砂 守議員 調査の結果は軽減の方向にあるということで、今お話がありましたけれども、現実にあのダムができ上がったのは昭和37

年なんです。昭和37年から10年を経過した後に、このような濁水が発生を始めた。それから50年間ずっと続いているんです。

学者さんは、この濁水の原因の話をよくされる。協議会でもそういう話を取り上げられます。しかし、私どもが望んでいるのは、濁水の原因じゃないんですよ。濁水の清流化なんです。ずっと私ども、この清流化を訴え続けてまわっているんですが、どうも返ってくる答えは、濁水の原因の話ばかりであります。そこで、お尋ねをいたします。

次に、河川管理者の権限と責任について、知事にお伺いいたします。

2級河川一ツ瀬川の河川管理者は知事であります。河川は、公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮等による災害の発生を防止し、公共の安全を保持するように、適正に行わなければならないとあります。

この管理について権限を持ち、その義務を負うのが管理者であります。このため川の管理は、河川法という法律で行政機関が行うものと定められております。知事は、河川管理者として今後、一ツ瀬川の濁水対策にどのように取り組んでいかれるおつもりか、お尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 九州電力による一ツ瀬ダム非常用放流設備と一体となって運用される杉安ダム底部放流設備が平成29年5月に完成したところでありますが、昨年7月、地元の一ツ瀬川水系濁水対策推進協議会において、これまで設備の使用状況を満たす濁水が発生しておらず、使用されていないことから、有効活用への御意見があったところでありまして、河川管理者という立場でも、昨年10月に九州電力との勉強会を立ち上げ、検討してきたところでありま

す。

ことし2月までの検討の結果、一定の流入量を超える出水の場合に当該設備を活用することで、濁水軽減の効果が期待できるという結論となりました。

今後は、年間を通じて、この活用策の効果を見きわめ、一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会を初め、地元の関係協議会の御意見を伺いながら、九州電力に対し必要な指導を行ってまいります。

一ツ瀬川の濁水問題は、地域の皆様にとりまして、切実な問題であると認識をしておりますので、引き続き、流域一体となった濁水対策を積極的に推進してまいります。

○濱砂 守議員 一ツ瀬川の濁水は、何度も訴えておりますように、一ツ瀬ダムから下流域に発生するんです。原因は、ダムに長期間濁水を貯留することにあることは、もう間違いありません。

知事は、この長期間の濁水の現状をごらんになったことがありますでしょうか。50年にもわたる濁水の状況を、知事は管理者としてどのように考えておられるのか。地域住民の立場に立って、解決に立ち向かうお気持ちはないのか。場合によってはダムを撤去させるぐらいの気持ちがないと、この問題は解決いたしません。知事の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 一ツ瀬川は、九州山地を源とする自然豊かな河川でありまして、流域の人々とさまざまな形でかかわり、大きな恵みを与え潤してきた、地域住民にとって重要な河川であります。

私も、西都市を訪れ、また西米良村を訪れるときに、この一ツ瀬川の流域、大変その美しさに心を奪われるところでありますが、長期にわ

たる濁水問題、その状況は、私も把握し、十分認識をしているところであります。

河川管理者としましては、九州電力への水利権の許可には、定期的な濁度測定の実施や河岸の維持など、河川法上、できる限りの対応を義務づけているところであります。

また、平成17年に発生した台風第14号によりまして濁水の長期化が顕著になった際には、九州電力に対し、濁水軽減に全力で取り組むよう要請し、翌年には濁水対策検討委員会を設け、各機関一体となって、必要な対策を講じているところであります。

濁水問題は、地域の皆様が心を痛めておられる切実な問題でありますので、今後とも、河川管理者として必要な指導を行いながら、関係機関・団体と連携を一層強化し、流域一体となった対策にしっかりと取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 この話でありましたように、一ツ瀬ダムの非常用放流設備を設置——設置というか、もともとあったんですけれども、全く使用されていなかった。たび重なる要望の中で、これを手動で動かすものから遠隔操作をするように改良したんですね。

それから杉安ダムの底部放流設備の設置を要望して、これもやっと完成したところでありますが、かなりのお金をかけて九電もやっているんです。ただ、この設備を利用していないんですよ、一度も。県土整備部長、これはどのくらいお金をかけてやっているんですかね。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 一ツ瀬ダムの非常用放流設備の改造工事費でございますが、約4億円。また、杉安ダムの底部放流設備の設置工事費でございますが、約35億円と伺っております。

○濱砂 守議員 そうです。そのような費用を

かけて、実際は濁水軽減のために、濁水解消のためにやろうとしていることはしているんですが、一度も使っていない。部長は、行って見られたことがありますか、試験的なものも見たことがありますか、お尋ねします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 平成29年の5月に設置されてからは、私は見ておりません。

○濱砂 守議員 何度も、使うように私どもは要請をしております。ところが、昨年までは、ここに濁水が5万立米以上流れ込む。しかも、10月以降です。そんな雨降るはずないんですよ。流れ込まないと、これは使わないということか。ことしになって1,500立米になった。これでも一度も使っておりません。これは、ぜひ定期的に使って、せっかくつくった装置ですから、本当に、もう最終的には壊せよというぐらいの気持ちでやっていただきたいんですよ。

山紫水明、本当にきれいな川でした。西の嵐山と言われるような川だったんですよ。ダムができて10年後からずっと50年間、このような濁水が続いているんです。この現状、現実ですから。知事も徹底した現場主義を貫くと、きのうから何度も言われております。ぜひ、行って現実を見ていただいて、原因究明に、そして清浄化に、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたい。地域住民はずっとそれを願っていますので。知事も、そういう意味から見ますと、今回3期目なんですよ。3期以上務めた方は3人なんですよ、今まで。ずっと1期で終わっています。

やはりそういうものの中で、それだけの経験を持っておられるわけですから、今の現状をよく知っておられるわけですから、ぜひとも県民の期待に応えていただきたいと思います。どう

ぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、環境森林税について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

総務省は9月に、森林の整備や保全に充てる資金「森林環境譲与税」約100億円を初めて配分いたしました。

2021年度までは各年度、市町村分、約160億円、都道府県分、約40億円を9月と3月の2回に分けて、年間の総額200億円を譲与することとしております。そのうち5割を私有の人工林面積、3割を人口、2割を林業就業者数とする基準にのっとり配分をするために、大都市への配分が手厚く、森林が多くても人口が少ない自治体は少額となる傾向となっております。

総額のうち80億円が市区町村分で、最多は横浜市の約7,100万円で、上位10自治体に7つの政令指定都市が入り、下位10自治体は全て人口の少ない離島で、最少は沖縄県の渡名喜村の8,000円の支給であります。都道府県分20億円は、北海道の約1億5,300万円がトップ、最少は香川県の800万円であります。

森林環境譲与税は、全国6,000万人が納める個人住民税に、1人当たり年間1,000円を上乗せして、2024年から市町村で徴収するもので、年間約600億円になります。

2015年国勢調査によりますと、沖縄県の渡名喜村の法定人口は430人ですから、このうち約60%が個人住民税を納めていると仮定いたしますと、258人で年間25万8,000円を納めることになります。そのうち今回支給されるのは8,000円ということになります。

今回の本県における配分額及び市町村の配分額についてはどのような状況になっているのか、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 森林環境譲与

税は、令和6年度からの森林環境税の徴収に先立ちまして、今年度から譲与されますが、本県への譲与額は、市町村に4億6,100万円、県に1億1,500万円、合わせまして5億7,600万円と見込んでおります。

このうち、上半期分として9月に、市町村に2億3,100万円、県に5,700万円、合わせまして2億8,800万円が譲与されたところであります。

○濱砂 守議員 引き続き、森林環境税について伺います。

そもそも森林環境税の創設の目的というのは、森林の有する公益的機能が、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備をする上で、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村みずからが管理を行う新たな制度であり、国民一人一人がひとしく負担を分かち合って、我が国の森林を支える仕組みとして創設されたものであります。

次に、譲与基準により人口割3割が算定されることについて、どのように受けとめられているのか、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 森林環境譲与税につきましては、都市部の住民を含めた国民全体の理解を得ていく必要がありますことから、都市部における木材の利用促進や普及啓発も税の使途の対象とされ、人口も基準の一つとして譲与することとされたところであります。

県といたしましては、都市部での木材需要拡大により、本県の森林整備の促進や森林所有者等の収入確保につながるものと考えておりますが、一方で、森林の多い地域に、より重点的に配分されるよう、基準の見直しが必要ではないかとの意見があることも承知いたしております。

当制度は、全国の自治体や林業関係者の長年

の悲願が、国レベルでのさまざまな検討の結果、ようやくかなったものであり、開始後、間もない状況でありますので、まずは、県や市町村において、税を有効に活用し、森林整備や担い手の確保などを着実に進めることが重要と思いますが、国や他県の動向等にも留意しながら、対応してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、本県におけるふるさと納税の流出と流入の現状について、総務部長にお尋ねをいたします。

ふるさと納税とは、自治体に寄附ができる制度で、地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対して、格差是正を推進するため、2008年に発足されたものであります。

寄附金額は、確定申告を行うことで、自己負担額の2,000円を除いた金額が、所得税及び住民税から控除されるもので、寄附に対して返礼品がもらえる地域があること、使い道が指定できることなどから注目を集めております。

総務省の発表によりますと、ふるさと納税が始まった2008年は、受入額が約81億円、受け入れ件数が約5万4,000件でありましたが、2015年からワンストップ特例制度が利用できるなどの要因から、受入額と受け入れ件数が急激に増加をいたしております。2017年には過去最高である約1,730万件を記録し、受入額は3,653億円に上ります。

ふるさと納税人気都道府県で本県は、北海道、佐賀県に次いで第3位、受け入れ件数155万3,000件、受け入れ金額は249億円と、貴重な財源確保に貢献をしております。

市町村別では、第1位が、他の自治体に比べて還元率が高いことから話題になっている大阪府の泉佐野市で、納税の受け入れ件数は約86

万2,000件、受け入れ金額は約35億3,000万円であります。第2位は本県の都農町で、受け入れ件数約43万件、受け入れ金額約79億2,000万円あります。

昨年までふるさと納税日本一に輝いた都市市は、第3位にランクインして、受け入れ件数は約52万3,000件、受入額は約74億7,000万円となっております。

ただし、ふるさと納税の寄附者は、自己負担額2,000円を超える部分が所得税、住民税から控除されます。そのため寄附者が居住する自治体では、ふるさと納税の流出額が多いほど、本来徴収されるはずの住民税が失われることとなります。その失われる住民税のうち75%は、地方交付税の基準財政収入に算入されていますから、地方交付税の交付を受ける多くの自治体では、流出した住民税の4分の3は、地方交付税交付金の増額という形で補填されております。

そこで、本県における、ふるさと納税に係る寄附金としての受入額と流出額、及び個人住民税の給付金の税額控除の額の現状について、また、件数についてもお聞かせください。総務部長。

○総務部長（武田宗仁君） 直近の総務省の公表資料によりますと、平成30年度におきます、ふるさと納税に係る寄附金としての受入額は、県分が、約700件の約3,000万円、県内市町村分が、約182万件の約286億円となっております。

一方、平成30年の寄附金としての流出額は、県と市町村を合わせまして約14億円、寄附を行った人数は約1万4,000人となっております。

また、ふるさと納税に係ります個人住民税の寄附金税額控除額は、県分が約4億円、市町村分が約6億円となっております。

なお、今申し上げました数字につきまして

は、県内自治体間における寄附金等も含むものとなっております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

引き続き、総務部長に伺います。

昨年7月に総務省が公表した統計資料によりますと、2017年に最も住民税控除額が大きかった市区町村は、103億8,000万円の横浜市。以下、名古屋市、大阪市など大都市が並んでおります。しかし、これらの市は、地方交付税交付金の増額という形で補填されておりますから、実質の流出額はその4分の1になります。

一方、そもそも交付税を受けておらず、独自の税収で財政運営ができている東京23区や川崎市などは、ふるさと納税で多額の住民税が流出していても補填がないため、「住民税が流出しております」と記したポスターの配布や、総務省に対し、税控除の上限額設定や地方交付税による補填の仕組みの見直しを盛り込んだ要望書を提出されておるようです。

返礼品競争で、ふるさと納税が拡大する一方で、都市部の自治体の財政への打撃が大きくなっておるようであります。

市町村によっては、ふるさと納税の流入額が年間の予算額に匹敵するような自治体もあるようであります。受け入れに関し、地方交付税措置には影響していないのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（武田宗仁君） 地方交付税につきましては、各自治体の標準的な行政費用である基準財政需要額から標準的な地方税収等である基準財政収入額を差し引いた財源不足額が交付されるものであります。

ふるさと納税における受入額については、制度上、地方交付税の算定対象ではないため、寄附金を受け入れた自治体におきましては、地方

交付税への影響はないこととなります。

○濱砂 守議員 引き続き、総務部長にお尋ねをいたします。

ふるさと納税制度は、本来、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に寄附するのを目的に始まった取り組みのほすですが、全国の自治体の中には、金券を返礼品として提供する、返礼品の金額の割合が高くなり過ぎるなどの幾つかの問題点が指摘されております。

この点について総務省は、自治体が寄附金に対する返礼品調達額の3割を超す場合や、地場産品でない返礼品の場合などを問題視しております。

本県の自治体では、ふるさと納税の問題点についての指摘はないのか、また返礼品としてどのようなものを提供しているのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（武田宗仁君） ふるさと納税制度は、返礼品について、調達費用を受入額の3割以下とすることや地場産品とすることなど、その運用を適正に行う自治体をふるさと納税の対象として、総務大臣が指定する仕組みとなっております。

現在、本県及び県内市町村の全てにおいて、総務大臣の指定を受けておりますことから、制度の運用上、特に問題はないものと考えております。

また、本県において提供されております返礼品につきましては、例えば宮崎牛、みやざきブランドポーク、みやざき地頭鶏などの肉類や、完熟マンゴー「太陽のタマゴ」、日向夏等の果物類のほか、焼酎やウナギのかば焼き等といった地場産品が提供されているところであります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、ひとり親家庭支援について、福祉保健部長に伺います。

公正証書や調停調書などで、相手側と養育費の取り決めをしたにもかかわらず、離婚相手から受け取るはずの養育費が滞っている、ひとり親家庭がふえていると聞いております。

厚生労働省の調査では、養育費を受け取っている母子家庭は約24%にとどまり、不払いで泣き寝入りしているひとり親家庭も少なくないようであります。

県内におけるひとり親家庭の養育費受け取りの状況について、お尋ねをいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県におきましては、5年ごとに「ひとり親世帯生活実態調査」を行っておりまして、直近の平成29年度調査において、母子世帯のうち、「養育費を受け取っている」と回答した世帯の割合は、23.8%でありました。

これは、前回調査である平成24年度の17.4%と比較し、改善傾向にはあるものの、低い割合となっております。

○濱砂 守議員 引き続き、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

兵庫県の明石市や大阪市は、公正証書や調停証書などで相手側と養育費の取り決めをしたひとり親に対して、民間の保証会社と養育の保証契約をした際に、市が初年度の保証料上限5万円を保証することで、不払いが発生した場合は、保証会社が養育費をひとり親に支払い、保証会社が相手側への債権回収を行う事業に取り組んでおります。

また、法的効力のある書面で養育費の取り決めを促すため、公正証書作成などの諸費用も助成するとして、予算計上しております。

これらの市では、養育費支払いは親の義務と

して制度周知に努め、子供の貧困対策に資すると強調しております。

本県ではまだ具体的な取り組みはなされていないようにありますが、子育て支援の面からも、ぜひ検討いただきたいと思います。福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ひとり親家庭の生活の安定と向上を図っていくためには、関係機関が連携して、さまざまな支援を行っていく必要があります。その中でも、住民に身近な存在である市町村の果たす役割は重要ではないかと考えているところです。

このため、県におきましては、ひとり親家庭の相談に応じまして助言を行うため各市に配置されている、母子・父子自立支援員を対象とした研修会を毎年開催しておりまして、必要な知識の習得と資質の向上を支援しております。

また、養育費の確保につきましては、全市町村に対しまして、養育費の法的位置づけや手続等を記載したリーフレットの配布や、国の養育費相談支援センターが実施する研修会への参加案内等を行っているところであります。今後さらに、養育費確保のために有益な情報を積極的に提供するなど、市町村の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 済みません、時間がちょっと足りないようですので、1つ飛ばしまして、ラウンドアバウト（環状交差点）についてお尋ねをいたします。

渋滞、信号待ちの車を運転しているときのストレスの多くは、信号交差点に起因すると言われております。そうした要素が軽減され、事故防止や景観上のメリットもあるという環状交差点「ラウンドアバウト」が近年、全国にふえているようであります。

2014年に施行された道路交通法改正に基づき法律的に整備されたもので、合流と分岐を繰り返すことで、より安全に進行方向を変えられることが特徴であります。

また、構造上、信号を必要としないため、災害時などの停電時でも円滑な交通を維持できる効果があり、交差点整備のコスト削減や景観維持などのメリットがあるとされています。

全国及び県内におけるラウンドアバウト（円形交差点）及び県内の整備状況について、警察本部長にお尋ねをいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） ラウンドアバウトと呼ばれる交差点は、平成26年9月の改正道路交通法で、車両の通行部分が環状の交差点であって、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものと規定されており、車両は一定方向の通行となるため、信号機の不要な交差点となります。

設置状況につきましては、平成30年度末で、全国では31都府県に87カ所、県内では、平成26年12月に日向市駅前西口交差点の1カ所で運用を開始しております。

いわゆるラウンドアバウト（環状交差点）は、流入時の速度抑制や車両の交錯の減少等、安全性の向上が期待されますが、他方で、大規模な交差点改良などを伴いますことから、設置について、県警といたしましては、今後とも道路管理者と連携を図り、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 引き続き、県内における交差点の信号機の設置状況について、警察本部長に伺います。

信号機を設置してほしいとの要望は、県内各地であると聞いております。私の選挙区でも、学校の通学路や交通事故の多発地などで、親子

会や地域の代表者と数カ所の要望に立ち会っております。

県内における信号機設置の要望についての状況をお聞かせください。

○警察本部長（阿部文彦君） 信号機の設置要望につきましては、平成30年度は県内で46件を受理しております。

これら要望の中には、設置が困難な場所や必要性が低いと判断される場所なども含まれておりますが、全ての要望につきまして、要望者から直接お話をお伺いし、現地調査などを行い、警察庁が示しております「信号機設置の指針」に沿って、設置の適否を総合的に判断しております。

また、厳しい財政状況の中、限られた予算の範囲内において、既存の信号機の耐用年数や更新費用を勘案しながら、必要性の高い場所を順次選定して計画的に設置を進めておりますが、平成30年度は15基を設置したところであります。

○濱砂 守議員 欧米のラウンドアバウトは、パリ中心部の凱旋門があるシャルル・ド・ゴール広場のような大規模なものから、田舎町の小さな十字路まで、サイズや分岐の数はさまざまのようであります。

ラウンドアバウトには信号機も一時停止線もなく、交通の流れを見きわめながら合流するため、渋滞が軽減されるケースが多く、重大事故のリスクは低いと言われております。

県内の信号機設置を要望している交差点にラウンドアバウトを有効に活用できないか、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） ラウンドアバウトにつきましては、交差点に入る際の速度低下や正面衝突がなくなることによる重大な交

通事故の減少、停電時においても困難なく通行が可能となるなどの長所があるとされており
ます。

一方、通常の交差点に比べ規模が大きくなることや、横断歩行者が多い場合、スムーズな車両の進入や流出ができなくなること、車両の停止が認識しづらく、視覚障がい者の横断が難しくなるなどの課題が報告されております。

このため、ラウンドアバウトの導入に際しましては、交通量を適切に把握した上で、信号機設置と比較し、安全性や経済性等の観点から優位性を評価するとともに、警察と密接に連携を図りながら、利用者や地域住民の意見を踏まえ、慎重に検討していく必要があると考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

以上で私の質問の全てを終わります(拍手)

○山下博三副議長 次は、武田浩一議員。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。串間市選出、自由民主党、武田浩一でございます。本日は、私の地元、串間市大東のほうから、たくさんの傍聴者の方が見えております。まことにありがとうございます。

まずは、本年9月の佐賀県豪雨、本県の延岡市の竜巻、10月の台風19号等を初め、本年も全国各地で大きな被害が発生いたしました。お亡くなりになった皆様に、お悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復興をお祈りいたしております。

それでは、通告に従いまして、質問してまいります。

本年10月31日未明、沖縄県のシンボルであり、沖縄県民のルーツ・魂とも言える首里城が焼失いたしました。我々日本国民にも大きな衝

撃が走りました。

知事は、11月20日に「首里城再建を県産材で支援」と表明されました。第2次世界大戦終盤に沖縄県上陸作戦がありました。宮崎県と鹿児島県の県境、志布志湾上陸作戦の可能性も大いにあったと聞いております。もし志布志湾に上陸していれば、串間市民はもとより、日南市、都城市、志布志市、曾於市等、どうなっていたのか。また、沖縄県が長く米軍の占領下にあったように、もしかすると九州全体が占領されていたのではと考えるとき、沖縄県民の皆様から寄り添う、それが我々の務めではないかと考えます。沖縄県首里城火災に対する知事の思いを伺います。

次に、国連の関係団体である「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク」が発行する、「世界幸福度調査」によると、日本の幸福度は世界58位であります。

そんな中、先月飛び込んでまいりましたのが「都道府県『幸福度』ランキング2019」、我が宮崎県が全国1位というニュースであります。このランキングは、ブランド総合研究所がことし初めて行った、住民視点で地域の課題を明らかにする「地方版SDGs調査」によるものであります。インターネットにて実施、1万5,925人から回答。

特に本県では、20代が全国1位、30代が2位と、若い世代が全体を牽引したようであります。若い世代が宮崎で暮らすことに幸福を感じられるということは、宮崎の未来は明るいと考えます。ある意味、ここへ来て、知事2期8年の成果があらわれたとも考えられますが、知事の所見をお伺いいたします。

あとは質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、首里城の火災に対する思いについてです。琉球王国の歴史や文化を今に伝えておりました首里城が、このたびの火災により、多くを焼失いたしました。まずは、沖縄の皆様が心からお見舞いを申し上げます。

首里城は、沖縄のシンボルであり、我が国が誇る世界文化遺産であります。今回の焼失により、沖縄県民のみならず、首里城に親しみを感じていた多くの国民がショックを受け、深い悲しみと喪失感を覚えたものと考えております。フランスでもノートルダム大聖堂の火災などがあったところであります。

このため、先般開催された全国知事会におきまして、「首里城の早期復元の実現に関する緊急決議」を行ったところであります。また、私からも直接、玉城沖縄県知事に対しまして、過去の首里城の復元に際し、本県からイヌマキや杉材が使われたということもありますので、今回の首里城再建に向けても、木材の供給について協力する用意があるということをお伝えしたところであります。

本県と沖縄県は、戦時中における疎開の受け入れを初め、人的・歴史的なつながりがあります。首里城の再建計画がまとも次第、さまざまな団体と協力をしながら、できる限りの支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、幸福度ランキングについてであります。

今回の都道府県ランキングは、地域の持続性を高めるために、住民視点での現状把握として、ブランド総合研究所が実施したものであります。この中で本県が、幸福度で全国1位になりましたことは大変うれしく、また誇らしいこ

とであると考えております。

また、今回の結果は、総合計画に掲げております、新しい「ゆたかさ」にも通ずるものでありまして、本県の価値や魅力、将来の目指すべき姿を考える上で参考になるものと考えております。

これまでの2期8年の取り組みにより、交通基盤の整備・充実、農業産出額や輸出額、1人当たり県民所得の増加など、具体的な成果もあらわれてきていると考えておりますが、一方で、暮らしの基本となる所得の向上、厳しい状況にある中山間地域の維持・充実など、引き続き取り組むべき課題は山積しております。

このため、これまで積み重ねてまいりました経験や実績等を活用しながら、県民の皆様が、この宮崎に住んでよかった、いつまでも住み続けたい、そう実感できるような地域づくりに、今後とも全力で取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○武田浩一議員 ありがとうございます。しっかりと全力で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、地方創生とSDGsについて質問させていただきます。

東京一極集中からの脱却として地方創生が叫ばれ、はや5年が過ぎようとしておりますが、本県の地方創生について、これまでの実績とそれに対する所感を知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 本県では、平成27年に策定しました総合戦略に基づき、「しごとを興す」「ひとを育てる」「まちを磨く」「資源を呼び込む」という4本の柱を立てて、さまざまな地方創生の取り組みを進めてきたところであります。

この間、総人口は、約107万人と目標を下回っ

で推移しておりますが、合計特殊出生率は1.7台となつて、改善してきております。

また、課題でありました高校生の県内就職率につきましても、4年連続で改善傾向にありますとともに、移住世帯数も順調に推移しておりますほか、フードビジネスなどの成長産業の育成を初め、交通インフラ整備も図られてきており、全体としては一定の成果が出てきているものと考えております。

こうした流れをさらなる成果や県勢の発展につなげ、将来にわたって安心と希望あふれる宮崎を築いていくことができますよう、今後とも市町村や民間の皆様との連携を一層強化しながら、地方創生の取り組みを進めてまいります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

それでは次に、串間市は、再生エネルギー施設を核とした産業観光を展開、交流人口の増加に寄与し地域内の経済循環を促す。同時に環境省による「自然環境保護と観光振興の両立を目指すエコツーリズム推進地域」に指定されたことから、「2019年度SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」に応募するなど、積極的な取り組みをしております。知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の事業は、SDGsの考え方に沿って、経済・社会・環境の3つの側面について、持続可能な地域づくりを統合的に進めるものであります。

串間市の取り組みにおかれましては、木質バイオマスや風力などの再生可能エネルギー施設とエコツーリズムとを融合した、新たな観光の展開を図るとともに、人材の育成や雇用の拡大、環境意識の向上などを目指すプロジェクトと伺っております。

このプロジェクトは、地域の特性や資源を生

かし、交流人口の拡大や環境教育の推進、さらには将来を担う人材の育成など、持続可能な地域づくりを進めようとする大変意欲的なものであると考えておまして、今後の取り組みに大いに期待したいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

串間市の今後の発展に期待をしていただきたいと思いますし、また、ぜひ県のほうでも御尽力をお願いしたいと思います。

次に、今後、宮崎県の地方創生を進めるに当たり、知事は、SDGsやSociety 5.0などの新たな時代の流れをどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） SDGsやSociety 5.0の実現は、国の次期総合戦略の見直しにおける新たな視点として示されているところであります。県としても、さまざまな施策を進める上で、大変重要な視点であると考えております。

このため、県総合計画において、これらを時代の潮流に位置づけるとともに、アクションプランにつきましては、SDGsの理念である持続可能な社会づくりを重要テーマの一つとし、5つの重点施策を取りまとめたところであります。

また、Society 5.0につきましては、AIやIoTなどの技術を活用し、人材不足に直面する各産業分野の持続可能性を高めるとともに、中山間地域の暮らしの維持にも重要な役割を果たすことが期待されると考えておまして、今後、その実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 私は、宮崎県が今後生き残り、知事の言われる「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」をなすためには、仕事・教育

・医療福祉が重要であり、住民一人一人が地域に誇りを持ち、お互いさまの精神で助け合うことが、持続可能な地域をつくると考えます。

以下の質問にも常に、地方創生、SDGs、Society 5.0を念頭に質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日の本番に入ります。農政について。串間市を中心とした南那珂地域におけるカンショの病害について、質問いたします。

かんしょ茎・根腐敗症の南那珂地域における発生状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 南那珂地域における、かんしょ茎・根腐敗症は、本年は5月に発生が確認され、6月には、茎・根腐敗症の一つで、新たな病害であるサツマイモ基腐病も確認されたところであります。

その後、9月以降、集中的な降雨や台風の影響等により急速に拡大し、10月末時点の調査では、南那珂地域の栽培面積約750ヘクタールの約4割で発生している状況でございます。

○武田浩一議員 本年2月の一般質問、9月の代表質問で外山議員からも質問させていただきました。本来であれば、昨年度のうちにしっかりとした対策を打つべきだったと私も思っております。農家の皆様には本当に御迷惑をかけたところではありますが、そんな中で発生が確認された、サツマイモ基腐病対策の取り組み状況と今後の対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） サツマイモ基腐病の対策につきましては、4つの基本的な対策、具体的に言いますと、来年産の発生源となる収穫後の残渣の処理、健全な苗や種芋の使用、圃場の消毒と排水性の改善、植えつけ前の

苗の消毒の取り組みが重要でありまして、関係市町村やJA、酒造組合等と連携し、周知・徹底を図っているところであります。

現在、対策のポイントである残渣の持ち出しや分解促進について、地域が一丸となって取り組んでおり、また、来作に向けては、今議会でもお願いしております県単事業「サツマイモ基腐病緊急対策推進事業」や、緊急的に措置された国の支援事業の活用によりまして、今後、地元自治体等とも連携し、対策にしっかり取り組み、安心して作付できる産地づくりを進めてまいります。

また、中長期的には、農薬登録の拡大や抵抗性品種の育成に向けて、国との共同研究を進め、効果的な防除体系の構築も図ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 発生状況と今後の対策については、ある程度理解しましたが、地域の農家の方々に伺うと、「この状況では離農するしかない」、また、「農業関連で投資した借入金の返済に苦慮している」などお聞きいたします。

そこで、危機的状況であるカンショ農家の方々に寄り添うような営農相談体制が必要であると考えますが、どのように対応していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 今回のかんしょ茎・根腐敗症の発生によりまして、特に被害が著しい南那珂地域を中心に、収量の減少等による農家所得の低下が見込まれておりますことから、生産農家に対し、営農全般にわたるきめ細かな支援が大変重要になると考えております。

このため現在、農業改良普及センターを窓口として、営農相談等に対応しておりますが、それに加えまして、市やJAと連携した個別の巡

回や面談等を通じ、農家のもとに直接出向いて営農相談に応じる取り組みも進めてまいりたいと考えております。

今後とも、被害農家にしっかりと寄り添いながら、関係機関・団体と一丸となり、農家が希望を持って営農に取り組めるよう、支援してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 私は市議、県議になりましたが10年たとうとしているんですが、一般のときには、市役所とか、県庁とか、行政というところはなかなか行きづらいものです。

今、答弁にありましたように、こういう準備がしてあるから来てくださいよと。こういう準備があるからどうぞではなくて、やはり現場に足を運んでいただいて、もちろん地元の市役所と農政サイドも南那珂等に行ってください、本当に現場の声を聞いていただきたい。

家族のある農家の方は、どうしても全部自分で抱えてしまうところがある。これは農家だけじゃなくて、一般の方もそうだと思うんですが、状況が悪くなればなるほど、自分で抱え込んでしまうところがありますので、そこをどうか行政の方々に、手を差し伸べていただきたいと思っております。

対話と現場主義です。先日は、知事、農政水産部長初め、多くの皆様が串間に来ていただきました。意見交換、現地視察をしていただきありがとうございました。

そこで知事に、視察の感想とこれからの対策への意気込みについて、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先日、串間市において発生圃場を視察しまして、被害を受けた産地の状況を目の当たりにしますとともに、産地の皆様の声を直接伺いまして、改めて、サツマイモ基腐病の深刻さと生産者の皆様の不安を受けと

めたところであります。

何といたってもカンショは、この地域の基幹作物であり、また一つ、シンボルのようなものであり、地域の皆様が受けられたショック、また将来への不安というものはいかばかりかと思われれます。

今回の病気につきましては、産地全体を巻き込む大きな災害となったわけではありますが、担い手の減少・高齢化や輪作など、農地の高度利用に向けた作物の選定など、さまざまな課題が浮き彫りになり、地域全体で共有されたものと感じております。

口蹄疫のときもそうでありましたが、ああいう大変な災害の中で、これまでさまざまな課題というものが浮き上がってきて、それで抜本的な対策を打ち、今の畜産につながっているわけでありまして、この大変なピンチの状況を、何とか将来への展望に結びつけてまいりたい、そういう思いであります。

全国有数のカンショ産地であります南那珂地域の一日も早い復興に向けて、まずは、現在取り組んでいる対策の着実な実行を推進してまいります。

また、本県カンショは、輸出を牽引し、焼酎産業を支える重要な品目でありますので、さらなる振興へ向けて、関係者一体となって取り組んでまいります。

○武田浩一議員 ぜひ、今の知事の思いを来年度予算にも反映させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

今回、串間市が5,600万円の大型補正、また、県が健全な苗や種芋への更新等に要する経費の補助として3,341万6,000円の予算を計上されております。

また、知事、農政水産部長の国への要望活動

により、約1億8,500万円の国の支援も決まっております。国、県、市の関係者の皆様に心より感謝申し上げます。来年に向け、これからが大切であります。

11月14日、15日に行われました天皇陛下の即位継承祭祀「大嘗祭」において、本県から7品目の農産物が送られました。その中にJA串間市大東から「温室きんかん」「ヤマダイかんしょ」の2品目がありました。

本県の重要な品目であるカンショの産地・串間市が、将来にわたり発展するためには、今回の茎・根腐敗症、サツマイモ基腐病の発生拡大は、産地農家にとって危機的状況であります。これを一つの契機とし、病虫害防除の省力化に寄与するブームスプレーヤ等の導入など、ハード面での整備はもとより、50年を超えるカンショ生産の歴史と、これまでに培ってきた人材や技術、設備など、産地の資源・力を生かし、農地の集積による営農の効率化や地域内連携の強化など、産地の構造改革が必要ではないかと考えております。

本県においても、カンショのさらなる振興に向けた一層の支援について、強くお願いを申し上げます。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

高等学校教育整備計画（後期実施計画）の主な内容について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 高等学校教育整備計画（後期実施計画）は、今年度から令和4年度までの本県高校教育の目指す姿を示しているところでありまして、「魅力と活力ある宮崎の高等学校教育の創造」をスローガンに、地域と学校をつなぐ仕組みでありますコミュニティ・スクール制度の導入や、それぞれの高校が教育実践の情報を共有し合う連携体制の整備などに取

り組んでいるところであります。

また、後期実施計画期間における再編整備の基本的な考え方として、「1学年4学級以下の高等学校を対象とした新たな統廃合の予定はない」としているところであります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

ただいま、令和4年までは1学年4学級以下の高等学校を対象とした新たな統廃合の予定はないと再確認し、地域住民の皆様とともに安堵しておりますが、県教育委員会では、次期教育整備計画の検討がなされております。検討状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 次期教育整備計画の検討につきましては、現在、宮崎県学校教育計画懇話会を設置しまして、「新しい時代の県立高等学校の在り方」をテーマに、幅広い御意見をいただいているところであります。

この懇話会は、12名の有識者等で構成され、これまで2回開催しております。また、北部、中部、南部の3地区において、それぞれ9名で構成する地区別懇話会を開催しております。地域の実情についての意見の聴取に努めております。

今後は、来年度中に、各地域からの意見も踏まえた提言をいただきまして、その提言を反映させる形で、新しい時代に向けた教育整備計画を検討してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 地方の時代であります。地方創生があり、SDGsが叫ばれる中、今後の高等学校のあり方について、県教育委員会の考えを教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） これからの高等学校は、地方創生やSDGs社会の実現に向け、経済、社会、環境など、さまざまな課題解決に対応できる資質・能力を、生徒にしっかりと身に

つけさせなければならないと考えております。

そのためには、地域住民とともに、地域課題や将来への展望等を認識・共有しながら、「地域とともにある学校づくり」を展開することが大切でありまして、その中で、生徒がみずから地域の課題を見出し、よりよい地域づくりに向けた活動を行うなどの取り組みを、より一層推進してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

私は、後期実施計画、特に地域と学校をつなぐ仕組みであるコミュニティ・スクール制度の導入等高く評価しております。もちろん教育整備計画は、生徒の皆さんの生活、学習環境を整えることが最優先であり、決して財政の状況や、単に生徒数基準による統廃合ありきではないと考えます。

地方創生やSDGsも念頭に地域住民とともに、地域とともにある学校づくりに取り組んでいながら、次期教育整備計画を進めていただきたいと、強く要望いたします。

次に、公立病院編成についてお伺いいたします。

今議会で岩切議員、田口議員、本日の高橋議員の質問で、再編統合対象病院のほうは理解いたしましたので、割愛いたします。

地方創生、持続可能なまちづくりを進める上で、地域医療は、住民にとって大きな関心事であります。地域医療構想を今後どのように進めていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 地域医療構想につきましては、現在、各地域の調整会議において、昨年度、各医療機関が策定した将来方針をもとに、2025年に向けた医療提供体制を構築していくための具体的な協議が進められており

ます。

そのような中、今回、国が9月に将来方針の再検証を要請する病院名を公表し、本県では、7病院が対象とされたところであります。7病院につきましては、今後、調整会議の場で再検証の協議が行われる予定となっております。

県としましては、各医療機関や地域の意向を十分に尊重しつつ、昨年度設置した医師2名の地域医療構想アドバイザーからも技術的な助言を得ながら、再編統合ありきではなく、中山間地域における公立病院の役割の大きさなど、それぞれの地域の実情を踏まえた、調整会議における議論の促進を図ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 今議会でも答弁いただきましたように、再編ありきではなく、中山間地域における公立病院の役割、実情を踏まえた上で、地域医療構想を進めるためには医師確保も必要であると考えますが、どのように取り組まれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） これも重要な課題でありまして、県では、平成30年7月の医療法の一部改正を踏まえ、今年度末までに第7次宮崎県医療計画の一部を改定しまして、医師の確保の方針、確保すべき医師の数の目標、目標の達成に向けた施策、この3つを内容とする医師確保計画を新たに盛り込むこととしております。

地域医療構想との整合性を確保しながら、この医師確保計画に基づきまして、宮崎大学医学部におきます地域枠等の継続的な設置により、県全体の医師の増加を図ってまいります。また、新たに策定します医師のキャリア形成プログラムに基づきまして、地域枠等医師の派遣調整等を行うことを通じて、地域偏在の是正を図ることとしております。

今後とも、宮崎大学医学部、県医師会、市町村及び関係医療機関と密接に連携しながら、医師の養成・確保に向けて、積極的に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

地方創生、SDGs、住みなれた地域で持続可能な生活をしていくためには、やはり仕事、特に宮崎県では1次産業、農林水産業です。そして教育、全国どこにいても同じ教育が受けられる環境。そして医療・福祉であります。

先日、医師会の役員の皆様と意見交換をする機会がありました。その中で、「着実に医師数は皆様の努力によってふえている。しかし、65歳以上の医師の割合が大変高い。10年後の医師が、宮崎県の医療が心配される」ということをお聞きいたしました。

いつも医師不足、医師不足と言われますが、実は、大学を出て、残りたい若い先生が相当数いらっしゃる。しかし、「しっかりとした受け入れ先が不足しているのではないか」という御意見がありました。今は、大学病院から県内の公立病院に医師を送っていただいておりますが、大学病院の採用にも限界があります。

そこで、「県教育委員会のように、宮崎県が医師を採用し、期間を決めて県内各地の公立病院へ赴任させる。また、5年、10年のスパンで中央で最新の医療技術を学べるようにすればどうだろうか」という御意見をいただきました。

各自治体で医師を確保するのも大変苦勞されております。どうか検討していただくよう要望いたしておきます。

次に、UIJターンについて質問いたします。

私は、UIJターンによる若者の移住は、地方創生SDGs推進の肝であると考えますが、

UIJターン推進の取り組みと現状について、総合政策部長にお伺いたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、東京、大阪、福岡、宮崎に移住相談のための窓口を設置するとともに、相談会等を実施いたしまして、住まいや仕事等の具体的な相談対応や効果的な情報発信に努めているところであります。今年度、22の市町村が参加いたしました東京・大阪の移住相談会におきましては、30歳代以下の若い世代を中心に、合計152組、280名の参加がありました。

また、市町村が実施する空き家バンクの運営や移住サポーター設置等の取り組みに対する支援を行うことにより、受け入れ体制の整備を進めているところであります。

さらに、ことし9月のワールドサーフィンゲームスの際には、観戦に訪れた方々とサーフィン移住者との交流会を開催いたしましたけれども、予想を超える参加がありまして、うち3名の方から、本県への移住を決めたといった御報告を受けたところでございます。

○武田浩一議員 宮崎県は、全国でも若い移住者の方に人気のある県のようにあります。県、市町村が主催する移住相談会以外に、実際に県内に住まわれている移住者の方からの情報で入っている方も多数いらっしゃるとお聞きしております。串間市でも市木のほうでは、小学生の半分以上の子供たちが、移住者の方々の子供さんであるとお聞きしております。

移住者の皆様の活躍は、地域の活性化に資すると考えますが、本県における若い世代の移住者の活躍事例を、総合政策部長にお伺いたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 移住者がそれぞれの地域で活躍しておられる事例といたしま

しては、例えば北諸県地域では、夫婦で地域おこし協力隊として移住をされ、外部から見た集落の魅力に焦点を当てたパンフレットの作成や、地元産品を使った食育活動・情報発信等を行いながら、伝統芸能の保存活動にも積極的に参加されるなど、地域の中心となって活躍しておられる方がいらっしゃいます。

また、南那珂地域では、移住してイチゴ農園を始めた方が、都市部から大学生を受け入れてきて農業体験を実施し、参加者の中から新たな就農移住者が生まれている事例がございます。

さらに西臼杵地域では、NPO法人を立ち上げ、地域や特産品の情報発信をしながら、町議会議員として地域振興に力を入れておられる方もいらっしゃいます。

○武田浩一議員 子供たちを産み育てる若い世代に一生懸命、県、市町村が予算をつけて頑張っているところですが、やはり今、予算をつけたことが——生まれてくる子たちからすれば20年後になります。人口減少対策には、20年後といたしましても間に合いませんので、やはり若い移住者の方々の力が必要になってくると考えております。

県が持続可能な地域づくりを進めていく中で、若者を地域に引きつけ、移住に結びつける施策について、今後どのように取り組んでいけるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 都市部から若者のU I Jターンを促進することは、人口減少対策や担い手対策に加えて、外からの新しい風、刺激を与えるといった意味で、地域活力の維持・増進を図る上で大変重要であると考えております。

ことし9月には、私のほうで、地域おこし協力隊として活躍されている都市部からの移住者10名と意見交換を行ったところであります。

参加者からは、宮崎の魅力について、さまざまな評価をいただくとともに、「いきなり移住を前提に話をスタートするのではなく、宮崎のよいところを見てもらえば移住につながるのではないか」、さらには「移住に向けたサポート体制について工夫すべきではないか」など、いろんな意見をいただいたところであります。

こういった意見は、私の思いとも一致するところでありまして、今年度は、サーフィンの聖地であります本県のサーフィン環境のPRや、都市部の若者に本県の暮らしや仕事を体感していただく「ふるさとワーキングホリデー事業」を実施しているところであります。また、多くの若者が利用しておりますユーチューブを活用して、宮崎の魅力や暮らしのよさを広く発信することとしております。

今後とも、こうした移住者の生の声も生かしながら、市町村等と連携をして、若者を引きつける取り組みを進め、移住の促進と活力ある地域づくりに取り組んでまいります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

本年、私は、人口減少・地域活性化対策特別委員会で、県内、また県外を調査してまいりました。県内外の人口減少・高齢化率の高い地域において、多くの若者が、新しい価値観やライフスタイルを持ちながら地域の高齢者の方々に愛され、また頼りにされながら、ともに活動する姿を見てまいりました。

その中で言われていたことがあります。それは、「人口減少の著しい地域においては、何をやるにしても、やはり65歳以上の方々を巻き込まないとだめだ」ということです。「幾ら若い世代が突っ走っていろいろやるにしても、結局は地域の方々の協力がなくては社会は動いていかない」ということを聞きました。まさに、多

様性の中で、それぞれの地域が新しい幸福、新しい豊かさを求めていると感じました。

先ほどから申していますように、私は、地方の時代が来ると。地方の時代にならないと、日本がだめになるし、世界がだめになると思っております。一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

次に、県内での経済循環についてお伺いいたします。

本県の県際収支の現状について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 「宮崎県県民経済計算」の最新データであります平成28年度の推計結果によりますと、本県の県際収支は、約4,200億円の赤字となっております。

業種別で見ますと、県内では生産が難しい石油・石炭製品や情報通信業、自動車等の輸送用機械などで大きくマイナスとなっている一方、電子部品や農林水産業、食料品製造業などにつきましては、プラスとなっている状況であります。

○武田浩一議員 4,200億円の赤字なんですね。説明をいろいろ受けたんですが、やはり宮崎県には豊かな農産物があって、1次産業の分については大きく移出が上回っていると。しかしながら、自動車であるとか、医薬品であるとか、県内で製造されるものがないということで、なかなか大変だと思っておりますが、ここを1%でも5%でも10%でも改善していくことが、県内の経済循環につながって、宮崎県の発展に寄与すると思っておりますので、よろしく願いしておきます。

そこで、私、「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」は、すばらしい推進運動だと思っております。県議になる前は、何となく100万泊県民運動

というのを聞いていたような気がするんですが、やはりここ数年、地方創生であるとか、人口減少社会であるとかということろを勉強するに当たって、一緒にしていくに当たって、これは本当にいい取り組みではないかと思っております。

その実績について、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 観光庁が実施している宿泊旅行統計調査によりますと、県内のホテル・旅館などに宿泊された県民の数につきましては、最新の平成30年1月から12月までの期間で、延べ102万5,860人となっております。平成27年以降、4年連続で100万人を超えております。

○武田浩一議員 4年連続で100万人を超えているということで、この運動は成功していると言えるんですが、次の目標を、ぜひ上方修正して立てていただきたいなど。

県議になりまして、この2年、県北、県西、県央、南那珂は地元ですので大体わかるんですが、本当に、いろいろな人と知り合ったり、いろいろな場所を見たり、いや、宮崎県の中でもこんなにいろいろなものがあるんだなど。こうやって宮崎県の中で、外から人を連れてくるのもいいですけど、まずは宮崎県民が、同じ県内の美しい景色を見たり、優しい人々と出会ったり、おいしいものを食べたりする運動は、僕は最高の地産地消であると思っておりますので、よろしく願いしておきます。

次に、ひなたカードの取り組みを、この県内での循環に組み合わせると、今後、宮崎県の発展に大きく寄与すると思えますが、現状と今後の展開について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） ひなたカードは、みやざき物産館や道の駅など、県内31の観光施設等で使える本県独自のポイントカードでありまして、会員に対し、定期的な観光情報等の発信や、会員限定のキャンペーン等を実施するとともに、カードの利用状況やアンケート結果を加盟店舗へ提供することで、各店舗の販売戦略に活用いただいているところであります。

今年度は、NEXCO西日本と連携したキャンペーンや地域イベントでのPRなど、入会促進に取り組んだ結果、会員数は、10月末時点で約6,800名となり、昨年度末から約1,000名増加しております。

今後とも、こうした取り組みを市町村等と連携して実施することで、宮崎ファンの拡大やリピーターの獲得を図り、観光誘客による地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

今、実績を紹介いただきましたが、僕は大変少ないと思います。本当にこれをうまく活用していけば——今、私も一応、ひなたカードを持っておりますが、県の職員さんは何%持っているのでしょうか。それと、県内の市町村の職員さん、どうでしょうか。やはりそのあたりのPRがちょっと足りないんじゃないかなと。

串間で使おうと思っても、使うところもありませんので、ポイントがたまりません。これは今、サーフィンであるとか、ゴルフであるとか、来られている方、宮崎のファンをつくるのに、僕は最高のツールだと思っています。これを、宮崎に何回来た、何泊した、どこどこを回ったという回数で、県外の方を表彰したり、県民の方を表彰したり、これがゴールドカード

になったりすると、余りお金をかけずに取り組めることじゃないかなと思っておりますので、これを起爆剤にさせていただきたいなど。県民100万泊と一緒にセットにして広げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

私は、本県を一つの国と見立てたとき、県際収支の改善は重要であり、域内での経済を循環させる努力が必要であると考えます。

その中で、県が取り組んでいる「100万泊県民運動」や「ひなたカード」など、もっと推進していくべきであります。県内の経済循環をどのように促進されていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の置かれた状況を考えますと、外貨を稼ぐ、これも非常に重要なことではありますが、その上で県民の皆様が、県内で生み出された農林水産物を購入したり、県産品を使用すること、さらには、県内の宿泊施設をみずから利用することなど、広い意味での地産地消を推進していくこと、これは県内の経済循環を促進していく上で大変重要なことであると考えております。

このため本県では、官民20団体が一体となって、「みやざき元気！地産地消県民運動」などを展開しておりますほか、県におきましても、建設工事や委託業務などにおいて、県内発注率の向上に向けた実施方針を定めて取り組んでいるところであります。

地産地消というと、どうしても物を買う・使う、そっちのほうに意識が行きがちであります。より広い意味で取り組んでいるところであります。例えば、県内各地で行われているイベントやお祭りに参加すること——私も今、串間市の一連のお尋ねの中で、ビーチバレーに参加

した事等を思い出しておるわけではありますが——そのときに飲食だとか宿泊効果が生まれる。そして出会いが生まれる。いろんな広がり生まれる。そのことが広い意味での地産地消、経済循環に結びついていくと考えておりますので、今後とも、県民一人一人が地産地消の意義を理解し、行動してもらえますよう、官民を挙げて、広い意味での地産地消の一層の浸透を図ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 地方創生、私たちが住みなれたふるさとで持続的に生活していく上で、知事の言われる広い意味での地産地消は必要であり、答弁にもありました、県際収支が10%改善すれば、420億円というお金が県内で回ります。この県内経済循環を県民一人一人が意識すれば、新しい「ゆたかさ」の宮崎がつかれると信じているものであります。ともに頑張ってもらいますので、よろしく願いしておきます。

次に、国道448号についてお伺いいたします。

448号は、「文化猿の生息する幸島」「国の天然記念物の指定を受けている野生馬の都井岬」へ通ずる観光の道路であり、海外クルーズ船が寄港する油津港へのアクセス道路の役割も担っております。

また、地域住民にとっては、日常生活や通勤・通学・緊急医療搬送の重要な道路であります。平成29年6月から通行どめになっている藤地区から舩地区について、平成30年3月に、トンネルを含むバイパスによる災害関連事業として採択されました。このトンネル工事の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 藤地区で施工中のトンネルにつきましては、岩盤の強度を推定するため、地質調査などを行い、これに基

づく工法を選定した上で、2工区に分割し、串間市側と日南市側の両側から掘り進めております。

先月末時点で、延長約880メートルのうち、2工区合わせて約330メートルの掘削が完了しておりますが、実際に掘削を行ったところ、地下水の影響などで岩盤の風化が進み、亀裂も多いなど、当初想定した地質よりも非常にもろい状態となっており、掘削面の崩壊も発生しております。

このため、掘削面の安定を図ることを目的に、鋼管を打ち込む工事を追加するなど、慎重に掘削を進めているところであります。

非常に厳しい現場条件となっておりますが、安全を確保しながら、一日も早い完成に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

本当に、この藤一舩地区間は命の道であります。生活されている方には、本当に日常の道であって、これが通らないと——この前も早急に来ていただきましたけど、舩一南郷間が前回、台風で崩れまして、そのときも素早い対応に、地元の方々からは県土整備部に対して、ありがたかったというお言葉もいただいておりますので、一日も早いトンネル、バイパス開通を祈っております。よろしく願い申し上げます。

次に、本年3月29日に串間市都井岬灯台、日南市鞍崎灯台、日向市の細島灯台の3基が、九州で初めて国の登録有形文化財に指定されたことは、皆様御承知のとおりであります。国指定・登録は、平成31年4月1日時点で全国19灯台であり、全国で上れる灯台16基のうち、登録有形文化財とダブっているのは6基であります。その1つが、串間市の都井岬灯台であります。

宮崎の新しい観光資源として活用すべきであると考えますが、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 御質問にありましたように、本県では、ことし3月に都井岬、細島、鞍埼の3基が、灯台としては九州で初めて国の登録有形文化財に指定され、中でも都井岬灯台は、九州で唯一、内部を常時公開する灯台でありまして、周辺の景観と調和した魅力的な観光施設でもあります。

また、細島・鞍埼灯台においても、国文化財の指定を契機に、灯台内部の特別公開や散策ツアーが開催されるなど、施設管理者と地域の連携した取り組みが進められております。

国においても、インフラ施設を活用したインフラツーリズムを推進しており、これらの灯台も、そのすぐれた技術力や歴史的価値を感じることができる魅力的な観光資源でありますので、市町村等と連携し、周辺観光地などと組み合わせ、その魅力を発信してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

我が串間市の都井岬は、全国有数の観光地であると僕は思っています。しかしながら、ここ最近では低迷しておりますので、ぜひ、これを一つの起爆剤としたいなど。私たちは小さいころから、都井岬の灯台には親しんでおります。遠足で行ったり、あそこで絵を描いたりした記憶があります。

県内においても、ダムまた旭化成の工場等のインフラ施設を活用したインフラツーリズム、これをいろんな形で推進していただきたいなど。灯台自体が国の敷地内にありますので、県単独、また市町村単独ではなかなか難しいところがあると思いますが、やはり国、県、各市町

村で連携をとっていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、水難事故防止対策についてお伺いいたします。

スポーツランド宮崎づくりを推進してきた本県は、多くのプロ・アマのスポーツチームの合宿・キャンプ地として利用されております。近年は国際大会も開かれ、全国屈指のサーフスポットとして有名になり、サーフィンのために移住されるケースもあります。

宮崎県において過去10年間（平成20年から平成30年）のサーフィンの事故統計（宮崎海上保安部）を見ますと、発生件数34件、死者・行方不明者5名でありました。ところが、本年は、発生件数9件、死者・行方不明者7名（11月8日現在）と、大きく増加いたしております。

国際大会を初め、サーフィンによる誘客が進められる中、サーフィン中の事故が急増しておりますが、県として事故防止にどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本県では9月にワールドサーフィンゲームスが行われたところでもありますけれども、その成果を生かし、今後さらにサーフィンを活用した誘客を進めていくためには、安全対策にもしっかりと取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、県サーフィン連盟に協力いただき、県の観光情報サイト「旬ナビ」に、サーフィンをする上で注意すべき点を新たに掲載し、注意喚起を図っております。

また、今月開催予定の市町村や観光協会担当者との会議の場において、事故防止に向けた方策や、サーフショップとの連携等、安全対策に

ついて情報共有を行うこととしており、市町村や関係団体等と連携して、サーファー等への注意喚起に取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 日向市等では、サーフィン関連の皆さんと一緒に事故を防ごうということで、官民で会議を開いたという情報も新聞に出ておりましたし、この前、日高博之議員が、「海を安全に楽しむためのお願いです」というパンフレットをサーファーの皆さんに砂浜で配ったと言っているらしいので、しっかりと取り組んでいただきたいなど。やはりサーフィンの事故が多いとなると、せっかくサーフィンの地・宮崎で売り出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、このような中、沖縄県では、県警が主体となって、沖縄県水難事故防止推進協議会が設置されております。同じような協議会を設置し、サーファー及び地域住民の安心を守るべきだと思いますが、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 県警といたしましては、従来から、宮崎市などの自治体が設置した水難事故防止目的の協議会に参加し、水難事故防止に関する情報発信活動等に取り組んでいるところであります。

そのため、県警主体での水難事故防止協議会の設置予定はありませんが、議員の御質問の趣旨を踏まえながら、今後も自治体や関係機関と連携し、水難事故防止の広報啓発活動等に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 よろしく申し上げます。

最後に、江戸末期に600を超える村々を貧窮から救ったと言われる二宮尊徳翁の教えを端的に表現した言葉の一つに、「積小為大」がありま

す。

「例えば、百万石の米といっても粒が大きいわけではない。一万町歩の田を耕すのも、一くわずつの手わざでできる。千里の道も一歩ずつ歩いていくものだ。この道理をはっきりわきまえて、精を出して、小さなことを勤めてゆけば、大きなことは必ずできあがる。小さなことをいい加減にする者は大きなことは決してできぬものだ」。私は、地方創生、まちづくりとは、このようなものであると今、実感しております。今後とも、ふるさと宮崎、地域のために一歩一歩、皆様とともに努力してまいりますことをお誓い申し上げます、本日の質問を全て終わります。ありがとうございました。（拍手）

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時47分散会

12月3日（火）

令和元年12月3日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冏師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冏師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉日限俊郎
教育長	阿部文彦
警察本部長	阿高林宏一
監査事務局長	
人事委員長	

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。

まず、地方自治ということをテーマに質問をしたいと思えます。

1カ月前、介護現場で働くある女性が私の家に来られて、介護現場のさまざまな状況を話されました。

その方が最後に言った言葉が、言いにくそうでしたが、「このまま続けば福祉の現場は崩壊すると思えますよ。」という言葉でした。

「福祉の現場が崩壊する。」この言葉の意味は、私自身も常々感じていたことで、私は、さきの9月議会でも、「介護の社会化を言うならば、そこで働く人の賃金を、せめて準公務員並みの賃金を保障すべきではないか」ということを言わせてもらいましたが、この女性の方の意味するところは、過酷な労働実態や待遇からくる職員のいらいら感、施設経営者とそこで働く職員の心のつながりのなさ、そして高い離職率。その方は手を首に当てて表現されましたが、場合によっては、現場での犯罪を想起させるものでした。

宮崎県内においても、職員が利用者に馬乗りになったの暴行事件や、施設経営者による不正経理事件などが、数々、報道されています。この女性の意味されたことが、如実にあらわれていると思えます。

現代社会が、福祉現場に限らず、人間の心もあらざる方向に向かっているようで、こんな社会を何とかしなければと痛感をいたします。

そして私は、どうも政治が的確にうまく機能していないのではないかと思えてなりません。もっと言うなら、私も含めて、政治家の責任、政治の怠慢、政治の貧困にあるのではないかと思えるほどです。

政治には、そして地方自治として、地域住民の声を聞き、その声をもとに人間の幸せのために、どう表現していくのが求められていると思えます。

こんな話があります。ある役場の正面玄関で、年のころ80歳を過ぎたような老人がつえを振り上げ、それはそれは大きな声で、誰かをどなり上げていたそうです。何か住民同士のトラブルでも起こったのかと思って、慌ててその人に駆け寄り、「どうしたんですか。何かあったんですか」と聞くと、その老人が振り向きながら言うには、「この役場の正面玄関に設置してあるこの箱を見てください。上に何と書いてありますか。あなたの声を聞かせてください」老人は、箱の投書口に口を当てて、自分の声を聞かせていたのです。老人はすっきりしたようでした。

今で言うパブリックコメントも、歴史的にはこのような誤解をはらみながら、徳川吉宗が日本で最初に設けたと言われる目安箱から発展、継承されたのでしょうか。これからも、本当の県民の声を聞いていきたいものであります。

そこで地方自治、住民の声を聞くというテーマの質問ですが、まず、人事委員長にお伺いいたします。国の人事院勧告では、国家公務員の特別給を0.05カ月分引き上げるという勧告がなされましたが、県の人事院勧告では、それを据

え置くということになりました。この勧告における給与決定の考え方を、まず伺いたいと思います。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○人事委員長(瀨砂公一君) [登壇] おはようございます。お答えいたします。

人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであります。

公務員の給与につきましては、幾つかの原則がございますが、その一つに、地方公務員法第24条に規定する、いわゆる「均衡の原則」というものがございます。これは、具体的には県内の民間事業所の従業員の給与と県職員の給与を精密に比較した結果や、国及び他県の給与の状況等を総合的に考慮しなければならないというものでございます。

さらに、均衡の原則につきましては、県民の理解と納得が得られるよう、国の給与制度を基本としつつ、その水準は地域の民間給与をより重視することが必要とされております。

人事委員会といたしましては、このような法の趣旨を踏まえまして、例年、国や民間等の状況を総合的に考慮し、勧告内容を決定しているところでございます。以上でございます。

[降壇]

○太田清海議員 人事委員会としての今回の勧告の考え方は理解いたしました。

人事委員会は、独立・中立機関だと思いますので、政治的な介入や周りの雑音に影響されることなく勧告されたのだらうと思います。

ただ、本音を言うと、特別給の0.05カ月については、どうにかならんかったかなという思いはいたします。

そこで、知事に質問いたします。今回の県の勧告では、特別給が県内の経済動向を反映して据え置かれ、それをもとに給与条例の提案がなされたわけですが、この意味するところは、公務員賃金は県内の経済動向に引っ張られていく。そのことで、ますます県内の景気がデフレマインドになっていく。さらに、行政がそのような方向を追認した、黙認したということにならないかと思うわけです。

というのは、県では、景気循環システムなど経済活性化方策を打ち出し、商工観光労働部に限らず、教育委員会などの全てセクションが、県内の就職率の向上、人口流出対策、UIJターンなど涙ぐましい努力をされ、経済の活性化策を打ち出しておられます。これを見ると、行政の一体感が感じられない、食い違い、不一致を感じるわけです。今回の勧告の扱いは、宮崎県の経済の活性化という意味でも大変もったいないという思いがいたします。

地方公務員法は、先ほども言われました第24条の2項であります、「その他の事情を考慮して定めなければならない」と書いてあります。「考慮して」という言葉なんですよ。

「準じて」だったら、そのとおりやらないかということだろうと思いますが、「考慮して」という言葉の意味は、さまざまなことを考慮してやってくださいという意味だろうと思うんです。

ということで、知事として、県内経済活性化の視点から、多少柔軟に判断してもよかったですのではないかと思うんですが、知事、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 今回の給与改定につきましては、人事委員会から地方公務員法に基づき勧告が出され、私としましては、それを受け

で判断し、今回、議案としてお願いしているところでもあります。

勸告は、人事行政に関する中立的かつ専門的な機関である人事委員会が、県内民間の給与等を精緻に調査・研究した上でなされるものでありますことから、職員の給与の決定に当たっては、この人事委員会勸告制度の趣旨を尊重することが大切であると考えております。

○太田清海議員 わかりました。本当に私は、特別給が出されて県内に波及する相乗効果をもたらすという効果もあったんだがなとか、人材確保の面からもどうだったのかなとか、そんなことを思いました。

後でまた議論になると思いますけど、次に総務部長にお伺いいたします。

会計年度任用職員制度の導入に当たっての、国の予算措置の状況を伺いたしたいと思います。

○総務部長（武田宗仁君） 会計年度任用職員制度に関する国の予算措置についてでございますが、今年度の総務省の概算要求時におきまして、令和2年度予算の編成の過程で必要な検討を行うこととされております。

このため、現在も総務省から、各地方公共団体に対しまして、準備状況などの調査が行われているところでもあります。現時点では、具体的な内容や額については示されておられません。

○太田清海議員 今、答弁があったように、いろんな制度をつくる場合に予算が明示されていない中で、自治体では苦勞して制度をつくっていかないかんわけですよ。どうなるだろうかという思いをしながら。私は、予算の措置がある程度きちっとされて、本当の制度がつけられていくんじゃないかと思うので、このようなやり方というのは余りよくないと思うんですよ。これはもちろん国のことですがけれども。

それで、知事にお伺いします。いわゆる地方自治という視点からであります。新たな制度導入に関して必要となる財源について、早目に明示するよう国に要望すべきだと思います。知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、必要な財源の確保について、全国知事会等を通じて、機会あるごとに、国に対して要望を行ってきたところであります。

先月開催されました全国都道府県知事会議の総理懇談会におきましても、総理から直接、準備状況に関する調査の結果などを踏まえ、適切に対応するとの回答がなされたところであります。

制度の円滑な導入・実施のためには、必要な財源が確実に確保される必要がありますので、国の予算編成の動きを注視するとともに、今後とも国に対して要望してまいります。

○太田清海議員 ぜひ、強い要望をしていただきたいと思っております。そして、こういった制度づくりには、必ず予算措置をきっちり明示して自治体に判断をさせるような、そういうことではないといけないと思うわけです。

私も9月議会でこのことを質問しましたが、そのときには、この会計年度任用職員というのは、今いらっしゃる正規職員が基本であって、会計年度任用職員よりか、でき得るならば身分を正規職員に上げていくこと。それからもう一つは、会計年度任用職員、臨時職員が、やはり会計年度任用職員もそうですが、有期という期間が定まっているというようなイメージがあって、この人たちは1月、2月、3月は、「4月から私は採用されるだろうか」という強烈な不安感があるわけです。これもまだ拭えないと思

うんです。だからこの辺も、ぜひしんしゃくしてあげてほしいなと思います。もう一つ、今回つけ加えたいのはフルタイム、私はぜひ、会計年度任用職員はフルタイムでお願いしたいと思っています。パートタイムでやったら賃金は下がります。新聞報道もされていましたが、ボーナスが出るからいいんじゃないかといってパートにすると、通常の臨時職員の場合、月給が月13万ぐらいになりますけど、30時間程度働かせるパートタイムだったら、月給が11万程度になるんですよ。そして後で一時金で補填されると。これは分割払いみたいなものですよ。私は、こういうパートタイムで低く抑えるというのはよくないと思う。ぜひともフルタイムの会計年度任用職員をつくらせていただきたいと思っています。でないと、やっぱりみんな月々の生活をしておるわけですから、これが13万が11万に下がるような例だと大変だと思うんです。これは働き方改革じゃなくて、働かせ方の問題だと思うんです。

ぜひ、そういう意味でワーキングプア、年収200万円以下がワーキングプアと言われていますが、200万円を超えるような賃金を支払えるような制度にしていきたいと思っています。

次に、ふるさと納税ということで、総務部長にお聞きしたいと思います。

濱砂議員もさきに質問されましたが、確認の意味で、県及び県内市町村のふるさと納税の全体の収支についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（武田宗仁君） ふるさと納税につきましては、直近の総務省の公表資料によりますと、本県及び県内市町村の平成30年度におきます受入額が約286億円である一方、平成30年の寄附金による個人住民税の控除額が約10億円となっております。

なお、ことしの6月から、返礼品の調達費用等を含みます寄附金の募集に要する経費が、受入額の50%以下とされたところでございます。

○太田清海議員 286億円、返礼品をその分――返礼品というのは、県内のいろんな活性化のために、宮崎のブランド牛とかいったものを提供するわけですから、県内の活性化に大いに役立つと思うんです。宮崎県に残された使える金としては、きのうの発言等も考えてみると、80億程度は使えるのかなと思います。

ただ、このふるさと納税については、私は前回も言っておりますけれども、県の財政というのは、余り県民の気分とか国民の気分で確立されていくようなものであってはいけません。やっぱり、税制の中できちんと冷徹に制度をつくらせて、所得再分配、そういった機能を生かしていくというのが基本だと私は思います。

ただ、これはこれで効果を発揮しているということで、今後の推移を見守っていきたいと思っています。

次に、福祉保健部長にお伺いします。生活保護の需給世帯数及び人員の推移についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の生活保護の受給世帯数につきましては、各年度の平均値で、平成20年度の1万75世帯と比較しまして、30年度は約1.4倍の1万4,249世帯に増加しております。

生活保護の需給人員数につきましては、同じく各年度の平均値で、平成20年度の1万3,324人と比較して、30年度は約1.3倍の1万7,874人に増加しております。

○太田清海議員 生活保護というのも経済動向に左右されるから、その数値には浮き沈みがあったりするんですよ。ただ、全体的に伸び

ているというところに、一つの問題はあろうかと思えます。

生活保護のこのような状況をどう分析されているのか。傷病世帯とかその他の世帯とかいろいろありますよね、その辺の動向とかわかれば。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 平成30年度の県内生活保護世帯の類型内訳を見ますと、高齢者世帯が56.4%、傷病者世帯が12.7%、障がい者世帯が11.3%、母子世帯が4.1%などとなっております。

このうち、高齢者世帯は、平成20年度から30年度に増加した約4,200世帯のうち、約3,000世帯と7割以上を占めております。

このことから、生活保護受給世帯の増加につきましては、高齢化の進行に伴い、就労による収入等の不足や、医療費等の支出の増加により、経済的自立が容易でない高齢者世帯が増加したことなどが主な要因であると考えております。

○太田清海議員 高齢者がふえている、顕著というか、ほかと違ってふえているというような状況があると思うんですよね。分析としてはそういうことだろうと思えますが、私は、高齢者がふえているというのは、やはり、民法で言う扶養義務の意識が少し薄くなってきているのかなと思えます。

それから、なぜ扶養できないのかというと、扶養すべき子供たちが仕事のために都会に行ってしまう。それから、よく言われている非正規労働が派遣労働も含め今、4割近くになっているというような実態を考えると、やはり親を扶養できないという経済実態もあるのかなと、この2つを感じるわけです。中には、ひきこもりという問題もあるだろうと思えます。

まあ、わかりました。一応、そういう状況であるということですね。

地方自治ということで、最後に知事に質問をしたいと思えます。

冒頭述べたように、国民の幸せづくりのために政治の出番が求められているのに、どうも政治がうまく機能していない。そのため、政治の光の当たらないところに、県も含め全ての市町村が必死になって補完しようとしている。政治の足らざるところを、県・市町村が必死で支えているとしか見えません。

これまで私は、先ほども言いましたように、労働者派遣法の改善や累進税率の強化などを訴えてきましたが、格差を助長するこれらの改善をしないと、景気循環システムどころか経済の活性化は図れない、結婚できない、少子化は進む、むしろ逆の方向になっていっているような気がいたします。県も、国に対する要望書などを提出して努力されていますが、人事院勧告の扱いとか会計年度任用職員の問題などを考えると、地方自治が機能せず、萎縮していっているような気がいたします。

沖縄県では、基地移転の民意をめぐって激しい国とのつばぜり合いが演じられていますけれども、今後、国の動向を考えると、地方自治の発展のために、知事としての心構えが必要かと思えます。知事の地方自治に対する考え、決意をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 私は、地方自治の基本は、自己決定・自己責任の原則のもとで、地方がみずからの意思と力で、それぞれの特性に応じた地域づくりを進めることにあると考えております。

そのため、知事としての私に課せられた使命は、地域の声や生活の実態をきめ細かに把握す

るとともに、将来を見据え明確なビジョンを示し、県民の皆様が希望を持って暮らし続けることのできる社会づくりを進めていくことであろうと考えております。

国との関係におきましては、地方の声をしっかり伝えていくことが重要であると考えておきまして、これまでもあらゆる機会を捉え、本県の厳しい実情や実態を踏まえたさまざまな予算や制度改正などを、国に強く求めてきたところでもあります。

その結果、例えば地方創生等の新たな交付金制度の創設や、防災・減災対策に係る地方財政措置など、一定の成果も出てきていると考えております。

今後とも、国に対し主張すべきは主張し、直面する課題や本県の未来のために、今なすべきことにしっかりと取り組み、県民の皆様の暮らしを守ることを、そして暮らしの豊かさを築いていくこと、これがまさに地方自治の発展につながるものと考えております。

○太田清海議員 これまでの一般質問の中で、知事は、例えば県内の賃金を上げないかんということで、県内の企業を回って要請をされているということも聞きましたので、努力されているんだなと思います。

今、決意もお伺いしましたが、多少気になるのは、いろいろ議論したときに、「これは国の専管事項だから」とかいう言葉を使って、ちょっとはぐらかすというんじゃないけど、そこで論点をちょっと避けることはありますよね。

ただ、私は今から、国の専管事項だからといっても、そういったところと本当に議論しないと、国民・県民の幸せというのが達成できないような問題が将来出てくると、私は思ってい

るんですよ。

ですから防衛でも、理論的には統治行為論とかいうのもありますけれども、私は、こういったつばぜり合いをせないかんことが出てくるといふ思いをすれば、今の知事の決意を受けとめながら——参考に挙げておきますと、2015年の11月1日に全国町村議会議長会では、沖縄の「日米地位協定の見直しに関する特別決議」というのをやっていますよね。

こういった動きというのは出てくるといふので、ぜひ、決意を強めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。総合政策部長にお尋ねします。

自転車保険についてであります。自転車の運転にひやりとすることがあります。一部の利用者のマナーの問題、スマホのながら運転とか、イヤホン運転とか、そういったものがありますが、自転車のマナーについて、交通安全を担当する部長としてどのように受けとめているのか、お伺いしたいと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 自転車利用者のマナーについてでございます。県が自転車活用推進計画を策定するに当たりまして、昨年11月に行いましたアンケート調査では、県民の皆様から、スマートフォンを操作しながらの運転や傘差し運転、スピードの出し過ぎといった危険な運転をする自転車利用者が多いことから、ルールやマナーの指導の強化を求める意見が数多く寄せられたところでもあります。

私も、自転車利用者による危険な運転を目にすることがあります。少しでも事故を減らすためには、全ての利用者のルールやマナーの遵守に向けた取り組みを、さらに進めなくてはならないと強く感じているところでございます。

○太田清海議員 安全で適正な運転のために条例を制定しようとしているようですが、全国の自転車条例の制定状況についてお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 自転車条例は、現在24の都道府県で制定されております。

この条例が最も早く制定されましたのは京都府でありまして、平成20年4月となっております。その後、昨年6月に国の自転車活用推進計画が閣議決定をされ、条例による損害賠償責任保険等への加入促進が要請されるようになって以降、7つの県で制定され、条例化の動きが加速化してきているところであります。

各都道府県の条例にほぼ共通して見られる内容といたしましては、県及び関係団体等の責務を初め、交通安全教育に関すること、自転車損害賠償責任保険等への加入促進等がございます。

○太田清海議員 この自転車保険であります。自動車の保険は自賠責保険などの車体に掛けられているということですが、自転車についてはどのような保険に加入したらいいのか、ちょっとわかりづらいものから、説明をお願いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 自転車保険は、自転車利用者が加害者となり、民事上の賠償責任を負うこととなった場合に、損害賠償を行うための金銭負担を補償する保険でありまして、大きく個人向けと事業者向けに分けられます。

まず、個人向けといたしましては、自動車保険や火災保険等の特約で付帯した保険や、PTAや学校が窓口となる保険がございます。

一方、事業者向けといたしましては、宅配サービスや自転車貸付業等の事業者が、業務利

用中の事故に備えた保険がございます。

そのほか、個人も事業者も利用できるものとして、自転車安全整備士が点検整備を行った自転車に付帯されるTSマーク付帯保険がございます。

○太田清海議員 実は私も、自動車は余り好きではないものですから、自転車で議員活動をやることが多いんですね。実は、その活動中に雨が降ってきて、傘を差して運転したら、青パトカーだったのか、「はい、傘差しやめてください」と言ってマイクで放送されまして、非常に恥ずかしい思いをしたことがあります。

それで今回、こういった条例ができればというか、その前に、私もこの自転車保険に第1号で入りたいと思いますが、そんな思いであります。

自転車は環境に優しく、生活の足としては欠かせないものだろうと思いますので、自転車の利活用を図る上で、マナーアップと保険加入は大切であります。ぜひ、この条例制定にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、危機管理統括監にお伺いいたします。

千葉県で、今回の台風15号で大規模な停電が発生して、発生から10日後でも3万戸以上が停電していたという状況があります。停電を解消しても隠れ停電もあったとか、そういったことであります。災害時における停電を未然に防ぐため、宮崎県ではどのようなことに取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 災害時における停電を未然に防ぐことは、一義的には国や電気事業者の役割であると認識しております。

国におきましては、今回の台風15号・19号により千葉県などで発生いたしました停電を受けて課題の検証を行っておりまして、長期の停電

の一因である鉄塔や電柱などの電気設備の損壊につきましても、必要な対策について検討が現在進められているところでございます。

長期の停電は県民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから、県といたしましても、国の検討の動向を注視するとともに、停電の未然防止や早期復旧に向けまして、電気事業者などと意見交換を行うなどの連携を図ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。

千葉県では、たまたま今回の停電が——送電線というのは網の目のように張りめぐらされておるといことで——1カ所が途切れても、別のルートでささっと送ることができるということではあるようですが、そういったルートがまばらな地域であったということも言われておるようです。

そういったところも、宮崎県はないのかどうか、ぜひ、調査なり連携をとっていただきたいと思っております。

次に、福祉保健部長にお伺いいたします。

はり師、きゅう師及びあんまマッサージ指圧師の施術に関する受領委任制度——現物給付とも言いますが——それから同意書の見直しが必要とされて改善をされたと聞いております。内容についてお伺いしたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御質問の受領委任制度につきましては、患者が、療養費の支給申請や受領を施術者に委任しまして、一部負担金の支払いだけで施術を受けられる制度であります。国等による必要に応じた指導監督の実施などとあわせまして、ことし1月に、全国共通で制度化をされております。

また、療養費の支給を受けるためには、保険医から同意書の交付を受ける必要があります

が、昨年10月に、同意書の有効期間の3カ月から6カ月への変更や、保険医の再同意に際して、施術者からの施術報告書を必要とするなどの見直しが行われました

これらにより、患者の負担軽減とともに、保険医と施術者の連携など、患者が必要かつ適切な施術を受けるための環境整備が図られたものと考えております。

○太田清海議員 在宅とかいったことがよく叫ばれて、地域でいろんな処置をしていくと。はり・きゅう・マッサージ師、こういった人たちも、その一助になって力強く支えていくということもありますので、ぜひ医師会との連携で、医師とのお互いの同意書のやりとり等、スムーズにいくように、今後、PR等をよろしくお願いしておきたいと思っております。

次に、同じく福祉保健部長にお伺いいたします。

冒頭で、破綻するのではないかというような非常に悲観的な意見を述べさせてもらいましたが、ただ、やっぱりそれぞれの施設、一生懸命頑張っているところがあるわけですね。

それで、介護職員の処遇改善について、ことしの10月から始まった介護職員等特定処遇改善加算、どのような制度なのかということをお伺いしたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護職員の処遇につきましては、これまでも、賃金や職場環境の改善などが図られてきたところであります。

議員御指摘の介護職員等特定処遇改善加算制度につきましては、現行の処遇改善加算を取得している事業所に対しまして、資質の向上と労働環境等の改善について複数の取り組みを行うこと、この取り組みをホームページ等で公表す

ることを条件に、一定額が介護報酬に上乗せされるものでありまして、上乗せされた加算収入は全て、介護職員等に賃金として配分をされません。

今回の制度は、経験・技能のある職員について、他産業と遜色ない賃金水準を実現すること、また、これまで対象外であった調理員や生活相談員など、介護職員以外も対象としたことが特徴となっております。

県では、制度周知のため、県内3ブロックでの説明会開催や、社会保険労務士による助言・指導を行ってありまして、今度とも、介護職員等のさらなる処遇改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。

それで、調理師さんとかそういった人も含め、こういった制度が活用されるということでもありますので、私は一つの改善だろうと思います。私が冒頭言った、職員のいらいら感とか、施設の経営者と職員との心のつながりのなさとかいうのも、こういう中で賃金が改善されて、解消されていくといいなと思います。

ただ、こういった制度がつくられたばかりですけれども、先ほど言われたように、何か経験のある人とか、聞くところによると8万程度アップするんじゃないかという話も聞いておりますけど、やっぱり、ある程度みんなが上がるというような制度に持って行ってもらいたいんですよ。ある程度、特定層にやっていくということじゃなくて、みんながよかったねと思うような現場になってほしいなと思いますので、この制度のあり方について、今後見守っていきたいと思っております。

次に、県土整備部長にお尋ねいたします。

県道の除草についてでありますけど、よく県道

の脇の草が枯れとるよということで、「何かやっちょっちょろかね」という話を聞きます。

それで、県が管理する道路において、除草剤だろうと思いますが、どのように使用しているのかお伺いしたいと思います。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 県管理道路における除草剤の使用につきましては、近年懸念されている労働力不足への対応や、限られた予算の中、より効果的な除草対策として、従来の草刈りと併用しながら、その活用を試験的に導入しております。

現在は、雑草の成長に合わせ、最も効果的な散布時期などについて地域ごとに検証をしているところであります。

使用する除草剤につきましては、国において審査・登録され、一般に市販されているものを使用しており、散布する際は、使用上の注意事項を遵守するとともに、土地利用状況などの周辺環境や気象条件に十分配慮しながら、作業を行っております。

今後とも、予算の確保に努めながら、良好な沿道景観の保全に向けた効果的な除草に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 私は、基本的には余り除草剤は使わんほうがいいよという思いはあります。特に人手を使って、賃金を支払って刈るということを、ぜひ基本にさせていただきたいなと思います。

私たちが県議会で、以前、いろんな農薬会社の映画会をやったこともあります。それが人体にいろんな問題を与えているところもありますので、これは今言われたように、市販された除草剤を希釈するような基準に沿ってきちっとやっているということですから。ただ、その辺は将来、安全なものという視点で常に検証して

いただきたいなと思います。発がん性があるとか言われると、やっぱりみんな気にすると思いますよ。ぜひ、その辺は慎重に対応していただきたいと思います。

次に、同じく県土整備部長に、太陽光発電についてお伺いいたします。

最近、山肌に無造作に太陽光パネルが設置されているのを見かけるようになって、景観上どうかなという思いがあります。県としてそういった規制が難しければ、市町村に、県にあるような景観条例をつくったらどうかと働きかけはどうかと思うんですが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 景観法では、景観行政の中心的な役割を担う主体は景観行政団体であると定められており、本県では、全ての市町村が景観行政団体になっております。

現在、県内26市町村のうち、19の市町村が景観条例等を定めており、対象となる区域において、建築物や工作物などの新築、増改築等を行う場合に、色彩や形態等の制限を行っております。

県では、平成27年3月に、市町村に対しまして「景観形成に係る太陽光発電設備の取扱い」を示しており、この取扱いを参考にした景観条例等により、太陽光発電設備の色彩の制限や景観への配慮事項を定め、届け出制度を設けている市町村もございます。

今後とも、この取扱いの周知を図るとともに、景観条例等を定める際の助言など必要な支援に取り組んでまいります。

○太田清海議員 わかりました。

色彩とかいろんなところに美観の問題、個人的な問題もありますけど、やっぱり「うん」と

いうのがあるようです。ぜひ、そういったところをうまくやれるように、市町村に働きかけていただきたいと思います。

それから次に、教育長にお伺いをいたします。

学校事務についてであります。数年前から導入されておる、市町村立小中学校における学校事務の共同実施について、成果と課題をどのように認識しているのか、お伺いしたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 学校事務の共同実施についてであります。事務職員が原則1人配置であります市町村立小中学校において、事務を共同処理することで、実務を通じた人材育成や事務の適正化・効率化などに成果を上げてきております。

一方で近年、学校教育に対するニーズの多様化に伴いまして、総務や財務などに精通した事務職員が、より主体的・積極的に学校運営に参画することが求められているところであります。

しかしながら、ベテラン職員の減少に伴う若手職員の育成や、市町村ごと・地区ごとの取り組みに差が見られることなどが課題であると認識しております。

○太田清海議員 そういうベテランの職員さんたちがいなくなるような問題とか、指摘はあったわけですが、平成29年の法改正で制度化された共同学校事務室を今後どのように活用していくのか、お伺いしたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 共同学校事務室の仕組みは、共同実施と大きく変わるものではありませんが、市町村の教育委員会規則で、業務内容等について定めることとされております。これにより、業務内容の明確化・標準化が進むと

ともに、市町村教育委員会と学校の連携強化が図られまして、業務改善の推進も期待できるものと考えております。

そこで、共同学校事務室の設置主体となります市町村教育委員会の理解促進を図るため、一昨年度から、市町村の担当者を対象とした協議会や、市町村を訪問しての説明などを通して、積極的な導入について働きかけを行っているところであります。

その結果、今年度4月から、宮崎市など6市町30地区で共同学校事務室が導入されてまいりましたので、引き続き導入促進に努めてまいることとしております。

○太田清海議員 学校事務、プロパーの人たちもある程度おらないかん。人事交流でどうかその辺を、いい意味での交流をしながら発展的につくっていくというのも大事だろうと思いますので、ぜひ、こういった制度の有効な活用を図っていただきたいと思います。

時間がありますので、私は福祉問題について、冒頭、ああいった言い方で、政治の責任、そういったものがあるんじゃないかということをおっしゃっていただきましたが、私も実は若いころに、生活保護の担当をしておりました。

当時、常任委員会の懇親会の、私のおったテーブルで、当時、国会でもいろいろ問題があつて言われていたときでしたので、生活保護者がパチンコをしたり酒飲んだりしていかなんというような話をするわけですね。ケースワーカーとして、そういう人も確かにいるけれども、そういう人をいかに世の中に復帰させていくかというのが、私たちの仕事なんですよね。お父さん、お母さんで、パチンコをする人もおった。しかし、「あなたが一生懸命働けば、子供があなたを見ているのよ。だから、脱却す

るためには、あなたは体が悪いかもしれないけれども、子供さんが、あなたの次を背負ってくれるんだから」ということで、真面目に生きてみようということを訴えてきました。中には、そういう子供さんたちが学校の先生になって、見事に社会復帰された人たちもいっぱいいます。

私は、県のある常任委員会の最後の懇親会で、私のテーブルが、そういった「パチンコする人間ばっかしやな」というようなことだったものですから、「いや、違うんだよ。私たちの仕事は社会復帰させるための仕事で、実際、子供さんが立派に育った面もいっぱいあるんだよ」ということを言わせていただきました。そして、私はテーブルをかわって、ほかのテーブルに行ったんです。そうしたら、私のところにずっと、ある男の方が来られて、「太田さん、ありがとうございます。私は、生活保護を受けているということは誰にも言っていない。太田さんは生活保護受給者のことをあんなふうにかばってくれて、ありがとうございます」と、涙ながらに話されました。

だから、私はこういったケースワーカーというか、福祉に携わっている人たち、そういう立場から見ると、今、児童相談所の人たちが、家庭の中に何で入らんのか、遅いじゃないとか、いろいろ言われて謝罪をしなければならないことが、テレビでもよく報道されていますが、家庭の中に入るといのは大変なことなんですよ。

私自身も、ひきこもりの人の家の中に、お母さんが外におって入っていったときに、「これ以上入ってきたら、ぶっ殺すぞ」と、障子の奥から言われたこともあります。家庭の中に入るといのは大変難しいことなんです。だから、

兎相の職員の人たちが、何かおくれたということで社会から糾弾されたりもしますけれども、その難しさは、ぜひわかっていたいただきたいと思います。

それよりも、冒頭私が言ったように、人間のいらいら感、働くことのいらいら感とか、社会とのつながりのなさとか、もしくは自分の人生観がきちっとつくりなれなかった人たちもいるわけですよ。だから私は、この社会をどんな社会にするのかというのは政治家の責任だと思うんですね。そこをやり遂げた上で、みんなが本来に楽しく働けるような社会になってほしいなと思います。

以上で質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党、宮崎のひなた、日高陽一です。

ことしも、残り1カ月となりました。

2019年、令和元年は、ゴールデン・スポーツイヤーズの幕あけの年となりました。アジア初開催となったラグビーワールドカップ2019は、9月20日の日本とロシアによる開幕戦を皮切りに、11月2日の決勝戦まで大変な盛り上がりを見せ、年末恒例の新語・流行語大賞には「ONE TEAM」が選ばれ、そのほか大会公式キャッチコピーである「4年に一度じゃない。一生に一度だ。」を初め、関連する言葉が5つもノミネートされるなど、大会終了後も熱狂がさめやらないところであります。

私も一般質問に当たっては、「1年に二度じゃない。一生に一度だ。」という心構えを持って臨んでまいりたいと思います。

大会前は、ラグビー後進国のアジアで開催し

ていいのかという意見もあった中、大会が進むにつれ盛り上がりを見せ、大会関係者、選手から、「こんな大会は今までなかった。ホスピタリティーのすばらしさ、練習環境を含めた受け入れ環境のすばらしさ、今までは、訪れるとアウェー感のある受け入れだったが、日本は対戦相手であるにもかかわらず、最高のおもてなしで迎えてくれた。もう一度、日本で開催したい」という声が上がったそうです。おもてなしの心が、大会関係者、選手に届いたのではないのでしょうか。

また、フェイスブック社が発表した、「世界中の人々から最も応援された代表チームランキング」で1位を獲得したのは、世界1位となった南アフリカ代表でもなく、人気ナンバーワンだったニュージーランド代表でもなく、開催国である日本代表でありました。「ONE TEAM」の精神で世界の強豪に挑んだ日本代表選手の奮闘が、日本人だけでなく世界中の人々に感動を届けたのではないのでしょうか。

そして、「ラグビーワールドカップが最も話題になった国ランキング」では、知事のトップセールスのおかげで、本県のキャンプが実現したイングランド代表が1位に輝いたところであり、SNSでこの発信力が最も高いチームも、このイングランド代表であったそうです。

そのため、この期間、「#Miyazaki」が世界を駆けめぐりました。

そこで、ラグビーの合宿地として本県の知名度は上がったと考えていますが、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えしま

す。

今回、ラグビーワールドカップは大変盛り上がり、日本代表、イングランド代表の合宿地でありました本県も、大いに情報発信することができたものと考えております。スポーツをめぐる話題はもちろんでありますが、日本代表が訪れた日向市の大御神社なども注目を集めたところでもあります。

本県で合宿を行った両チームからも、合宿環境等への高い評価をいただくとともに、両チームの快進撃によりまして、「縁起のよい宮崎」「結果の出る宮崎」として、「キャンプ地宮崎」のブランド力が一層高まったものと考えております。

また、ワールドカップ終了後、実業団のトップリーグの中から、従来からキャンプを行っていただいておりますパナソニックに加えて、昨年の優勝チームである神戸製鋼、さらにはヤマハ、この3チームが合宿を行うことになり、早速、その成果があらわれてきているものと考えております。

また今、御指摘がありましたような、ことしの流行語大賞に「ONE TEAM」、この日本代表に由来する言葉が選ばれたと。その中心メンバーである6人の所属するパナソニックが、現在宮崎で合宿中であり、実業団のトップチームが合宿をしているということだけにとどまらないアピール効果も、このたび流行語大賞に絡んであったのかなとも受けとめております。

県としましては、今後より多くのラグビーチームはもとより、さまざまなスポーツチームや選手が、「勝利を目指すなら宮崎合宿だ」と、そういう思いで合宿地として選んでいただけますよう、積極的な誘致・受け入れに取り組

んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○日高陽一議員 新たに2チーム、苦勞してキャンプを誘致されたかいいがあったと思います。

来週からキャンプが始まるヤマハ発動機ジュビロの堀川監督は、内田議員と同級生であります。内田議員がどんな力わざを使ったか知りませんが、とにかく宮崎を新たにキャンプ地として選んでいただいたことはうれしいことでもあります。

ちなみに、この堀川監督のお名前は、盛り上げるという意味のある西郷隆盛の「隆」という字に、延岡の「延」と書いて隆延（たかのぶ）であります。まさに、延岡を盛り上げるためにお越しいただいたのではないかと思います。

来シーズンにすばらしい成績をおさめ、縁起のいいキャンプ地宮崎をさらに発信していただきたいと思います。

続いて、この同じ時期に行われました2019 I S Aワールドサーフィンゲームスについて伺います。

世界トップサーファーが集結し、台風も味方につけたすばらしい大会でした。

私も、開会式から3日間観戦しましたが、本当にいい雰囲気、まさに南国宮崎という感じの大会だったと思います。

大会後の東京行きの飛行機で、偶然にも隣に座った方がイギリス代表の選手だったんですが、「波も環境も食事も最高だった。また戻ってきたい」という話をしてくれました。

また、ラグビーのイングランド代表も急遽会場に訪れ、彼を応援していただき、輪をかけてこの宮崎のすばらしさが発信されたと思います。

日向で行われた世界サーフィンジュニア大会も、大きな反響があったと聞いていますが、今回、世界トッププロが集まったのワールドサーフィンゲームスの成果とサーフィンを活用した今後の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東京オリンピックの出場選考を兼ねた今回の大会は、過去最高となります55の国と地域から530名の選手・スタッフが参加するとともに、予想を大きく上回る8万8,000人の観客が訪れて、大変盛り上がった大会となりました。

国際サーフィン連盟のアギーレ会長を初め関係者からも、宮崎のサーフィン環境と受け入れ態勢は世界レベルであると、大いに評価をいただいたところであります。

先ほどのラグビーもそうではありますが、4年前の日本代表の活躍、そして今回の日本大会、さらには日本代表の活躍ということで、ぐぐぐと勢いに乗ったわけではありますが、このサーフィンに関しましても、オリンピックの正式種目に選ばれた、そして世界ジュニアサーフィン選手権、そして今回のワールドサーフィンゲームスと、宮崎としても、本当によい意味での波に乗ることができたのではないかという思いがしております。

この大会開催に伴います経済効果等は、現在調査中ではありますが、メディアを通じた国内分のPR効果は、約46億円と試算をしております。

今後は、安全性や利便性の向上などサーフィン環境の整備等の課題に対応しながら、本大会の成果を将来につながる遺産（レガシー）として、サーフィンを活用した誘客や移住促進に取組み、我が国における「サーフィンの聖地み

やざき」として確固たる地位を築いてまいりたい、そのように考えております。

○日高陽一議員 国内のみのPRで46億円ですから、世界を調査したときには、本当に大きな効果があると思います。これからが本当になんか大事になってくると思います。

この流れをしっかりと生かして、「サーフィンの聖地みやざき」を確立していただきまして、移住・定住にもつなげていただきたいと思いません。

続いて、おもてなしの心を届けたラグビーワールドカップであります。海外から訪れた多くのファンや関係者からは、滞在中に食べた和食も高い支持を得たそうです。この和食を食材の面から支えているのが、食料自給率日本一の本県であると言っても過言ではありません。

しかし、全国同様、本県においても農業従事者の高齢化が進展しており、担い手の確保は喫緊の課題となっております。

このような中、今後、担い手の確保を進める上で、大きな初期投資を少しでも削減することが重要であり、前回、6月議会では、ハウスの低コスト化について、農政水産部長にお伺いいたしました。その際、「スピード感を持って取り組んでいきます」との御答弁をいただきましたが、園芸ハウスにおける低コスト化の現在の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 園芸ハウスの低コスト化につきましては、まずは、本県施設園芸の約9割を占めます「AP2号改良型」について、約1割のコスト削減の実用化に向け、実際のコスト計算や標準設計書の作成を行っているところであります。

今後は、この設計書をできるだけ早く完成さ

せ、ハウスを実際に設置した上で、生産者の意見を聞きながら、耐候性や実用性について、関係機関と連携して検証し、国庫事業でも活用できる標準化に向け、取り組んでまいります。

さらに、風速50メートルに耐えられる「低コスト耐候性ハウス」につきましては、骨材の軽量化による施工期間の短縮や形状変更による輸送効率の向上など、視点を変えた低コスト化についても検討してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 低コスト耐候性についても、引き続き研究をお願いしたいと思っております。

次に、スマート農業についてであります。

露地野菜や米の生産においては、ICT技術を活用した無人化などの取り組みが進んでおりますけれども、本県農業において多くの割合を占める、施設園芸におけるスマート農業の具体的な取り組み事例について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県の施設園芸におけるスマート農業の取り組みにつきましては、ICT技術のノウハウを持つ民間企業との連携や、県総合農業試験場での環境制御と養液栽培との複合技術の開発等を進めているところであります。

ICT技術では、ハウス内の温度、湿度等の数値や、生育・収量等のデータを収集・分析し、最適な生育環境をつくり出すことで、ピーマンやキュウリで単収が15～25%程度増加した事例や、試験場では短い栽培期間で通常栽培と同等の収量が確保できるという成果が出ております。

県としましては、スマート農業の推進方針を年内に策定するとともに、先月、農研機構、宮崎大学と締結した連携協定を踏まえて、本県農

業の特性に合った開発・実証・普及を推進し、施設園芸のさらなる振興を図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 これまでは、土の違いで栽培方法がそれぞれ違いましたけれども、この養液栽培でデータを収集して分析することで、最先端の栽培方法のマニュアル化ができると思っておりますので、これがしっかりと収量アップにつながるように、よろしくお祈りしたいと思っております。

続いて、担い手の確保を図る上で、初期投資の削減、スマート農業の実現は非常に重要な取り組みであると考えておりますが、本県の基幹的農業従事者、つまりふだんから仕事として農業に従事している者のうち約58%が65歳以上となっており、今後ますます人口減少・高齢化が進む中、一層の労働力不足が懸念されます。外国人材を含め、労働力確保対策をどのように進めていくのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 農業における労働力の確保が、今後一層困難となる中、新規就農者の確保・育成に加えまして、女性や高齢者、障がい者など多様な人材活用が重要と認識しております。このため県では、農家の繁忙期に作業を手伝う人を紹介する「援農隊」、障がい者を雇用する「農福連携」などの取り組みを推進しているところであります。

また、外国人材につきましても、技能実習生が年々増加しており、昨年は614人が研修を受けるなど、そのニーズが高まっておりますことから、JAが実習生を受け入れる「農作業請負方式技能実習」や、特定技能外国人を、本県で冬、北海道で夏に雇用する実証試験にも取り組んでいるところであります。

県としましては、関係団体などと連携して、

地域や個々の農業者の実情に合わせて、多様な手法を組み合わせ、労働力の安定確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 労働力確保は、本当に大変重要な問題でありますので、JAと関係団体を中心として、また農家の方の意見を聞きながら、各種取り組みを推進していただきたいと思っております。

先月、中国の王毅外相が日本を訪れ、茂木外務大臣と会談を行いました。その会談に先立ち、両政府は、日本産牛肉の対中輸出再開の前提となる「動物衛生検疫協定」に署名をいたしました。

現在、経済成長が減速局面にあるものの、近年、急激な経済成長を遂げた中国では、消費の中心が豚肉から牛肉へとシフトしてきているとの話を伺います。

このような中、約20年ぶりに中国への牛肉輸出が再開されるとの報道がありましたが、県はどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊藺正恒君） 中国は、世界第1位の人口を抱えますとともに、GDP第2位という経済大国であります。

また、近年の牛肉の需要動向を見ますと、都市部を中心に消費が拡大し、輸入量も年々ふえておりまして、米国農務省によりますと、昨年、米国を抜いて世界最大の牛肉輸入国となり、今後、さらに需要が高まるものと考えております。

このような中、中国への牛肉輸出が再開されれば、EU等への輸出を可能とする最新鋭の食肉処理施設を有し、輸出拡大を目指す本県にとって大きなチャンスとなりますことから、早期の再開を期待しているところでございます。

今後、検疫体制や輸出条件等の協議が行われるということですので、情報収集に努めながら、一昨年の台湾への牛肉輸出解禁時のように、関係団体やパートナー企業等と連携し、迅速な対応ができるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 台湾については、県と関係団体の連携によって日本で一番早く輸出することができて、その後この輸出量の伸びにつながっているものと考えております。

中国に関しても、関係団体としっかりと連携しながら、輸出再開に向けた準備をしていただきたいと思っております。世界一の宮崎牛ですので、よろしくお願いたします。

先ほど、ラグビーワールドカップではファンや関係者から和食が高い支持を集めたという話をいたしました。もちろん、来年行われる東京オリンピック・パラリンピックにおいても、和食がクローズアップされることは間違いありません。

特にアスリートは、食事をトレーニングの一つとして大変重視しておりますことから、自然と食材に注目が集まるものと思っております。

食料自給率日本一である本県の安心・安全でおいしい農畜水産物を世界に発信する大きなチャンスではありますが、東京オリンピック・パラリンピックに向けた農畜水産物のPRについて、県の取り組みを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊藺正恒君） 東京オリンピック・パラリンピックでは、国内外から非常に多くの観客が見込まれますことから、観光や物産等と一体となって、首都圏のホテルや飲食店でのフェアなどを通じ、宮崎牛を初めとした県産農畜水産物を積極的にPRしていきたいと

考えております。

また、本県では、多くの各国代表チームの事前合宿が予定されており、先日、本県で合宿を行ったラグビーイングランド代表からも、本県の食が絶賛され、海外に向け発信されましたことから、これまでのスポーツキャンプの取り組みを踏まえたPRも重要と考えております。

このため、県といたしましては、この絶好の機会を逃すことなく、市町村や関係団体等とも連携しながら、本県の食の魅力を国内外にしっかりとアピールしてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 まずは「にわかファン」からでもいいんじゃないかなと思いますので、積極的にジャッカルをしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

各自治体がこの機会を捉え、地元の農産物をPRしようと、それぞれ都道府県GAPをつくりました。

その中で、本県においても「ひなたGAP」が創設され、各農家が取得に向けた取り組みを進めてきたところでありますが、GAPに関しては、農家の経営改善や生産リスク回避の面で、東京オリンピック・パラリンピック後も大変重要と考えています。また、本県産の農畜産物を世界に発信していく上で大きな武器となるものです。

今後も引き続き、取得推進を図っていく必要があると思えますが、今後の県のGAP推進方策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県では、平成29年度にGAP取り組みへのファーストステップとして、「ひなたGAP」を創設しまして、啓発や指導員の育成を推進してまいってお

ります。

その結果、直近では、国際水準GAPを取得した92経営体を含む158経営体が各種GAP認証を取得し、意識改革や経営改善につながった等との評価を得ております。

また、指導員も県や農業団体等で400名を超え、きめ細かな指導体制が構築されております。

県といたしましては、今後とも関係団体等と連携しながら、個別認証はもとより、産地・部会などの団体認証取得によりGAPの裾野拡大を図るとともに、国際水準GAPへのステップアップを後押しするなど、戦略的に推進してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 これまでの取り組みにより、高い意欲を持った農家の方が着実にふえてきていると思えます。ぜひ、東京オリンピック・パラリンピック後もこの機運が途絶えることのないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

続いて、ワールドサーフィンゲームスの映像で何度も登場した松林について、お伺いをいたします。

観光資源ともなり得るすばらしい沿道景観の一つである松林ですが、防潮林・防風林としても私たちの生活を守ってくれています。この防潮林がないと、グローバルギャップも取得できないかもしれません。

この松林に関しては、一ツ葉有料道路沿岸の松くい虫対策について何度も質問をさせていただいておりますが、今回は松毛虫、いわゆるマツカレハに関して質問をさせていただきます。

最近、地域の方から、松が松くい虫とは違う枯れ方をしている、特に料金所のあたりと聞きました。通勤で利用されている坂口議員からも

情報をいただきましたが、二度被害に遭うと枯れてしまうというこのマツカレハ。一ツ葉有料道路沿岸におけるマツカレハの被害対策について、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） マツカレハは、松の葉を食害するガの一種で、大量に発生し、葉が食べ尽くされてしまいますと、枯れたように見え、また、被害が続くと樹勢が弱まり、枯れる場合もありますことから、景観を損なうだけでなく、海岸防災林としての機能低下も懸念されております。

このため県では、一ツ葉有料道路沿線の松林を定期的に巡視し、被害が発生した場合には、薬剤による防除を行いますとともに、枯れた場合には伐採し焼却するなど、適切に処理することといたしております。

今後、被害の早期発見と防除により、景観の保全や防災林の機能維持に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 先々週は、ダンロップフェニックストーナメントで、本当に多くのお客さんがこの道を利用されたと思います。生活を守る防風林・防潮林はもちろんですけれども、観光地としてもすばらしい景観を持つ一ツ葉有料道路でありますので、しっかりと防除対策をお願いしたいと思います。

来年はオリンピックイヤーですが、本県においても国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭というビッグイベントが開催されます。その後も、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会と、県外から多くの方が本県を訪れることとなります。空路で来県されたほとんどの方が、空港通りにあるフェニックスを見て感動されますが、その後に通る沿道で雑草が生い茂っているのは、その感動も薄れてしまいます。

国民文化祭等ビッグイベントの開催に当たり、本県の美しい沿道景観で多くの方を迎えたいと考えますが、県はどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本県では、良好な景観の保全、創出または活用を図るため、「美しい宮崎づくり推進条例」を制定し、その取り組みの一つとして、沿道修景美化により、道路が快適性と心の安らぎを与える空間となるよう、整備と保全を行っているところであります。

特に、来年の国文祭、芸文祭に向けましては、県外から多くの方が訪れることから、空港や高速道路のインターチェンジ周辺など、玄関口の植栽を充実させることとしております。

また、その方々が観光する際に、その経路も含めて「美しい宮崎づくり」を感じていただけるよう、主要な観光地を結ぶ路線につきましても、こうした取り組みを進めてまいります。

県といたしましては、引き続き、その後の国民スポーツ大会などを見据え、県内各地の美しい宮崎づくりの取り組みと連携しながら、おもてなしの心で多くの方をお迎えしたいと考えております。

○日高陽一議員 この宮崎県には、沿道景観を美しく磨き上げるスペシャリストを目指す若者たちがいます。それは、園芸学、造園学を学べる全国的にも数少ない学校であります、南九州大学の学生の皆さんです。

将来、造園などの仕事に携わるために、日々勉強をされている学生の皆さんと、それを指導されている教授方に、本県の沿道景観の対策にかかわってもらえれば百人力ではないかと思いますが、沿道修景を初めとした宮崎の景観形成に関し、南九州大学とどう連携しているのか、

県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 全国でも数少ない造園関係の学科を持つ南九州大学は、園芸、造園、自然環境分野のスペシャリストを育成しており、景観形成とも関係が深い、自然景観や都市緑地に関する研究もなされているなど、特色ある大学であります。

このため、南九州大学の先生方には、「美しい宮崎づくり推進有識者会議」や「沿道修景美化に関する検討会」等の委員に就任していただいております。沿道修景美化を初めとした美しい宮崎づくりを進めるに当たり、専門的な助言をいただいております。

また、学生の皆様には、美しい宮崎づくりを推進する活動団体の交流会に参加してもらい、県の取り組みに理解を深めていただいております。

今後とも、南九州大学の特色を生かしながら、美しい宮崎づくりの推進に向け、連携を深めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 学生の皆さんとは、交流会だけではなく実際に作業に参加してもらうことで、本県の景観形成に若いアイデアと力を注入し、参加した学生のスキルアップ、単位取得につながるような仕組みができれば、園芸業界の問題であります労働力不足・担い手不足も少しは改善されるのではないのでしょうか。

かつてクリント・イーストウッドが市長を務め、景観で人を呼び込むまちとなったカーメルのように、全国で初めて沿道修景美化条例を制定した宮崎県として、来県された方を魅了する美しいまちを、ぜひ県民と一緒につくっていきましょう。

次に、国道10号住吉道路についてお伺いをいたします。

小さいながら、幼稚園・保育園を入れると20を超す学校に、多くの子供たちが通学する住吉地区ですが、この通学時間帯に県内で最も交通渋滞が生じる国道10号があります。

渋滞が起きると、急ぐ車は少しでも先を急ごうと回り道をします。その回り道は、多くの子供たちの通学路となっており、平均の約3倍の事故が起きています。

もう20年以上前からの地域の切なる願いである、国道10号住吉道路の新規事業ですが、ことしに入ってたくさんの方に御指導いただき、長年の夢が近づきつつあります。

国道10号住吉道路の事業化に向けた進捗状況について、鎌原副知事にお伺いをいたします。

○副知事（鎌原宜文君） 国道10号住吉道路は、佐土原バイパスと宮崎北バイパスを結び、住吉、佐土原地区の渋滞を緩和し、都市圏交通の円滑化を図る重要な道路であります。

現在、国土交通省におきまして、新規事業採択の前段階となる計画段階評価の進められており、ことし9月の九州地方小委員会で、現道拡幅や、現道西側と東側のバイパスの3ルート案が示されたところであります。

また、10月末からは、この案に対する周辺住民へのアンケート調査や、沿線自治体などへのヒアリング調査が行われておりまして、今後、これらの意見を踏まえて、概略ルートや構造等を検討すると伺っております。

この道路は、物流の効率化や救急搬送時間の短縮などに大きく寄与するものと考えておりますので、県としましては、早期事業化に向け、地元宮崎市と一体となって国に要望するとともに、計画段階評価後に行う都市計画決定などの必要な手続きが円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 1日でも早い開通を地域の住民は願っております。着工までには、都市計画決定など国以外が携わる部分があると思いますので、円滑に進むように、どうぞよろしく願いいたします。

次に、建設業関係について質問をいたします。

ことし10月、東日本を中心に台風19号による甚大な被害が発生したのは、記憶にも新しいところでもあります。被害に遭われた方々には、心からお見舞いをいたすとともに、一日も早く元の生活を取り戻されることを祈念いたします。

また、昨年、西日本豪雨、一昨年、九州北部豪雨など、近年は災害が頻繁に激甚化する傾向にあります。台風の常襲地であり、これまで多くの自然災害に見舞われてきた宮崎県において、建設業は、インフラ整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域の安全・安心を確保する「地域の守り手」として、生活や社会経済を支える上で重要な役割を担っております。

一方で、地域の建設業の方々からは、長時間労働の常態化や、現場の高齢化や若者離れの急速な進展など、さまざまな問題を抱え、大変厳しい経営環境にあるとの話を多く聞いています。

このような課題に対して、地域の建設業者が今後も活躍し続ける経営環境を確保することを目的に、品確法、建設業法、入契法のいわゆる担い手3法が、ことしの6月に改正されたところでもあります。

そこで、この改正された新・担い手3法の改正内容について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 新・担い手

3法につきましては、建設産業が地域の守り手として、持続して発展することを目指すものであり、長時間労働の是正などの新たな課題に対応するため、「働き方改革の推進」「生産性向上への取組」「災害時の緊急対応」などの観点から改正がなされております。

まず、「働き方改革の推進」におきましては、休日等を考慮した適正な工期の設定、債務負担行為などを活用した施工時期の平準化、適正な下請契約の締結などが明記されたところであります。

次に、「生産性向上への取組」においては、ICTの活用による生産性向上、技術者に関する配置の緩和などが、また、「災害時の緊急対応」においては、緊急性に応じた随意契約などの入札・契約方法の選択や、地方公共団体と建設業者の連携強化などが明記されております。

○日高陽一議員 この新・担い手3法の改正については、公共工事の発注者が、内容を十分に理解しておく必要があると考えます。また、この改正を受けて、今後どのように取り組んでいくのか、大変重要になってきます。

そこで、新・担い手3法の改正内容について、発注者への周知方法と今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今回の改正内容につきましては、発注者がその趣旨を十分に理解し、必要な取り組みを推進することが、大変重要であると考えております。

このため県では、公共工事の発注を行う国、県、市町村で構成されます連絡協議会や、県、市町村の発注事務を担当している職員を対象とした研修会において、改正内容を説明し、周知を行ったところであります。

特に、品確法につきましては、国において、

発注者の責務を明確に規定した運用指針が今後示される予定であることから、それに基づき、必要な取り組みを行うこととしております。

県としましては、今後とも、関係団体等と連携を図りながら、新・担い手3法に関する施策を総合的に進めてまいります。

○日高陽一議員 現場のニーズや変化に即して法令が改正されても、やっぱり発注に携わる職員の皆さんがその内容を十分に理解していなければ意味がありませんので、しっかりと周知徹底を図っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、建設工事における不調・不落について伺います。

昨年度の公共三部の不調・不落の発生件数は、過去10年のうち2番目に多く、今年度は、それを上回るペースで発生しているとのことです。

建設業者から話を聞きますと、受注したくても、技術者や作業員が足りない、下請業者が見つからないといった声が聞かれる一方で、発注時期や地域、等級によっては、受注可能な業者が十分あるといった状況もあるようですので、発注の仕方や入札条件によっては、不調・不落の発生を抑制することが可能ではないかと考えますが、現在も増加している不調・不落について、今後どのように対策を講じていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 不調・不落の増加は、国土強靱化3か年緊急対策等により工事発注量が増加する中、建設業者が、技術者の配置や採算性を考慮して、応札する工事を選択していることが主な要因と考えております。

これまでも、現場代理人の常駐義務の緩和や、工事準備を行うための余裕期間の拡大、最

新入札情報のメール配信など、各種対策を講じてきたところですが、依然として不調・不落が高い発生率で推移していることから、本年12月より、配置予定技術者の専任の緩和や、総合評価落札方式における受注状況の評価を見直す取り組みを始めたところであります。

今後とも、建設関係団体と十分な意見交換を行い、地域の実情を把握するとともに、書類の簡素化など、さらなる取り組みも含め適切に対応してまいります。

○日高陽一議員 防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策は、現時点では来年度までの実施予定となっておりますが、その延長を求める声や、今年度の経済対策の補正予算も検討される状況であります。

このような中、公共事業のより円滑な執行はますます重要になってくるものと思いますので、今後も、引き続きよろしくお願ひいたします。

続いて、介護人材不足についてお伺いをいたします。

高齢化の進行に伴い、介護サービスの質の向上や多様化するニーズへ対応するためには、必要とする介護人材を確保していくことが大変重要なことだと考えています。

厚生労働省の推計によりますと、2025年度末に必要な介護人材は約245万人となり、2016年度の約190万人に加え55万人の、年間6万人程度の介護人材を確保する必要があるとされています。

また、本県においては、宮崎県高齢者保健福祉計画において、2025年には約3,700人の介護職員が不足する推計がなされており、介護人材の確保に向けて効果的な施策を講じていく必要があると考えます。2025年に向けて、喫緊の課題

であります、その取り組みについて福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の高齢者人口がピークを迎える2025年を見据えまして、介護サービスの基盤となる介護人材を確保・育成することは、大変重要だと考えております。

このため県では、事業者団体や専門職等で構成する「介護人材確保推進協議会」を設置しまして、介護分野への就業や定着促進を図る取り組みを行っております。

具体的には、介護職への新たな参入を促すため、修学資金の貸し付けを初め、未経験者や離職者への就業支援を行うとともに、介護に対するマイナスイメージを払拭するため、介護の魅力ややりがいを発信するテレビ番組の制作などを行っております。

また、職員の離職防止や定着促進を図るため、「介護職員処遇改善加算制度」の推進や、介護職員初任者研修・実務者研修の受講支援などを行っております。

県としましては、引き続き、介護分野への就業や定着促進を図る取り組みをさらに充実・強化することにより、介護人材の確保に努めてまいります。

○日高陽一議員 未経験者や離職者に対する取り組みなどを行っているとのことでしたが、介護人材確保には、将来の担い手となる子供たちに対してもアプローチをしていく必要があると思います。

それには、小中学生の早い段階から、子供たちに介護の仕事を正しく理解してもらい、介護職の重要性や、やりがいを教えていくことが重要だと考えますが、県は、将来の担い手となり得る児童・生徒への介護に対する理解をどのように図っていくのか、福祉保健部長にお伺い

いたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、将来の貴重な担い手であります小中学生に、特別養護老人ホームなどでの介護体験や出前講座等、介護の仕事についての理解や関心を深めてもらう取り組みを実施しております。実際に中学生のときの体験がきっかけで、今年度介護福祉士になられた事例もあります。

また、11月の介護の日に合わせまして、「ひなたの介護フェスタ」を実施し、介護の魅力をPRするとともに、介護福祉士の仕事をわかりやすく漫画で説明したパンフレットを作成しまして、県内全ての中学2年生と高校などに配付する取り組みを行っております。

県としましては、引き続き、介護の仕事が今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であることを積極的に周知しまして、介護に対する理解を深めてもらう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 介護体験等がきっかけで就労までつながったというのは、本当に驚きました。すばらしいことだと思いますので、こういった取り組みを、ぜひ粘り強く行っていただきたいと思います。

一方、必要とする介護人材を確保するには、国内人材だけではなく、外国人材も確保しなければ難しいのではないかと思います。国では、介護人材確保のため、平成29年9月には、外国人留学生が専門学校などの養成学校を卒業して介護福祉士の国家資格を取得する在留資格「介護」、同年11月には外国人技能実習制度の中に「介護」を加え、今年4月から始まった特定技能にも介護分野を入れ、海外人材を活用する制度を整えています。

実際、介護現場では、人手不足解消のため、

外国人に活路を見出し、外国人材の確保に動き出している事業所もあります。

そこで、県内の介護現場における外国人材の受け入れに向けた取り組み状況を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 外国人介護人材の受け入れにつきましては、これまで、老人福祉サービス協議会など関係団体との意見交換や、事業所への実態調査を行いながら、就労の状況や受け入れに係る課題の把握に努めているところであります。

介護人材が不足する中、今年度、県では、介護福祉士を目指す外国人留学生の育成・確保を図るために、介護福祉士養成校が行う海外でのPR活動経費や、介護施設が支給する奨学金等の一部を助成する事業を始めたところであります。

県としましては、今後とも介護現場の状況を踏まえながら、外国人介護人材を円滑に受け入れられるよう、必要な支援策を講じてまいります。

○日高陽一議員 他県では、もう既に、現地の学校と人材育成に関する協定を締結しまして、受け入れに向けた取り組みを進めているところがあります。今後、このような事例を参考にさせていただきながら、外国人材の受け入れについて取り組みを進めていただきたいと思います。

これから、2025年には約3,700人不足する推計がある中、介護人材の確保は喫緊の課題であると思います。

現地の学生に、「日本で働くことになったらどこに行きたいか」と聞いたら、多くの学生が「富士山」と言うそうです。なぜなら、日本のことをほとんど知らないからです。

だとしたら、勉強する時点で、宮崎の観光地

や食文化のPR動画を現地学生用につくって伝えることも大事なのではないでしょうか。日本語の話せる現地の方に紹介してもらうことにより、安心できて来日しやすくなるとも思います。

また、私もそうでしたが、海外での生活は、言葉や文化が違う中で苦勞も多く、日本人の方に会うと本当に安心しました。

外国人に安心して生活してもらうには、生活上の悩みや疑問を気軽に相談できる体制を整える必要があると思います。

そうした中、県では、県内に在住する外国人の生活面での支援を行うため、先般開設した外国人サポートセンターにおいてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（井出義哉君） 10月下旬に開設した外国人サポートセンターにつきましては、外国人が働いている企業等へのチラシの配布やSNSの活用など、外国人住民に直接届くように周知に努めているところであります。

このセンターでは、外国人住民が抱えるさまざまな疑問や悩みに対して、外国語のできる相談員3名のほか、翻訳機等を活用し、19言語で相談対応を行っており、開設から1カ月間で、在留資格更新や運転免許切りかえ、子供の健診など約60件の相談が寄せられております。

今後、生活や防災に関する情報を多言語で発信するほか、交流の場としても活用するとともに、県内各地での出張相談会を実施するなど、国や市町村、関係機関とも連携しながら、外国人住民のきめ細かな支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ぜひ、この宮崎に来てよかったと思えるように、御支援をよろしく願ひし

たいと思います。

また、多くの外国人が集まるこのセンターに、新潟県や山形県のように、雇用したいけど方法がわからないなど企業側の悩みも相談できる体制を構築することで、さらなるマッチングにつながっていくのではないかと思いますので、御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

先々月、林活議連で、九州北部豪雨の現地調査として朝倉市に行ってきました。

平成29年7月に発生した九州北部豪雨。私も、10日後に現場に入りましたが、当時は本当に多くの流木が町を覆っていました。表層崩壊によって杉の流木が流れ込み、ため池が決壊してしまったのが原因だそうです。

杉などの木が大量に生えている人工林は、間伐して日当たりを改善するなどしなければ木が成長せず、深い根を張れないため、大量の木が流され、多くの家屋が倒壊しました。

しかし、この流木をスリット式ダムがせきとめ、家屋の助かった地域もありました。国もこの状況を踏まえ、スリット式ダムについて整備を推進する考えを示しております。

今までにない豪雨により、毎年、日本全国各地で災害が発生している現在、杉生産量28年連続日本一の本県でも、同じような災害が起こる可能性が高いのではないかと思います。流木の被害を防ぐスリット式ダムの整備状況と今後の対策について、環境森林部長と県土整備部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境森林部では、山腹崩壊等の山地災害から下流域を守るため、山腹工による崩壊地の復旧や、間伐等の森林整備による発生源対策とともに、治山ダムによる土砂等の流出防止対策に取り組んでおりま

して、流木の捕捉効果が高いスリット式の治山ダムにつきましては、施工中を含め、6基整備してきております。

このような中、昨年、国により「土石流・流木対策指針」が新たに制定されたことから、現在はこの指針に基づき、出水時に倒木流出のおそれが高いと判断された箇所につきましては、積極的にスリット式治山ダムを設置することといたしております。

今後とも、国や市町村などの関係機関と連携しながら、流木の被害防止を含めました山地災害対策に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県土整備部では、土石流から県民の生命、財産を守るため、県内各地で砂防ダムを整備しており、従前から、想定される流木などの状況によっては、流木捕捉効果の高いスリット式を採用してまいりました。

近年、豪雨による自然災害が頻発化・激甚化する中、流木を含む土石流により甚大な被害が発生していることから、国において、平成28年に「砂防基本計画策定指針」が改定され、新設の砂防ダムはスリット式が原則となったところであります。

このような方針のもと、県土整備部では、スリット式のダムを現在38基整備しているところであり、これまでも34基が完成してまいりました。

今後とも、この国の指針に基づき、計画的に整備を進めるとともに、タイムラインやホットラインなどのソフト対策にも取り組みながら、国や市町村など関係機関と連携のもと、総合的な土砂災害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ぜひ、あのような大きな被害が出ないように、山地災害対策をよろしく願いたいと思います。

先日、日向灘沖で地震が発生しました。いつ南海トラフ地震が起きるかわからない状況にあります。

あす、議場でも避難訓練が行われますが、さまざまな災害のさまざまな状況を想定して、訓練は大変大切だと思います。

特に実際の災害発生後には、避難所でも混乱が生じ、訓練時にはスムーズにできていた情報伝達すら困難になることもあると聞いておりますが、このような中、まずDMATなど災害発生時の医療体制がどのようになっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 災害時に備えて、本県には現在、災害時の医療提供の拠点となる12の災害拠点病院、33のDMATチームがあります。

災害発生時には、県が災害対策本部内にDMAT調整本部を設置しまして、統括DMATの指揮のもとで、県内の被災状況を収集しながら、DMATの出動要請、参集や活動拠点の設定などを行う災害医療体制を構築し、医療ニーズに対する支援の調整を行っております。

県としましては、このような災害発生時の医療体制が十分に機能するように、今後とも、災害拠点病院の機能強化やDMATの養成など、体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 DMATのチームの数も着実にふえて、災害直後の災害医療体制も整備されてきているようですが、このような中、先日、宮崎県歯科医師会で行われました災害歯科保健医療体制研修会を見学してまいりました。そこ

では、災害発生後のさまざまな取り組みについて話し合われており、被害想定は死者数約3万5,000人。そのうち第1週目に收容される遺体は1万4,175人、その身元確認をするには、5万6,700平方メートルの面積と、1日当たり200人から400人の歯科医師が必要だとか、本当に非常にリアルな状況を想定した訓練が行われていました。

歯科医師会だけではなく、さまざまな分野の専門家がこのようなトレーニングを行っていると思いますが、災害発生から時間が経過し、保護医療にかかわる多様な支援ニーズが発生した際に、各専門職の連携が必要だと考えます。連携がうまくいくためにどのような取り組みを行っているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 救護所や避難所の運営が開始されますと、被災者のケアなどさまざまな支援ニーズに対応する必要があります。DMATだけではなく、医師会や日本赤十字社などの救護班を初め、歯科医師会や薬剤師、保健師など専門職チームの連携による対応が重要となります。

このため、県においては、災害時に保健医療に係る支援ニーズを把握し、支援を行う専門職チームを調整する災害医療コーディネーターを平成26年度から設置しまして、現在34名に委嘱しているところです。

また、県内の各専門職の災害への対応力向上と顔の見える関係づくりのために、平成27年度から毎年度、災害医療コーディネート研修を開催し、今年度はさまざまな専門職や保健所職員など92名が参加したところです。

今後とも、関係者の連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 現在構築が進められています地域包括ケアシステムは、医療・介護・福祉が一体となって、地域に住まわれている方々を守るシステムとなっている中で、災害時の医療・介護・福祉の連携体制については、まだ十分に構築されていないとの声も聞いております。

災害時においても、行政・医療・介護・福祉がいずれも欠けることなく、ワンチームとなって、せっかく助かった命を、避難所生活の中など災害関連死と呼ばれるもので失うことのないよう、これまで各地で発生した災害状況や、その際、医療・福祉の災害対応チームなどの活動報告を十分に踏まえ、宮崎県独自の医療・介護・福祉の連携体制を整備していただきたいと思っております。

国際基準避難所運営ガイドラインであります「スフィア・スタンダード」というものがあります。このスフィア・スタンダードの日本でも数少ないトレーナーが、実はこの宮崎にいらっしゃいます。彼女は、東日本大震災、そしてまた熊本震災と2つの地震で、医師として現場で活動していらっしゃいました。そんな貴重な経験をされた方が身近にいらっしゃいますので、しっかりと連携しながら、災害時の体制をつくっていただきたいと思っております。

最後に、先日、ある方の講演で、「現場を指揮する者は笑顔を忘れてはいけない。顔がこわばっては現場の空気も固まってしまう」というお話を聞いたところであります。笑わない男ではだめです。ここにいらっしゃる方は、現場で指揮される方がたくさんいらっしゃると思っております。その現場が和やかな雰囲気になるよう、しっかりと笑顔で対応して、環境をつくっていただきたいと思っております。

以上をもって、私の質問とさせていただきます

す。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 本日も傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

先週末、女子プロゴルフ最終戦リコーカップが、宮崎カントリークラブで行われました。大会期間中の観客動員が2万5,000人を超え、過去最多となったと報道されておりました。まさしく「しぶこフィーバー」の恩恵を受け、前週のダンロップトーナメントとともに宮崎ゴルフマンスを盛り上げ、全国に発信してくれました。

渋野日向子選手の名前には「日向」という文字があり、勝手に愛着を持っておりますが、ことしの渋野プロの活躍のように、私もよい1年で締めたいと思っておりますので、執行部の皆様の明快な御答弁をお願いいたします。

まず、カーフェリーの建造支援について質問をいたします。

今議会冒頭の坂口県議を先頭に、数名の方々が質問されましたので、なるべく重複を避けませんが、県は、宮崎カーフェリーの新船建造に、宮崎県が40億円、宮崎市が5億円、合計45億円を貸し付けると発表いたしました。船の老朽化による2隻の新船建造に必要な費用で、180億円の資金計画のうち、自己資金と金融機関からの融資を充てても不足する資金を県が貸し付ける

ということでありませう。

宮崎と神戸を結ぶカーフェリーは、宮崎県にとって貴重な公共性の高いものであることは、重々承知をしております。

これまでの質問にもありましたが、民間企業の設備投資支援に税金を投入すること、また、県がリスクを負って支援しなければならないのかなど、さまざまな疑問があります。県民の理解を得るためにも、先日行った、県北のトラック事業者との意見交換の際の意見も踏まえて、質問を行います。

まず確認であります、宮崎カーフェリー社には、副知事が社外取締役となっております。経営参画をされていくわけですが、今後も県が宮崎カーフェリー社に経営参画をし続けるという認識でよいのか。

また、運送業の中には、「本県の企業体、いわゆるオール宮崎体制にこだわらず、大手の海運業者と組むほうが安定輸送につながるのでは」と指摘する方もいます。

そう指摘されると、確かに心情的には宮崎の地場企業にこだわりたいものの、世界や全国を結ぶネットワークや多くの船舶を持つ大企業のほうがトラブルにも強いのではないかと、とも思ってしまう。県がオール宮崎体制にこだわる理由を、知事に伺います。

この後の質問は、質問者席より行います。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

現在の宮崎カーフェリー株式会社は、平成30年3月から県も出資する新会社として運航を開始し、同年8月には、会社からの要請に応える形で、副知事が社外取締役に就任したところがあります。

将来的には、自立した経営体となるのが適当だと考えますが、今回の新船建造に当たり、多額の貸し付けを予定していることから、県といたしましても、今後とも経営の安定化に向けて、一定の経営関与を続けてまいりたいと考えております。

また、この新会社を立ち上げる際、県産品や旅客を安定して輸送するために本県発着の航路を維持する必要性や、従業員の雇用などを考慮し、地元経済界等が結束することが最善の方策であると考え、オール宮崎で支えていくこととしたものであります。以上であります。[降壇]

○西村 賢議員 次に、経営の見通しについて伺います。県北地域から見ると、トラック輸送は、宮崎港に南下するよりも大分方面に北上したほうが、高速の無料区間の恩恵や船の便数などもあり、場合によっては陸路のまま走るのがいいという話になりました。

今後、別府―大阪航路を運航する三井商船が同じく2隻の新船建造を行い、日本初のLNG燃料船として、現行の9,200トンから1万7,300トンと乗客、積載数ともに輸送力が強化されるということです。宮崎カーフェリーの新船が1万4,300トンの予定ですから、より大きな船ということであり、同時期の2022年より就航予定とすることで、経営にとっても影響があるのではないかと懸念しています。

そのほかにも、高速道路のスマートインターの設置や4車線化の整備、先日の山下寿議員の質問にもあった自動運転などの技術革新などもあり、これから競争が激しくなる海運業の中で宮崎カーフェリーの経営見通しをどう考えるか、郡司副知事に伺います。

○副知事(郡司行敏君) 御指摘の例も含めま

して、近年、他のフェリー会社においては、大型化を伴う新船建造が進んでいるところであります。

これは、ドライバー不足や長時間労働の是正等を背景に、トラックによる陸送から、海上輸送への転換、いわゆるモーダルシフトの需要が、全国的に高まってきていることによるものと考えられます。

本県におきましても、同様の状況でありますので、モーダルシフトの需要を取り込むとともに、他の航路との競争に対応していくためにも、早期の新船建造が必要であります。

なお、トラックの自動運転につきましては、現在、国が、高速道路における隊列走行の2台目以降の無人化を検討しておりますが、その実現には、一般道に接続するための仕組みや施設の整備が必要であり、まだ相当の時間を要するものと考えているところであります。

また、旅客につきましても、客室を個室化することなど、旅客ニーズを捉えることにより、安定的に経営できるものと考えているところであります。

○西村 賢議員 次に、新船建造が本県物流の利便性の向上につながるのか、伺います。

意見交換の中で、宮崎カーフェリーにいざ乗せてもらおうとしても、乗せてもらえないときが多いという不満を聞きました。これがたまたま偶然なのか、経営方針なのかわかりませんが、今後、県が経営参画を行っていく上で、県内企業の優先や県内荷物の優先のような措置がとれるものか、郡司副知事に伺います。

○副知事（郡司行敏君） フェリーへの乗船につきましては、予約車両が優先されるということであり、県内外というふうな条件で優先度が変わるものではないと伺っているところであり

ます。

また、現在の船舶では、乗船希望のトラックの全ては載せ切れていない状況が多くなっておりますが、今後、新船が就航し、積載台数が拡大した場合には、県内の需要にも、これまで以上に対応していけるものと考えているところであります。

○西村 賢議員 先ほど知事が、オール宮崎にこだわる理由を言われました。そういうことであれば、県内の優先枠みたいなものがあったもいいのではないかなと思っております。

新船が大きければ、今まで待っていた車が乗れるということになれば、それはそれで解消するかもしれませんが、今後もその流れを見ながら、検討を随時していただきたいと思っております。

次に、40億円の県の融資について質問をいたします。

今、国内の金融機関は融資先を探している状況にあり、県が太鼓判を押すような事業内容ならば、宮崎カーフェリーと取引したい金融機関からの協力の声上がるのではないかと考えますが、そのような金融機関からの申し出はないのか、郡司副知事に伺います。

○副知事（郡司行敏君） 県に対しましても、フェリー会社に対しましても、そのような申し出はございませんでした。

○西村 賢議員 このないということが、逆にほかの金融機関が二の足を踏んでいるということであって、県の事業計画、また県というか、その企業の事業計画や信頼性にも不安が残るところであります。

私は、平成15年松形県政最後の議会で決定し、県内企業への金融支援「宮崎県中小企業ファンド」が、10年後の平成25年に9億円もの税金を失う結果に終わったことについて、平

成25年9月議会で質問いたしました。

あのとき、私は県の幹部の皆さんに「10年前に決定したファンド事業の責任は誰にあるのか。誰が損失の責任をとるのか」と訴えました。当時の答弁で河野知事は、「行政はベストな選択を行った」と、責任論ははぐらかされましたが、そのときのやりとりで、今も答弁席におられるのは河野知事だけです。

平成15年ファンドを立ち上げた県の関係者も、その損金処理に当たられた県の関係者も、どなたもいらっしゃいません。前回は損失が9億円、期間は10年でありました。今回は40億円の投資、そして20年間の返還期間になります。私も含めてここにいる者は、20年後にいない可能性があります。行政が民間企業に直接融資する貸付責任をどのように考えているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 御指摘のありました「中小企業等支援ファンド」は、事業再生を支援するための投資であり、今回の貸し付けとは性質を異にするものと考えておりますが、40億円の貸し付けは、大変規模の大きなものであり、県としては、貸し付けが妥当かの判断を慎重に行うとともに、債権管理をしっかりと行っていく責任があると考えております。

このため、中小機構の協力のもと慎重に審査を行い、新船就航後の安定的な黒字経営によって、貸付金の確実な返済が見込まれると判断したものであります。

また、貸し付け後は、中小機構とともに、経営状況等を把握するなど、償還計画に沿った返済がなされるよう、しっかりと管理していくこととしております。

○西村 賢議員 そこで、その確実という言葉に、非常にまだ違和感を持っております。

では、計画どおりに事業が進まず、返済が滞った場合、どうやって債権の保全を考えておられるのか、再度、井手部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 高度化資金の債権保全措置としましては、貸付規則の規定により、物的担保及び連帯保証人を求めることとなります。

宮崎カーフェリーの場合、物的担保については、他の金融機関と同順位かつ第一順位の船舶抵当権を設定する予定としております。

なお、仮に、災害や経済事情の著しい変動等により、償還が著しく困難となった場合には、中小機構とも協議しながら、償還能力に応じて、一時的な償還猶予や20年の償還期限の延長等を行うことにより、貸付金の回収を図ることとなります。

○西村 賢議員 まだ疑問が完全に払拭されたわけではございませんが、今後、委員会における審議をしっかりと見守りたいと思って、次に移ります。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業について、福祉保健部に伺います。

高齢者の健康増進やリハビリ等の効果により、高齢者自身の幸せや生きがいを支援し、介護保険制度の普及で行き過ぎた介護サービスによりふえ続ける社会保障費を抑制する効果が大きいと思います。

しかし一方では、リハビリや栄養指導などの効果により、喜ばしいことではありますが、要介護者の介護度が下がり、介護サービスの内容が変わることへの不満が、家族や事業者などからも聞かれるようになりました。

総合事業への移行が県内各市町村で進み、その取り組みの進捗においては、市町村間での取り組みの差が出ないようにする必要があります

が、マンパワーが不足する人口の少ない自治体にとっては、重い負担となります。介護予防の推進のため、県がしっかりとサポートすべきと考えますが、小規模自治体に対する県の支援について、福祉保健部長に状況を伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御質問の総合事業についてであります。市町村の裁量により、地域の実情に応じたサービス提供が可能となる一方で、小規模自治体においては、専門職や担い手不足等の理由によりまして、事業の実施に苦慮している実態があります。

そこで今年度、県では、モデル的に、小規模自治体において栄養改善による介護予防を進めるため、新任の管理栄養士に県の専門職が助言するなど、県職員による支援を行っております。また、テレビ会議システムを活用し、地域にいない薬剤師等の専門職が地域ケア会議に参画できる仕組みをつくり、高齢者の自立支援に努めております。

今後、このモデル事業の成果を県内に横展開し、小規模自治体が直面している課題を踏まえて、必要な事業を実施できるよう、きめ細やかな支援を行ってまいります。

○西村 賢議員 続けて、総合事業における利用者へのサービスの提供において、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの存在は重要であります。しかし、近年、ケアマネジャーの中には有効期間の更新を行わないケースもあり、その背景には、午前中の質問にもありましたが、介護労働者の処遇改善のための処遇改善加算の対象ではなく、総合事業やケアプランの作成などで多忙な労働環境もあります。また、受験要件の見直しから、受験者数や合格者数も減ってきております。

今後はケアマネジャーのスキルを上げ、所得

向上や社会的な価値を高めていかなければなりません。ケアマネジャーの育成・確保について県はどう取り組むのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ケアマネジャーの育成につきましては、研修内容に現場の声を反映しまして、事例検討を行うグループワークを取り入れる等の改善や、医療職を初めとする多職種と連携するために必要な医学的知識等を習得する研修会を開催するなど、その充実を図っております。また、経験豊富なケアマネジャーを各施設等へ派遣し、具体的な指導・助言を行っております。

このほか、「みやざき・ひなたの介護情報発信事業」を通じまして、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担うケアマネジャーの重要性を周知するなど、その確保に取り組んでいるところであります。

県では、今後とも、関係団体等と連携をしまして、さらなる資質の向上と、育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、質問順序を変えて、誤伐・盗伐問題に対して先に質問を行います。

近年、林業が活況となり、それに合わせ誤伐・盗伐の報道も多くなってまいりました。

ことし、日向市内の伐採業者が盗伐により逮捕される事件がありました。新聞報道などで私の知る限りでは、杉7本、杉13本の伐採を、当人は誤伐と主張し、被害者は盗伐と主張し、当事者間で示談を進めていたとのことですが、一転し、伐採業者の逮捕に至ってしまいました。

係争中の案件ですから、具体的にこの場で触れませんが、この案件は、林業の未来や担い手の確保も含めて大きな影響があるのではないかと思います。

当然ながら、本県で過去に起こった、悪質なブローカーが行った契約書の偽造などの悪意のある犯罪は、許しがたいものでありますし、盗伐自体は許されるものではありません。

過去に、県内の地籍調査の進捗を質問したことがあります。地籍調査の済んでいない山林においては、境界の確定は難しく、先祖から相続した山林の場所さえ知らない相続人が毎年増加しているのが現実であります。

無断伐採に間違いがあった場合、ほとんどの案件は穏当に和解がなされているとのことですが、今回のように刑事事件にまで発展することは、極めてまれなケースと考えています。

広大な山林の伐採に際しての数本の誤伐は、業務の特性上、ある意味避けられないことではないかなと思いますが、そのような誤伐も絶対に許されない社会状況になれば、林業後継者の確保も難しくなります。

森林法、県や市町村の規定によれば、純粋な伐採自体は、極端に広大な面積にならなければ、保安林以外は基本的に届け出だけで済む内容になっています。保安林であっても、許可を取得することによって伐採自体は禁じられてはおりません。

その届け出と許可申請において、土地所有者の同意を得るということは求めておりますが、隣接者との境界確認などというものは特に求められていません。

これは、山林の特殊性を考慮し、伐採・植林がスムーズに行われるように配慮されているのではないかと理解をしますが、今回の事件のような伐採業者のケースは、今後も起こりかねないと思います。

そこでまず、本県における無断伐採の相談件

数について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県や市町村への森林所有者からの相談件数につきましては、平成26年度から本年10月末までに合計で125件となっております。

直近の3年間では、相談された年に伐採されたものばかりではございませんが、平成29年度が42件、30年度が36件、令和元年度が10月末までに22件の相談件数となっております。

○西村 賢議員 今、相談件数について伺いましたが、これは、今起こったわけではなくて、過去、いつの間にか自分の山を見たら切られていたとか、相続の対象になるところを見にいったら切られていたとかいうことも含まれていると思います。いつ切られたかわからないという、確かに無断伐採が行われた事実はあると思いますが、それに伴って無断伐採の防止には、森林境界の確認を確実にを行うことが重要であると思います。

そのことについて、県はどのように取り組んでいるのかを、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、伐採時の境界確認が徹底されますよう、伐採届の事務処理マニュアルを作成しまして、伐採届を受理する市町村に、隣接所有者の確認書類の添付などによる審査の強化を指導しております。

また、研修会や伐採パトロール等によりまして、森林所有者や伐採事業者に、境界の保全や境界の確認の徹底を啓発・指導しております。

さらに、境界の確認が円滑に行われますよう、「森林整備地域活動支援交付金事業」などで、森林組合等が行います境界を明確化する測量などに支援をしているところであります。

今後とも、これらの取り組みによりまして、森林の境界確認が確実に行われるよう努めてま

いりたいと考えております。

○西村 賢議員 土地の境界も不確かな山林でのわずかな誤伐がもとで、訴えられたり、失業したり、廃業せざるを得ない状況に追い込まれることがあってはならないと考えます。そもそも、地籍調査の進捗を進めていくことが重要だと思います。その進捗も求めながら、また一方で、当事者同士の和解方法の確立というものも、今後検討していただきたいと思っております。

昨日の有岡議員の質問とは真逆になるかもしれませんが、当然ながら、誤伐もいいことではありません。しかし、誤伐によって、その伐採業者が大きなペナルティーを受けることが、果たして宮崎県の林業の将来につながるのかということも、同時に考えていかなければならないと思ひまして、この問題を取り上げさせていただきました。県当局におかれましては、この問題をしっかりと受けとめていただきたいと思ひます。

次に、海の安全対策について伺います。

先日の武田議員の質問にもありました。ことし、県内でのサーフィンの海難事故が続出しております。私の地元伊勢ヶ浜でも、先日の台風の影響下で、サーフィンを行った県外観光客が死亡し、いまだ1人は行方不明となっております。亡くなった方には大変申しわけありませんが、地元の我々が親しんでいる海水浴場での死亡事故は、気持ちがいいものではありません。

そもそもサーフィンの安全管理は、「自己責任論」が非常に強いわけですが、実際に事故が起こったときには、海上保安庁、消防、警察を初め、地元消防団や医療機関など多くの方々を巻き込み、また、その捜索の際の2次被害も想定されます。

サーフィンは自然が相手で、地形や気象が大きく影響いたします。特に離岸流はその地域の特性があり、海難事故の大きな要因となっております。

まずは警察本部長に伺いますが、本県には、「宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例」があります。ここでは、海水浴場の規制や安全対策、プレジャーボート等の利用の事故防止に関する条文が記されておりますが、この条例にサーフィンの安全管理は該当しないのかを伺います。

○警察本部長(阿部文彦君) サーフィンにつきましては、議員御指摘の条例により、特別遊泳場として指定された県内6カ所の区域内においては、所要の規制がなされているところであります。

他方、昨今のサーフィンの事故につきましては、この特別遊泳場以外の海上で発生しているものと承知しております。

このため警察といたしましては、今後とも、宮崎市、日向市など沿岸市町村やその他の関係機関と連携しながら、サーフィンを含め、水難事故防止の広報啓発活動や現場指導に努めてまいります。

○西村 賢議員 次に、通告しておりました「サーファーへの注意喚起」については、武田議員のきのうの質問にありましたので割愛させていただきますが、要望として、今本県は、各地に恵まれたサーフスポットがあり、県や沿岸自治体では、サーフィンによる観光誘客や移住促進を行っています。また、世界大会等の開催を通じて、積極的に本県のサーフィンの魅力を発信しているところでもあります。そこには大きな成果も出ていると思ひますが、県や沿岸自治体もサーフィン誘客を叫ぶ以上、安全対策も

しっかりと行うべきと考えます。昨日、武田議員の質問にもありましたが、県において安全対策を行う組織を考えるべきと私も要望して、次の質問に移りたいと思います。

続いて、農道整備について農政水産部長に伺います。

日向市平岩から靄木地区を抜け鶴毛地区につながる市道の拡幅整備を、かつては農道整備として要望しておりました。しかし、平成12年度に農道整備事業の総点検——打ち切り完了や見直し再採択等——が行われ、新規路線の着手を凍結することになりました。地元の方々にとっては、事業凍結は非常につらかったと思いますが、その後、何とか市道の拡幅工事に切りかえて、少しずつ整備を進めている状況であります。

現在、この地域を含め靄木・鶴毛地区においては、土地改良事業に取り組んでおり、圃場整備が進んできています。しかし、この圃場がよくなっても、この田畑に通じる道路が今のままでは、利便性や安全性に問題が残ります。これからの地域農業のためにも、後継者のためにも必要な圃場整備を行っていくわけですから、この機にここを通る道路をよくしたいという機運が、この地域で再度高まってきています。

農道整備の凍結が解除され、今後新規での整備も期待できるとのことですが、この靄木地区、鶴毛地区を結ぶ農道の整備の見通しについて伺います。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 本県における農道整備につきましては、継続路線の完成のめどが立ったことや、国の予算が回復してきたことから、新たな農道についても事業化の検討を進めていくことといたしております。

このような中、御質問のありました鶴毛・靄

木地区につきましては、これまで市道改良などにより一部で整備が進められていることを踏まえ、改めて日向市において受益面積を見直したところ、国の基幹農道整備の採択要件を満たしていないことから、本年度、市の事業管理計画から除外されたところであります。

県といたしましては、今後の農業経営において、農道の整備が重要であると考えておりますので、当該地区の事業化の可能性も含め、整備の手法について、地元の意向を確認しながら、今後、日向市としっかり協議してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ぜひ、支援のほうをよろしくお願いしたいと思います。この地域も待ちに待って、ずっと待って道路ができていない地域でありますので、この道路拡幅の願いを少しでも早くかなえていただけるように、お願いを申し上げます。

次に、午前中にも日高陽一議員のほうから質問がありましたが、建設分野における人材確保について質問を行います。

現在、多くの産業で人材不足が叫ばれておりますが、特に建設関連では若者不足の声が大きいところです。

若者が働きやすい労働環境をつくり、環境改善していくために、業界全体や企業にも改革が求められますが、公共事業の発注者としての行政の役割も大きく、今後始まっていく働き方改革も、建設業には大きな影響があります。

そこで、現場における週休2日の実施に向けて、建設業協会も第2土曜一斉休業と声を上げていますが、完全に実施されているわけではなく、天候や工期、さらには経費などの理由から、企業によって足並みがそろわないところがあります。

私たちの世代と違い、週休2日が小学生のころから当たり前の今の若者たちにとって、職業を選択する上で、週休2日は必須項目でもあります。建設業が週休2日を実現するため、県は週休2日工事にどのように取り組んでいるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設工事における週休2日制の推進は、担い手確保を図る上で大変重要であると考えております。

このため県では、平成28年度から週休2日工事の試行を開始し、現在は、積算上必要な経費を割り増すことで、さらなる推進を図っており、昨年度は51件で試行を行い、今年度は10月末時点で、87件で取り組みを進めているところであります。

さらに、週休2日制の必要性について、より一層理解を深めるため、県内の建設現場において、毎月第2土曜日を一斉に閉所する取り組みを実施しているところです。

県としましては、今後とも、国の動向を踏まえ、建設関係団体と十分に連携を図りながら、週休2日制の定着に向けて積極的に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 よろしく申し上げます。これは、どうしても公共事業が主導していかなければ、元請さん、そしてまた下請さんまで、いろんな立場の方がいらっしゃいます。企業においては、強気のところが完全週休2日を打ち出して、若い人たちを獲得しているという話も聞きます。そういうふうになっていけば、業界全体の人手不足というものが解消していけるのかなと思いますので、ぜひ、県が率先して指導していただきたいと思います。

次に、建設業への女性の進出について伺います。

建設業にとっても女性の活躍は、人材確保の面でも、またイメージアップの面でも大きいと思います。土木女子を「ドボジョ」と呼ぶそうですが、これまで多くの建設関連の企業では、そもそも女性が現場に出ることを想定していなく、労働環境としてはまだまだ不備があると思います。一部企業では女性更衣室や休憩室を設置したとの報道もありますが、まだまだ女性の進出を応援していかなければならないと思います。そこで県は、女性の進出支援のため、建設現場の労働環境をどのように改善していくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設現場における女性が働きやすい労働環境の整備は、働き方改革を推進し、女性技術者等の進出を支援する上で、大変重要であると認識をしております。

このため県では、平成28年度から、技術者を対象とした女性専用トイレを設置するモデル工事を開始し、現在は、現場で働く全ての女性を対象としております。

また、現場環境改善の経費の一つとして、女性更衣室の設置も対象とするなど、働きやすい環境づくりに努めているところであり、女性技術者の数は増加傾向にあります。

今後とも、関係団体と十分連携しながら、女性のさらなる活躍を推進し、担い手の育成・確保に積極的に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 よろしく申し上げます。

次に、これは建設業の方からの声であります。現行の入札制度におきまして、現場監督の「技術点数」というものがあります。公共工事の施工に対して、その現場がいかによくできたのかを点数化するもので、その後の入札の際の点数にも影響してきます。

しかし、これが逆に若手の技術者の重い負担となっており、下働きからやっと現場を任せられるようなレベルに達しても、現場監督になることを嫌がったり、建設業をやめてしまったりするケースがあるとのこと。当然、この若手の働き方というものもいろいろあると思いますが、県の総合評価落札方式において、若手の技術者の育成のためにどのような取り組みを進めているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設産業におきましては、若年入職者の減少や技術者の高齢化といった問題が生じており、若手技術者の育成が重要な課題となっております。

このため県では、総合評価落札方式におきまして、35歳以下の技術者を現場代理人として配置することや、新規学卒者の雇用を評価項目としているところであります。

さらに、昨年度から、若手技術者の配置を容易にするため、会社がバックアップすることにより、技術者の施工実績の経験を求めない、「技術者育成チャレンジ型総合評価落札方式」の試行を始めており、今年度は試行件数を拡大しているところであります。

県としましては、今後とも、関係機関や建設業団体と十分な連携を図りながら、若手技術者の育成に努めてまいります。

○西村 賢議員 現在、働き方改革導入に向けての動きがある中で、建設業の実態と制度が乖離しているのではないかと感じるが多々あります。天候や工期などに大きく影響される建設業の仕事にあって、さらに下請企業や納入業者など建設現場を支える企業などは、もっと拘束時間が長いのが実態であります。朝8時から現場が動くとするれば、下請企業はもっと前から働かざるを得ません。

働き方改革によって、元請企業自体も時間的な制約を受けていくわけですが、さらにそのしわ寄せは下請企業に行くのではと予想されます。県は、下請企業の労働環境についてどのように考えていくのかを、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 働き方改革の推進は、若年入職者の減少等が課題である建設産業において、担い手確保の観点から大変重要であると認識をしております。

このような中、建設業は、他産業と比べ労働時間が長く、週休2日の浸透がおくれている状況も見受けられることから、元請企業が行う働き方改革が、小規模な企業が多い下請企業へのしわ寄せにならないように、注視していく必要があります。

このため、県といたしましては、引き続き、建設業者向けの研修会等の場を活用して、契約の遵守や不当に低い請負代金の禁止等について元請企業を指導していくほか、下請企業からのさまざまな相談や訴えに対応することで、働き方改革が下請企業の労働環境の改善につながるよう、国の機関とも連携しながら取り組みを行ってまいります。

○西村 賢議員 この働き方改革、一様にどの企業も同じように働いて、同じように時間の制約があつてということが理想ではありますが、世の中そう簡単にはいかないと思いますし、当然ながら元請と下請の役割も違ってくるわけがあります。

県もしっかりと監督署の方々に情報提供をして、本県の実態、実情というものをしっかりと伝えていただくようお願いしたいと思っております。

次に、学校現場での教師のいじめ問題について

て、教育長に伺います。

学校でのいじめ問題に今、多くの教育関係者が努力されているところでもあります。その現場の最前線に立つべき教師自身が、同僚教師にいじめを行う事件が神戸市で発生し、大きく報道されました。

さらに、本県でも教頭が確信犯的に何十年も無免許運転を行ってきたことが判明し、検挙されました。

このような中、教育現場のパワハラ問題、コンプラ違反を踏まえて、県教育委員会が、教師への実態調査を11月上旬に行ったということを知りました。

この実態調査をどのような意図で行ったのか、また、この調査は記名式で行われたと伺っております。果たして同じ学校の先生同士が、自分の名前を書いた上で、「〇〇先生からパワハラを受けました」と事実を書けるのかという疑問もありますが、調査を記名式にした理由についても、あわせて教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 今回実施いたしましたパワハラに関する調査は、教職員のハラスメント問題に対する関心の高まりを受けまして、運転免許証の保有状況等の確認とあわせて、コンプライアンスの推進を目的とした調査の中で実施いたしました。

また、記名式による調査については、職員がパワハラ行為を受けたと回答した場合に、まずは学校において速やかに状況を確認し、対応することを狙いとしたものであります。

なお、記名式では回答しにくい職員もおられますので、このことも考慮して、調査票には、教育委員会担当課や人事委員会などの外部の相談窓口を記載したところでもあります。

○西村 賢議員 記名式ということで、例え

ば、実態調査を見た校長等の管理職が、正直に書いた教員に対して、パワハラ事案を隠すようなこととか、訂正を求めるようなことが全くないのかなという疑念は抱きました。そのようなことはないと思いたいと思いますが、この調査の結果はどうだったのか、どのような事案があったのか、また県教育委員会として、調査の結果を踏まえ、学校現場のパワハラ問題解決についてどのような策を講じようとしているのかを、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の調査の結果、悪質な事例は確認されておりませんが、「同僚から叱責を受け、精神的苦痛を感じた」とか、「業務上のミスを過度に指摘された」などの回答が上がってきております。これらについては、現在、各学校に設置されておりますコンプライアンス推進委員会や市町村教育委員会等を通じて、事実の確認を行い、状況の改善に向けた取り組みを進めているところであります。

県教育委員会といたしましては、調査結果を踏まえ、学校や市町村教育委員会等の関係機関と連携して、研修等を通じたハラスメント防止に関する意識の啓発や相談窓口の周知徹底等を行うことにより、引き続き、教職員の働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今後も県教育委員会の真摯な取り組みに期待したいと思いますが、先ほど言われたような実態調査の結果をしっかりと見て、また教育委員会以外の窓口にあった相談等もしっかり踏まえた上で、対策をしていただきたいと思います。

次は、ひきこもり問題についてに移ります。

先日、岩切議員の質問でも紹介されましたが、厚生常任委員会の県外調査で、秋田県藤里

町の社会福祉協議会を訪問いたしました。ここは、ひきこもり対策で全国的に有名となった町で、私も質問で何度か取り上げております。本県からもこの施設を訪れ、立ち直った若者がいたという話も伺いました。

ひきこもり対策には、行政や家庭からの幅広い支援が必要であります。現在、国も就職氷河期世代のひきこもりに対し、「就職氷河期世代支援プログラム」に取り組み始めたことは、この問題を政府も認識したあかしであると思います。引きこもるタイミングに、いじめ、入試の失敗、就職の失敗など、いわゆる人間の挫折のタイミングがあると思います。

高知県では、高校中退者の学び直しを教育委員会などが支援しているケースもあるようですが、周りのサポートで立ち直る事例もあります。まずは、本県の高校中退者の推移とその要因について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 本県の県立高等学校における中途退学者数につきましては、平成30年度が332名ということでありまして、過去5年は、毎年300人前後で推移しております。

また、生徒1,000人当たりの中途退学者の数で見ますと、平成30年度、本県は14.3人でありまして、全国が14.2名と、ほぼ同程度の状況にあります。

中途退学の要因でございますが、これはさまざまありますけれども、主なものとして、「高校生活になじめなかった」とか、「人間関係がうまく保てなかった」などが挙げられております。

○西村 賢議員 中退者がそのまま引きこもらないようにしなければなりません。若者の就職や社会参加への支援を担う、本県の若者サポートステーション事業の利用状況と就職決定

者数の推移について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 国が設置する「みやざき若者サポートステーション」の利用状況につきましては、電話による相談等も含めた延べ件数で、平成28年度が9,171件、29年度が1万577件、30年度が1万656件と増加しております。

一方で、就職決定者数につきましては、手厚い支援を長期間必要とする利用者が増加傾向にあることから、平成28年度が184人、29年度が143人、30年度が117人と年々減少しているところであります。

○西村 賢議員 年々減少しているということでもありますけれども、しっかりと若者たちのサポートを引き続きお願いするとともに、しっかりと目の行き届くサービスを続けていただきたいと思っております。

この秋田県藤里町の取り組みは、現在、国が制度設計し、本県でも取り組んでいます「生活困窮者自立支援制度」に非常に近いもので、この事業の充実に大きな可能性があると考えます。

この生活困窮者自立支援制度は、福祉事務所を有する自治体に、「自立相談支援の実施」、「住居確保給付金の支給」を必須とし、そのほかに、就労準備支援や家計相談、子供の学習支援など任意で行えるメニューがあり、生活保護に頼る前に、これらの事業で自立を進めていくことで、就労や就学の自立支援につながっております。これらの現在の取り組み状況と今後の取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 「生活困窮者自立支援制度」につきましては、ひきこもりの方への支援も含めまして、生活保護に至る前の

「第2のセーフティネット」として、平成27年度に始まった制度であります。県及び各市の福祉事務所において相談支援員等を配置しまして、自立に向けた居住、就労、家計等の相談や支援を一体的に行うものです。

実績としましては、平成30年度の新規相談の受け付け件数は、県全体で1,685件となっております。加えて、任意事業としては、各地域のニーズに応じ、それぞれの福祉事務所等において、生活困窮者に対する就労準備、家計改善、子供の学習を支援しております。

県としましては、今後とも、あらゆる機会を通じまして、制度の周知に努めるとともに、関係機関を集めた会議や研修会を開催し、この事業の活用を促してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この生活困窮者自立支援制度、私はとてもネーミングが悪いと思います。これは国の制度ですから仕方がないのでありますが、まだ県内の市でも、全てのメニューに取り組んでいるわけではありませんので、ぜひ、この制度の周知というものを、各行政とともに、これを利用したいという方にもしっかりと届くようにしていただきたいと思っております。

今回のひきこもり対策についても、教育長と2人の部長から答弁をいただきました。ひきこもり対策には部局横断で取り組んでいく必要があります。私は、この問題を何度も議会で取り上げておりますが、ぜひ、宮崎県も知事を先頭に、本県の対策を整えていって、1人でもひきこもりから脱却できるように――藤里町は1人のひきこもりもいなくなったという話でありましたので、ぜひ宮崎県も充実をしていただくように要望して、私の質問を終わります。ありが

うございました。(拍手)

○山下博三副議長 次は、内田理佐議員。

○内田理佐議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党、内田理佐です。

まず、竜巻災害について質問します。

台風17号に伴い、9月22日に延岡市で発生しました竜巻災害により、人的被害軽傷18名、建物583軒、農業用ハウス23棟で被害が起きました。

発災後、県内外からたくさんの方々がボランティアに来ていただきました。特に発災から3日後、ビニールハウスの災害現場では、人手が足りなく熱中症症状の方が出るなど焦りが出ていたところに、議長の声かけにより、宮崎県産業開発青年隊が40名ほど、応援に来ていただきました。市民よりたくさんの方の差し入れが届くなど、現場が一気に明るくなり、作業がはかどったものです。

議場内にも知事や議長、副議長を初め、日高陽一議員にも「日程調整して手伝いに行こうか」と、言葉だけかと思いましたが、本当に知事よりも随分遅く来ていただきました。現場に足を運んでいただいた方々が、議場内にもたくさんいらっしゃいます。御支援もいただきました。

今回の質問で、「知事が現場に来るのが遅かった」といったような御意見も出ておりますが、済みません、質問された皆さんは、被害に遭われた方々の気持ちになり、一刻も早く予算をつけていただきたいというお気持ちで言っているなどとは思いますが、私は現場では、「知事が遅い」という言葉は、誰からも全く聞いておらず、とにかく1日でも早い復興を願って、毎日必死に作業をしていました。

国会議員、知事、議長、議員、部長など来て

いただけるだけで、「助かった」「来てくれた」と勇気が出ました。被害を受けて心が折れそうだった延岡市民は、それぞれの立場で献身的に取り組んでいただいた姿に大変勇気づけられました。そのときの判断で動いていただくのがベストです。県の職員ということを隠し、新聞を見て神社にボランティアに来ていただいた方もいました。まだ復興に至っていませんが、この場をかりてお礼を述べさせていただきます。ありがとうございました。

しかし、まだまだ完全な復旧・復興はできておらず、現在もボランティア活動の続いている場所があります。夏田稲荷神社においては、補助事業の採択要件に合わないということで、ボランティアの方々によるクラウドファンディングが始まりました。行政の支援に期待される方が、今もたくさんいらっしゃいます。

また、応急対応時の国、県、市、関係機関との連携について課題も見えてきました。この教訓を生かし、来年以降の台風シーズンへの対応強化が必要ですが、果たして万全な状態と言えるでしょうか。「指示待ち」「様子見」での対応をしているのは、巨大台風、南海トラフ巨大地震に対応できません。

今回、延岡での竜巻災害が発生したとき、県立延岡病院では、竜巻災害発生直後から、自主的にトリアージのための院内災害対策本部を立ち上げられました。幸い、実働までには至りませんでした。この姿勢が大切だと思います。

つまり、初動後の応急対応時に、指示待ちではなく、「自分たちが今すべきことは何か」を常に考えて行動に移すことが大切です。

そこで、みずから動ける組織を構築するためにも、ふだんからの顔の見える連携体制を強化すべきだと考えます。これは、私自身も今後の

課題だと気づかせていただきました。

県や市の地域防災計画には、各団体が災害時にすべきことが明記されています。しかしながら、計画を「絵に描いた餅」で終わらせないためにも、県がみずから動ける組織づくりを積極的に推進していただき、広域的な対応は、県から宮崎県の各種団体や市町村へ通知していただくのがスムーズだと思います。例えば、今も、瓦屋根の修理をしていただく職人さんが見つからず、ブルーシートで屋根が覆われた家が見受けられます。竜巻災害では、瓦工事業連盟や板金組合、塗装・防水組合など、想定される業者があります。県が災害協定を結んでいただき、広域的に業者を探さないといけない場合は、県が動いていただくのが一番よいと思います。

宮崎県災害対策本部の最高責任者となる知事からの指示待ちでは、大規模災害では組織も機能しません。また、災害時の対応は、押しかけ方式であるリエゾン派遣が効果的で、国交省はリエゾン派遣を行います。県も連絡員を派遣されますが、市町村任せにしない積極的なリエゾン派遣を行っていただきたいと思います。

現在、県災害対策本部が入る立派な防災庁舎を建設中です。これまでにない新たな体制構築に努めていただき、来るべき南海トラフ巨大地震への対応にも、県の司令塔として役を果たしていただきたいと思います。

そこで、延岡市の竜巻災害では、応急対応において、人員体制や関係機関の連携などに課題が残ったと感じていますが、応急対応のあり方に対する知事の考えと県の取り組みについて伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えしま

す。

災害発生時におきまして、被害状況の把握や救助・救急活動などの応急対応を迅速かつ的確に行うことは、被害の軽減を図る上で極めて重要であります

刻々と状況が変化する中で、多岐にわたる応急対応を効果的に行うためには、全組織的な災害対応の体制を確立するとともに、関係機関が情報を共有し、県が広域的な支援の調整を行うなど、相互に役割分担した上で、連携して取り組む必要があると考えております。

このため県では、災害時には、市町村に情報連絡員を派遣するなど、迅速な情報収集や対応に努めているところであります。今回の竜巻災害におきましても、発生当日に県から延岡市に情報連絡員を派遣したり、また、停電により電力が不足した1医療施設に電源車の派遣調整を行い、さらには御指摘ありました延岡病院における災害関連患者の受け入れ等に取り組んだところであります。さらに平素から、災害対策本部の機能強化や災害時応援協定の締結、防災訓練や研修会などを通じた関係機関との顔の見える関係の構築などに取り組んでいるところであります。

今後も引き続き、御指摘も踏まえながら、今回の教訓をしっかりと生かし、訓練や研修等の充実を図り、市町村の支援を含め、さらなる災害対応能力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○内田理佐議員 今、御答弁の中に、災害時の応援協定の締結というお言葉がありました。塗装とか板金、防水などは協定が結ばれていると思いますが、左官だったり瓦だったり、そういう職人さん自体も少なくなっているということと、あと全国的に災害もたくさんあって、そち

らのほうのお仕事に派遣で行かれていて、なかなか延岡だけでは職人さんを見つけることが困難だったりということで、てこずった部分もありましたので、組合としては大きくなくても、そういうところとも締結していただいて、こういう災害時には県も御協力いただくというような連携がとれる体制づくりをしていただければ、本当にありがたいなと思います。また御検討をお願いしたいと思います。

それと今回、激甚災害の指定を受けたにもかかわらず、建物523戸の被害の多くが「一部損壊」で、国の支援策の対象となりませんでした。先日の田口県議の質問より、「県は市が交付金を活用して支援する事業について、地方負担分の2分の1を負担する」と答弁されました。一方で、被災住宅では既に工事に着手したのものもあると聞いています。県の具体的な支援の割合と対象について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今回活用します国の交付金につきましては、国の要綱で算定方法が定められております。具体的には、被災した住宅の復旧工事費の23%について、その2分の1を国が負担し、残りが地方負担分となります。

県は、この地方負担分の2分の1を支援することとしており、県の負担割合は、被災した住宅の復旧工事費の5.75%となります。ただし、国及び地方負担分の合計は、83万8,000円が限度となります。

また、県が行う支援の対象につきましては、国において交付金の活用が認められました11月8日以降に工事の契約を締結したものが対象となります。

県としましては、今後、個別の物件ごとに延

岡市と協議しながら、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 活用の認められた11月8日以降に工事の契約を締結したものが対象ということですが、それ以前に工事契約を締結された方が当てはまらないのかなということ、前もってされた方は気の毒だなとも思います。

きのう、延岡市長と話しましたが、これに該当する方も余りないんじゃないかというようなお話もありまして、ほかの手だてがないものかと、いろいろ悩むところではありますが、県においても、最大の御支援をよろしくお願いしたいなと思います。

次に移ります。

今年の台風15号では、千葉県などで多くの風倒木が発生し、長期間停電するなど、災害復旧に時間を要したのは記憶に新しいところです。延岡市の竜巻災害においても、小規模ではありますが、延岡商業高校に隣接する杉林が高校グラウンドに倒木するなど、数カ所で風倒木被害が発生しました。

そこで、県の風倒木被害に対する森林整備の取り組みについて、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、風倒木が発生した森林において、その早期復旧を図るため、「森林整備事業」により、風倒木の伐採と再造林を支援しますとともに、「荒廃溪流等流木流出防止対策事業」により、溪流に堆積した風倒木の撤去等を実施しております。

また、台風等による森林被害の発生を未然に防止するために、「間伐材生産強化対策事業」等により、樹木の根を発達させるための間伐や、「水を貯え、災害に強い森林（もり）づくり事業」により、風に対し抵抗力の高い広葉樹

の植栽等の支援に取り組んでいるところであります。

今後とも、これらの取り組みを通じまして、被害を受けた森林の早期復旧と災害に強い森林づくりに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 先日、延岡市で開催された「ひなたの林業シンポジウム」では、林野庁の本郷長官の講演があり、「長伐期、間伐を繰り返すこと。また、賢いスマート林業への転換を、宮崎県がトップとして走っていただきたい」といった内容であったと思います。

自伐型、全伐型など、伐採の方法はさまざまですが、循環型林業を目指そうという考えは同じです。そもそも、持続可能な開発であるSDGsは、林業から生まれた取り組みです。8分野のうちの4分野、「成長市場創出地域活性化イノベーション」「強靱な国土インフラ整備」「省エネ・再エネ気候変動対策循環型社会」「生物多様性森林・海洋の環境保全」について施策を展開しています。

高知県では、自伐化推進のために予算を確保し、間伐や作業道の造成の補助を行っております。本県でも、高知県のような支援を期待したいと思います。

次に、延岡市は「水郷のべおか」と言われるように、1級河川を含めたくさんの川が流れる反面、水害も多く、長年、水害対策に力を入れてきました。

近年、国土交通省による五ヶ瀬川、大瀬川の適正分派事業が進められ、現在、県の管轄でもある北川では、毎年のように水害が発生し、対策が急務ですが、多額の河川改修費用がかかるため、一刻も早い国による直轄事業化が望まれています。

北川町曾立地区では、延岡市による河川改修事業の予算は計上済みで事業中ですが、排水ポンプ設置の予算措置は今からと聞いています。

現在の五ヶ瀬川や北川曾立地区における浸水対策の取り組み状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 五ヶ瀬川水系につきましては、平成17年の台風14号により甚大な浸水被害が発生したことから、国や県において、河川激甚災害対策特別緊急事業により、河道掘削や堤防のかさ上げなどを行ったところであります。

現在、国においては、河川整備計画に基づき、五ヶ瀬川や大瀬川において洪水をより安全に流すことができるよう、適正分派対策が進められており、また、防災ステーションの整備や3か年緊急対策による河道掘削等にも取り組んでいると伺っております。

一方、北川曾立地区におきましては、延岡市が内水対策として曾立谷川の堤防かさ上げに取り組むこととしていることから、県では、曾立谷川の水の流れをよくするため、北川本川の水位低下を図ることを目的として、河道掘削等を実施しております。

今後とも、国や市と連携を図りながら、浸水被害の軽減に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 ぜひ、計画どおりに進めていただきますように、よろしく願いいたします。

また近年、巨大化した台風に伴う強風による被害が甚大な中、日本随一の森林面積を誇る本県として、循環型林業を目指すことで山を守る努力をするとともに、砂防にも力を入れていく必要があります。

特に、土石流や強風で倒れた木が一気に下流

域に流れ出るのを防ぐ砂防ダムの整備は、大変重要です。

また、山林のり面崩壊を防ぐ急傾斜対策事業も非常に重要で、要望も多くなってきています。

そこで、県として、防災という観点で、災害が起きてから予算をつけるのではなく、先手を打つ形で、災害を未然に防ぐための砂防ダムの整備、急傾斜対策の予算確保に尽力していただきたいと思いますが、土砂災害対策にどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本県は、地形が急峻な上に地質が脆弱であり、台風や梅雨前線など、豪雨のたびに土砂災害が発生していることから、県民の生命、財産を守るために、危険箇所の整備が大変重要であると考えております。

このため県では、地元の要望を踏まえながら、避難所や避難路等がある箇所など優先度の高い箇所から、砂防ダムやコンクリート擁壁等の整備を進めており、昨年度からは、国土強靱化の3か年緊急対策も合わせて、集中的に事業を実施しているところであります。

さらに、県民の早期避難が図られるよう、土砂災害警戒区域等の指定による危険箇所の周知、各土木事務所で実施している土砂災害防止教室などの啓発活動、タイムラインやホットラインの運用等も行っております。

今後とも、国や市町村など関係機関と連携を図りながら、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進してまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 延岡だけでなく、県内全域で土砂災害対策が必要になると思います。前向き

な御答弁だったと思います。どうぞよろしくお願ひします。

かわりまして、県立学校の学生寮について質問いたします。

県内には、高千穂、延岡、日向、西都、宮崎地区に6つの生徒寮があります。その中でも延岡地区には2つの寮があり、その2つの寮のみエアコンが設置されていません。今年、熱中症症状の学生が出て、保護者に迎えに来てもらうといった事案も起こりました。

2つの寮のうち延岡第二寮は、現在約1,800万円の事業費で設置工事中です。来年2月上旬に完了予定で、工事がおくれた理由は、県内の小中学校で、一斉にエアコン設置工事が進んでいたためだと聞いております。

残された第一寮ですが、6つの寮の中で一番利用生徒数が多く82名いらっしゃいます。夏場や冬場は不便な寮生活を送っていると思われるます。これでは勉強もはかどりません。現在、電気設備の工事を行っているようですが、エアコンの設置工事の予算は来年度の予算でつけていただきたく、何とか夏を迎えるまでに設置をお願いいたします。

そこで、延岡地区の2寮のエアコン整備状況を教育長にお伺ひします。

○教育長（日隈俊郎君） 延岡地区生徒寮のエアコン整備状況についてであります。お話にありましたとおり、第二生徒寮につきましては、現在、設置工事を行っているところであります。来年2月上旬には完了する予定であります。

第一生徒寮につきましては、今年度、まずエアコン設置に必要な電気設備の改修工事を行っておりますので、完了した後、エアコン設置に向け、早期整備に向けた取り組みに努めて

まいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、生徒がより快適な環境で安心して生活できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 私は実際、寮を見学しました。進学を希望する学生にとっては、夏や冬、あの狭い部屋に——エアコンが設置されているお部屋があるんですけど——ぎゅうぎゅう詰めになって勉強しているというような状況です。今、県立高校も選べる時代です。ぜひ、第一寮も来年夏までに設置をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

次に、宮崎県高等学校競技力強化指定校についてです。

県教育委員会は今年度、高校スポーツ競技力の強化を図るため、指定校を選び、実績により重点、推進、育成の3区分で、総額約2,500万円を助成し、合宿や遠征などの支援をされています。この、学校を指定する考え方について、教育長にお伺ひします。

○教育長（日隈俊郎君） 県の競技力強化指定校制度であります。本県の高校スポーツ水準の維持・向上と、国民体育大会における競技力向上に資することを目的として、平成9年度に設けたものでありまして、現在28校30競技63部を指定しております。

指定の基準につきましては、「全国に通じる競技力を有し、今後も維持・向上が期待されること」や、「競技力が県のトップにあり、その活動が地域や学校に根づき、将来とも、その競技力の向上が期待できること」などとしております。

こうした基準に基づき、関係部局や学校体育団体等で構成します「強化指定校連絡調整会議」の意見を聞いた上で、指定を行っている

ころであります。

○内田理佐議員 例えば、さきの高校ラグビー花園予選において高鍋高校は、準々決勝で宮崎合同と109対0、準決勝で佐土原高校と105対0、決勝で星雲高校と80対0で優勝しました。高鍋高校は9年連続32回目の優勝。花園へは今回で27回目の出場となります。一方、決勝で負けた星雲高校は、花園へは東高校のときに7回出場しておりますが、部員は年々減少し、3年生が引退した現在、ついに部員が8名となってしまいました。これでは試合さえできません。

高鍋高校は、ラグビーでは唯一の強化指定校になっており、毎年5名のスポーツ推薦枠があります。ラグビー関係者に聞くと、「県内の優秀な選手は高鍋に集まりやすく、県内にほかに強豪校がないほど圧倒的に強いのだが、全国大会では1回戦負けが続いているのは、県内で切磋琢磨できていないからだ」と言います。また、県内の優秀な選手が県外に引っ張られているのも事実です。

宮崎県は、ラグビー日本代表が合宿するなど、ラグビーの聖地と言っても過言ではありません。そんな宮崎県ですが、ラグビーにおいて国民スポーツ大会で優勝できるよう、宮崎県から優秀な選手が県外へ引き抜かれないよう、強化指定校をふやすなどして食いとめないといけません。

そこで、強化指定校の指定の基準見直しを検討すべきだと考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 強化指定校につきましては、ことしの国体や全国高校総体において、入賞件数のうち、6割を超える実績を上げておりまして、一定の成果が出ているものと認識しております。

しかしながら、さらに多くの入賞を果たすためには、それぞれの競技で、全国に通用する競技力に高める必要がありますことから、学校間の活発な競争を促すため基準の見直しを行ってきたところであります。

また、指定校以外で高い競技実績がある学校に対しましても、ライバル校として強化支援を行うなど、安定的な競技力の向上につなげられるよう取り組んでおります。

今後は、天皇杯獲得を目指すためにも、各学校が切磋琢磨し、全体の競技力の底上げに資する制度となりますよう、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 ぜひ、前向きな検討と見直しをよろしくお願いいたします。

続きまして、薬物乱用についてです。

宮崎県はこれまで、18歳以下の薬物による検挙はありませんでした。しかし、ことし11月に入り、法務局の職員より、宮崎県でこれまでなかった高校生による大麻事犯として検挙されたとお聞きしました。また、青少年においては大麻使用がふえています。いま一度、宮崎県として、薬物を根絶させるための対策を練っていただきたいところですが、まず、県内における薬物乱用の現状について、県警本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 県内の薬物事犯の検挙件数は、ここ数年毎年100件前後で推移しているところであります。

昨年の薬物事犯の検挙件数は108件で、その内訳は、覚醒剤事犯が49件、大麻事犯が55件、麻薬等事犯が4件でありました。なお、これらの中に少年被疑者の検挙はございませんでした。

本年は、10月末までに81件を検挙しており、その内訳は、覚醒剤事犯35件、大麻事犯40件、

麻薬等事犯6件となっております。これらの中で、大麻事犯の被疑者として少年5名を検挙しているところであります。

当該少年被疑者5名につきましては、全て男性で、1名は高校生、4名は有職少年となっております。また、その犯行の形態は、所持が4件、譲り渡しが1件となっております。

○内田理佐議員 県では、県知事が薬物乱用対策推進地方本部の本部長です。会議では、薬務対策室、各保健所及び県精神保健福祉センター、県警において、薬物関連問題に関する相談窓口を設置するなど、薬物乱用防止のための対策を練っていただいていると思います。今回、高校生が検挙されたということで、高等学校における薬物乱用防止教育の取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) 学校においては、保健の授業を中心に、小、中、高等学校それぞれの発達の段階に応じて、薬物乱用による心身への影響や、規範意識についての学習に取り組んでいるところであります。

また、中学校、高等学校では、警察や保健所の職員、学校薬剤師などを講師とした薬物乱用防止教室を年1回以上開催しております。特に高等学校においては、具体的な事例をもとに、より深い知識や薬物の危険性を認識できる判断力などを身につけさせるよう取り組んでおります。

今後とも、児童生徒が、「薬物乱用は絶対に行ってはいけない」ということを実感できるよう、関係機関と連携を図りながら、薬物乱用防止教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 今、メディア等を通じて薬物に興味を持つ学生もふえていると思います。常

に実態を把握しながら、効果のある取り組みをよろしくお願いいたします。

続いて、里親制度についてです。

厚労省がつくった里親を推奨するチラシを、子育て支援のお仕事をしている若い女性が見て、「こんなにお金がもらえるの。何人も預かろうとする人が出てくるよね」と言っていました。そのチラシには、養育里親の場合は、1人目が月額8万6,000円。2人以降が4万3,000円、生活費として、乳児が5万8,310円、乳児以外が5万570円、そのほか医療費や教育費も支給されます。これをビジネスと捉える方がいらっしゃるかもしれませんが、この手当の事実を知らない方が多く、経済面に不安があるとして、里親になることをためらう人が多いのも事実です。

県が2015年に策定した「宮崎県家庭的養護推進計画」では、2029年度までに里親等委託率を35%とすることを目標とし、現在は13.4%と伸び悩んでいます。県では、その計画を全面的に見直し、新たに社会的養育推進計画を策定するということが、里親委託児童や施設入所児童、社会福祉審議会の方々などの意見を聴取しながら策定作業を進め、今月、厚生常任委員会に計画の素案が提出されます。その後、パブリックコメント等が実施され、来年3月に計画策定される予定です。この計画は、国の目標も見ながら、本県の子供たちの多様な生活ニーズに対応した、児童福祉施設等の社会資源を十分に踏まえた計画となるよう願います。計画の中身に不安を抱く児童養護施設関係者の方々もいらっしゃいますので、この計画策定の県のお考えを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 本県の社会的養育推進計画の策定に当たりましては、国の計

画策定要領で示された目標等を念頭に置きながらも、児童養護施設や里親会などの関係機関の意見を十分に聞いた上で、社会的養護を必要とする子供の状況や児童養護施設等の果たしている役割など、本県の実情を十分に踏まえることとしております。

計画に記載している里親等委託率の目標値につきましても、本県の社会的養護を必要とする子供一人一人の状況をよく踏まえた上で、望ましい目標値を設定することとしております。

○内田理佐議員 厚生常任委員会に計画の素案が提出されるということですが、また当局のほうでもよい計画となるように、よろしく願いいたします。

続きまして、県立特別支援学校PTA連絡協議会についてです。

毎年、13校ある県立特別支援学校のPTA連絡協議会より、数多くの陳情事項が提出されています。例えば、高等支援学校または職業コースが九州の中で宮崎県のみ設置されていないので、これらの設置を要望されています。また、障がい者用トイレの拡充や、福祉圏域ごとに、こども療育センター的機能を持つ機関の整備など重点項目を初め、多くの御要望が継続となっているのが現状です。そこで、陳情事項への対応の進捗状況について、教育長と福祉保健部長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立特別支援学校PTA連絡協議会より、教育環境の整備・充実など多くの陳情をいただいておりますが、これを受けまして、都城きりしま支援学校小林校の本校化や多目的トイレの設置などを進めてきたところでもあります。

また、防災対策や教室不足の対応としての校舎増築など喫緊の課題につきましても、優先的

に取り組んできております。

さらに、心理士等の外部専門家の派遣や、お話にありました高等特別支援学校設置に関する要望につきましては、今年度の新規事業におきまして、指定校による研究を実施しているところであります。

その他の要望につきましても、現在、さまざまな検討を進めているところでありまして、今後も、各学校の実情を踏まえながら、必要な教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 福祉保健部でございますが、「社会的自立の支援」や「福祉サービスの充実」などの陳情をいただきました。

その進捗状況ですが、まず、「社会的自立の支援」につきましては、本県の障がい者の雇用状況は全国的に高い水準にはございます。その中で、企業向けや特別支援学校でのセミナーの開催など、関係機関と連携し、より一層の雇用促進に取り組んでおります。

次に、「福祉サービスの充実」につきましては、放課後等デイサービスなどの障がい児サービスの充実に取り組んでいるほか、生活の基盤となるグループホームの整備等を計画的に進めております。

また、地域偏在などの課題がある重症心身障がい児や医療的ケア児の支援につきましても、市町村など関係機関と連携し、引き続き取り組んでまいります。

○内田理佐議員 教育サイド、また福祉サイドからの御答弁、ありがとうございました。ぜひ、横断的な取り組みも必要だと思いますので、連携をとりながら、PTAにも取り組みが情報として伝わるように、よろしく願いいた

します。

次に、県立病院における医療従事者の拡充等についてです。

医療はチームで行うものですが、絶対的にマンパワーが足りていない現実があります。

こうした医療を取り巻く環境が厳しくなっている中、県立延岡病院は、「いい病院ランキング2018」という本で、九州内でベスト8となっています。スタッフ一丸となり、日本一の病院を目指そうと、モチベーション高く頑張っています。

しかし、こうした努力にもかかわらず、延岡病院では、恒常的に医療従事者不足に悩まされています。ぜひ県としても、この思いに答えてほしいと思います。

先日、県医師会との意見交換会で、「県立病院には医療従事者の定数はあるのか」と伺うと、医師より「あるようでない」というようなお答えをいただきました。公立病院の役目として、人材育成の場という考え方もありますので、経営感覚も確かに大切なことですが、医療従事者は多いにこしたことはないので、どんどん人材確保に力を入れ、地域に根差した医療を目指してほしいと思います。

現在、専属看護師や医師不足に悩まされている県立延岡病院の医療スタッフの拡充に向けて、どのように考えていらっしゃるのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） まず、医師につきましては、人員体制の充実が図られている診療科がある一方で、いまだ体制が十分でない診療科もありますので、引き続き地元の自治体や医師会とも連携しながら、大学医局に派遣の要請を行うなど、医師確保に取り組んでまいりたいと考えております。

また、看護師や薬剤師、臨床検査技師などのコメディカルスタッフにつきましては、医療の高度化や患者ニーズの多様化に効果的・効率的に対応するために、必要な人員体制の整備を図ってきているところでございます。

今後とも、医療需要や経営状況等を踏まえながら、よりよい人材の確保を図りますとともに、延岡病院、ひいては地域医療に貢献できる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 医療機関で働く女性はほかの職種よりも比率が高く、まさに女性のマンパワーなくして地域医療は成り立ちません。

近年、医師国家試験の合格者は3割は女性であり、より女性の医療従事者の割合が高くなってきています。

人手不足が医療機関で深刻化する中、子育て中の女性医療従事者へのサポート体制を充実させることが、深刻な医療従事者不足を解決する方策の一つと考えます。

そこで、子育てサポート支援を行っている民間事業者と、医療機関とのマッチングを促進し、医療機関で働くママを応援する体制を構築すべきだと考えます。これは、県立延岡病院を調査した際、妊娠し臨月を迎えられる女性医師との意見交換よりヒントをいただきました。

例えば、「宮崎県医師会女性医師保育支援サービスモデル事業」が平成27年度からスタートしています。これは、県医師会が保育サービス事業所に委託し、あらかじめ女性医師対応のための講習を受けた保育サポーターが、女性医師の子供を一時的に預かるサービスです。

しかし、現在のところ、宮崎市内限定、女性医師限定のサービスです。

そこで、このモデル事業を、各地にある子育て

て支援センターと提携し、県立病院の女性医療従事者に積極的に推進していけば、女性のロコミで女性医師の確保にもつながると思います。実際、その妊娠された女性医師も、このようなサービスが県立病院にあれば、仲間に声かけできるとおっしゃっていました。

そこで、子育て中の女性スタッフのための支援体制を充実させるべきだと思いますが、お考えを病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院では、常時約100名の職員が、産休や育児休業を取得している状況にありますことから、仕事と育児の両立ができる就業環境を整えることは、人材の育成・確保、定着を図る上で重要な課題の一つと考えております。

このため、1日の勤務時間や週の勤務日数を短くできる育児短時間勤務制度の運用や、県立病院全てに、交代制勤務職員が利用可能な保育施設を整備するなど、支援体制の充実を図ってきているところであります。

議員御提案のありました内容につきましても、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

引き続き、子育て中の職員のニーズを十分酌み取りながら、働きやすい魅力ある職場づくりに努力してまいります。

○内田理佐議員 その妊娠中の女性ドクターは、2歳ぐらいのお子さんもいらっやっやっ、院内保育に預けながら産婦人科に勤務をされていました。先生は、「大学病院にはたくさんのサポートがあった。そして、保育のプログラムがとても魅力的で、給食もあり、子供を迎えに行ったりしてくれるサポーターさんがいる」ということを言われていました。

「県立病院でその体制をつくっていただけた

ら、大学の女性医師の仲間に声かけができるんだけど。自分が前例をつくらなければ」と話をされていました。

私は、これはチャンスだと思いました。延岡であれば、「おやこの森」という子育て支援センターもありますので、連携をとってやっていただけるよう、まず第一歩をよろしく願いいたします。

次に、ドクターヘリが宮崎県に配備され、たくさんの方々の命が救われました。また、ドクターカーも徐々に整備されつつあり、ドクターヘリとあわせて人命救助に活躍しています。

しかし、ドクターヘリは宮崎大学医学部附属病院に1機しか配備されていないため、県北地域に出動しても、現地に到着するまで20分以上かかり、そこで患者を乗せて再び宮崎大学医学部附属病院に戻るまで、合計1時間ほどかかってしまうので、救命率が低下することになります。

西臼杵3町の町長との意見交換でも、ドクターヘリの要望がありました。ヘリを2機体制とし、1機を県立延岡病院に配備すれば、県北地域の救命率は飛躍的に向上することになります。

そこで、ドクターヘリをもう1機導入するなど、県北の救急医療体制充実のためにどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の救急医療体制につきましては、平成24年度にドクターヘリが導入されて以降、宮崎大学医学部において安定的に救急専門医が養成されまして、県内救急拠点病院への医師派遣が増加してきております。県北におきましても、県立延岡病院救命救急センターの人員が強化されて、昨年度から

は、延岡市消防本部との連携によるドクターカー運行が開始されるなど、充実が図られていると認識をしております。

御質問の新たなドクターヘリの導入につきましては、財政上の課題や、ヘリに搭乗する医師や看護師などの確保の課題もありまして、現在のドクターヘリの状況も見ながら、慎重に検討していくべき課題と考えております。

県としましては、県北の救急医療体制充実に向けまして、引き続き宮崎大学医学部等と緊密に連携しながら、必要な支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 まずはドクターの確保が課題であると、私も思います。担当課の職員の方の熱意もすごく感じました。そして、県立延岡病院の救命を初め、先生方のモチベーションも本当に高く、結束力もあり、何とか日本一を目指して頑張りたいんだという思いも伝わっておりますので、西臼杵の町長たちのお言葉も聞かせていただきながら、やっぱりドクターヘリがもう1機欲しいなというところでもありますので、医師確保等も含めて、さらに努力をお願いしたいと思います。

それでは、東九州自動車道についてです。

6月議会でも質問しましたが、東九州自動車道は、県内のほとんどの区間が片道1車線であり、救急搬送において、一刻を争う際に支障があります。

このような中、ことし9月、国において、「高速道路における安全・安心基本計画」が策定され、東九州自動車道の暫定2車線区間のうち、日向インターチェンジ―都農インターチェンジ間、高鍋インターチェンジ―宮崎西インターチェンジ間を4車線化の優先整備区間として選定することが公表されました。今回の公表

において、延岡南インターチェンジ―日向インターチェンジ間などが優先整備区間として選定されなかったことは、非常に残念でした。

東九州自動車道は、延岡と宮崎の区間が平成26年3月に開通して5年が過ぎ、年々通過台数がふえてきています。また、延岡南インターチェンジから大型車が生活道路へ流入し、門川南や日向インターチェンジで乗り直しするなど迂回しないように、料金が引き下げられることから、ますます東九州自動車道の早期の4車線化が必要となってきています。

先月に引き続き今月も、県医師会との意見交換がありますが、先生方は必ずと言っていいほど、東九州4車線化の話をされます。

県北から宮大附属病院まで搬送することを考えますと、県北区間を含めた全線の4車線化が必要です。

国においては、時間信頼性の確保や事故防止の観点、さらにネットワークの代替性確保の3つの観点から、優先的に4車線化等を実施すべき区間を選定したとされております。

そこで、「高速道路における安全・安心基本計画」の公表を受け、東九州自動車道の4車線化に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今回公表された全国の優先整備区間は、ただいま御指摘のありました3つの観点のいずれかにおいて、特に課題が大きい区間が選定をされております。日向―都農間、高鍋―宮崎西間は、いずれも事故防止の観点における課題が、全国的に見て大きかったことから選定されたものであります。これらの区間につきましては、今後、早期に事業化されるよう、関係機関に働きかけてまいります。

一方、今回選ばれなかった延岡南―日向間な

どは、私も大変残念に思っておりますが、並行する国道10号が、南海トラフ巨大地震による津波浸水区域として想定されておりました、ネットワークの代替性確保の観点で、本県独自の課題を抱えておりますことから、これらの区間も含めた全線の4車線化が必要不可欠だと考えております。

今後、国は定期的に優先整備区間の見直しを行うこととしておりました、県といたしましては、引き続き沿線自治体等と連携を図りながら、本県区間の課題を力強く訴え、できるだけ早期に全線が4車線化されるよう、全力で取り組んでまいります。

○内田理佐議員 我々も全力で努力をしていますが、ないといけないと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、第35回国文祭・芸文祭についてです。

いよいよ、宮崎県で来年開催される「第35回国文化祭」と「第20回全国障害者芸術・文化祭りやざき大会」まで1年を切りました。

本大会は、「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」を大会キャッチフレーズとして、来年10月17日から12月6日までの51日間、県内各所で開催されます。昨年は大分県で、ことしは新潟県で開催されました。

特に大分県では、「おおいた大茶会」をメインテーマとし、喫茶文化、食文化を紹介するマーケットを開催するなど、食のイベントと連携したことで、集客力が増して盛況でした。

宮崎での国民文化祭まで1年を切りましたが、地方の各種ボランティア団体にもまだ国文祭の概要が説明されておらず、市町村の観光協会の方々でも、概要を理解している方は少ないように感じます。

文化祭開催時期には、県内各地で「神楽」が、宮崎市では「神武さま」が、延岡市では「のべおか天下一薪能」「城山かぐらまつり」など、たくさんの既存のイベントが開催されています。

これらは、重点的に広報戦略を図ることで、県内外の方に宮崎のイベントのすばらしさを知ってもらう絶好の機会となります。国民文化祭終了後も継続されるイベントなので、リピーター客を呼び込めるコンテンツとなり得ます。この機会を逃さず、しっかりと広報戦略を練ってほしいです。

また、観光と食をつなげ、県内への入り込み客の増加を図るための仕掛けづくりの時期に入っていると思います。特に「山の幸」「海の幸」をメインテーマに入れているので、食のアピールを全面的に取り組むべきです。国民文化祭のホームページには、観光、飲食の情報、イベントチケット入手方法などが一目でわかるようにしてもらう必要があります。

広報、報道、観光、飲食、交通などさまざまな業界の方々の力を結集して、国文祭を通じて、本県の観光をさらに伸ばすチャンスとしていきましょう。

そこで、さまざまな関係者を巻き込んで盛り上げていく必要があると思いますが、知事の意気込みについてお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 国文祭・芸文祭に向けた機運の醸成につきましては、先日開催しました一年前イベントを初め、市町村巡回広報等の実施、イメージソングの制作、県内各地で行われる文化イベントとの連携など、積極的に広報に取り組んでいるところであります。

今後、県民の皆様にもさらに国文祭・芸文祭を身近に感じていただき、開催機運を高めていく

ため、県内外の企業と連携した広報PRや観光ツアーの造成、文化団体や商店街と共同でのイベントの実施、学生を中心とした広報サポーターの募集など、多くの方々が参画していただける取り組みを進めることとしております。

国文祭は、文化の国体というふうに言われておりますが、今度、国体から名前が国民スポーツ大会と変わるわけでありませけれども、それと比べても、イメージがつかみにくいイベントであるのかなと思います。一つには、歴史の長さが全く違うということ。もう一つには、文化という言葉の多義性であります。芸術文化、伝統文化、生活文化、食文化、幅広いものが含まれているという多義性。そして3つ目には、国民スポーツ大会は、スポーツが多種多様であっても、それを天皇杯、皇后杯で総合得点で順位を争うという、大会としてのわかりやすさというものがあるわけでありませ。

ただ、イメージがつかみにくいということで、今も御説明をいたしました、この国文祭・芸文祭を通じた文化振興など、その効果というのは大変重要だと考えておりませ、本大会、本番まで1年を切り、県民の皆様にも少しずつ浸透してきていると感じているところであります。

現在、国が展開しております「日本博」にも位置づけたいというところでもありますし、大会の成功に向け、私自身も、あらゆる機会を通じて情報発信しますとともに、市町村を初め、民間事業者、教育機関などと一丸となって、オール宮崎での取り組みを強力に進めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 済みませ、もう1問。

平成24年は古事記編さん1,300年でした。令和2年が日本書紀編さん1,300年という大きな歴史

的節目に当たります。この記念事業を県民の力を結集して展開していくため、県や市町村、民間団体など79団体から成る「記紀編さん1,300年記念事業推進協議会」を設立し、日向神話や伝説、史跡などの再認識、地域の活性化と情報の発信を行ってきませ。

来年は、記紀編さん記念事業の集大成として国文祭が実施されませが、日向神話を根づかせ、将来にわたって語り継いでいくために、今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いませ。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 記紀編さん1,300年記念事業では、「神話のふるさと県民大学」や小・中・高校生を対象にした出前講座の開催など、さまざまな取り組みを行ってきませ、市町村や企業、団体などの取り組みとも相まって、日向神話の認知は着実に高まってきているものと考えております。

集大成となる来年の国文祭では、日向神話を題材にした舞台芸術や、神話の世界を舞で表現した神楽のイベントなどを県内各地で実施することにしておりませ、これらの取り組みと記紀編さん記念事業を効果的に連携させながら、「神話の源流 みやざき」を県内外に力強く発信してまいりたいと考えております。

このように、本県での国文祭の開催という絶好の機会も十分に生かしながら、県民の興味・関心がさらに高まり、将来にわたって日向神話が語り継がれていくよう、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 どうもありがとうございます。終わります。（拍手）

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、

令和元年12月3日(火)

人事案件の採決及び議案、請願の委員会付託で
あります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時42分散会

12月4日（水）

令和元年12月4日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	凶師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉日限俊郎
教育長	阿部文彦
警察本部長	阿緒方文彦
代表監査委員	阿緒吉村久人
人事委員会事務局長	

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民の声、井上紀代子です。通告に従い一般質問を行います。

平成26年に日本創成会議が発表した「ストップ少子化・地方元気戦略」、いわゆる増田レポートには、「地方はこのまま推移すると、多くの地域が将来消滅するおそれがある」とのショッキングな将来認識が述べられており、人口減少が我が国全体の問題として捉えられるきっかけとなりました。

国では、人口減少問題に対応するため、地方創生のための戦略や組織、予算の枠組みなどがつくられ、地方においても、少子化対策や仕事の場づくり、地域の活性化等々、さまざまな取り組みが進められています。

我が県では、平成23年に策定した県総合計画「未来みやざき創造プラン」において、人口減少の問題を正面から捉えるとともに、中山間地域振興条例を制定し、条件不利地域の対策にも取り組んできました。

国全体の人口減少の大きな要因である少子化問題に対して、子供を産み育てやすい環境を整え出生率を上げる、また、東京一極集中を是正し、地方における社会減を抑制するため企業の地方移転を促したり、移住やU I Jターンに力を入れるということが取り組まれました。

こうした取り組みの結果、我が県の合計特殊

出生率は、平成17年の1.48から平成29年には1.73となり、高卒者の県内就職率も、少しずつではありますが上昇しています。また、移住世帯数を見ても、平成26年度は64世帯でしたが、昨年度は471世帯に増加しています。こうした取り組みと結果に対し、一定の評価はすべきではありますが、一方で、これで十分なんだろうかとの思いを拭い切れずにいます。あの増田レポートが「このまま推移すると」とした将来像を、これで本当に変えられるのかという疑問です。

30億円の人口減少対策基金をつくられた知事の本気度は受けとめています。その上で、人口減少の流れを変えるためには、これまでと違った発想が必要であり、その動き出しをスタートさせるための基金であってほしいと願っています。

現状では、我が国の人口が長期的に減少していくことはほぼ間違いないと言えます。そう考えたときに、私たちが直面している人口減少問題に対しては、2つの視点が必要であると思っています。

1つ目は人口減少の流れを変えること、2つ目は人口減少に応じた地域社会をつくることです。

そこで、知事にお尋ねいたします。

我が県の人口減少の背景には、自然減と社会減が同時に進行している状況があります。出生率や出生数の向上、若者の県内定着などにより流れを変える必要があります。どう取り組まれるかお尋ねいたします。

長期的に人口減少が続く見通しの中では、特に中山間地域は大きく変わっていかざるを得ません。人口が半減すると推計されている市町村は、どうやって地域社会や経済を守っていくの

か、大きな問題を抱えています。これは、県や市町村だけでなく、多くの知恵を出し合い取り組まなければならない問題です。また、地域によって置かれている現状は違い、どうしたら住み続けられる地域となるのか、そのイメージができていない気がします。住み続けられる地域をつくっていくためには、それぞれの地域の将来像を市町村や住民と共有し、課題や施策を明確にしていくことがまず必要だと思います。

知事はどのように取り組んでいかれるのか伺います。

壇上の質問は以上とし、以下の質問は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。

お答えします。まず、宮崎の将来像についてであります。

人口減少や人口構造の変化が急速に進む中、人口減少をできる限り抑制するとともに、誰もがそれぞれの地域で暮らし続けることができ、多様な豊かさを実感できるふるさとを構築していくこと、いわば「安心と希望を育む宮崎の新時代」を実現することが、今、私に課せられた最重要課題であると考えております。

このため、県総合計画アクションプランにおきましては、こうした将来像に向かって、人口問題対応や生涯健康・活躍社会など、今後取り組むべき5つの重点施策を掲げるとともに、人口減少対策を強力に推進するための基金も設置したところであります。

今後とも、市町村や民間との十分な連携のもと、私が先頭に立って、「持続可能な宮崎の土台づくり」に全力を傾けてまいりたいと考えております。

次に、住み続けられる地域社会づくりについ

てであります。

御指摘のとおり、市町村によって置かれている状況や取り組むべき課題はさまざまであります。例えば中山間地域では、交通や買い物、福祉サービス等の日常生活に必要な機能の維持・確保が重要になってまいります。また、都市部では、産業振興による雇用の受け皿づくりや大学や病院など、広域的な観点からの都市機能の充実などが必要になると考えております。

このため、ことし7月に、実務レベルでの「人口問題対策研究会」を設置し、県と市町村で地域課題を共有するとともに、県外の若者に企業情報を届ける仕組みづくりや、中山間地域における第1次産業に就業しやすい仕組みづくりなどに取り組むこととしているところであります。

私は、若者が「宮崎で暮らし、働き、そして、子供を産み育てたい」と思える魅力的な地域をつくることが何よりも大切だと考えております。そのためにも、市町村や県民の皆様との意見交換などを通じて、地域の将来像を共有しながら、市町村ごとの実情を踏まえた持続可能な地域づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 知事が今議会の中で、この問題に対する道筋をつけたとおっしゃったことは、大変重要と受けとめておりますので、今後とも積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、住み続けられる地域の切実な問題として、今向き合わなければならないのは、医療・介護の問題だと思っています。特に山間部では、地理的条件から、訪問看護や介護、サービスなどが行き届きにくい。難しい問題だとはわかっていますが、住み続けるための環境を確保

するためには、完全ではないとしても、解決の方法を探る必要があると思います。

どのような方向性をもって進めようとしてきているのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 中山間地域に住み続けられる医療や介護の確保は、人口減少対策の観点からも大変重要な課題です。その置かれた環境を踏まえて、医療と介護の連携した持続可能な体制としていく必要があると考えております。

医療面では、公立病院等を中心としまして、総合診療機能、救急医療、人材確保の取り組みをさらに推進することとしております。例えば、キャリア形成プログラムによる医師の派遣調整などを着実に行ってまいります。

介護面では、特別養護老人ホーム等を中心とした介護や認知症の予防、居宅サービスの提供、人材確保の取り組みをさらに推進することとしております。例えば、ICTを活用した地域ケア会議への技術的助言や労働環境の改善などを充実してまいります。

今後とも、宮崎大学や関係機関、市町村と十分連携し、持続可能な医療・介護体制の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 住み続けられる地域をつくるということなんですよね。ですから、市町村の皆さんとは、ある意味では市町村にとって耳の痛いこともやっていかなければいけない可能性が高いと思います。まずは、医師のスキルアップをするためにはどうしたらいいか。働き方改革をどう乗り越えていくのかという問題がまだまだあると思いますので、十分に地域という考え方をしっかりとさせていただいて、そこに医療・介護・福祉がきちんとあるようにしてい

ただきたいと思います。要望しておきたいと思います。

次に、人口が半減すると推計されている市町村においては、1次産業の就業割合が高くなっています。就業者の4割を1次産業が占めているところもあります。このことを考えると、地域の産業振興だけでなく、人口の観点からも就業者の確保は必要だと思えます。

一方、中山間地域の新規就業者の確保はなかなか難しいとも言えます。どのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 中山間地域においては、農業でしっかり所得を上げ、安心して農業を続けられることが、その地域に住み続け、さらには新たな就農者を確保していく上でも大変重要であると考えております。

県内では、西米良村のユズや肉用牛生産団地のような担い手を集約する取り組みや、日之影アグリファームのような農作業受委託による地域農業を支える取り組み、美郷町でのクリの付加価値向上を図る6次産業化の取り組みなど、地域の状況に応じた多様な農業が展開されております。

このような中山間地域の特徴を生かした儲かる農業を展開していくため、県としましては、市町村等と連携して、技術習得から就農、定着までをパッケージ化して支援するなど、安心して農業ができる環境の整備を進め、地域内外からの就農者確保につなげてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 やっぱり頭の切りかえも必要だと思うんですよね。11月24日にシーガイアで、「健康の未来」というセミナーが行われました。そこに来られていた全国のお医者さんが

一様におっしゃったことは、「人間の体は食べた物によってつくられている」と。ということは、私どもの宮崎県のように、安心・安全な物をつくり続けていく地域にとってみると、「これからの健康と未来については、私どもに任せたい」と言える地域ではないでしょうか。ですから、今からつくっていくものについては、先ほど出ましたように、儲かる農業であると同時に、健康や機能性食品も含めてそうですけれども、我が宮崎県は非常に立ち位置がいいと言わざるを得ない。人口減少にストップをかけるために、人に入り込んでいただく。ここで大丈夫だと言える地域になる可能性は非常に高いのではないかと思います。ぜひ頑張りたいと思います。

次に、林業担い手の育成についてお伺いいたします。

本県は、全国に先駆けて森林資源が充実し、伐採等の林業生産活動が拡大し、杉丸太の生産量は、平成3年から28年連続で日本一です。将来の森林資源の確保、林業の持続的発展、山間地域の経済の活性化を図るためには、新たな森林資源を造成する必要があります。一方で、安定傾向にはあるものの、依然として厳しい水準にある木材価格や人口減少の進行等に伴い、林業経営は厳しく、林業担い手は減少しています。

課題として、伐採作業等は、担い手が減少しても高性能林業機械等によって、ある程度維持することはできますが、再造林や下刈り等の森林整備は、伐採のように機械化は進んでいません。

このため、特に森林整備等の作業の効率化と林業担い手の確保が重要です。中でも担い手の確保は、中山間地域の維持等に直結し、最重要

課題です。担い手を確保する上では、まず何よりも、担い手を育成する林業教育の充実が重要と考えます。

農業や林業などの産業に従事する人材教育において、高等学校の占める力は大きいと言えます。林業についていえば、かつて農業高校にあった林業科が全て廃止され、授業の1科目として学べる程度になっています。

本県は今年度、林業大学校を開講しましたが、熊本、大分などの隣県は、高校に林業科を持ちながら、さらに林業大学校やアカデミーを設置されています。すぐれた林業担い手を育成するためには、まず高校で林業の基礎を学び、そして職業として林業を選択する生徒が、さらに林業大学校で実践的で高度な林業技術を学ぶ必要があると考えられます。

そこで教育長に、高校における林業教育の必要性について、お考えをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、地球規模での環境変化が問題となる中、森林が果たす役割の重要性が高まっております。県土の多くを森林が占める本県におきましても、森林の保全や林業従事者の育成等が大きな課題となっております。

県内の農業系高校におきましては、基礎科目「農業と環境」の中で、森林の持つ多面的機能について学習しておりまして、特に林業が盛んな地域にあります門川高校では、より専門的な学習として、演習林実習や林業機械研修などを実施することで、後継者育成につながる取り組みも行っているところであります。

○井上紀代子議員 県内の林業科というのは少なくなっているわけですけど、今後、県内の高校に再び林業科を設置するお考えはないのか、お伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 林業に関する学科につきましては、生徒数や入学希望者の大幅な減少など、状況の変化に伴いまして、平成23年3月末で閉校いたしました日南農林高校を最後に、林業に関する学科は設置しておりません。そのため、新たに林業に関する学科を単独で設置することは難しいと考えております。

しかしながら、林業に関する学びについては、門川高校に林業を専攻するコースを設置しており、高千穂高校、日南振徳高校では、林業の科目を選択できるようにしております。

近年、林業界からの人材育成の要望も高まりつつある状況でございますので、今後とも、地域や関係部署と一層の連携を図り、林業の教育に生かしてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 全国には、森林・林業に関する科目・コース設置校というのが72校あります。日本一の林業県である我が県は、日本一の林業教育県でもあるべきだと私は思っておりますので、再考をお願いしたいと思っております。

次に、今年度、みやざき林業大学校が開講し、常任委員会の現地調査で、林業大学校生との意見交換をさせていただきました。現在、定員15名を超える21名の受講生が入校し、18歳から52歳までの幅広い年齢層が学んでいます。

林業大学校生の中には、県外出身者も修学されており、そのような生徒は卒業後、我が県内の林業関係事業体に就職し、林業担い手になることが期待できます。

全国には1府17県に、アカデミーが5校、大学校が13校あります。

そこで、環境森林部長に、他県の林業大学校と比較して、我が宮崎県の林業大学校の特色についてお伺いをいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県の林業大学校は、全国の林業大学校の中では最多となります。16の資格取得が可能であることに加えまして、充実した実習による高度な技術の習得や、ICTを活用した最新技術などの研修を取り入れております。

また、名誉校長として、株式会社内田洋行の大久保社長に就任いただいております。特別講義や研修へのアドバイスにより、山村と都市との交流やグローバル化など、受講生の世界観が広がる研修内容となっております。

さらに、美郷町の御田祭などへの参加により、郷土愛の醸成を図りますとともに、サポートチームとの連携により就職先のあっせんなど、全国にも誇れる研修内容や支援体制となっていると考えております。

○井上紀代子議員 国立の大学校とかそういうところで、九州内と言っても、福岡の九州大学だとか宮崎大学、鹿児島大学、それから大きな大学とかで連携できるようになっているんですね。森林林業に関する学科とか科目数を持っている大学です。だから、そことの連携ももっていただけるようにお願いしたいと思っております。

次に、今後、減少傾向にある林業担い手を安定的に確保する上では、5年、10年と継続して安定的に林業大学校生を確保していくことが極めて重要だと思いますが、その取り組み状況について、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、受講生を確保するために、ホームページや新聞、ポスター等による情報発信のほか、県内外における林業就業相談会の実施や移住相談会への参加などにより、募集内容の周知に努めているところであります。

また、県内全ての高校の進路指導担当教員を訪問しまして、生徒の進路の一つとして林業大学校を選択してもらえよう、説明を行いますとともに、オープンキャンパスを開催し、林業に就業している若者との意見交換や、林業機械の操作体験などの募集活動にも取り組んでいるところであります。

今後とも、このような取り組みを継続しますとともに、市町村や林業関係団体、民間企業など85者から成るサポートチームと連携して、林業や林業大学校の魅力を発信しまして、安定的な受講生の確保に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 やはり職員の方々の取り組みの結果だというふうに思います。高校の進路指導担当教員を全部訪問されたというのは、大変すばらしいことだと思います。

今年度の選考試験では多くのいい結果が出ていますので、これはすごく大切にしながら着々と、走り出したばかりですので、定着させていっていただけるようお願いをしておきたいと思っております。

また、より魅力ある林業大学校にしていくために、どのような取り組みをされていくのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 林業大学校では、本年度、当初の研修計画に加えまして、延岡市で開催されました林野庁長官の講演等への参加や、志布志港における海外輸出の現地研修など、柔軟に研修内容の充実を行ってきたところであります。さらに、受講生からの要望やサポートチームからのアドバイス、来年度、女性の受講が予定されていることなども踏まえまして、さまざまな視点から、研修内容や研修環境の改善にも取り組むことといたしております。

今後とも、これらの取り組みを積み重ねながら、林業大学校から社会に出て活躍できる人材を輩出し、みやざき林業大学校が、林業界だけでなく、社会的にも評価されるよう、関係者一丸となって取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 今いただいた、そのような視点からすると、もう少し思い切った対策とカリキュラムを検討してはどうでしょうか。若く、感性の豊かな大学校生が、外の世界を見て大きな刺激を受けることなど、学ぶ上で極めて大切なことだと考えます。例えば、私も行ったことのあるオーストリア等の世界で最も林業の進んだ地域を学ぶ海外研修などを行うのもよいかと考えます。

今年度、森林環境税も国から譲与されますが、林業施策としては、担い手、人材の育成が最も重要であることは申し上げたとおりです。海外研修は一例にすぎませんが、このような事例を含め、「人づくり」に思い切って大胆に投資すべきだと考えます。

林業を担う人材育成のために、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の思いを伺いたしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、先人のたゆまぬ努力によりまして、豊富な森林資源が造成され、全国屈指の林業県となっているところであります。これからの林業をさらに発展させるためには、ただいま、るる御指摘がありましたような、林業への情熱にあふれ、確かな技術力を備えた人材の確保・育成が大変重要であると考えております。

このため、みやざき林業大学校におきまして、今、いろんな御提案をいただいたところでありますが、さらにカリキュラムに工夫を凝らしながら、実践的な技術を備えた即戦力となる

人材を育成するとともに、宮崎県林業担い手対策基金により、就労環境の改善や女性の林業への参入促進、高校生へのキャリア教育、さらには、国の「緑の雇用」事業を活用した新規就業者の技術向上などにも取り組んできたところがあります。

今後とも、こうした取り組みを積極的に展開するとともに、ICT等先端技術の活用など、魅力ある林業の姿を示しながら、林業大学校を中心として、将来、本県に定着して、林業を牽引する担い手を確保・育成してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 どうぞよろしくお願いたします。人口減少対策には、林業対策というのは本当に欠かせない、人材確保というのは欠かせないものですから、よろしくお願しておきます。

次に、農政問題についてお伺いたします。

ことしの8月には台風8号が宮崎に上陸し、2人がけがをされ、住宅浸水の被害も出ました。その後の9月の台風15号では、関東・東北を中心とした農林水産業で523億円の被害が、10月の19号では、同様に2,639億円の被害が発生しています。

被災された方々には、心からお悔やみ申し上げます。そしてまた、復興・復旧に向けた取り組みを微力ながら支援してまいりたいと考えております。

さて、このような強い台風の接近の理由の一つに、高い海水温度が原因と報道されており、高い海水温度の原因には、地球温暖化があると言われています。

日本が大きな台風に見舞われているときに、国連では、各国の首脳が地球温暖化を討議する「気候行動サミット」が開催されていました。

あのスウェーデンの高校生、グreta・トゥーンベリさんが招待され、スピーチで「How dare you (よくもそんなことを)」と激しく怒りをぶつけた報道を覚えていらっしゃる方も多いと思います。

2050年に温室効果ガスの排出をゼロにするパリ協定は、来年発動することになっており、国連の事務総長は、「何もしないことによる損失が最も大きい」と、各国に呼びかけられております。

そこでまず、地球温暖化が本県の農水産業にどのような影響を及ぼしており、本県はどのような対策を講じていこうとしているのか、郡司副知事にお伺いたします。

○副知事(郡司行敏君) 気象庁によりますと、日本の平均気温はここ100年で約1.2度上昇し、御指摘のように、地球温暖化が原因とされるさまざまな影響があらわれてきております。

本県の農水産業におきましても、農業分野では農作物の収量・品質低下や、今議会でも出ております新奇病害虫の発生、畜産分野では暑熱ストレスによる生産性の低下、水産分野では魚のとれる時期や魚種の変化など影響が顕在化しており、また近年、激甚化・頻発化する災害への備えも待ったなしの課題であると認識をしております。

このような中、県といたしましては、気象予測や生産施設等の強靱化、畜舎の暑熱対策、漁船の省エネ対策など、地球温暖化に対応した新たな技術の開発・普及に積極的に取り組んでいるところであります。加えて、地球温暖化をこれ以上進展させないため、例えば、施設園芸での省エネ対策やローカルエネルギーへの転換など、脱化石燃料に向けた取り組みなども大変重要になってきていると考えております。

これらの挑戦は容易なものではございませんけれども、御紹介にあったグレタ・トゥーンベリさんのあのスピーチもしっかり胸に刻みつつ、本県農水産業の新たなステージに向け、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 本県の農業振興対策は、台風災害を回避する「防災営農」に特化して進められてきたことが、日本の食糧基地の一翼を担う大産地をつくり上げたと言えます。しかしながら、海外からの化石燃料や輸入飼料に頼る施設園芸や畜産は、地球温暖化の視点から見ますと、大きな構造的な課題を持っていますし、さらに本県の商品を大消費地まで届けるためのエネルギーも必要です。特に、施設園芸を支えている原油価格は平成28年より上昇に転じており、農家経営にも大きな影響を与えていると聞いています。

そこで、施設園芸の省エネルギー対策をどのように進められているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 議員御指摘のとおり、施設園芸における省エネルギー対策は、地球温暖化対策として、さらには農業用の重油価格が高騰する中、コスト削減対策としても大変重要でございます。

県ではこれまで、農家がみずから取り組めるハウスや暖房機の保守点検などによる燃油使用量の節減、保温効果を高める資材やヒートポンプ等の省エネ資材・設備の導入を推進しております。取り組み農家の過去3年間の10アール当たりの燃油使用量は、約3割削減されたところであります。

県としましては、今後の重油価格の動向が見通せない中、安定した農家所得を確保するた

め、引き続き省エネ対策を推進するとともに、飛躍的な収量・品質の向上や、単位収量当たりの省エネ効果も期待できます環境制御などの新技術の導入にも努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 過去3年間の10アール当たりの燃油使用量が3割削減というのは、すばらしい結果を出していらっしゃると思います。

次に、畜産関係について伺います。

近年、家畜の疾病対策や悪臭対策等を目的として、閉鎖型のウインドーレス畜舎整備が進んでいると聞いています。地球温暖化が進む中で、心配されるのは畜産経営への影響です。

近年、夏の気象変動が激しさを増しており、体温のコントロール機能が低く、暑さに弱い家畜への対策は、例えば乳用牛にしましても、暑熱によるストレスが、乳量の減少や受胎率、発育の低下など、生産面でのマイナス要因にもなるでしょうし、ひいては畜産経営にも大きな影響を与えるのではと思います。

できるだけ家畜に暑熱のストレスを与えない、畜舎内の温度管理、環境づくりが大切です。省エネに配慮した畜舎での暑熱対策がどのように行われているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 議員御指摘のとおり、夏場の暑熱は畜産の生産性への影響が大きく、その対策は非常に重要であると考えております。

このため、各農場におきましては、屋根への断熱材の利用や散水、細霧装置によるミスト噴霧や換気扇による送風など、畜舎内の温度上昇を抑える工夫が講じられております。

また、県内の酪農家における新たな取り組みとしまして、年間を通して最適な飼養環境を確

保するために、畜舎内の温度・湿度・風速を自動で制御する「次世代閉鎖型牛舎」を畜産クラスター事業により導入し、乳量や受胎率の向上を目指す取り組みも始まったところでございます。

県としましては、引き続き、畜舎における暑熱対策を含め、新たな技術等を活用しながら、畜産の生産性向上の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、高い海水温度の影響を最も受けているのが水産ではないかと心配しております。

水産政策では、省エネ対策として、漁船の小型化や操業海域の見直し等に取り組んでこられたことは承知しています。

そこで、漁船漁業の省エネルギーへの取り組みについて、どのように進められているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 漁船漁業の省エネルギー化につきましては、国の補助事業などを活用して、従来より燃油消費を5%削減できる低燃費型エンジンを導入するとともに、水産試験場が開発した海の天気図によりまして、漁業者の出漁判断に必要な海況情報を提供し、燃油消費の低減を推進しているところであります。

その結果、平成28年度からの4年間で、71隻が低燃費型エンジンへ更新したほか、海況情報を利用する中型まき網漁業での燃油使用量の削減効果は、約8%と試算をいたしております。

県としましては、今後も、漁船漁業の省エネルギー化を積極的に推進するとともに、環境の変化に対応できる強い経営体づくりに努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 環境農林水産常任委員会では、

スマート農業と新時代の農業担い手の育成をテーマに、北海道、東京の視察を行いました。人口が減少する中、スマート農業は、労働力の代替のみならず、篤農技術を継承していく対策として有効であること、またIoTやAI等を駆使した作業の効率化や作業精度の向上は、地球温暖化にも大きく寄与すると確信した視察でもありました。

しかしながら、これら技術を個々の農家に導入していくためには、コスト面や機器を使いこなしていく技術面でもかなり高いハードルがあるのではと懸念をしています。

そこで、県は今後、スマート農業をどのように本県に定着・普及していこうとしているのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 御指摘のとおりスマート農業は、農業生産の効率化や収量・品質の向上に加え、担い手や労働力不足の解消や熟練農業者の技術伝承などの観点からも、本県農業への導入は必要不可欠であると考えております。

このため、本県が目指すスマート農業の将来像を示す推進方針を年内に策定し、農業大学校などを活用したスマート農業を学べる環境の創出や、ロボットトラクターなどスマート農業に対応した農地等の集積や基盤整備の推進、スマート農業を使いこなせる農業者や指導者の育成などの取り組みを積極的に進めてまいります。

加えまして、推進方針を農業者、関係者で共有するため、来年2月には「スマート農業推進大会」を計画しているところであります。

県といたしましては、大きな可能性を秘めたこのスマート農業を、中山間など条件が厳しい地域でも普及・定着できるよう、新しい形での

「儲かる農業」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 新しい農業の時代を予感させるスマート農業ですが、それを使いこなしていく人材育成もまた重要な課題であることから、東京では、日本農業経営大学校の話をお伺いしてきました。

この大学校は、経営力を鍛えるために、一流の講師陣と日本を代表する農業法人や企業での研修を中心に授業が組み立てられており、まさにこれからの農業者を育成するために必要な学習環境が整備されていました。

本県の農業大学校から2名の学生が進学しています。人口減少の中、今までと同じことをやっているだけでは、産地を維持することもできません。その売り先さえも縮小していくことになります。

本県の産地を支えてきた担い手を養成する柱は農業大学校です。

私は、23日土曜日に開催された農大祭に参加しましたが、学生と地域が一体となった農業の祭典に、大きなエネルギーをもらいました。2年前、牛の共進会で出会った小林秀峰高校の女子学生が農大生となり、楽しそうに肉の販売をしている姿に、大変うれしくなりました。

この数年、農業大学校では、学科の見直しや学生出資会社の設立、大型農業法人や食品加工企業との連携など、さまざまな取り組みが進められているようですが、委員会調査でお伺いした際の学生の説明では、施設面、カリキュラムの質など、まだまだ満足している様子ではありませんでした。

人口減少という大きな課題の中で、変革の時代を、本県の26市町村がそれぞれの個性を生かして生き抜いていくためには、それぞれの地域

の農林水産業を牽引していく英知を持った担い手の育成が不可欠のはずです。

そこで、この変革の時代を支えていく農業・水産業の若き担い手に求められる資質を、県はどのように捉え、その資質向上に取り組んでいこうとされているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、先人の御努力により、全国第5位の農業産出額を誇る県となっております。人口減少を背景として、農業者の減少が避けられない中、こうした先人の努力により培われた本県の農業をしっかりと引き継ぐとともに、本県農業を牽引する経営感覚にすぐれた人材を育成することは、これまで以上に重要になると認識しております。

このため、農業大学校を総合研修拠点と位置づけ、次代を担う学生や意欲の高い農業者を対象とし、企業や農業法人から先進的な取り組みなどを学ぶ授業を行うとともに、スマート農業を最大限に生かすための知識や技術を習得できる環境づくりに取り組んでいるところであります。

また、私みずからが塾長となり5年目を迎える「みやざき次世代農業リーダー養成塾」を開講しまして、全国トップクラスの企業経営者や農家などによる経営等に特化した講義を行い、みずからの経営ビジョンや理念を語ることでできる農業者を育成し、実際、地域のリーダーとして活躍しておられる方も出てきているところであります。

今後とも、私が先頭に立って、時代の変化に対応し、本県農業を託せる人材の育成にしっかりと取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 農業大学校は、本県農業の担い手養成の核です。総合研修拠点としての役

割が果たせる施設として整備していただくよう、要望しておきます。

また、本県の農業・水産業は、さきに紹介した「防災営農」施策のように、県が進むべき方向性をしっかりと示したことで、今日の姿があります。

農政水産部では、農業・水産業の長期計画の見直しに着手されていると伺っていますが、本県の農業者や水産業者が進むべき方向をしっかりと示す施策を明確に打ち出させていただきますよう、要望しておきたいと思えます。よろしくお願いたします。

次に、危機管理問題につきまして、危機管理統括監に3点、お伺いをしたいと思います。

実は、熊本県で実際に被災された方にお会いし、そしてまた、そのことを契機として、千葉県にまで行ってまいりました。それで、被災者になったときに一番困っていることは何なのかということをつぶさに聞かせていただいたんですが、停電や断水が生じた場合、早期復旧に向けて、県ではどのような対策がとられているのか、お伺いをしたいと思います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 災害時の停電や断水を復旧させることは、一義的には電気事業者や水道事業者の役割ではありますが、長期の停電や断水は、県民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから、県としても、復旧活動が円滑に進むよう、関係機関と平素から連携を図っておくことが必要であると認識しております。

停電につきましては、その発生原因箇所に早く到着するために必要な道路啓開を担う土木事務所などと九州電力との間で緊急連絡体制を構築しており、また断水につきましては、九州各県と協定を締結し、給水車や復旧に必要な職員

の派遣等について必要な事項を定めるなど、早期復旧に向けた体制を整備しております。

県といたしましては、今後とも他県の取り組みなども参考に、復旧体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、被災者の方から聞いた話の中で、非常に衝撃的だったのが、県外からの支援物資が被災者に確実に届けられるという状況ではなかったと。被災者になってみて、それは非常に辛いことであったと言われておりましたが、県ではどのような対策がとられているのか、お伺いをいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 災害発生時における国などからの支援物資につきましては、被災地の受け入れ体制の不備などさまざまな要因により、被災者まで十分に行き届かないといった問題が指摘をされているところでございます。

このため本県では、支援物資の滞留が発生しないよう、物資調達に係る計画やマニュアルを定めまして、県外からの物資を受け入れる広域物資輸送拠点を県内に5カ所設置するほか、民間の物流事業者と協定を締結しまして、災害発生時には、災害対策本部や設置した広域物資輸送拠点へ物流専門家を配置するなど、市町村が物資を受け入れる地域内輸送拠点や避難所まで速やかな輸送ができるよう、体制を整備しているところでございます。

また、有事の際、これらが有効に機能するよう、県の総合防災訓練などを通じまして検証を行うほか、物流事業者と意見交換を行うなど、顔の見える関係の構築にも努めているところでございます。

○井上紀代子議員 防災訓練の大切さというのは、こういうところにあらわれていると思うん

ですよ。どうやったら自分たちが3日間生き残っていくための物が確保できるのかということなども含めて、日常的な防災の意識というものをきちんと持ってもらうためにも、防災訓練を着実にやっていくことが大変重要だと思いますので、地域自治体の皆さんにも、ぜひしっかりと伝えていただきたいと思います。

私は、熊本の方から聞いた内容で非常に衝撃を受けたんですが、道の駅が非常に有効だったそうです。宮崎県は17の道の駅があるんですけども、防災上、道の駅がどのような位置づけになっているのか、お伺いしたいと思います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 道の駅は、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害発生時に、避難場所や防災関係機関の活動の拠点として活用された事例がございます。

国も、道の駅の基本機能に防災機能を付加した施設としての活用を推奨しておりまして、県内では、一部の市町村が避難場所として、また国土交通省におきましては緊急災害対策派遣隊、いわゆるTEC-FORCEの集結拠点としての活用を予定しております。

県におきましては、防災上の拠点として、市町村の運動公園などを後方支援拠点に、また、運送会社の倉庫などを物資の輸送拠点としており、現時点では、道の駅につきまして特段の位置づけをしておりませんが、防災対策を進める上で有効な施設であると考えられますので、関係機関と連携しながら、防災面での活用方法を研究してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私は宮崎市に住んでいるものですから、先日できました国富町のスマートインターを非常に狙っているところなんですけれども、あそこに一つ、道の駅ができるといいなというのを狙っておりますので、県土整備部

長、よろしく申し上げます。

次に、教育問題についてお尋ねいたします。

萩生田文部科学大臣の大学入試制度改革に伴う「身の丈に合わせて」発言は、地方の経済実態や地方と都市の学習環境格差などを考慮しない、地方に生活する人々への侮辱であったと考えております。

この発言に対して、知事はどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の大学入試制度改革をめぐる問題についてであります。私は、教育を受ける権利というものが憲法に定められた基本的な権利であり、教育のあり方は一人一人の生き方や幸せに直結し、社会発展の基礎をつくる大変重要な問題でありますので、地方の学生にデメリットが生じることがないように制度設計を行っていただく必要があると考えております。そして、このことについては、しっかりと政府に対応していただきたいと考えております。

言葉というものが、人の心に明かりをともし、悲しみのふちに追いやられることもある、大変怖いものであるなど改めて感じたところでもあります。また、今回の大臣の発言を機に、私自身、みずからの言葉の先にいる人々に思いをはせることの大切さを改めて感じたところでありまして、言葉の力というものをしっかりと磨いていきたい、そのように考えております。

○井上紀代子議員 地方創生の国の施策の根本的なところが間違っておられるというふうに思います。萩生田大臣の発言は、私たちが国を信頼する気持ちを失わせてしまったという点では、大変重要な発言だったと思います。

この発言に対して、教育長はどのようなお考

えをお持ちでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 文部科学大臣の発言につきましては、導入が先送りになりました民間の資格検定試験を活用する大学入試英語成績提供システムをめぐってのものであり、都市と地方における教育環境の格差の容認ととれるような発言であったと認識しております。

英語の民間試験の活用において、例えば本県の例で申し上げますと、今回予定されておりましたのは、7つの種類の民間試験がありますけれども、県内では2つしか実施される予定ではなかったということ、そして、その2つも受験会場の十分な確保のめどが立っていなかったということで、多くの生徒たちは県外の会場まで移動するということになりますので、時間や交通費がかかる可能性があるなど、さまざまな負担が想定されていたところであります。

県教育委員会といたしましては、引き続き情報収集に努めまして、今後とも、本県の生徒たちを第一に考え、地方の受験生が不利にならないよう対応してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 知事の発言も、教育長の発言も、共感するものが多々ありますので、これからもその姿勢で頑張っていたいただきたいと思えます。

教育長に、大学入学共通テストの導入に伴う教育委員会の対応についてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 大学入学共通テストは、新学習指導要領に基づきまして、思考力、判断力、表現力をはかるために、国語、数学において記述式問題が導入されるなど、新しい問題作成方針が打ち出されております。

このような状況を踏まえ、県教育委員会といたしましては、新たに導入される記述式問題に対し、適切な準備・対応ができるよう教員の研

修会を実施したり、日々の授業において、生徒が主体となって考え、表現できる場面を多く取り入れるよう、各学校に対しまして、授業改善の指導を行ったりしております。

今後とも、生徒や保護者が安心して受験に臨めるよう、大学入学共通テストについて、保護者説明会や三者面談等を通して十分な情報提供に努めまして、受験生の不安に寄り添った支援を行うよう指導してまいります。

○井上紀代子議員 教育長は御存じだと思うんですけど、各市町村から教職員の人材確保と増員について、多分、意見がいっぱい集まってきていると思います。そういう意味で言えば、人口減少の中で一番重要なポイントになるのは教育なんですね。教育は、こっちに移り住んでくださる方にも魅力ある教育が受けられるということになれば、こっちに来ようとされる方たちも十分いらっしゃると思うんです。教職員の人材確保と増員について、まず教育長の見解だけお伺いしておきます。

○教育長（日隈俊郎君） 教育の質の確保を図るためには、教職員の人材確保は非常に重要な問題でございます。

教職員の人材確保につきましては、本県教育の魅力効果を効果的にPRするため、SNSの活用や県内外での説明会の規模を拡大するなど、積極的な情報発信に努めているところであります。また、教員採用選考試験におきましても、受験年齢制限の撤廃を行い、また今回、大学推薦制度の導入など思い切った改善に取り組むこととしております。

次に、教職員の増員につきましては、国への要望を継続して行う一方、県独自に、特別支援教育や生徒指導の充実を図るための教員や、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員な

どの配置を進めているところでもあります。

今後も、教職員が質の高い教育活動に専念できる教育環境の整備に努めることで、積極的に人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 先ほどの大学入学共通テストの問題でもそうなんですけれども、ことしの3年生だけに影響があるわけではないんですよね。3年生にももちろん影響があって、その次に受ける生徒にも影響があって、日本は学力社会というか、どこの学校に行ったかによって負け組、勝ち組が決まってしまうというような、国としてもそういう状況ができ上がっているのは否定できないと思います。ですから、どの大学に行ったか、その大学に行きどういふものを学んだかによっては、勝ち組になったり負け組になったりしてしまうわけですね、本人が望む望まないにかかわらず。ですから、本来は、教育というのは国全体の中で共通のもの、本当に必要なものというのがしっかりと子供たちに手渡されなければいけないと思うんですけれども、大変残念ながら、そういうふうになっていません。経済格差が地域格差、そして地域格差が教育との格差にもなるということは、本当にあってはならないことだと思うんです。教育先進国だと世界で言われていますノルウェーとかフィンランドとかアイスランド、スウェーデンは、子供の学力に対しては国家が保障していますよね。無償化です。ですから、いつでも学び直すこともできれば学ぶこともできるという、本当に国民全体がすぐれた学力を持つような状況、環境というのがつくられているわけです。

私どものような地方に住む者にとってみれば、人口減少対策の中で、先ほどもちょっと申しましたが、どのような教育を受けられるの

か。食べる物も、自然環境も全てが、どなたが宮崎に来てくださっても、私は十分喜んでいただけたと思います。と同時に、教育がしっかりと届けられる状況がないと、なかなか難しい。そこが、やはり私どもがもうひと踏ん張りしなければいけない内容ではないのかなと思います。地域から学校がなくなるということほど、地域がだめになることはないと思います。地域みんなの希望は、そこに子供たちの声があって、学校があって、そこを中心として地域ができ上がっていくということが大変重要なのではないかなと思うんです。ただ、教育を考えたときに、国の制度の中でしか動けないということについては十分わかるわけなんですけれども、だからこそ今、先生の質も問われると思いますし、先生の質も問われると同時に、先生の働き方改革もしなければいけない。多くの課題がある中で、どう宮崎の教育をつくり上げていくのかというのは、日隈教育長の3年間の教育長としてのあり方の中で、どんな教育をつくっていかうとされているのか、そこをまず聞かせていただきたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） お話がありましたように、前職で総合政策部を担当しておりましたので、人口減少社会にあっては、現在進めている地方創生は最も重要な政策課題であると考えておりますし、その方策のかなめは、お話にありましたように、人材の育成であろうと考えております。

私は、前回は申し上げましたが、人材こそが最大の社会資本であるというふうに考えております。したがって、次の世代の主役であります子供たちへの投資こそが最も重要であるというふうに考えております。

産業政策ですとこれまで経験してござい

たけれども、「失われた30年」と言われた平成の時代、アメリカに目を転じますと、よく頭文字を使って「G A F A」と言われるんですが、グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン、そして世界のマイクロソフト、こういった企業の発展によって、アメリカはGDPも3倍以上に伸びてきている、片や日本は120%程度と言われております。アメリカは人口も3億人を超えてきております。アジアでも当然、中国はアリババ、ファーウェイ、テンセント、そういった企業が伸びてきておりますので、GDPも10倍以上にこの30年で伸びてきているというような状況です。しかし、これからは、やっぱり日本が新しい産業を築いていくべきだろうと考えております。そのためにも、宮崎、そして我が国の未来を切り開く若い世代、そういった人材の育成に力を注いでいく必要があるというふうに考えます。

本県においても、みずからの手で未来を切り開く、気概のあるたくましい人材、高い志を持ち、豊かな感性と未来を見通す力を持った人材、地域・郷土を思い、人とつながり、地域を担い得る人材、そしてグローバルとローカル両方の視点を持って行動できる人材など、こういった子供たちそれぞれの個性を尊重しながらも、自己実現と地域の未来創生ができ得る人材の育成に向けて、我々教育委員会はしっかり取り組んでいく必要があるというふうに考えております。以上です。

○井上紀代子議員 教育のところが、競争か自己目標か。競争では学力が上がらないということは、実態としてありますね。自己目標を達成していくような教育を受けるということには、教師のレベルが高くないと教育とは言えないような状況に今なっています。若年学習から生涯

学習の時代に入っていると。だから、世界の中のスピードについていけるような教育を、地方にいても受けられるようにしていかなければいけないというふうに思います。何度でも大学に戻って勉強できる、そういう国になりたいなど私自身、思っています。

武田議員からもありましたけど、地方の中で学校がなくなるということのつらさ、学校がどうなるのかという不安感というのは、本当に大きいものがあると思います。いつまでもいつまでも地域に学校があり、子供たちの声がし、そして十分な教育が受けられる、そんな国でありたいなと思っている次第です。

これから非常に人口減少していく中で、大変なときではありますが、地域の市町村の皆さんともしっかりと話し合っていて、「宮崎県は新しい教育ができる」という教育にしているように要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の河野哲也でございます。最終日の2人目でございます。質問が重複しているところがあります。お許してください。

まず、知事の政治姿勢でございます。

延岡竜巻発生から2カ月半がたちました。被災した地域は、今も屋根を覆うブルーシートが目につきます。先日の答弁にありましたが、県は、延岡市と連携して、被災者への支援を進めていただいております。ありがとうございます。

延岡市は、屋根等修繕緊急支援事業等の独自の支援策を提示し、今、申請が進んでいます。

市が国の交付金を活用して支援する木造住宅耐震化促進事業への上乗せ補助の要請に対し、

県は地方負担分の2分の1を負担すると決めました。これで十分ですとは申し上げられませんが、被災者は、いつになればもとの生活へ戻れるのだろうか、不安を抱きながら日々を送っています。どうか落ちつくまで見守っていただきたいと思います。

国は、社会保障制度の維持・充実に向け、消費税率を2段階にわたって引き上げる一方、経済、国民生活への影響を最小限に抑えるよう、軽減税率、ポイント還元、プレミアム付商品券等に取り組み、2カ月が過ぎようとしています。

公明党の主張で、消費税率引き上げに合わせて実施された軽減税率、当初、イートインコーナーのある店では混乱を心配する声もありましたが、実際には、ほとんどの店で大きなトラブルは見られなかったようです。

日経の世論調査によると、10月以降の家計負担については、支出が変わらないと答えた人は76%で、軽減税率が一定の効果を発揮したと見られています。ちなみに「軽減税率」は、2019年新語・流行語大賞のトップ10に入ることができました。

ポイント還元は、扱う店舗が急増し、想定を上回る現状に、国も予算の追加措置を決定しました。1日平均10億分のポイントが消費者に還元されています。そして、公明党が推進したプレミアム付商品券は、自治体によっては医療機関で利用することができ、子育て世帯からは、予防接種にも使えて便利との声も上がっているそうです。

全国的にはこのような状況ですが、知事、特にプレミアム付商品券に関する本県の現状をお聞きかせください。

ブランド総合研究所が地域に合った持続的な

開発目標を明らかにしようとした「地域版SDGs調査」、47都道府県に住む合計およそ1万6,000人にアンケートを実施いたしました。住民が抱える悩みや地域にある社会課題を明らかにするとともに、現在の幸福度、満足度、定住意欲度などについても尋ねています。

その中の都道府県幸福度ランキングで、何と宮崎県が1位と発表されました。私は、素直に喜び、今後とも発信していきたいと考えますが、知事の素直な感想をお聞かせください。

以上、壇上からの質問とし、あとは質問席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、プレミアム付商品券事業の現状についてであります。

この事業は、消費増税による低所得者と子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、国の全額補助のもと、全市町村が実施しております。

本県の現状についてであります。11月22日時点で、商品券の使用可能店舗数は、小売店や飲食店、医療機関など6,276店舗、商品券換金により既に店舗に支払われた金額は、約5億2,000万円となっているところであります。

次に、「都道府県『幸福度』ランキング」についてであります。

今回、ブランド総合研究所が実施した「都道府県『幸福度』ランキング」において、本県が全国1位になりましたことは、大変うれしく、また誇らしいことだと考えております。

本県にも人口減少、また経済活性化、さまざまな課題はあるわけですが、住んで暮らしやすい、よい宮崎という実感があるわけでありまして、それがあらわれたということを感じ

るとともに、この結果は、総合計画に掲げております新しい「ゆたかさ」にも通ずるものであり、本県の価値や魅力、将来の目指すべき姿を考える上で参考になるものと考えております。

その上で、今後、幸福度を高めていくためには、県民の皆様が心豊かに暮らしていくことができ、この宮崎に住んでよかった、いつまでも住み続けたいと実感できるような、安心と希望が持てる地域づくりに全力で取り組んでいく必要があると、改めて感じたところであります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 消費税対策であるプレミアム付商品券については、1回4,000円の5回に分けて買えることや、対象者の住民税非課税者は申請が必要であることを周知徹底していただきませうお願いします。

幸福度1位については、トップの積極的な発信をお願いいたします。ただ、支援の谷間にいる方々への目配りは忘れてはなりません。

このランキングでは、幸福度1位の一方で、「悩める住民が多い県」として、宮崎は第8位にランクされています。悩みの要因は、「低収入・低賃金」です。また、宮崎県は、人工死産率、離婚率は常に上位にあります。

福祉政策について福祉保健部長にお伺いしますが、こうしたことから、例えば、本県はひとり親世帯が多くあり、さまざまな悩みを抱えておられると考えます。ひとり親世帯は、シングルマザーとシングルファーザーに分けられます。特にシングルマザーの貧困率が高いのです。その要因は、「正規雇用が少ない」「末っ子が幼い時点での離婚が多い」「養育費をもらっていない」でございます。

まずは、本県のひとり親家庭の世帯数と平均月収について教えてください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県が5年ごとに行っております「ひとり親世帯生活実態調査」の直近の平成29年度の調査結果によりますと、ひとり親家庭の世帯数の推計値は、母子世帯が1万5,686世帯、父子世帯が1,471世帯で、合計で1万7,157世帯となっております。

また、平均月収につきましては、母子世帯では、10～15万円未満の世帯が最も多く、35.6%となっており、次いで、15～20万円未満の世帯が22.7%となっております。父子世帯では、15～20万円未満の世帯が最も多く、30.3%となっており、次いで、20～25万円未満の世帯が23.8%となっております。

○河野哲也議員 全国9万8,000人おられる未婚ひとり親世帯は、宮崎において、増加傾向にあるのではないのでしょうか。未婚の母子世帯の母親の年間就労収入は平均177万円と言われております。月収に直すと14万7,000円。その上、寡婦控除が適用されないのをごさいます。婚姻歴のあるひとり親に比べ負担がさらに重い。国も、ようやく支援の手を差し伸べようとしています。今年度、臨時措置として1万7,500円を来年1月に児童扶養手当に上乘せすると聞いております。

そこで、未婚のひとり親家庭にもひとしく支援をと考えますが、県としての支援状況についてお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 婚姻歴の有無にかかわらず、ひとり親家庭への支援につきましては、経済的支援として児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費の助成のほか、子供の修学等に要する費用を無利子または低利で貸し付ける「母子父子寡婦福祉資金事業」等を行っております。

また、就業支援として、親が看護師等の養成

機関に修学する間の生活資金を支給するほか、就業支援員による就業相談などの事業を行っているところであります。

○河野哲也議員 県の支援としては平等だということですね。わかりました。

未婚のシングルマザーの困り事は、貯蓄ができない、食事が困る、協力を仰ぎにくいという点で声が上がっております。ひとり親家庭と言っても千差万別です。懸命に生きる親子に、暮らしに目を向けなければいけない。どんな状況であれ、生まれてきた命と家族を社会が支えていくという動きが必要でございます。

質問初日、幼保無償化について、我が会派の重松議員が、開始後の本県の状況についてたどしました。「本年4月1日時点の入所児童数に対する10月1日時点の増加率は、前年とほぼ同じであったこと、現時点では、大きな混乱もないと把握している」との答弁でした。

今、公明党議員は、事業所及び利用者さんから聞き取りを開始しております。幾つかの課題点が浮かび上がっています。

きょうは1問だけ取り上げますが、園長からの声でございます。「定員に対する保育士数は決まっていますが、配置がえと臨機応変に動かせる保育士さんがいない」と言われます。

そこで、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育士不足を懸念する声が聞かれますが、県内の保育士確保の取り組み状況をお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、県内の保育所等における保育士の配置につきましては、施設の認可等の要件である基準は満たしておりますが、休暇をとりやすい等、余裕を持った人員配置という観点からは十分に確保できている状況にはないと認識をしております。また、無償化の導入により、保育士不足を懸念す

る声があることも承知しております。

このため県では、保育士修学資金の貸し付けや保育士支援センターの設置等により、保育士の育成・確保に取り組むとともに、保育士の処遇改善を図るため、キャリアアップ研修等を実施しているところであります。

市町村においては、来年4月入所の申し込み受け付けが順次始まっておりますことから、その動向等についても十分に注視しながら、引き続き保育士の安定的な確保に努めてまいります。

○河野哲也議員 よろしくお祈いします。

介護予防の総合事業は、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるように、高齢者自身の能力を最大限に生かし、要介護状態になることを予防するための仕組みでございます。

自治体への財政的インセンティブとして、高齢者の自立支援、重度化防止等、介護予防に関する取り組みを推進する交付金が倍増することが報道されました。高齢者の自立した日常生活の支援、重度化防止には介護予防が重要でございますが、見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護予防につきましては、高齢者が要介護状態等になることの予防、または要介護状態等の軽減や悪化の防止にとどまらず、高齢者の日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それにより一人一人の生きがいや自己実現のための取り組みを支援して生活の質の向上を目指す、極めて重要なものであると認識しております。

県としましては、介護予防の取り組みを推進することにより、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らしていけるよう、市町村はもとより、地域住民の方々や関係団体などと連携・協力しながら取り組んでまいりたいと考えており

ます。

○河野哲也議員 市町村では、介護予防として、身近な地域で体操などを行う「通いの場」などの取り組みを行っており、引き続き、効果的かつ継続的な事業展開を図る必要があります。

事業の旗振り役は市町村ですが、介護事業者を初め、地域の企業、団体、NPO、ボランティア、町会、そして住民などさまざまな立場の人たちが参画し連携し合うことで、高齢者を支えています。

市町村が取り組む介護予防に対し、県はどのような支援を行っているのでしょうか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県におきましては、市町村が地域の実情に応じた多様なサービスを展開できるよう、県内外の先進的な取り組みを行っている自治体から直接、取り組みの紹介や助言を行う研修会を開催しております。

また、住民みずから運営する介護予防のための体操教室等、「通いの場」における取り組みをより効率的、継続的に行えるよう、リハビリテーションの専門職を派遣しまして、技術的助言を行う取り組みなども行っております。さらに、派遣される専門職に対する研修を行うなど、人材育成にも取り組んでいるところであります。

今後とも、心身機能、活動、参加、それぞれにバランスのとれた介護予防の取り組みが推進されるよう、市町村や関係団体に対し、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 東京都東村山市は、先ごろ、高齢者を対象にしたフレイル予防のための会食サロンを市民サポーターが主体となって開始し、注目を集めています。東京大学高齢社会総

合研究機構が考案したフレイルチェックと、栄養摂取や口腔ケアなど食に関する介護予防を組み合わせた全国初の試みであります。

サポーターが、頬や顎のつぼを手で押して唾液の分泌を促す「唾液腺マッサージ」を実演し、実践を呼びかけています。唾液は、飲み込む力が弱くなる高齢者の助けになると言います。その後、宅配されたできたて弁当が机に並び、管理栄養士や歯科衛生士などの専門スタッフと配食業者が工夫した栄養満点のメニューでつくられているそうでございます。食後は食べ残しを確認するシートを記入してもらい、専門スタッフが栄養面のアドバイスをを行います。

このように、全国に先進的なモデルがあります。宮崎もモデル的な介護予防が発進できるように、県の支援をお願いいたします。

農業政策についてお伺いします。

昨年8月に中国において、アジアで初めてASF（アフリカ豚コレラ）が確認され、その後、拡大し、韓国においても11月までに14例確認されたとの報告がありました。

防護柵の迅速な設置支援が求められますが、農家の方々の不安解消には十分ではないとの声があります。

ASF等の防疫対策として、空港、港湾等での徹底した水際対策が重要でございます。本県の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 海外で発生していますASFなどの家畜伝染病を県内で発生させないためには、議員御指摘のとおり、まずは、水際での防疫が重要となります。

このため、空港や海外クルーズ船寄港時の靴底消毒を強化しますとともに、空港では、動物検疫所による探知犬の出張検査に加え、旅行者

に対する肉製品等の持ち込み防止の啓発を行っております。

また、国際郵便などによる不正持ち込みがないよう、県内に居住する外国人労働者や留学生等に対して、さまざまな手段により注意喚起も行っているところであります。

県としましては、先月の全国知事会議の場において、本県への探知犬の常時配置を含め、地方空港における水際防疫の充実強化を、知事が直接国へ要望したところであり、引き続き、ASFなどを本県に侵入させないよう、緊張感を持って取り組んでまいります。

○河野哲也議員 ありがとうございます。緊張感を持ってという言葉と、最後の最後までというか、落ちつくまでお願いしたいと思います。口蹄疫の侵入原因は何だったか。いろんな方面から手を打ちましたが、はっきりと見つけ切れない。防疫に徹するときには中途半端でやってしまうと、本当に取り返しがつかない、その不安感を農家の方々が持っていらっしゃるということで、お声を代弁して質問させていただきました。

農産品等にかかる日米間の関税を撤廃・削減する日米貿易協定の承認が国会で進んでいます。自由貿易が促進されることは認識しますが、本県の農業基盤の整備強化を訴えなければなりません。また、発効により影響を受ける農林水産物の生産減少額は600億～1,100億円になるとの政府試算を踏まえて、影響を受ける可能性のある農家を徹底的に支えるべきでございます。

日米貿易協定の合意について、知事が緊急要請を行った際の国の反応についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 日米貿易協定につきま

しては、先月15日、私が直接、農林水産省を訪問しまして、協定発効後の影響の継続的な検証や、万全な対策の実施と本県への重点配分などについて緊急要請を行ったところであります。

対応していただいたのは、河野義博政務官であります。福岡の御出身で、本県をたびたび訪れていただいております。江藤大臣のもとで政務官を務めていただいております。その実情をよく御存じでありますので、大変心強く思ったところでありまして、この緊急要請の際には、本県農業者や関連産業など、現場の不安感を共有していただくとともに、「現在、国で改定作業を行っている「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、生産基盤の強化や補正予算の確保など、将来に希望が持てる万全の対策を講じていきたい」と、大変心強い発言をいただいたところであります。

県としましては、国際化の大きな流れにあっても、生産者が夢と希望を持って農業経営に邁進できるよう、本県農畜産業の競争力強化に、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

○河野哲也議員 私も、河野義博政務官にお礼の電話をさせていただきました。「しっかり対応します」との返事をいただきました。

日中両政府は11月25日、現在禁止されている日本産牛肉の対中輸出再開の前提となる「動物衛生検疫協定」を交わしました。今回の署名は、中国への輸出解禁に向けた重要なステップになります。早期実現に向けて、本県も動くべきであると考えます。

県内の畜産関係者は、中国への牛肉輸出再開に期待をしていると聞いておりますが、県としては積極的に進めるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊藺正恒君） 近年、中国で

は牛肉の消費が急速に伸びておりまして、昨年は、米国を抜いて世界最大の牛肉輸入国となりましたことから、日本にとっても有望な輸出相手国になるものと考えております。

中国に向けました牛肉の輸出再開は、本県で輸出に取り組む畜産関係者にとりまして、新たな販路拡大の大きなチャンスになることに加え、輸出量が増加することは、畜産農家にとりましても、所得の安定確保や宮崎牛のさらなるブランド価値の向上につながり、大きな励みになるものと期待されております。

このように、中国市場への展開は、本県畜産の発展につながる重要な取り組みでありますので、県としましても、情報収集に努めますとともに、関係団体等と連携し、積極的に準備を進めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

林業政策について、環境森林部長にお伺いいたします。

延岡で行われた「ひなたの林業シンポジウム」で、本郷林野庁長官から、「SDGsでは、林業は目標15「陸上資源」に含まれる。人口が減り続ける山村の現状から考えると、木を切り出すことを優先することが必要だ。山に入るお金を大きくし、山村の経済を大きくし、人が住めるようにしていかないといけない」との提案がありました。

長官の提案をどう受けとめますか、お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 収穫期を迎えた森林を伐採して活用していきますことは、木材の売買や雇用機会等が生まれ、森林所有者を初め、山村全体の収入増加につながりますことから、大変重要であると考えております。

本県では、木質バイオマス発電所や大型製材工場の稼働等により木材需要が増加し、山村地域の林業総生産額も増加しておりまして、これを将来的に持続していくためにも、伐採後の確実な再造林を進めることにより、資源を循環利用していくことが必要であります。

このため、県といたしましては、伐採後すぐに植栽する一貫作業や、ICT等先端技術の導入により、伐採や再造林等の省力化、効率化を進め、「伐って、使って、すぐ植える」循環型林業を確立し、山村地域での一層の所得確保につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 また、「持続可能なものにするために、賢い（スマート）林業に転換し、新技術を取り入れて省力化、コスト削減などを図ることが重要だ。日本一の宮崎にそのトップランナーになってもらいたい」と期待されておりました。

県はその提案にどう答えるか、お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県は、全国に先駆けて森林資源が利用期を迎え、伐採や再造林等の林業生産活動が盛んに行われる中、林業先進県であるがゆえに、担い手不足や労働災害などの課題に直面しておりまして、これらの課題を解決する上で、スマート林業の実現は大変重要であると考えております。

このため県では、広範囲の樹木を一度に計測できる地上レーザ測量や、ドローンを用いた苗木運搬の実証試験などに取り組んでおります。

また、森林組合等におきましても、現地調査が不要となる航空レーザ測量や、無線操縦による下刈り機械の実証試験などの取り組みが進められております。

県といたしましては、今後とも、市町村を初め関係機関と連携して、本県に適した技術の早期実用化やその普及などにも努め、スマート林業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 首里城再建に協力を約束された河野知事です。ぜひ宮崎の杉、飴肥杉を提供しましょう。台湾ヒノキは厳しいそうです。率先して手を挙げてください。

2022年、沖縄本土復帰50年を迎えます。首里城と一体の中城御殿と御茶屋御殿も含め、琉球王国の歴史的遺産の再生を沖縄は目指しています。よろしくお祈りします。

学校のICT化について、教育長にお伺いします。

11月14日に、西米良ならではの授業改善を狙いとしたICT活用の研究公開に参加いたしました。西米良の村所小学校・西米良中学校の合同研究でございます。

西米良は、2012年にデジタル教科書を導入し、ICT環境を本格的に整え始めました。2016年にはタブレットを導入、2018年度にはタブレット1人1台体制となりました。

当日は、小学校3年生の算数を参観いたしました。準備に先生方の御苦勞はあったにせよ、子供たちのタブレットへの対応は、スピード感がありました。学習におくれのある子がいると聞いていたのですが、間違っている答えは一つも出ず、とんとん拍子で授業の深目の問題に入っていました。

まず、県内公立小中学校のICT整備率についてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 本県のICT整備率につきましては、平成30年度末現在で、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は、小学

校が全国平均6.1人に対しまして、本県は5.9人、中学校が全国平均5.2人に対しまして、本県は4.4人と全国平均を上回っております。その整備状況は年々高まってきている状況にあると考えております。

○河野哲也議員 佐賀県は、パソコンの普及率は1.8人に1台ですね。これだけ広がるというのはということで、ちょっと問うてみたいんですけど、講話では、情報教育の第一人者である東北大学の堀田達也教授が、「2020年に向け情報教育も大きく進みます。文部科学省からことしの6月に出された「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」では、多様な子供たちを誰一人残すことのない、公正に個別最適化された学びの実現に向けて、ICTを活用するための方向性が示されています」と語っておりました。

西米良の教育長は、子供たちに地域格差を感じさせない学習環境で育てようとしているということを実感させます。「誰一人残すことのない」というリーダーの意識で、環境は変えることができます。

ICT整備率を高めるためには、組織のトップの意識が大切だと思いますが、お考えをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 先ほど申し上げましたが、公立小中学校のICTの整備率は年々高まってきておりまして、各市町村のICT整備に向けた意識の高まりを感じているところでございます。

このような中、お話にありましてとおり、本年6月に、「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行されるとともに、先日の報道では、全国の小中学校において、令和6年度までの5年間をかけまして、1日に1こま程度で、

1人1台の学習環境の実現を図るという国の方針が示されたところであります。

県教育委員会といたしましては、この国の動向を注視しつつ、ICT整備のさらなる充実が図られるよう、市町村に対し、あらゆる機会を捉えて、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 国は大きく動きます。「国の動向を注視しつつ」と答弁にもありましたが、先ほどの講話をされた堀田教授は、「今回の推進方策に示された柱は、大きく3つある」とおっしゃいました。

1つは、遠隔教育の推進による先進的な教育の推進、2つ目は、教師・学習者を支援する先端技術の効果的な活用、3つ目は、先端技術の活用のための環境整備を挙げておられました。国は前提として、高速ネットワークの敷設を強力に打ち出すとのことでした。

宮崎における学校のICT化の目的について、もう一度、確認をしたいと思っております。

○教育長(日隈俊郎君) 県教育委員会では、本年6月に策定しました宮崎県教育振興基本計画におきまして、教育の情報化について、3つの目的を掲げております。

まず、必要な情報を主体的に収集・処理し、わかりやすく発信するなどの児童生徒の情報活用能力を育成すること、2つ目に、わかりやすく深まりのある授業を実現するために、教科指導における効果的なICT活用を推進すること、3つ目に、教職員が教育活動に専念できる環境づくりのために、校務の情報化を推進することです。

これらの目的に向かひまして、ICTを活用した教育の情報化充実の取り組みを進めることで、教育の質の向上を目指してまいりたいと考

えております。

○河野哲也議員 ここ5年ぐらいで急速に情報化教育は早まると思います。国の本気度が、平成24年度までの予算にあらわれていると思います。前の計画というのは、22年度までにパソコンは3人に1台配備となっていました。国は22年度までに、5年生から中学生に1人1台、24年度までには1年生から4年生に1人1台を実現するとしています。それだけでなく、インターネット環境も整備費を半額助成するという、大変思い切ったというか、スピード感のある情報化教育を整えようとしていると。

宮崎だからこそ、西米良の教育長の積極的な発言というか、堀田教授が西米良に来られて、全国に発信するようなお話をされたんです。西米良でもそういう話が聞ける。先ほど言いましたけど、意識のあるリーダーがそうやって引っ張ってくる、そうやって整える、それでこれだけ変わるんだなということを実感したところでございますので、どうかよろしく申し上げます。

警察行政について、警察本部長にお伺いいたします。

県内で、65歳以上の運転者による人身事故は、昨年1,920件発生し、全体に占める割合は、2014年度比4.2ポイント増の25.8%で過去最高となりました。

安全運転相談の全国共通ダイヤル#8080(はればれ)が11月22日より利用できると、新聞報道がありました。運転適性相談は、従来どおり多くの相談が寄せられているそうですが、今回、#8080が開設され、その直後に3件の相談が寄せられたと聞きました。

#8080はどのようなものか、お伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 安全運転相談ダイヤルは、これまで運転適性相談の名称で、運転者やその家族等からの相談に対応してきたものを、本年11月22日より全国的に名称を変更・統一し、番号も＃8080（はればれ）に統一して運用することとしたものであります。

警察では、本ダイヤルにより、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な指導・助言や、自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の教示、医療機関の案内などの対応を行ってまいります。

○河野哲也議員 どうか相談者の立場に立って対応をお願いしたいと思います。

警察本部によると、ことし10月末現在、うそ電話詐欺による被害認知件数は昨年から3件増の20件、被害総額は2,696万円だそうです。とまりませんが、県警の御努力に感謝いたします。

県警本部が11月19日に理・美容業生活衛生同業組合と締結した、「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」の目的と広報啓発の方法についてお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 警察が両組合と締結いたしました協定の目的につきましては、これらの組合に加盟する約1,500の理容室及び美容室において、警察が提供する防犯情報などをお客様にお伝えいただき、防犯意識の高揚や犯罪の被害防止を図ることを目的としております。

その具体的な方法といたしましては、各店舗におきまして、警察で作成したうそ電話詐欺防止のリーフレットを配布してもらったり、防犯メールの犯罪情報を話題にしてもらうなどの広報啓発活動が想定されます。また、従業員の方が事件・事故等を認知した際は、警察に積極的に通報していただきますよう、お願いしている

ところであります。

○河野哲也議員 締結時に本部長がお話しされていましたが、各店舗が防犯情報の基地として活用され、地域社会の安全・安心確保に努められることを望みます。

最後の質問ですが、他団体との締結状況について、今後、同協定締結予定についてお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 警察では、本年11月末現在で、33の団体・企業と同協定を締結しているところであります。

今後、県内の関係団体・企業に対しまして、必要な働きかけを行い、同協定の締結を含め、犯罪の起きにくい社会づくりに資する活動を推進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 予定した質問はここまででございます。ありがとうございます。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の横田照夫です。私もいよいよ前期高齢者の域に入ってまいりました。見えを張らずに、眼鏡をかけて質問をさせていただきます。

今回、一番最後の一般質問となりました。これまでのほかの議員の質問と重なるところもありますが、お許しをいただき、いましばらくのおつき合いをお願いいたします。

まず、災害対応について伺います。

先日の台風19号では、過去にないようなすさまじい被害が出ました。死者98名、行方不明3名、負傷者484名、そのほか堤防や家屋の決壊、交通網・通信網の寸断など、数え切れないくらいの爪跡を残していきました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

ことは、佐賀県での大雨による水害や台風15号なども大きな被害をもたらしました。近年は、台風や豪雨、地震災害も格段に大きくなってきたように感じます。

私は、三財川の支流である追手川の水門と排水ポンプを管理するメンバーに入っていますので、台風や豪雨のときにはポンプ場に詰めて排水作業などをし、その合間を縫って町内の被害状況を確認するために巡回しています。台風のさなかに危険だとは思いますが、ポンプ場で川の水位などの確認作業もしておりますので、同じだと考え、巡回しています。どちらにしても、家で寝ている気にはなりません。

平成17年14号台風のときもポンプ場で排水作業をしていましたが、フル稼働でくんでいたにもかかわらず、排水が間に合わず、住宅地も冠水してしまいました。ポンプ場もつかり出して、危険だから避難するようとの指示が出たので、ポンプは回しながら避難をしました。そのときは、川の水位が堤防高の50センチくらいのところまで来ており、恐怖を感じました。川の水位は街の高さよりもはるかに高く、もし決壊したら、今回の台風19号のように街をのみ込んで、街全体が冠水してしまったのではないのでしょうか。

今回の台風19号では、71河川の140カ所で堤防決壊があったそうですが、同じような被害が私

たちの周りでいつ起きてもおかしくないと言えるのではないかと思います。

先日、野崎議員も触れられましたが、台風15号襲来の際、千葉県で災害対策本部が設置された当日に、森田千葉県知事が公用車で自宅に帰っていて、被害が集中した県南部の自治体に連絡員の県職員が行ってもいなかったり、知事の職務である自衛隊への災害派遣要請も遅かったとして、非常に軽率だったとの批判が出ていました。

森田知事のことをどうこう言うつもりはありませんが、災害発生時に知事がどう動けばいいのか、災害現場にどの時点で入ればいいのかなど、しっかりと決めておくことが大事だと考えます。

宮崎県として、知事の対応の仕方をどのように考えておられるのかを、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席でさせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

災害が発生した場合、県におきましては、あらかじめ定められた手順に従いまして、災害対策本部等の設置など初動体制を確立するとともに、関係機関との連携のもと、人命救助や被害状況の把握に当たることとなります。

これを指揮し、統括する知事の立場にありましては、組織的対応が十分になされているかチェックをするとともに、被害状況を可能な限り迅速に把握し、迅速かつ的確な判断や指揮を行うことが重要になってくると考えております。

そして、被災した現場の対応に支障を来さないよう、状況を見きわめながら、知事みずから

被災状況を把握するとともに、被災者、また災害対応に従事する方々を励ますために適切な時期に被災地の視察を行う、これも地域のリーダーである知事の重要な役割であると認識しております。

私が初めてこの宮崎に参りましたその年に、台風14号災害が発生し、また、その後もたび重なるさまざまな自然災害等に見舞われてきたところでもあります。

今後とも、こうした経験、教訓等を生かしながら、常在危機、この意識を徹底し、あらゆる災害から県民の生命・財産を守るため、私が先頭に立って、災害対応に全力を尽くしてまいります。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 知事が被災地に入るタイミングというのはなかなか難しいと思います。でも、被災者にとって、知事が来てくださったということはすごく安心感につながると思いますので、遅くならないタイミングを見計らって入っていただきたいと思います。

台風15号は、9月9日未明に千葉県に上陸しました。夜が明けると被害状況が少しずつ判明し、千葉県内の23市町村はその日のうちに災害対策本部を立ち上げましたが、県の立ち上げは10日の午前9時だったそうです。そして、県が現地への職員派遣を始めたのは発生4日目の12日で、ヘリで上空から被害状況を確認したのも12日だったそうです。孤立している集落があったにもかかわらず、情報がなかったために自衛隊の派遣がおくれたところもあったと聞いています。

災害が発生した場合、市町村は県の防災システムに被害情報を入力して情報の共有化を図ることになっていたそうですが、被災した自治体は停電や断水、避難所設営などの対応に追わ

れ、県への連絡が後手に回ったことは仕方がないことだと思います。

宮崎県では、口蹄疫や鳥フルが発生したとき、部局関係なく、多くの職員がその対応のために現地に入りました。まさに迅速な対応だったと思います。でも、それが危機管理ではないでしょうか。台風・災害等で道路網や通信網が遮断されたとき、自治体からの情報を待っているのではなく、いち早く県の職員を派遣して情報収集することが大事だと思いますし、すぐにヘリやドローンで確認することもできると思います。

災害発生時の情報収集に対しての県の考えを、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 災害情報を迅速かつ的確に把握するためには、関係機関に対し、積極的に情報をとりにいくことが重要であります。

このため県では、災害時において市町村に対し情報連絡員を派遣する仕組みを設け、情報収集に当たっているところがございます。

また、被害が広範囲に及んでいる場合や、山間部など被害の状況が把握しにくい場合は、県や県警本部などのヘリコプターが撮影した映像により、リアルタイムで被害状況の確認をしております。

なお、局地的な災害現場の状況を確認するためには、お話にありましたドローンの活用も有効であると考えられますので、関係部局とも連携しながら、その活用方法等について研究してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 先日、日向市で、無料アプリで報告した災害情報を人工知能（AI）が収集・整理する実証実験が行われました。消防団が市内各地から送信した投稿から、AIが住所や

災害の内容などを抽出して、市の災害対策本部会議に伝えるというものだったそうです。

日向市の防災推進課は、「従来の電話を使った情報収集では時間がかかる。同時多発の情報収集しやすくなるのが利点と感じた」と言っています。

先日、情報化推進対策特別委員会で訪れたNTTテクノクロス株式会社では、「Topic Room」とか「わくレポ!」というサービスを提供しているそうです。「Topic Room」はLINEを使った安全なビジネスチャットで、1日以上かかっていた災害時の状況把握が2時間半に短縮できるということです。また、「わくレポ!」は、参集途中の職員や現地調査員などがスマホやタブレットから各市町村の対策本部に被害状況等を報告できて、瞬時に市町村や県等の対策本部で情報共有できるそうです。

このように、一刻を争う情報収集にAIを積極的に利用することが有効だと考えますが、危機管理統括監、いかがでしょうか。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 災害発生時には、県や市町村、関係機関などが迅速に情報を共有し、共通認識を持って災害対応に当たることが極めて重要であると考えております。

このため本県では、防災庁舎の建設に合わせて、気象情報やさまざまなシステムで提供される情報を集約し、地図上などでわかりやすく表示する新たな防災情報共有システムを導入し、災害発生時の応急対策業務などの迅速化、効率化を図ることとしております。

御質問にありましたAIの活用につきまして、近年、さまざまな新技術の開発が進んでおり、迅速な情報収集を行う上で有効と考えられますので、災害対応力の向上を図るため、技術

開発の動向を注視し、また先進事例等も参考としながら、研究をしてみたいと考えております。

○横田照夫議員 次の質問とも絡みますが、今後、ICT化はすごいスピードで進んでいくと思いますし、AIを活用した災害時の情報収集システムも急速に発展していくものと思います。災害は県民の生命にかかわることですので、積極的にそれらのシステムに更新してほしいと思います。

次に、県のICT化について、総合政策部長にお尋ねします。

情報化推進対策特別委員会で、千葉県幕張メッセで開催された「CEATEC 2019」というデジタル技術の総合展示会を見てきました。国内外から787の企業・団体が出展していたそうです。主催者は、2030年のまちをイメージした「Society 5.0 TOWN」の企画展示を目玉に据え、未来の社会を体験してほしいと、来場を呼びかけていました。自動運転のバス、人を運ぶドローン、AIとあらゆるものをネットワークでつなぐIoT技術を組み合わせた技術など、わずか10年後にこういう社会になるんだろうかと、その技術革新の速さに驚きました。

また、5Gと呼ばれる第5世代移動通信システムのサービスが来春にも開始されるのですが、このことによって、遠隔医療や遠隔授業、機械の遠隔操作、自動運転などもできるようになり、過疎化や人手不足等に対しても、いろいろな対応ができるということです。

本県は、Society 5.0や5Gの活用として、どういうことに期待をしておられるのか、お聞かせください。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 人口減少社会

におけるさまざまな課題の解決を図るため、AIやIoT、ロボット技術などの先端技術を活用することが重要であり、このような取り組みが、まさにSociety 5.0の実現につながっていくものと考えております。

現在、県におきましては、担い手不足の解消等に向けて、農業では、ドローンやロボットトラクターなどの活用を進めるとともに、建設現場におきましては、ICT建設機械等による施工にも取り組んでおります。また、交通弱者対策として、自動運転技術を活用した公共交通の研究を行っているところであります。

また、新しい情報通信基盤であります5Gにつきましましては、遠隔医療への活用による医療格差の解消等が期待されております。

今後とも、日々進化する先端技術について、情報収集を行いながら積極的に活用し、本県の課題解決につなげてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 宮崎県は、行政の情報化に係る基本的な方向と取り組み内容を示すものとして、「宮崎県電子行政推進指針」を平成24年3月に策定しました。そして、その取り組みを継続・強化するために、平成28年7月に前計画を見直す形で、指針の改定版である「eみやざき推進指針」を策定し、現在に至っています。

今、ICTはすごいスピードで進んできていますが、県はそれに対してどのように対応しようと考えておられるのかをお聞かせください。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、「eみやざき推進指針」等に基づき、各種事務のデジタル化を進めるとともに、さまざまなデータの利活用に取り組んできたところであります。

このような中、AIやIoT、ロボット技術など、いわゆるICTの技術革新が急速に進ん

できており、本県におきましても、民間を含めた幅広い分野で、こうした新しい技術を活用することが重要であると考えております。

このため、県内の情報化に関する現状やニーズを把握するとともに、技術の進化も踏まえながら、来年度以降、「eみやざき推進指針」の見直しを行うこととしております。

県といたしましては、今後とも、先端技術等を積極的に活用し、県民の利便性の向上や効率的・効果的な取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 東京都は、Society 5.0の実現に取り組むために、AI等を活用できるIT人材の確保が必要として、IT職種を新設し、来年度から採用を始めることにしたそうです。東京都としては、行政系の職種の新設は1973年以来ということですが、今後、10名程度の採用をするそうです。

東京都の職員数は3万8,000人ぐらいいるそうですが、当然、その中にはITに詳しい人もたくさんいると思います。にもかかわらず、あえてIT職種を新設して新たな人材を確保する必要性を感じているのではないのでしょうか。

宮崎県も、物すごいスピードで進んでいくICT化に乗りおくれないようにしっかりと対応していくためにも、外部のIT人材の活用を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 目覚ましい進歩を続けております情報通信技術を効果的に活用するためには、専門的な知見を有する外部のIT人材の活用が重要であると考えております。

このため、本県では平成17年度から、情報化に精通した民間の人材を任期付職員として採用

し、各種情報システムの調達の際に専門的なアドバイス等を行うとともに、今年度からは、ロボット技術を活用した、いわゆるRPA等による業務の効率化にも取り組んでいるところであります。

また、一層の行政の情報化を図りますため、有識者による懇話会を開催し、幅広い御意見をいただいているところであります。

今後とも、外部のIT人材を積極的に活用しながら、Society 5.0の実現に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 正直言って、ICTなどは、私にはちんぷんかんぷんです。でも、一利用者である私たち一般県民は、そのシステムなどにはちんぷんかんぷんでもいいと思いますが、しかし、それを推進する主体である県行政などはそういうわけにはいきません。その道のプロを積極的に活用し、乗りおけないように、そして、それに詳しい一般県民でも利用しやすいシステムづくりに努めていただきたいと思います。

次に、農業政策についてお尋ねします。

私の知り合いの農業生産法人の若手社長から聞いたんですけど、島根県から何回も電話があつて、「島根県で農業をしませんか。農地もあるのでセットで紹介します。補助事業もあります」と誘われ、別にアンケートも送られてきたそうです。沖縄県からも、「沖縄ではキュウリ栽培の技術が確立されていないので、技術指導も含めて沖縄に来てくれないか」と誘われたそうです。

別の知り合いは、もう既に大分県で大規模農業を始めておられます。

宮崎県の優秀な農家に県外からの触手が伸び

てきているようで、危機感を感じます。

また、大消費地から遠い本県の宿命でもありますが、生産規模の大きい農業生産法人ほど輸送コストが経営を圧迫し、大消費地近くに移転することを考えている人もいると聞いています。農業経営者の本県離れが起きないように、危機意識を持つ必要があるのではないのでしょうか。

そこで、県内の農業法人が県外に出ることなく、地元にしかりと根づき、安心して農業経営を発展していけるよう、社員の人材育成や規模拡大など、法人が抱えている高度な課題解決に向け、きめ細かい支援を行っていく必要があると思いますが、本県農業法人の現状と育成の取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 昨年の県の調査によりますと、県内の農業法人数は10年前と比較し200法人がふえ、787法人となっております。このうち、売上高1億円以上の法人が全体の約3分の2を占めるなど、地域農業の担い手として大きな役割を担っていただいていると認識いたしております。

このため県では、「みやざき次世代農業リーダー養成塾」を初め、経営能力向上や人材育成に関するセミナー等を開催するとともに、中小企業診断士といった専門家の派遣を行う農業経営相談所を設置し、コスト削減など、法人が抱えるさまざまな経営課題の解決にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、地域農業を牽引する法人が地元でしっかりと経営発展できるよう、引き続き関係機関と連携し、支援を強化してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 昨年8月に岐阜県で、国内で

は26年ぶりにCSF、いわゆる豚コレラの発生が確認され、現在までに50例15万頭が殺処分されるなど大きな被害となっております。また、ASF、いわゆるアフリカ豚コレラが中国、韓国など東アジアで猛威を振るっており、いつ日本に侵入してもおかしくない状況にあると言われております。

このために、本県の養豚場においてCSFやASFを発生させないために、国のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業に加え、県でも、養豚場の周りに防護柵を設置する費用の一部を助成することになりました。

県内全ての養豚農家に防護柵の設置をしてほしいと思いますが、また、それとあわせて、イノシシの捕獲もする必要があるのではないのでしょうか。

そこで、農家から、豚舎の周りにわなをかけることはできないかという相談がありました。イノシシは口蹄疫ウイルスを持ち込む可能性もありますので、牛舎も含めた畜舎の周りにわなの設置はできないものかと考えます。鳥獣保護管理法の中で、猟のできる場所や時間などの制限があると思いますが、畜舎の周りでのわなの設置の可能性について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） イノシシを捕獲するための畜舎周りでのわなの設置につきましては、議員がおっしゃいましたように、鳥獣保護管理法に定められております、狩猟または有害鳥獣捕獲許可により可能となっております。

まず、狩猟につきましては、狩猟免許所持者が狩猟者登録を行った上で、11月11日から3月15日の狩猟期間に、鳥獣保護区や公道等の狩猟禁止場所を除いて設置することができます。

また、有害鳥獣捕獲許可につきましては、イノシシによって畜舎周辺の農林作物等に被害があった場合に、市町村から許可を受けた上で、有害鳥獣捕獲班等により、許可1回につき180日間を限度に設置することができます。

○横田照夫議員 今の説明のように、わなの設置が可能なのであれば、野生イノシシの生息数を少しでも減らすことは、畜産農家にとって病気の発生防止対策として有効だと考えますので、進めていただきたいと思います。でも、一方では、わなへ誘う餌がかえって野生動物を呼び寄せるといったこともあると聞きますので、畜舎周辺でのわなの設置については、市町村や猟友会等の意見も聞いていただきながら、適切に進めていただければと思います。

次に、野生イノシシにおけるCSFの感染状況ですが、岐阜、愛知などの中部地域では、野生イノシシにおける感染が拡大し、現在までに12県の1,400頭以上で確認されており、本病の感染拡大の要因の一つと考えられています。

野生イノシシへの対策としては、経口ワクチンの対策が進められていますが、即効性のある対策とはなっておらず、CSFの防疫対策を長期化させる要因となっております。

そこで、本県の野生イノシシにおけるCSFの検査がどのように行われているかを、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 野生イノシシにおけるCSFの検査につきましては、その感染の状況を調べるため、猟友会の協力によりまして、捕獲したイノシシの血液を用いて、毎年100頭から200頭の抗体検査を行っております。これまで全て陰性を確認いたしております。

また、この検査に加えまして、岐阜県で野生

イノシシの感染が確認されました昨年9月以降は、死亡イノシシの連絡があった場合には、病原体の有無を確認する遺伝子検査を行っておりまして、現在までに20頭全てで陰性を確認したところでございます。

県としましては、捕獲イノシシの検査を通して、県内への侵入を監視するため、9月補正の緊急対策事業で御承認いただきました、今年度1,000頭の検査を計画しており、引き続き、緊張感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 現時点では、本県の野生イノシシにおいては、CSFについて清浄性が確認されていると聞いて安心をしました。しかし、ウイルスはいつどこから侵入してくるかわかりませんので、引き続き、防疫対策には万全を期すようお願いいたします。

次に、教員採用についてお尋ねします。

全国的に教員不足が深刻化する中、宮崎県教育委員会は、大学から推薦を得た新卒予定の小学校教員採用試験受験者を対象に、特別選考試験を実施し、合格者には1次試験を免除する方針を固めたということです。九州では初めての取り組みだそうです。

宮崎県の小学校教員採用試験の倍率は、2013年度の11.6倍を境に減少し、来年度は1.7倍にまで落ち込んだそうです。資質と情熱があり、多様化する現場に対応できる教員の確保は重要です。

そんな中、臨時的任用講師は、クラス担任や部活動を受け持つなど長年の現場キャリアを持っているにもかかわらず、試験勉強をする時間的余裕がなくて、1次試験に合格できずに長いこと臨時的任用講師を続けている人も少なくないようです。

臨時的任用講師は、教育に対して情熱があるからこそ、短期契約で身分保障も少ないにもかかわらず教師を続けておられるのだと思います。こういう人こそ1次試験を免除して、正規採用の道を広げるべきではないかと考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長(日隈俊郎君) 臨時的任用講師についてであります。本県教育を支える必要な人材でありまして、講師経験を重ね、高い指導力を有する方もおられます。

そのため、教員採用試験を受けられた場合、1次試験におきましては、講師経験が2年以上ある者について、筆記試験のうち、教育関係の法令や施策など教職教養に関する内容を免除しております。

さらに、2次試験におきましても、模擬授業などの指導力を問う試験を実施しておりますが、臨時的任用講師にとりましては、日ごろの指導経験が活かされる試験内容となっているものと考えております。

今後は、即戦力として期待される臨時的任用講師の研修を一層充実させることで、正式採用となった後に必要とされる実践的指導力の育成についても取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 学校現場では、第2次ベビーブーム世代が入学した昭和50年代に大量採用された教員が退職の時期を迎えています。そのこともあって、ここ数年、新規採用の若い教員がふえており、ベテランの大量退職で、経験や指導法が十分伝えられなくなるのではないかとされています。つまり、年齢構成が極めてアンバランスになってくるということです。それをカバーしてくれるのが臨時的任用講師ではないでしょうか。キャリア十分の臨時的任用講師

が正式採用されることによって、年齢構成のアンバランスが矯正され、うまく回っていくようになるのではないかと考えます。臨時的任用講師ができるだけたくさん正規採用されることを期待します。

次に、河川パートナーシップ事業について、県土整備部長にお尋ねします。

宮崎県では、河川空間の持つ豊かで美しい自然環境を良好に維持していくための官民一体となったパートナーシップの形成を図るために、平成17年から河川パートナーシップ事業を始めています。

この事業は、一定規模の河川の草刈りを行った自治会等に対し報奨金を交付することで、地域の人々による住民参加型の河川の維持管理を行い、良好な河川環境の維持が図れるとともに、不法投棄等の防止効果も期待できるものです。

私も、地元の追手川で参加をしています。身近な川をきれいにしようと、草刈りだけにとどまらず、彼岸花を植栽したりして、河川周辺の美観の形成にも大いに貢献していると思います。

そこで、県内で河川パートナーシップ事業に参加している団体はどれぐらいあるのかをお尋ねします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 河川パートナーシップ事業は、地域の皆様と県とのパートナーシップのもと、自分たちの住む町の川に愛着を持って、よりよい河川環境を守っていくことを目的として、県が管理する河川の草刈り作業などを自治会等を実施していただき、草刈り面積に応じて報奨金を交付する事業であります。

事業を開始した平成17年度は72団体でありま

したが、年々参加していただく団体がふえ、平成30年度には678団体の方々に参加していただいている状況にあります。

○横田照夫議員 始まった当初は、刈った草は業者が処理をするということになっていたと思います。しかし、私の近くの団体で、「刈った草を上まで上げるように」と言われて、そこまではできないと判断をして河川パートナーシップ事業から離れたという団体があります。

現在、河川パートナーシップ事業で刈った草の処理方法はどうかになっていますでしょうか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） パートナーシップ事業における刈草の処理につきましては、河川への流出や飛散の防止、また防火の面から適正に実施することが必要であると考えており、自治会等の方々には草刈りの申請時に、刈り草を河川管理者に引き渡すか、あるいはみずから堆肥化するかなどの処分方法を決めていただくようにしております。

刈り草を河川管理者に引き渡す場合には、適度な範囲で草を集めていただくようお願いしているところですが、議員御指摘のように十分な説明ができておらず、誤解を招いたケースがあると伺っております。

今後は、自治会等の方々の誤解を招くことがないように、丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

○横田照夫議員 実際の草刈り現場では高齢者や女性も多く、草を刈るだけでも精いっぱいなので、刈った草を上まで上げるのには無理を感じます。せっかく住民参加型で河川環境をよくしていこうと機運が盛り上がってきていたところに、水を差すことになってはいけません。

河川パートナーシップ事業は、県の事業の中でも非常に成功している事例だと思います。ぜ

ひこれからも広がってほしいと考えますが、今後の取り組みに対しての考え方をお聞きかせください。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 河川パートナーシップ事業は、限られた予算の中、官民協働による美しい宮崎づくりの推進に寄与する効率的・効果的な事業であると考えており、自治会等の方々の御協力に感謝しているところであります。

今後とも、参加していただく自治会等をふやすことは重要でありますので、これまで行ってきました自治会への声かけや河川事業説明会での取り組みの紹介に加え、今後、県庁ホームページや行政の広報紙に掲載し公募するなど、河川パートナーシップ事業の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 自分たちの周りのことは、できるだけ自分たちでやろうと考えていただくことは、すごく大事なことだと思います。河川パートナーシップ事業を成功事例として、ほかの分野にも広がっていくことを期待したいと思います。

次は、水素社会に向けての考え方をお尋ねします。

先日、中部国際空港セントレアで燃料電池バスを見ました。運転手にも話を聞きましたが、セントレアの敷地の中に水素ステーションもあるそうです。この水素ステーションは、知多半島周辺での水素利用の促進を目的として建設されたもので、燃料電池自動車や燃料電池バスを初めとする空港島内の水素利用拡大に貢献していくということです。

このバスは、セントレアーイオンモール常滑間を運行している無料シャトルバスで、平日12往復、土日祝日27往復運行し、月間2万8,000人

が利用しているそうです。

福島県では、いわき市を中心に「いわきバッテリーバレー構想」という取り組みが行われているそうです。いわき市に近い浪江町では世界最大級の水素製造プラントが建設されており、将来は、ここで作った水素をいわき市の燃料電池車に供給することで、再生可能エネルギーの地産地消を目指すそうです。また、浪江町で生産された水素は、来年開催される東京オリンピック・パラリンピックの選手村の電源や熱源に使われる予定ということです。

このように、国内でも間違いなく水素社会の実現に向けての動きが始まっています。私はこれまで、宮崎大学が太陽光で生み出すエネルギー量の24.4%を水素エネルギーに変えることに成功し、世界最高の変換率を達成しており、実用化サイズで常時高効率な太陽光水素製造装置もできているそうで、その気になればいつでも実用化できるということなどから、宮崎県を水素製造や燃料電池製造の拠点にしていこうではないかと言ってきました。

ことしの6月議会でも、「みやざき水素スマートコミュニティ推進協議会」が昨年度発足したということで、その役割と目指すところを質問しましたが、その答弁は、「水素エネルギー活用に向けた本県の機運醸成を図っていききたい」というものでした。

先ほど言いましたように、周りでは水素社会の実現に向けて大きく動こうとしています。機運醸成だけでは間に合わないのではないのでしょうか。具体的に水素製造や燃料電池製造に取り組んでいく考えはないのかを、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 水素エネルギーは、製造コストが高いことや、日常的に利

用できる社会インフラが十分に整っていないことなど、具体的な利活用には解決すべき課題がございます。

一方、議員御指摘の宮崎大学が有する水素製造技術を活用すれば、太陽光発電と連動したエネルギーの地域循環につながる可能性もあることから、県としても、このような取り組みに対し支援を行っているところであります。

県といたしましては、今後とも水素エネルギーに関する動向を注視しながら、「みやざき水素スマートコミュニティ構想」の実現に向けて、産学官で構成する協議会を中心に、情報共有や普及啓発を図るとともに、先ほど述べました宮崎大学の先駆的な研究の実用化に向けた取り組みなど、水素需要の拡大と水素が身近に感じられる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 確かに、コストや社会インフラ等の整備が整っていない現状で、すぐに取り組んでいける状況にはないと思います。でも、宮崎大学が頑張っている中で、宮崎県を何とか水素製造と燃料電池製造の拠点として産業化できないものかと考えています。

先ほどのSociety 5.0のところでも言いましたが、これからはすごいスピードで社会の変革が起こっていくような気がします。水素社会に向けても同じように進んでいくと思いますので、決して乗りおくれるようなことがないように取り組んでいっていただきたいと思いません。

最後に、「都道府県『幸福度』ランキング」について、知事にお伺いします。

これまで、何人かの議員が触れられましたが、ことしの「都道府県『幸福度』ランキング」で、宮崎県が全国1位になりました。この

ランキングは、ブランド総合研究所がことし初めて行った住民視点で地域の課題を明らかにする「地域版SDGs調査」によるものです。

私は、初当選のときから「心豊かに暮らそうよ」という言葉をキャッチフレーズにしてきていますので、今回の全国1位は本当にうれしく思っています。

宮崎県はこれまで、本県には経済的な豊かさとお金にかえられない価値との両方が調和した新しい「ゆたかさ」を実現できる大きな可能性があるとして、「ゆたかさ」を見える化した「ゆたかさ指標」を作成し、これを宮崎のよさや価値、自分の生活を見詰め直し、地域への愛着と誇りを育む機会になればとしてきました。

今回のランキング結果の特徴は、20代、30代などの若い人の数字が高かったことにあるようです。今、本県では、若者の県外流出が大きな問題となっていますが、若い人たちが宮崎に魅力や幸福感を感じてくれていることを、県外流出に歯どめをかける方策に何らかの形で生かしていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 先般公表された「都道府県『幸福度』ランキング」におきまして、本県が全国1位となりましたこと、また、今御指摘がありましたように、特に若年層で評価が高かったということは、本当にうれしく、また誇らしく感じたところであります。

現在、若者の県内定着の促進が大きな課題となっておりますことから、県では、人材の育成や働く場の魅力向上に取り組むとともに、本県の労働環境や住環境のよさをさまざまな形でPRしているところであります。今回の結果につきましても、本県で暮らし働く魅力をあらわすデータの一つとして積極的に活用していきたい

と考えております。

実際、私自身、先月、県内2つの大学で開催された講座におきまして講義をする機会があったわけですが、それぞれ参加した学生に対し、新しい「ゆたかさ」をアピールするために県で作成しております「ゆたかさ指標」等とともに、このランキング結果を紹介し、改めて本県の魅力をアピールするとともに、ぜひ本県で就職して、将来を支える人材として頑張ってもらいたいと訴えたところであります。

今後とも、就職や生活環境の充実はもとより、本県の魅力の効果的な発信に努めることによりまして、若者を初め、多くの人々から、暮らし、働きたい場所として選ばれるみやざきづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 知事が、このランキング結果を、早速、大学生などに紹介していただいたと聞いて、大変うれしく思います。

今回のランキング調査は、幸福度のほかに満足度、定住意欲度、愛着度などいろんなランキングがあるようです。幸福度以外のランキング結果がよくわかりませんので、全体の様子はわかりませんが、でも、幸福度が第1位という結果は大いに生かしていくべきだと思います。

別の調査で幸福度ナンバーワンの常連県となっている福井県は、今回の調査では第3位ですが、ほかの項目では30位台に落ち込んでいるそうです。インターネットの中での説明では、

「福井県は幸福度が高いという長年の刷り込みによって、今回も「幸せ」と答えた人が多かったのではないかと分析しています。でも、このことは非常に大事なことでないでしょうか。例えば、学校の先生が、子供たちにいろいろな機会に「宮崎県は幸福度が日本一なんだよ」

と言って聞かせることで、子供たちがそういう思いになってくれるのではないかと考えます。ですから、教育長にも、今回の幸福度ランキングの結果を先生方に活用するように指導をしていただければと思います。

多くの県民が宮崎県に住むことに幸福感を感じてくれて、自分のふるさとに対して自信と誇りを持ってくれる、そして心の豊かさを感じながら暮らしていける、そんな宮崎県になっていくことを心から願いながら、令和元年11月定例議会の一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で一般質問は終わりました。

○丸山裕次郎議長 次に、今回提案されました議案第1号から第31号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第29号から第31号まで採決

○丸山裕次郎議長 まず、収用委員会委員及び収用委員会予備委員の任命の同意についての議案第29号から第31号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第29号から第31号までの各議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。
よって、各号議案は同意することに決定いたし
ました。

◎ 議案第1号から第28号まで委員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号から第28
号までの各号議案は、お手元に配付の付託表の
とおり、それぞれ関係の委員会に付託いたしま
す。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす5日から10日までは、常任委員会、特別
委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、11日午前10時から、常任委員
長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時48分散会

12月11日（水）

令和元年12月11日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諸の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
公安委員長	藤田紀子
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安伸
議事課長	齊藤高子
政策調査課長	日高民治
議事課長補佐	鬼川真三
議事担当主幹	山口修隆
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 常任委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第28号までの各号議案を、一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、8億3,700万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金1億5,700万円余、繰入金2億200万円余、県債4億7,700万円余であります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,131億2,600万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で800万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は165億3,500万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で6

億1,200万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,700億8,000万円余となります。

次に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る経費についてであります。

このことについて委員より、「さきに開催した県の実績等により試算した今回の概算事業費のうち、施設整備費については、今後の物価変動等でさらにふえることはないのか」との質疑があり、当局より、「新たに県が整備する陸上競技場と体育館については、現在、基本設計を行っており、今後より精度の高い事業費が算出されることとなる。現時点で、今後の資材費や人件費の推移を見込むことは困難であるが、今回試算した概算事業費を目標に、総額としてこれを超えることがないように進めていく必要があると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業費の最大限の低減を目指すとともに、施設整備後の維持管理費も含め、より精度の高い事業費を可能な限り早急に算出し、速やかに報告していただくよう要望します。

次に、県有施設維持整備基金等についてであります。

このことについて委員より、「今回の補正で防災拠点庁舎建設事業に充当後の県有施設維持整備基金の残高はどれぐらいか。また、国民スポーツ大会の施設整備にも活用する必要があるが、どれぐらい積み立てる必要があるのか」との質疑があり、当局より、「繰り入れ後の基金残高は、237億円程度である。基金の適正規模というものはないが、少しでも多くの残高を確保できれば、県債の発行が抑制できる上、当該基金は公共施設の老朽化対策の財源としても活用していくため、可能な限り積み立てたいと考え

ている」との答弁がありました。

また、このことに関連し別の委員より、「今定例会に解散を提案している県住宅供給公社の剰余金が60億円以上あると聞いているが、どのように活用するのか」との質疑があり、当局より、「提出している議案が可決されれば、国土交通省の認可を得て、清算手続に入ることとなるが、県への返還が確実となれば、貴重な財源として、その用途を議会に報告した上で活用していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、健全な財政を維持するため、基金残高の管理にもしっかりと取り組んでいただくよう要望をいたします。

なお、今定例会において、商工建設常任委員会に付託されています議案第2号に関して、同委員会との合同審査会を行いました。その審査概要については、同委員長が報告いたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

す。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で400万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,278億4,400万円余となります。

このうち、新規事業「外国人患者受入れ環境整備推進事業」についてであります。

この事業は、増加する訪日外国人や在留外国人に対して、県内医療機関の外国人患者受け入れ環境整備を推進することで、外国人が安心して医療を受けられる体制を構築するものであります。

このことについて委員より、「さまざまな関係機関による対応が必要となるが、どのように体制づくりを進めていくのか」との質疑があり、当局より、「課題の整理や対応方針検討のため、さまざまな関係機関が参加する協議の場を設けることや、医療機関に対するセミナーを開催することで、しっかり連携しながら体制を整えていきたい」との答弁がありました。

次に、民生委員・児童委員の一斉改選についてであります。

このことについて当局より、「民生委員等の定数は、宮崎市を除く市町村で1,700名であることに對して、委嘱者数は1,600名で、充足率は94.1%となっている。これは前回の一斉改選時より約3%低くなっており、民生委員のなり手がいない地区がふえている」との報告がありました。

当委員会といたしましては、今後ますます、民生委員のなり手不足が進むことが懸念されることから、各市町村の民生委員の業務実態や支援策を把握した上で、特になり手が少ない市町村との意見交換を積極的に進めていただくこと

を要望します。

次に、第2期みやぎ子ども・子育て応援プランについてであります。

このことについて委員より、「保育の無償化や幼保一元化に対応した施設整備が進む中、ソフト面でどのような支援を行うのか」との質疑があり、当局より、「県民意識調査では、子育てに対する不安や負担を感じる方が6割を超える状況が依然として改善しないことから、市町村と連携して、子育てについて相談できる拠点の全ての市町村への設置を目標とするなど、安心して子育てができる環境を整えたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「合計特殊出生率を令和6年までに1.84まで引き上げることは難しいのではないか」との質疑があり、当局より、「県の総合計画で掲げる目標をもとに定めており、福祉保健部はもとより、関係部局の施策を含め、全庁的な取り組みにより達成したい」との答弁がありました。

次に、県立病院事業の令和元年度上半期の業務状況等についてであります。

このことについて当局より、「前年度と比べ、抗がん剤などの高額医薬品の使用に伴う材料費や患者給食の業務に伴う委託費が増加しているものの、入院患者数の増や1人当たりの入院・外来収益の増により、令和元年度の1年間の決算見通しは、4,500万円余の黒字を見込んでいる」との報告がありました。

当委員会といたしましては、当局の県立病院事業の運営に係る経費削減等の取り組みについて高く評価するとともに、医療従事者の処遇や、子育てへの支援や配慮についても、より一層取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院

事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、商工建設常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 御報告申し上げます。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

議案第2号「令和元年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

これは、宮崎カーフェリー株式会社の新船建造に係る資金の一部を県が貸し付けるための経費40億円について、令和4年度までの債務負担行為を設定するものであります。

この議案については、これまで総務政策常任委員会で新船建造に関する報告を受けてきた経緯等を踏まえ、同委員会との合同審査会を開催いたしました。

この合同審査会では、まず、今後の収支の見通し、貸付金額の根拠などについて、当局からの説明があり、これに対する質疑が行われました。

また、委員会日程の2日目には、新・旧の宮崎カーフェリー株式会社の代表及び社外取締役を務める郡司副知事を参考人として招致し、そ

の後、河野知事にも出席を求め、活発な質疑が行われるなど、休日を含み4日間にわたる審査を行いました。

審査では、あらゆる観点からの熱心な議論がなされたところではありますが、その中から、主なものを3つに整理して報告いたします。

まず1つ目は、経営計画の妥当性についてであります。

このことについて委員より、「収支計画にあるように、確実に黒字化する見通しがあるのか」との質疑があり、参考人の現宮崎カーフェリー株式会社の代表取締役より、「トラック積載台数の増加による需要の取り込みなどにより収入をふやすとともに、費用の多くを占める燃料油の仕入れ価格の引き下げ交渉などにより経費を抑えることで利益を出す見込みであり、収支計画は十分に達成できると考えている」との答弁がありました。

次に、2つ目は、年内契約の必要性と安全性の担保についてであります。

このことについて委員より、「年内契約の必要性があるのか」との質疑があり、当局より、「造船所の船台の予約を既に行っており、そのスケジュールの都合はもとより、来年1月1日に施行されるSOx規制強化に伴う燃料費負担増を抑えるために、SOx規制に対応した新船の早期建造が必要となっているためである」との答弁がありました。

また、参考人質疑において複数の参考人より、「SOx規制が強化されることに加えて、旅客船が座礁や衝突により損傷しても、沈まずに復原性を維持する損傷時復原性を確保するための基準が来年1月1日に改正される予定であり、改正後は新たな基準に適合した船舶とする必要があるが、現行の基準においても安全性は

担保されていることから、年内に建造契約を締結したいと考えている」との答弁がありました。

これに対し別の委員より、「経済性を優先したものではないのか」との質疑があり、当局より、「人命を第一に、安全性に配慮した構造にすることは、県が出資している会社であることから非常に大事であるので、安全性の確保について責任を持って会社に申し入れたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、より安全性を尊重した船舶を建造することを強く要望いたします。

最後に3つ目は、金融機関の貸付利率についてであります。

このことについて複数の委員より、「金融機関からの融資に適用される貸付利率の計画値が2.5%となっているが、民間企業への一般的な貸付利率と比較すると高過ぎるのではないか。新船建造にオール宮崎で取り組むのであれば、金融機関と再度交渉して、少しでも利息負担を減らすよう最大限の努力をすべきではないか」との意見がありました。

このことについて、知事に対し貸付利率低減のために金融機関と交渉するよう要請を行ったところ、知事より、「カーフェリー航路は本県経済の生命線であり、本県の将来のためにも政治生命をかけて維持していかなければならない覚悟を持っており、金融機関との交渉についても取り組んでまいりたい」との答弁があり、最終日には、その後の交渉を踏まえて、当局より、「4行のうち3行については貸付利率を下げるとの確約を得るとともに、残り1行についても、現在、要請活動を行っているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、会社の経営安定はフェリー航路の維持や長期的な収支計画の改善において重要であることから、貸付利率の低減について、引き続き努力を行うよう強く要望いたします。

このほか、県が40億円、宮崎市が5億円を貸し付ける負担割合について、「宮崎市に対してさらなる支援を再度要請すべきではないか」との意見がありました。

なお、委員より当議案に係る附帯決議の提出が提案されましたが、全会一致とならず、委員会としての提出は見送ることとなりました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5,100万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は246億5,300万円余となります。

次に、環境森林部所管工事の入札における不調・不落対策についてであります。

このことについて当局より、「環境森林部の工事は、地形が急峻な山間部など、条件の厳しい現場が多いことなどから、令和元年度上半期の不調・不落の発生率が37.5%に及んでいるため、これまでの対策に加え、支障木伐採等の費用の積算方法の見直しや労務単価の高い山林砂防工の適用範囲の拡大を行うことで、不調・不落の防止を図っていきたい」との報告がありました。

これに対して委員より、「不調・不落を防止するためには、業者に余裕がある年度当初に発注するなど、施工時期の平準化も必要ではないか」との質疑があり、当局より、「施工時期の平準化については、業者からも強い要望があることから、測量・設計の前年度予算化を国に要望するとともに、債務負担行為の活用なども含め、今後も、その平準化に向けて積極的に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今回の対策とあわせて、大規模災害等が発生した際にもしっかりと対応できるよう、適正な積算を行うなど、業者の育成にも取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億5,900万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は429億6,400万円余となります。

このうち、「サツマイモ基腐病緊急対策推進事業」についてであります。

この事業は、沖縄県や鹿児島県に続き、本県でも発生したサツマイモ基腐病の被害拡大を防止するため、健全な種芋や苗への更新等を推進

することで感染源を絶ち、将来にわたり持続可能な産地の復興を図るものです。

このことについて複数の委員より、「抜本的な防除対策を確立するためには、県内で発生した感染経路の解明が必要ではないか」との意見があり、当局より、「昨年度から、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構を中心に、本県総合農業試験場、鹿児島県農業開発総合センターが連携し、伝染源の解明や防除体系の構築に向けた研究に取り組んでいる。引き続き、関係機関と連携しながら研究を重ね、感染経路の解明等に努めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「徹底した防除対策とあわせて、農家の生産意欲が低下しないよう、市町村や関係機関と連携し、農家の意向も確認しながら、代替作物への転換に向けた支援など、さまざまな対策を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、川崎市内県有地の貸し付けに係る優先交渉権者の決定についてであります。

このことについて当局より、「首都圏への農産物を含む県産品輸送の安定的で効率的な物流体制を構築するため、プロポーザル方式により、県有地の貸し付けに係る優先交渉権者を選定した。今後は、契約締結に向けて貸付料や契約期間、具体的な利用計画等について協議していく」との報告がありました。

これに対して複数の委員より、「農産物等の流通施設であることが前提となっているが、売却や他の利活用については検討したのか」との質疑があり、当局より、「当該県有地は、川崎市へのフェリー就航に合わせて、本県の基幹産業である第1次産業を支援するために取得した土地であるため、農産物等の流通拠点施設を整

備することを前提に検討した」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「本県は首都圏から遠く、運送業界の人手不足も課題となっている中で、将来的にも農産物等の物流拠点として機能するのか」との質疑があり、当局より、「パレット輸送などによる荷役作業の負荷軽減や休憩施設の整備等によるドライバーの負担軽減とあわせて、鮮度を保持するためのコールドチェーン体制の整備や、関係機関が一体となって品目を絞った効率的な生産・輸送に取り組むことで、将来にわたって持続可能な輸送体制を構築してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県有地は県民の大切な財産であり、最大限有効に活用する必要があることから、県の貸付料の確保はもとより、本県農業と運送業界の振興に寄与する物流拠点施設となるよう、優先交渉権者と協議していただくよう要望します。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、電気事業会計において、事業費及び資本的支出で2,800万円余の減額補正を行うものであり、この結果、補正後の事業費及び資本的支出の合計は68億5,200万円余となります。

これは、綾第二発電所大規模改良事業について、令和3年度中にFIT（再生可能エネルギー固定価格買取）制度の確実な認定を受けるため、設計と施工を分離発注する方式の当初計画から、早期に事業を進められる設計と施工を一括発注する方式に変更することに伴うものです。

このことについて委員より、「当初計画と変更計画で、どれだけの収入の差があるのか」との質疑があり、当局より、「FIT制度認定を受けると、1キロワットアワー当たり20円となり、現在の売電価格の8.7円で計算した場合と比べると、約11円高くなる。綾第二発電所は、年間1億キロワットアワーの発電量があるため、年間で約11億円の収入増となり、20年間では約220億円の増加が見込まれる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「変更計画は相当の効果が見込まれるが、企業局において十分検討された結果であり、高く評価したい」との意見がありました。

次に、教育委員会における運転免許証保有の調査結果についてであります。

このことについて当局より、「公立小学校教頭の無免許運転に伴う現行犯逮捕を受け、教職員に対して、運転免許証保有の緊急点検調査を

行ったところ、不適正な事案が2件あり、現在、詳細な調査を行っている。事実関係が明らかになり次第、厳正に対処したい」との報告がありました。

これに対して委員より、「大半の教職員が一生懸命教育活動をされている中で、非常に残念である。今回の事案は、無免許の状態で通勤や公務で車を運転したものであり、現行犯ではないが、明らかに法律違反である。教育委員会としての処分があり得るのか」との質疑があり、当局から、「事実関係が明らかになった時点で、我々としても厳正に判断していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、児童生徒の見本となるべき教職員の不祥事は、県民の信頼を失うことにつながるため、教育委員会において、今回の事案に至った原因の究明と、万全の再発防止策を講じていただくよう要望いたします。

次に、県警察本部によるストーカー事案への対応についてであります。

このことについて複数の委員より、「ストーカー事案の行政措置実施状況について、県内の警告と禁止命令の合計数は全国7位となっており、九州内で他県と比較した場合は、禁止命令より警告の割合が高いが、これは県警として何か方針があるのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「被害防止、被害者保護のため、手続上、時間がかかる禁止命令よりも、予防先制的に書面警告を行って、対象者に行為をやめさせている。また、被害の度合いが高い場合、また再被害の発生が予想される場合には、禁止命令をかける準備も同時並行で行っており、警告に応じない対象者には禁止命令を行い、それに違反した場合には即座に身柄拘束を行っている」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「事前の予防的警告は、抑止効果が期待できる。宮崎県警における警告や禁止命令の件数が多いことは、被害者に寄り添った対応と言えるのではないかと評価する意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑、討論の通告はありません。

◎ 議案第1号から第28号まで採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第28号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員

長の申し出のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和元年12月11日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 議会運営委員長 外山 衛

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書

議員発議案第2号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

議員発議案第3号

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書

議員発議案第4号

水産業の体質強化を求める意見書

令和元年12月11日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 宮崎県議会議員 日高 博之

中野 一則

外山 衛
山下 博三
窪菌 辰也

ございます。

私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議員発議案第1号「国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書」について、反対の立場から討論をいたします。

大規模な災害が相次いでおります。連続する大地震に、日本列島の地震活動が活発になっているという指摘もあります。風水害の激甚化は、地球規模での気候変動が影響していることは否定できないと思います。

自然災害が多発する日本列島で、国民の命と財産を守ることは政治のかなめであり、従来の延長線上でない防災・減災対策の抜本的な強化が求められていると思います。

こうしたもとの公共事業を、これまでのように大規模開発、新規事業優先で進めてよいのかが問われております。安全・安心の防災・減災対策、老朽化対策を公共事業の基本に据えることが必要であると考えます。

我が党が問題にする一つが、本意見書の国土強靱化基本法に対する態度であります。強靱化基本法には幾つかの問題がありますが、一つだけ挙げておきたいと思います。

それは、基本法が巨大開発事業の復活、拡大を進める根拠を与えたこととあります。基本方針には、「国家及び社会の重要な機能の代替性の確保」「国際競争力の向上」を基本理念に掲げており、その結果が大都市環状道路、巨大ダム事業、国際コンテナ戦略港湾などの大規模開発事業に巨額の財政が投入されております。凍結・見直しされた関門海峡横断道路、ダム再生事業、新たな新幹線計画への調査費計上など復活させようとしています。

大型開発には巨額の予算が注ぎ込まれる一方で、防災・減災対策の公共事業は大きく立ちお

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

宮崎カーフェリー株式会社への貸付に係る
附帯決議

◎ 議員発議案第1号から第5号まで追加上程

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第1号から第4号までの各号議案を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) おはようご

くれております。2018年度の防災・安全交付金は1兆1,028億円でありましたが、地方が要望した額は2兆円でありました。したがって、地方が必要とする防災・老朽化対策の半分を切り捨てているものであります。

国土強靱化基本法の問題点に触れず予算確保を要求することは、自己矛盾に陥ると思いません。

第2の問題は、意見書が「長期安定的に必要な社会資本整備、管理が進められるよう、新たな財源を創設すること」と述べていることでもあります。「新たな財源を創設する」とは、広く解釈することができます。新たに広く国民に税負担を求め財源を確保することも、当然、この解釈の中に入ります。

防災・減災、さらに老朽化対策などの名目をもって、国民に新たな税を求めることができるのか。国民生活の実態からもできません。また、日本の経済のあり方からも、国民にこれ以上の負担を求めてはならないと思いません。

1989年の税収は、所得税が約26兆円、法人税が19兆円、消費税が3兆3,000億円でありました。2019年の予算でありますけど、所得税が19兆9,000億円、法人税が12兆9,000億円、消費税が19兆4,000億円。この間に、所得税と消費税は、29兆3,000億円が39兆3,000億円に10兆円ふえて、法人税は7兆円減少しています。国民にとっては、消費税と所得税だけではありません。国民健康保険税や介護保険料などがあり、国民の可処分所得は減り続けております。それによって、日本は経済成長がとまった国となりました。

国際通貨基金（IMF）の統計で見ると、この20年間で、名目GDP国民総生産の伸び率は、オーストラリアが231.9%、アメリカ

が139.9%、イギリスが123.2%、フランスは82.0%、ドイツが70.5%、イタリアが61.2%であるのに対し、日本は2.8%であります。

大企業は史上空前のもうけを上げ、内部留保は440兆円に達しております。一方で、法人税の税収は減少しており、税のあり方が問われていると思えます。今以上に国民に税負担を求めるなら、国内消費はさらに落ち込み、経済が後退することは必至であります。それは、税収の落ち込みに連動することとなります。

税制のあり方について述べることはいたしません。本意見書は以上のような問題点を含んだものであり、同意できないものであります。

以上で討論を終わります。（拍手）〔降壇〕
○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。
まず、議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号から第4号まで採決

○丸山裕次郎議長 次に、議員発議案第2号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第5号提案理由説明

○丸山裕次郎議長 次に、議員発議案第5号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) それでは、ここで発議者を代表して、「宮崎カーフェリー株式会社への貸付に係る附帯決議」の提案理由を説明させていただきます。

宮崎カーフェリー株式会社は、フェリー船舶の老朽化や、昨今の旅客・貨物ニーズへ対応するため、新船の建造を計画していますが、設立間もなく、自己資金の蓄積が十分ではないことなどから、建造費を金融機関からの資金調達で賄うことができず、行政支援を要請しているところであります。

この要請に関連して、県当局から、新船建造資金として40億円を貸し付ける旨の議案が今議会に提出されました。

これを受け、本県議会は、今後の同社の収支見通しを初め、貸付金額の根拠などについて、参考人招致を行うなど慎重かつ綿密に審議を重ね、さまざまな議論がなされたところであります。

一方、本県は、関東・関西などの大消費地から遠隔地にあるため、本県経済の持続的な発展を図っていくためには、長期的かつ安定的に長距離輸送を確保していくことが極めて重要になってきます。

また、トラックドライバーの不足や長時間労働の是正などから、長距離輸送が困難化しつつ

あるため、その対策として、ドライバーの就労条件を改善するとともに大量輸送能力にすぐれた長距離フェリー航路への期待は高まっている状況にあります。

そのため、今回の新船建造に際しては、船体の安全対策はもちろんのこと、同社の収支計画が着実に達成され、貸付金の返済が確実に進むよう、同社への貸し付けに係る債務負担行為の設定に当たっては、1つ、今後とも宮崎市に対し、会社経営安定化に向けた支援を働きかけること、2つ、同社に対する金融団の貸付利子の低減を含め、支払い利息の圧縮に向け、さらに取り組むこと、3つ、貸付金が確実に償還されるよう、県は同社に対し徹底した経営指導を行うこと、以上3つの事項を求めるものであります。

何とぞ議員各位の御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 提出者の説明は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮

崎、満行潤一です。

議員発議案第5号「宮崎カーフェリー株式会社への貸付に係る附帯決議」について、反対の立場で討論をいたします。県民連合宮崎は、40億円融資に伴う債務負担行為については、先ほどの採決で賛成しました。

県民連合宮崎は、40億円融資について、各議員が返済に対する不安を抱き、さまざまな意見を出し合い、熱心に議論されたことには、敬意を表するものです。

しかし、この附帯決議案提出については、委員会審査の中で、「附帯決議案の中身は委員長報告に盛り込めば事足りる」との理由で賛同しませんでした。

この決議案に反対する理由を簡潔に申し上げます。

まず、記書き1についてです。「今後とも宮崎市に対し」とありますが、決議に特定自治体名を表記することは、対等な関係にある他の自治体に対して礼を失することにならないか。名指しされた宮崎市、宮崎市議会から、「なぜ、宮崎市だけ支援の働きかけなのか」との反発は当然予想されます。例えば国会決議で、「宮崎県に対し」と名指しされることを想像していただきたい。

カーフェリーの恩恵は県内広く、多くの県民、企業に及びます。むしろ、オール宮崎として支える意味からも、全ての自治体に会社支援を働きかける、そのような決議が求められると思います。各議員の冷静な判断を求めるところであります。

記書き2には、「会社に対する金融団の貸付金利の低減を含め」とありますが、金利は、提供できる担保物件や長期的財務内容など、信用リスクの高低によって、市場原理により必然的

に決まります。新会社は、旧会社の清算の後に設立され、また設立から間もなく、自己資金も十分でない状況にあります。旧会社の清算に当たって、債権放棄をしていただいた金融機関もあります。

こうした中、県当局の関与があったからこそ2.5%の金利に落ちついたはずです。会社に対し、「支払利息の圧縮に向け努力するよう要請する」という表現で十分だと考えます。

重ねて、各議員の冷静な判断を要請し、私の討論といたします。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第5号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

議員発議案第5号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○丸山裕次郎議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣す

ることに決定いたしました。

○丸山裕次郎議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

◎ 知事発言

[知事「議長」と呼ぶ]

○丸山裕次郎議長 知事。

[「発言の意図がわからない」と呼ぶ者あり]

○知事(河野俊嗣君) 発言のお許しをいただきましたことに、感謝を申し上げます。

県議会の皆様には、フェリーの新船建造に関する議案について、熱心に御審議を賜り、議決いただきましたことに対し、心より感謝を申し上げます。

この議案につきまして、さまざまな御意見がありましたこと、重く受けとめなければならぬと考えております。本県経済の生命線であり、ます長距離フェリー航路の長期的かつ安定的な維持に向けて、今後とも全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

引き続き、県議会の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。以上であります。

◎ 閉 会

○丸山裕次郎議長 本年も、あと二十日を残すのみとなりました。

執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、令和元年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時55分閉会

資 料

令和元年 11月定例県議会日程

17日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
11. 25	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
26	火	休 会	(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
27	水			
28	木	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
29	金			
30	土	休 会	(閉 庁 日)	
12. 1	日			
2	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
3	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
4	水			議会運営委員会 9:30
5	木	休 会	常 任 委 員 会	
6	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
7	土		(閉 庁 日)	
8	日			
9	月		特 別 委 員 会	議会運営委員会
10	火		(議 事 整 理)	
11	水		本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和元年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
議案第2号 令和元年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
議案第3号 令和元年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
議案第4号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
議案第5号 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例
議案第6号 国営川南原土地改良事業負担金徴収条例
議案第7号 国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例
議案第8号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第10号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
議案第12号 特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例
議案第13号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
議案第15号 宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例
議案第16号 卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例
議案第17号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例
議案第18号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
議案第19号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第20号 職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例
議案第21号 工事請負契約の締結について
議案第22号 工事請負契約の変更について
議案第23号 工事請負契約の変更について
議案第24号 損害賠償額の決定について
議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第27号 当せん金付証券の発売について
議案第28号 宮崎県住宅供給公社の解散について
議案第29号 収用委員会委員の任命の同意について
議案第30号 収用委員会委員の任命の同意について
議案第31号 収用委員会予備委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

11月28日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	坂口 博美	10:00~11:00	
2	県民連合宮崎	岩切 達哉	11:00~12:00	休憩
3	公 明 党	重松幸次郎	13:00~14:00	
4	自由民主党	野崎 幸士	14:00~15:00	

11月29日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	山下 寿	10:00~11:00	
6	県民連合宮崎	田口 雄二	11:00~12:00	休憩
7	郷 中 の 会	有岡 浩一	13:00~14:00	
8	日本共産党	前屋敷恵美	14:00~15:00	

12月2日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	脇谷のりこ	10:00~11:00	
10	県民連合宮崎	高橋 透	11:00~12:00	休憩
11	自由民主党	濱砂 守	13:00~14:00	
12	自由民主党	武田 浩一	14:00~15:00	

12月3日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	県民連合宮崎	太田 清海	10:00~11:00	
14	自由民主党	日高 陽一	11:00~12:00	休憩
15	自由民主党	西村 賢	13:00~14:00	
16	自由民主党	内田 理佐	14:00~15:00	

12月4日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	県民の声	井上紀代子	10:00~11:00	
18	公明党	河野 哲也	11:00~12:00	休憩
19	自由民主党	横田 照夫	13:00~14:00	

議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和元年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第3号	令和元年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)					可決
第4号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例				可決	
第6号	国営川南原土地改良事業負担金徴収条例				可決	
第7号	国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例				可決	
第8号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決		可決		
第9号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第10号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第11号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第12号	特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例					可決
第13号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決			
第14号	宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例		可決			
第15号	宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例				可決	
第16号	卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例				可決	
第17号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例				可決	
第18号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第19号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第20号	職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第21号	工事請負契約の締結について			可決		
第22号	工事請負契約の変更について			可決		
第23号	工事請負契約の変更について			可決		
第24号	損害賠償額の決定について					可決
第25号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第26号	公の施設の指定管理者の指定について					可決
第27号	当せん金付証票の発売について	可決				
第28号	宮崎県住宅供給公社の解散について			可決		

※ 議案第29号～第31号(人事案件)は、採決済み。

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和元年11月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	12月11日・可 決
" 第2号	令和元年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	"
" 第3号	令和元年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）	"
" 第4号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	"
" 第5号	国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例	"
" 第6号	国営川南原土地改良事業負担金徴収条例	"
" 第7号	国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例	"
" 第8号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第9号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	"
" 第10号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	"
" 第11号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	"
" 第12号	特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例	"
" 第13号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	"
" 第14号	宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	"
" 第15号	宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例	"
" 第16号	卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例	"
" 第17号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例	"
" 第18号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	"
" 第19号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	"
" 第20号	職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例	"
" 第21号	工事請負契約の締結について	"
" 第22号	工事請負契約の変更について	"

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第23号	工事請負契約の変更について	12月11日・可 決
〃 第24号	損害賠償額の決定について	〃
〃 第25号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第26号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第27号	当せん金付証券の発売について	〃
〃 第28号	宮崎県住宅供給公社の解散について	〃
〃 第29号	収用委員会委員の任命の同意について	12月4日・同 意
〃 第30号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第31号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
議員発議案 第1号	国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書	12月11日・可 決
〃 第2号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書	〃
〃 第3号	太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を 求める意見書	〃
〃 第4号	水産業の体質強化を求める意見書	〃
〃 第5号	宮崎カーフェリー株式会社への貸付に係る附帯決議	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書

我が国は近年、豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の激甚化、頻発化にさらされている。本年も、台風15号、17号、19号などで甚大な被害が発生しており、自然災害に事前から備える国土強靱化の更なる推進が喫緊の課題となっている。

本県においても、これまでにさまざまな自然災害に見舞われ、南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されており、高速道路のミッシングリンクの解消や4車線化等による道路ネットワークの機能強化をはじめ河川・海岸堤防や港湾施設などの社会資本の整備を早急に進めるためにも緊急対策を拡充・継続していくことが必要である。

一方で、現有ストックの老朽化が進んでいるため、平常時はもとより、社会資本が災害時に確実に機能を発揮できるよう、必要な対策を講じていくことが求められており、予防保全への転換を図りながら、中長期的な視点に立って戦略的に修繕や更新等を進めていくための予算の確保が不可欠となっている。

よって、国会及び政府においては、これらの状況を踏まえ、自然災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、地方創生の取組とも連携した国土強靱化対策のより一層の推進を図られるよう、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 県民の生命、財産を守るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を拡充するとともに、令和3年度以降も継続すること。また、国や県が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 2 長寿命化計画に基づく現有ストックの戦略的な修繕や更新等が確実に進められるよう、
 - (1) 老朽化対策に必要な予算の別枠確保及び補助化による重点整備を図ること。
 - (2) 補助化の際には、地方負担分について地方財政措置の拡充を行うこと。
- 3 長期安定的に必要な社会資本整備、管理が進められるよう、新たな財源を創設すること。
- 4 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月11日

宮崎県議会

衆議院 参内閣 内務大臣 内閣府	議院 総務大臣 国土強靱化特命担当大臣	院 総務大臣 交通大臣	議院 大臣 大臣 大臣	長官 大臣 大臣 大臣	大山安麻高赤菅 武	島東倍生市羽 田	理昭晋太早一義 良	森子三郎苗嘉偉 太	殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿
---------------------------	---------------------------	-------------------	----------------------	----------------------	--------------	-------------	--------------	--------------	------------

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

近年、自然災害が激甚化、広域化、長期化し、本年も台風15号、台風19号をはじめとした大規模災害により、国内各地で甚大で広範囲に及ぶ被害をもたらした。こうした中で、被災された住民の生活再建を支援していく制度を拡充することは、喫緊の課題である。

しかしながら、同一の災害で被災したにもかかわらず、災害規模の要件が当てはまらず適用対象外となり被災者間に不均衡が生じている事例や、住宅の建設・購入・補修費など多額の支出を要する再建費用に対し、現行の支給額では不十分となっている問題など、災害規模要件や支給対象、支給限度額などの課題が浮き彫りとなっている。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求める。

記

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金の引き上げを行うこと。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を引き上げること。また、都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置を講じること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
内閣府特命担当大臣 (防災)	武田良太殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	西村康稔殿

議員発議案第3号

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書

パリ協定の枠組みの下、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、FIT買取期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念が生じている。

よって、国会及び政府においては、今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入を更に促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けて、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、現在は努力義務となっている発電事業者から地域住民への事前説明について、一定規模以上の案件については遵守事項とするとともに、その具体的な手続きを事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取組を行うこと。
- 2 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
- 3 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	大	臣	安	倍	晋	三
経	済	産	業	大	臣	梶	山	弘	志
環	境	大	臣	小	泉	進	次	郎	殿

水産業の体質強化を求める意見書

今年度から始まった水産政策の改革にともなう水産資源管理は、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、最大持続生産量の概念をベースとする方式に変更になった。これを着実に実行するには、国全体としての資源管理指針を定める必要がある。その上で、適切な資源管理に取り組む漁業者は、漁獲量を削減する必要があるため漁業経営のセーフティネットとして漁業収入安定対策の機能強化が必要である。

また、水産政策の改革では、IUU（違法・無規制・無報告）漁業対策や水産物輸出の促進のためにトレーサビリティを推進することになっており、それには漁獲証明の法制化による流通改善や水産物の消費拡大が必要である。

よって、国会及び政府においては、漁業者らが安心して水産改革に取り組めるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 漁業収入安定対策の機能強化を図るために必要な法整備を行うこと。
- 2 水産物のトレーサビリティを推進するために漁獲証明に係る法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿	
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿	
内	閣	総	理	大	臣	安	倍	晋	三	殿
農	林	水	産	大	臣	江	藤		拓	殿

議員発議案第5号

宮崎カーフェリー株式会社への貸付に係る附帯決議

宮崎カーフェリー株式会社（以下「会社」という。）は、フェリー船舶の老朽化や、昨今の旅客・貨物ニーズへ対応するため、新船の建造を計画しているが、設立間もなく、自己資金の蓄積が十分ではないことなどから、建造費を金融機関からの資金調達で賄うことができず、行政支援を要請しているところである。

この要請に関連して、県当局から、新船建造資金として40億円を貸し付ける旨の議案が今議会に提出された。

これを受け、本県議会は、今後の会社の収支の見通しを始め、貸し付け金額の根拠等について、参考人招致も行うなど慎重かつ綿密に審議を重ね、様々な議論がなされたところである。

一方、本県は、関東・関西などの大消費地から遠隔地にあるため、本県経済の持続的な発展を図っていくためには、長期的かつ安定的に長距離輸送を確保していくことが極めて重要であり、また、トラックドライバーの不足や長時間労働の是正等から、長距離輸送が困難化しつつあるため、その対策として、ドライバーの就労条件を改善するとともに大量輸送能力に優れた長距離フェリー航路への期待は高まっている状況にある。

そのため、今回の新船建造に際しては、船体の安全対策はもちろんのこと、会社の収支計画が着実に達成され、貸付金の返済が確実に行われるよう、会社への貸付に係る債務負担行為の設定に当たって、次の事項を付するものとする。

記

- 1 今後とも宮崎市に対し、会社経営安定化に向けた支援を働きかけること。
- 2 会社に対する金融団の貸付利子の低減を含め、支払利息の圧縮に向け、さらに取り組むこと。
- 3 貸付金が確実に償還されるよう、県は会社に対し徹底した経営指導を行うこと。

以上、決議する。

令和元年12月11日

宮 崎 県 議 会

提出先

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議 員 派 遣

令和元年12月11日

次のとおり、議員を派遣する。

1 令和元年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす。
- (2) 派遣場所 大分県大分市
- (3) 期 間 令和2年1月31日（金）から
令和2年2月 1日（土）まで
- (4) 派遣議員 蓬原 正三 井本 英雄 濱砂 守 日高 陽一
武田 浩一 内田 理佐 太田 清海 田口 雄二
河野 哲也 前屋敷恵美

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容	
11月25日	月	本 会 議	議長挨拶 開 会 会議録署名議員指名（脇谷のりこ議員、満行潤一議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第31号上程 知事提案理由説明	
11月26日	火	休 会	(議案調査)	
11月27日	水			
11月28日	木	本 会 議	一般質問（坂口博美議員、岩切達哉議員、重松幸次郎議員、 野崎幸士議員）	
11月29日	金		一般質問（山下 寿議員、田口雄二議員、有岡浩一議員、 前屋敷恵美議員）	
11月30日	土	休 会	(閉庁日)	
12月1日	日			
12月2日	月	本 会 議	一般質問（脇谷のりこ議員、高橋 透議員、濱砂 守議員、 武田浩一議員）	
12月3日	火		一般質問（太田清海議員、日高陽一議員、西村 賢議員、 内田理佐議員）	
12月4日	水		一般質問（井上紀代子議員、河野哲也議員、横田照夫議員） 採決（議案第29号～第31号）（同意） 議案委員会付託	
12月5日	木	休 会	常任委員会	
12月6日	金			
12月7日	土			
12月8日	日			
12月9日	月			特別委員会・常任委員会
12月10日	火			(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月11日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 採決（議案第1号～第28号）（可決） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第5号追加上程 討論（議員発議案第1号に反対）（来住一人議員） 採決（議員発議案第1号）（可決） 採決（議員発議案第2号～第4号）（可決） 提案理由説明（議員発議案第5号）（日高博之議員） 討論（議員発議案第5号に反対）（満行潤一議員） 採決（議員発議案第5号）（可決） 議員派遣の件 知事発言 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 副 議 長 山 下 博 三

宮 崎 県 議 会 議 員 脇 谷 の り こ

宮 崎 県 議 会 議 員 満 行 潤 一

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員